

令和元年 1 1 月定例会

# 農 水 経 済 委 員 会

予算決算委員会（農水経済分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## (委員間討議)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1、開催日時・場所          | 1 |
| 2、出席者              | 1 |
| 3、経過               |   |
| 《委員会》              |   |
| 審査内容等に関する委員間討議（協議） | 1 |

## (第1日目)

|           |   |
|-----------|---|
| 1、開催日時・場所 | 3 |
| 2、出席者     | 3 |
| 3、審査事件    | 3 |
| 4、付託事件    | 3 |
| 5、経過      |   |

### (産業労働部)

#### 《分科会》

|              |     |
|--------------|-----|
| 産業労働部長予算議案説明 | 5   |
| 新産業創造課長補足説明  | 5   |
| 予算議案に対する質疑   | 6   |
| 予算議案に対する討論   | 2 3 |

#### 《委員会》

|               |     |
|---------------|-----|
| 産業労働部長総括説明    | 2 3 |
| 議案に対する質疑      | 2 6 |
| 議案に対する討論      | 2 8 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 2 8 |
| 陳情審査          | 2 8 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 3 0 |

## (第2日目)

|           |     |
|-----------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 5 7 |
| 2、出席者     | 5 7 |
| 3、経過      |     |

### (水産部)

#### 《分科会》

|            |     |
|------------|-----|
| 水産部長予算議案説明 | 5 7 |
| 漁港漁場課長補足説明 | 5 8 |
| 予算議案に対する質疑 | 5 9 |
| 予算議案に対する討論 | 7 1 |

#### 《委員会》

|               |     |
|---------------|-----|
| 水産部長所管事項説明    | 7 2 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 7 4 |
| 陳情審査          | 7 5 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 8 4 |

**(第3日目)**

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1、開催日時・場所 .....     | 109 |
| 2、出席者 .....         | 109 |
| 3、経過<br>(農林部)       |     |
| 《分科会》               |     |
| 農林部長予算議案説明 .....    | 109 |
| 農政課長補足説明 .....      | 110 |
| 畜産課長補足説明 .....      | 111 |
| 森林整備室長補足説明 .....    | 112 |
| 予算議案に対する質疑 .....    | 113 |
| 予算議案に対する討論 .....    | 125 |
| 《委員会》               |     |
| 農林部長所管事項説明 .....    | 126 |
| 決議に基づく提出資料の説明 ..... | 128 |
| 農産園芸課長補足説明 .....    | 129 |
| 陳情審査 .....          | 130 |
| 議案外所管事項に対する質問 ..... | 138 |
| 4、審査結果報告書 .....     | 166 |

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：産業労働部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：産業労働部）
- ・分科会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：水産部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：水産部）
- ・分科会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（農林部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：農林部）

1 1 月 2 7 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年11月27日

自 午後 1時30分  
至 午後 1時33分  
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

|      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 大場 博文 君 |
| 副委員長 | 浦川 基継 君 |
| 委員   | 田中 愛国 君 |
| 〃    | 徳永 達也 君 |
| 〃    | 山田 博司 君 |
| 〃    | 堀江ひとみ 君 |
| 〃    | 山田 朋子 君 |
| 〃    | 近藤 智昭 君 |
| 〃    | 久保田将誠 君 |
| 〃    | 赤木 幸仁 君 |

3、欠席委員の氏名

|    |         |
|----|---------|
| 委員 | 溝口芙美雄 君 |
| 〃  | 麻生 隆 君  |

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【大場委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、田中委員、山田博司委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査の方法等について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時31分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【大場委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

— 午後 1時33分 散会 —



# 第 1 日 目

# 1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月10日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時13分  
於 委員会室 4

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 産業政策課長                   | 小林 純 君  |
| 企業振興課長                   | 宮地 智弘 君 |
| 企業振興課企画監<br>(企業誘致推進担当)   | 佐倉 隆朗 君 |
| 新産業創造課長                  | 井内 真人 君 |
| 新産業創造課企画監<br>(海洋・環境産業担当) | 福重 武弘 君 |
| 経営支援課長                   | 吉田 憲司 君 |
| 若者定着課長                   | 宮本浩次郎 君 |
| 雇用労働政策課長                 | 吉村 邦裕 君 |

# 2、出席委員の氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 大場 博文 君 |
| 副委員長(副会長) | 浦川 基継 君 |
| 委 員       | 田中 愛国 君 |
| 〃         | 溝口芙美雄 君 |
| 〃         | 徳永 達也 君 |
| 〃         | 山田 博司 君 |
| 〃         | 堀江ひとみ 君 |
| 〃         | 山田 朋子 君 |
| 〃         | 麻生 隆 君  |
| 〃         | 近藤 智昭 君 |
| 〃         | 久保田将誠 君 |
| 〃         | 赤木 幸仁 君 |

# 6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第119号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）  
（関係分）

第122号議案

令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算  
（第1号）（関係分）

第123号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）  
（関係分）

第125号議案

令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算  
（第2号）（関係分）

# 3、欠席委員の氏名

な し

# 4、委員外出席議員の氏名

な し

# 5、県側出席者の氏名

|                                         |         |
|-----------------------------------------|---------|
| 産業労働部長                                  | 廣田 義美 君 |
| 産業労働部政策監<br>(産業人材育成・県内定着<br>促進・働き方改革担当) | 貞方 学 君  |
| 産業労働部政策監<br>(新産業振興担当)                   | 三上 建治 君 |
| 産業労働部次長                                 | 村田 誠 君  |
| 工業技術センター所長                              | 橋本 亮一 君 |
| 窯業技術センター所長                              | 中野 嘉仁 君 |

# 7、付託事件の件名

○農水経済委員会

(1) 議 案

第131号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

第137号議案

公の施設の指定管理者の指定について

(2) 請 願

な し



(3) 陳 情

- ・西海市西彼町小迎地区農地整備事業における  
河口海域汚濁未然防止策の強化について
- ・県の施策に関する要望書（豪雨被害箇所の早期復旧について 外）
- ・要望書（福祉医療制度の助成対象範囲の拡大について 外）
- ・主要農作物種子法廃止に関する陳情書
- ・要望書（空港の整備等について 外）
- ・要望書（半島振興対策の充実について 外）
- ・令和2年度 長崎県農林施策に関する要請書
- ・令和2年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・要望書（道路の整備について 外）
- ・要望書（各魚市場の水揚げ情報の周知について）

---

8、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前10時 0分 開会 —  
-----

【大場委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第131号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」ほか1件であります。

そのほか、陳情10件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、農水経済分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分のほ

か3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおりいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのように進めることといたします。

次に、審査内容（案）について協議いたします。

お手元に審査内容（案）を配付しておりますが、各委員から自由なご意見を賜るために、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では、そのように進めます。

それでは、ただいまから協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時 2分 休憩 —  
-----

— 午前10時 3分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、これをもちまして、委員間討議を終了いたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う議案と、第137号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連

があることから、予算議案及び第137号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第137号議案についての討論・採決を行うことといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】では、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から、試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【廣田産業労働部長】おはようございます。

産業労働部の試験研究機関の幹部職員を紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【大場委員長】ありがとうございました。

【大場分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の産業労働部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたします議案は、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は1,567万8,000円の減を計上いたしております。

これは職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「長崎県ビジネス支援プラザ管理運営負担金」は、対象施設の管理運営に要する経費について、令和6年度までの債務負担として、4,620万1,000円を措置しようとするものであります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、584万4,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】次に、新産業創造課長より補足説明をお願いいたします。

【井内新産業創造課長】資料は、「令和元年11月定例会県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）」でございます。

では、1ページ目をご覧ください。

長崎県ビジネス支援プラザ指定管理者の指定について説明いたします。

長崎県ビジネス支援プラザの目的でございますが、1番に書いておりますとおり、新たな産業及び高付加価値型の産業を創出・育成することで産業構造の高度化などを推進し、地域経済の発展を図るという目的のため、平成17年に開設した施設であります。一言で申し上げますと、

これから創業しようとする方、あるいは創業して間もない方などを支援する施設でございます。

次に、2番、このプラザの概要でございます。

場所は出島交流会館でございまして、11階建ての建物の2階部分と8階、9階、10階の合計4階を使用しております。2階、8階、9階は創業支援を行うところでございまして、半個室のブースが10、創業者育成室が8などとなっております。10階は、誘致企業に対して年限を区切って貸すものでございまして、これが1室ございます。これら合計で19室ありまして、現在、15室が入居中でございます。

今回提案しております指定管理者でございしますが、所在地は東京都千代田区、法人は株式会社コンベンションリンケージでございます。

指定期間は、令和2年4月1日から5年後の令和7年3月31日まででございます。

次に、2ページ目をお開きください。

5番としまして、指定管理者が行う業務でございしますが、（1）から（3）まででございます。まず、プラザの使用許可、プラザ及び附属設備の維持・修繕、その他必要となる業務としまして（3）でございしますが、使用者である創業までもない、あるいは新たに創業される方々に対する相談業務、そして使用料の徴収等に関する業務となっております。

選定に当たっての評価の観点でございしますが、6番にありますとおり経営面、実績、体制などについて、金融機関をはじめとした専門家による審査を行いました。

7番の選定経過でございしますが、最終的に1者から応募がございまして、3ページにございます一覧表にある項目について審査を行いました結果、約8割の点数を獲得した株式会社コンベンションリンケージを候補者に決定したもので

ございます。

債務負担額につきましては、指定管理予定期間であります5年分として4,620万1,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第137号議案に対する質疑を行います。

【堀江委員】審議に入ります前に、この横長資料の作成の内容について、まず質疑をします。

今回、産業労働部は、第119号議案、第123号議案、これまで補正予算とだけ書かれていたものを、きちんと議案番号を書かれていたことについては評価をいたします。

その中で、第119号議案、これは債務負担行為があります。それは、今、部長が1ページで述べたとおりで、119号議案の債務負担行為が云々ということで説明しています。

その基本となるのが、私が申し上げるまでもなく、第1号議案ですね。この第1号議案、119号議案で、第1条、第2条、第3条、第3条で債務負担行為の追加があります。それは、第1号議案の9ページにそれぞれ債務負担行為の補正というのが書かれています。

ほかの委員会は、この横長資料、119号議案と書いた横長資料に債務負担行為がきちんと書かれているのに、なぜ産業労働部は予算だけで終わるのか。いわゆる第1号議案の第1条だけで終わるのか。第3条があるでしょう。債務負担行為がある。ほかの9ページに書かれている債務負担行為の追加は、ほかの部は文教厚生委員会も環境生活員会も、きちんと債務負担行為が委員会の横長資料で書かれています。

もちろん産業労働部のやり方があると思うん

ですが、基本は、この議案について、その内容を横長資料で詳しく見るというのが委員会資料であれば、債務負担行為、第3条についても、これは横長資料につけるべきだというふうになっているんですが、まず、その見解を教えてください。なぜついてないのか。

【小林産業政策課長】委員会の提出資料につきましては、基本的には各部に裁量が一部委ねられているところがあると思っております。

ただ、今回、委員の指摘も踏まえまして、他部の対応等も鑑みながら、債務負担行為のところにつきましても掲載することを検討したいと思います。

【堀江委員】もちろん、基本は議案だから、議員は議案を見なきゃいけないですよ。でも、これ1行だけじゃわからないから横長資料があって、具体的にその内容が書いてあるわけだから、議案番号もやっと今回つきましたね。そういう意味では、きちんとほかの委員会と同じようにするのが、また委員会の流れでもあるわけですから、債務負担行為もきちんとつけるべきだと私は思っておりますので、この点につきましては委員長会議の中でも、委員長、もし時間がありましたらご検討いただきたいと思います。

その上で質問いたします。

指定管理者制度の施設に関する評価調べですね。「指定管理者制度導入施設の評価調」、調書は毎年更新されておりまして、総務部の財政課評価班にその資料がございます。その資料から見た時に、長崎県ビジネス支援プラザ、これまで平成26年度の実績、予算ですね、事業費と人件費を合わせますと、26年度の実績は1,682万円、27年度実績は1,739万円、28年度の実績は1,833万円、29年度の実績は1,778万円というふうに出ております。

今回、向こう5年間で指定管理者にするということで4,620万円の債務負担の予算ということになっておりますが、単純計算すると924万円、1年の債務負担行為の予算としてはなるんですが、今、私が述べたそれぞれの実績から見ますと半分程度になるのではないかと。それとも、この予算のこれまでの実績の私の見方が違っているのか。

要は、その4,620万円ということの根拠について、これまでの実績とあわせてどうなのか。まず、予算のところからお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】4,620万1,000円の根拠でございますが、今回、指定管理者の公募を行いまして、その中で事業計画書を提出していただいているところでございます。

この事業計画書におきましては、その年度ごとの予算も含めて出していただいているところでございます。令和2年度から令和6年度までの5年間、それぞれ単年度ごとに事業計画書の中に支出計画が盛り込まれておりますが、そちらを5年分積み上げた結果が4,620万1,000円となっております。

大きいものは、こちらのプラザを管理運営するスタッフの人件費2名分が経費の中では一番大きいものとなっているところでございます。

【堀江委員】私が言ったでしょう、実績。平成26年度実績が事業費と人件費と合わせて1,682万円、27年度が1,739万円、28年度が1,833万円、29年度が1,778万円、1年間にこれだけかかるんじゃないのと。そうすると、言われている4,620万円を5年で割ると924万円になるじゃないですか。だから、単純計算して、削減することだけが私はいいと思わないので、どう違うのかということを求めているので、今言った説明にさらに加えて、これまでの実績とどう違うのかと

いうところの答弁を求めます。

【井内新産業創造課長】ビジネスプラザ運営費としまして、単年度当たり、ちょっとお待ちください。

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時17分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時17分 再開 —  
-----

【大場分科会長】再開いたします。

【井内新産業創造課長】委員がご覧になられているのが、事業評価調書、公表されているものをご覧になられているかと思います。こちらの県予算としまして、合計27年、例えば1,739万2,000円というふうにございます。こちらにつきましては、指定管理者に対する管理運営の負担金と、合わせましてその他の光熱水費、あるいは出島交流会館の土地使用料も含めた数字となっているところでございます。

【大場分科会長】なので、そこから先だと思うんです。

【堀江委員】要は、今言われているとおりに、私は指定管理者制度導入施設評価調、調書を言っているんですよ。だから、私のどこが、私は全部事業費と人件費と合わせたらこれだけになるでしょうと。でも、単年度で言うと924万円になるじゃないですか。その中で、「いやいや、堀江議員、ここを見てください。そうすると、これとこの差がこうなんです」と、そこをもう少しわかりやすく言ってくださいよ。

【井内新産業創造課長】こちらの事業評価調書の中にあります県予算というところがございますが、こちらの事業費の内訳としまして、指定管理の運営負担金とその他委託料などと内訳がございます。

今回の4,620万1,000円につきましては、ここ

で言います管理運営負担金に相当するものでございます。これが実績で申し上げますと、平成27年度が839万4,000円、28年度が853万4,000円、29年度は848万4,000円、30年度が859万1,000円ということで、先ほど委員がおっしゃった年当たり、この債務負担の額を1年に割りました924万円に相当する金額が、今申し上げた管理運営負担金の各年度の実績でございます。

【堀江委員】そうすると、おかしくなるでしょう。指定管理者というのは、経費削減というか、コスト削減というか、それを目指すんでしょう。はっきり言って800万円でするところを924万円でやるの。説明がつかないでしょう。少なくとも、これまで1,000万円でやっていたから900万円でやりますと言うんだったらわかるよ。実績として800万円ででするところを924万円でやるという理由は、じゃ、何ですか。

【井内新産業創造課長】今回、現在の指定管理の期間と比較をしまして違うところが、まず、消費増税の影響がございます。前回につきましては8%前提での実績でございまして、今回につきましては、来年度から5年間ということで消費税が10%になる、その影響がまずあるというところでございます。

それから、そのスタッフ2名が常駐しておりますが、その2名のベースアップ分等も含めてのこの金額となっているところでございます。

【堀江委員】その指定管理者をするという意味の消費税の額がそこまで影響するのかという問題ですね。それから、もちろん給与が上がるということでは、それは構わないんですけども、かといって、1年単位で言うと924万円ですから、非常にそこら辺が納得できませんね。もう少しわかりやすく、じゃ、これまで消費税の増税分を幾ら見込んで、人件費をどれくらい見込んで

という、そういう大まかな内訳というのは、じゃ、出るんですか。

【井内新産業創造課長】消費税増税の影響につきましては、今現在の5年間の債務負担額が4,470万5,000円でございます。今回、債務負担が4,620万1,000円ということになります。単純に前回の債務負担4,470万5,000円を2%増すと、約4,560万円ということになりまして、消費税増税の影響額としては約100万円弱の金額でございます。

人件費につきましては、先ほど申し上げた各年度ごとの支出の計画の中に具体的な金額がございしますが、例えば令和2年度の支出計画の中で見ますと、人件費につきましては全体の単年度の支出が915万3,000円なんです。そのうち人件費としては620万円を見込んでいるところでございます。

【堀江委員】給与が上がるということについては否定はしないんですけれども、そのことをこれは債務負担行為の予算の中にこれまで入れるという話は、ちょっと私は今まで聞いたことがないなという疑問が一つ残っております。

それはそれとして、今度は、条例とも一緒に協議をするということなので、もう一つ質問したいと思いますが、ここの1番のいわゆる売りといいますか、指定管理者にすべき理由として、新たに創業しようとする者、それから5年以内の人たちを対象に相談業務をするということなんです。こういう問題というのは県の職員が直接すべきではないかと私自身は思っているんですけれども、その点の理解はどのようにいたしているんでしょうか。

【井内新産業創造課長】指定管理者制度の目的としましては、委員おっしゃいますように、民間の活力を活用した上で、効率的かつ効果的に

運営をした上で、サービスの向上、経費の縮減を図るというものでございます。

県が直接行えばどうかというところでございますが、県が直接運営するとした場合には、まず、相談支援業務等に当たる職員を配置する必要があります。さらには、使用許可、使用料徴収業務等を行うための県本庁の職員による対応が必要となるということでございます。

指定管理者制度にすれば、全ての業務を一体的に行うことができるため、効率的な運営が可能になるということがございます。

県の方は、何もしないということではございませんで、随時現地の管理業務の状況の確認とかヒアリングを随時しているところでございます。また、入居審査の時には県の職員が必ず同席をするようにしているところでございます。県も一体的に運営をしております。

【堀江委員】ここの指定管理者は、今回4回目ですね。長年、もうここしかないですよ、そうなります。東京が本社なんですけれども、今後、もちろんきちんと評価をした上で指定管理者の導入ということで算定していくんですけれども、4回目の導入ということになりますと、もうここしかないのではないかとこの危惧も持つんですが、その点はどうですか。

【井内新産業創造課長】今回、4回目の公募になりました。過去3回の状況を見ますと、最初が3者、2回目が4者、3回目の前回は3者応募があっているところでございます。

今回におきましても、公募と併せて現地の説明会を行いまして、そちらには4者参加いただいたのですが、残念ながら、最終的な応募としては1者になってしまったというところでございます。

今後も広く公募をかけてやってまいりたいと

考えております。

【大場分科会長】 ほかにありますか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

長崎県ビジネス支援プラザの指定管理者の予算の計上のあり方として、先ほど産業政策課長が答弁されていましたが、本来、各部で統一的にやらなければいけないんです。それで、今後は検討しますという言い方は、この債務負担行為というのは、新産業創造課長、ずっとやってきたわけだね。私たち議会もそういったことを見落としていたことは、お互いに大変反省しないといけないわけでございます。

そこで、今からそれをしていくということになっておりますが、これはずっと産業労働部はこのやり方を通してきたのか、たまたま今回だけだったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【小林産業政策課長】 農水経済委員会では、今までつけてこなかったものというふうに承知しております。

【山田(博)委員】 農水経済委員会ではなかった。ほかの部局は、農水経済委員会は全部してないということですね。小林課長、いいですか、今、この委員会に対してその言い方はどうかと思いますよ。農水経済委員会ではそうしていたんですよ。これは簡単に言うと、私たち議員も、あなたたちももうちょっとしっかり勉強してくださいということを遠回しに言っているんだなと思って、それはわかりましたと。そういうことですね。

では、これは議会事務局、今、話があったから、ちゃんと調べて、午前中に調査して報告してください。そういうことであるならば、全委員会そういうふうにしていたのかどうか。財政課の職員も来ているだろう、聞いているか、財政課の職員は。それで、ここは大切なところだ

から、議会事務局、ちゃんとこの調査というのは、農水経済委員会はこういったやり方をしてたのかどうか、調査して、午前中いっぱい報告していただきたいと思っております。

この質問に関しては一旦終わりたいと思うんですが、新産業創造課長、いいですか、今、この指定管理者のあり方ということで、先ほどいろいろ話しましたが、予算の算定の仕方というのはどうしたかというのを、まずお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 公募の際の提出書類として、事業者から5年間の事業計画書を受けておりまして、その中に5年間、各年度ごとの支出計画も併せて掲載をされております。

外部の委員を含めた審査会におきましては、この支出も含めたトータルでの妥当性というのを審査いたしまして、今回、指定管理者の候補に決定させていただいたところでございます。

この支出計画の内容をそれぞれチェックした上で、今回の債務負担額を上げているところでございます。

【山田(博)委員】 では、ちょっとお尋ねしますが、これは指定管理者が決まってから予算というのを決めたのか。その前に予算というのは決めていたのか、どちらですか。その管理者を決める前か、後か、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 審査会の後に、この支出計画、事業計画を踏まえて、審査会の後に予算を決定したものでございます。

【山田(博)委員】 審査会の後に決定したということですが、今までそういったやり方だったんですか。これは指定管理者を決める時に、予算の算定というのはそういうふうになっているのかどうかというのを、これは財政当局と話をしな

いといかんからね。普通、財政当局とする時は、大体これぐらいかかりますよといって相談してからするんじゃないかと思ったわけだよ。本当に後なの。指定管理者を決定する際に、予算の算定をする時に、果たしてそれでいいかどうかというのは、大丈夫なの、それ。間違いありませんか。

【井内新産業創造課長】公募の時に提出いただいた事業計画の中に5年間の支出が載っております。各年度ごとの金額が載っておりまして、この金額を含めて審査会の中で審査をして候補者に決定をしたところでございます。

県の予算要求としましては、この結果を踏まえて、今回の債務負担の議案を提出させていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 だから、指定管理者を決める時には、指定管理のマニュアルがあるでしょう。そこに書いている手順を踏んでやっているかどうか、そこだけお尋ねしたいと思います。その手順に乗ってやっているわけですか。

【井内新産業創造課長】 指定管理の審査を行うに当たりましては、経済性というか、いかに経費を削減してできるかというところも大きな観点でございますので、その金額も含めた上で審査をしたところでございます。

【山田(博)委員】 そうすると、いいですか。普通そうであれば、最初に予算をこれだけにしましょうと。予算が自分たちの想定した金額に近いところを選ぶのが普通なんだよ。県の公共事業の総合評価落札方式、これは徳永委員が一番詳しいんだ、この中ではね。私はその後だ。

その中で、いいですか、自分たちが安くした予算に一番近いところを決めるわけだよ。今聞いたら、このコンベンションリンクージという会社でしょう。そうしたら、この会社の予算で

して指定管理の候補者にしましたと言ったら、いいですか、ほかの会社の人たちは、この会社に県は最初から決めていたんじゃないかと誤解を招くじゃないか、支出をそうしたら。普通、こんなやり方だったら誤解を招くよ。最初は応募したけれども、ふたを開けてみたら、予算は何でしたんですかと。このコンベンションリンクージの過去の支出でしたんだと言ったら、長崎県はこの会社にさせようと思っているんだなと誤解を招くんじゃないかと思っているわけよ。これは小学生だって思うんだよ。予算はどれだけかかるんですかと、コンベンションリンクージが過去何年間の支出を計算して、大体これくらいですよと言うんだったら、これは長崎県とコンベンションリンクージさんは話をしているんじゃないかと、予算の組み合わせとか。予算の算定の仕方ということは、入り口として、それはいかななものかとなりますよ、これは。一言で言うと大問題です。

ましてや、いいですか、先ほど、上がった分は何ですかと聞いたら、職員のベースアップ。このベースアップというのは、最初からこの会社の職員の給与体系をずっと相談しながら、いいですか、先ほどのベースアップという話は、これはまた大問題だよ。最初にこの会社の給与体系を反映しながら予算もしていたとなったら、あなた方はこの会社の意向を汲みながら予算も組んでいたと。ベースアップもしていたとなったら、こういった指定管理者の予算の仕方というのはいかななものかと思うよ。私は堀江委員とのやりとりを聞いていたけど、なんで予算を増やしたんですかと、職員のベースアップですと。そのベースアップのことまでなんで心配しないといかんと。そうしたら、あなた方は、このコンベンションリンクージの会社の給与体系



を心配しながらしていたということは、最初からこの会社にさせようと思っていたんですねとなるんじゃないかと言っているんだよ。あなた方、こんなやり方があるもんか。正当な入札だったと言えますか。これを一言で言ったら官製談合と疑われてもおかしくないんだよ、これは。こういうふうに行き着くわけだよ、堀江委員とのやりとりを黙って聞いていたら。

これは担当はどちらか、貞方政策監、私のやりとりを聞いていてどう思うね。あなたはずっと長いから、あなたが一番、この中で産業労働部の次長級の中でずっといて、あなたは産業労働部の申し子みたいなものなんだよ。やりとりを聞いてどう思うね。普通、公共事業を環境生活委員会で言ったら大問題になるんだよ。大場委員長が優しいからいいものの、政策監、私のやりとりを聞いて、あなたはどう思いますか。正直に答えてくれませんか。

【大場分科会長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午前10時38分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時38分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 再開いたします。

【村田産業労働部次長】 指定管理者の指定の選定の手続につきましては、県で統一的なマニュアルがございますので、今、そのマニュアルが手元にありませんので具体的にはお答えできませんが、そのマニュアルに沿った手続をとっておりますので、今回の債務負担の額の決定の手続についても、しっかりとマニュアルに沿った手続をとっていると考えております。

【山田(博)委員】 とっている、マニュアルに沿っているんだったら、マニュアルを持ってきて見せてくれるのですか。そのマニュアルを持ってきているんだったら、どこでどういうふう

なるのか、これは大問題になるよ、これ。

これは委員会をネット中継で見ている長崎県民の皆さんからすると、いかがなものかと思うよ。これが総務委員会だったら大問題だ。

ちょっと委員長、これはマニュアルに沿ってちゃんとやっているかどうかというのをね、確かに最後のベースアップというのが私は気に食わないよ、ベースアップというのが。このコンベンションリンケージのベースアップを気にしながらやっていたというのがいかがなものかと思うんだよ、大体。そこを踏まえた上で、新産業創造課の方で、新行政推進室の指定管理者のマニュアルに沿ってやったと言うんだったら、そのマニュアルをもってどのような手順でやったかというのを説明していただきながらこの審議をしたいと思っておりますので、委員長、お取り計らいをお願いしたいと思います。

【大場分科会長】 資料提出にどれくらいかかりますか。

【井内新産業創造課長】 マニュアルを確認しています。

【大場分科会長】 10分、15分程度で大丈夫ですか。（発言する者あり）

【山田(博)委員】 資料は資料で要求してもらって、ほかの質問を。

【大場分科会長】 それでは、資料の提出をお願いいたします。

その間、ほかに質問があれば、そちらをしたいと思いますが、よろしいですか。

【徳永委員】 山田(博)委員にしては、素晴らしい質問で、私も寝た子を起こされたような感じですけれども、やはり課長、ちょっと答弁がね。特に、これは部長、ここが大事でね、今、非常に財政が厳しい中で、いわゆるハード事業には相当メスを入れられているわけですよ。

私は以前から、ソフト事業、これがなかなかわかりづらいということで、私自身もいろいろあったんですけども、今日は一つそういうものが出てきたのかなと思っております。

そういう中で、一つお聞きしたいのは、この事業が4年間続いていますよ。今まで成果、ちょっとこれ、着目を変えて質問しますけれども、どれだけの成果が出ているのか。この新規等の実績を出していただだけませんか。

【井内新産業創造課長】ビジネス支援プラザにつきましては、平成17年の当初から今年の11月まで、累計で112社の企業がここから巣立っているところでございます。

そのうち、県内で事業継続をしているところが73社、約65%でございまして、今も活動を続けているところでございます。

このうち、特に、売上等成果が出ている事例もございまして、例えばシステム開発を行う会社は、平成25年にこのプラザを卒業したんですが、現在では従業員が約30名、直近の売上規模としては約6,500万円の年間の売上を確保するまでに成長した事例もございます。

【徳永委員】平成17年から言えば、今14年ぐらいということですね。大体平均すれば、年に10社ぐらいの新規があるということで、今、そのうちの約7割、3分の2が今も継続してやっているということですね。

そういう実績を出しておれば、それは当然継続してやれるわけなんですけれども、ここを指定管理者にせざるを得なかったという理由、そこをまず聞かせていただだけませんか。

【井内新産業創造課長】公の施設の管理につきましては、平成15年からの制度改正によって、指定管理制度の導入を図っておるところでございますが、こちらのビジネス支援プラザにつき

ましては、平成17年度ですので、指定管理者制度の導入を図っているところでございます。

導入の目的としましては、住民ニーズに対して効果的、効率的に対応をするため、その公の施設の管理に民間の能力を活用して、サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度の導入を図ったものでございます。

【徳永委員】これは公の施設ということでそういうふうに県の方ではなっているということ。裏を返せば、これは公じゃなくて、県庁、例えば産業労働部の中でできるものではないんですか。その辺はどうなんですか。

【井内新産業創造課長】こちらの施設は、単なるハードの施設の管理というだけではなくて、大きな特徴として、創業者に対する相談業務というものがございます。それも含めて効率的に、一体的に運営した方がよりサービスの向上等にもつながると判断をしたところで、指定管理者制度とさせていただいております。

【徳永委員】そうであれば、ここがそれだけの実績を出し、そしてしっかりとした企業もここで育っているということであれば、先ほどの予算の算定の仕方ですね。これはちょっとまズいそうですね。そうであれば、14年間の実績があるにもかかわらず、協議会をして、それで決めていると。普通は、ほかの指定管理がじゃどうなるのかと。マニュアルを出せばわかるんじゃないけれども。

特に今回は1者なんですよ。1者で、それは山田(博)委員が言うような変な誤解をこれは招きますよ。しっかりとした実績があれば、自信を持って、14年間の実績の中で幾らという算定をして、それは当然財政課の方に上げるのが普通だと私は思うんですけども、それはどうなんですか。

【井内新産業創造課長】 前回の債務負担額が約4,500万円でごさいます。今回、予算要求するに当たりまして、当然今までの実績の金額というものがベースにごさいます。それをもとにして、その実績から大きく乖離するというのは、我々も非常にまずいと考えておりますので、まず、今の実績の金額があった上で、先ほど申し上げたところなんです、そのベースがあった上でこの指定管理の審査等を行ったものでございます。

【徳永委員】 では、なぜ1者なんですか。今まで4者とか3者、今回、なんで1者なのか、そこはどのような受け止め方をしているんですか。

【井内新産業創造課長】 今回、公募に当たりまして、前回より公募の期間をより長くとるなどの工夫をしたところでごさいます。7月24日から公募をかけまして、当初、その後に現地の説明会ということでさせていただいたところ、4者の方が説明会に参加されたところでごさいます。結果的に1者の応募というふうになったんですが、後日、その応募しなかった3者に対して事情をちょっと聞いてみたんですけれども、現地で各種相談業務に従事する人材の確保が少し難しい面があったというようなお話を聞いております。そういう理由もありまして、結果的に1者となったと理解しております。

【徳永委員】 その現地説明会に参加した4者というのは、県内ですか、県外ですか。

【井内新産業創造課長】 現地の説明会に参加したのは、4者のうち県内が2者、県外が2者となっております。

【徳永委員】 応募ですね。例えば、指名というのはできないんですか。県内にそういうところはないんですか。今までの実績、そういう業者がですよ。その辺は調査されていますか。

【井内新産業創造課長】 過去の応募状況等、あと他県の同様の施設の運営状況等を見まして、県内にも取り扱いというか、運営が可能な業者自体はいると考えております。

【徳永委員】 だから、そこには声をかけたんですか。

【井内新産業創造課長】 お声かけをしたところでごさいます。

【徳永委員】 手順は手順でされているとは思いますが、今後は、やはり1者ではなく、もっと複数の候補者というか、業者でできるような、そういう努力もしていただきたいと思えます。

結果的に1者しかいませんでしたと。それはいろいろあるでしょうけれども、ただ、やはり公金ですからね、何が担保かというのは、競争なんですよ、最終的には。だから、私が言うようにソフト事業がなかなかわかりづらいというのは、そういうところにあるということを認識していただきたいと、そう思っております。

以上です。

【大場分科会長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 コンベンションリンケージが入って長年やっていらっしゃるということで、この大手が入ってきてやっていらっしゃるということで評価したいと思うんですね。

ただ、今、徳永委員が言われたような形で、今後どうやって実績を上げてもらうかという観点から言うと、やっぱり私はある一定、県内でもアクティブに動いてくれるとか、そういうところももうちょっと探すべきじゃなかったのかなど。コンベンションリンケージが悪いと言っているわけじゃないですよ。コンベンションリンケージは、全国ネットで大きな会社で、3本の指に入っているような会社だから、それは評

価値するんですよ。しかし、長年やっていらっしゃるということになると、それが既存の延長線上に立っているんじゃないかと。もっと言えば、長崎に求められている企業群だとか、新しい発想でどう開発をするかという観点でもうちょっとやっていかないと、審査する側ももうちょっと変わってもらって、長崎の危機感を持って取り組んでいくんだと、そういった観点からもうちょっと評価制度を変えてもらう。ただ、相談業務があればいいんじゃないかということじゃないと、思っているんですけども、その点についてはどうお考えでしょうか。

【井内新産業創造課長】審査の基準の中に相談業務、あと施設の管理運営体制等はあるんですが、一つ自主事業の提案に関する事項というのがございます。その自主事業というのは、今までの延長線でなくて、新しい視点で何かできる提案がないかというところもしっかり審査の上、今回、決定したところでございます。

【麻生委員】今、経済産業省の推進でbiz事業といいますか、支援事業の富士bizから始まって、今、長崎県でも大村bizとかやっていますよね、支援事業を。こういったところと連携して取組ができるかどうか。ネットワークをもっと活かして、創業支援をもっとやると。ベンチャーもインキュベーターもありますけれども、そういった関連とどう取り組むかということも大事な視点だと思うんですよ。このコンベンションリンケージが悪いというわけじゃないんですよ。そういう協議会を設けて、もっとアクティブにやってもらえないのかと。

そして、今、ソフト事業がいっぱい長崎に入ってきていますよね。そういったところで、その関連とつなげてもらうような、そのアクティブ、さっきも申し上げましたように

コンベンションリンケージの動きをもっと、今、常駐は2人と言われているんですけども、女性が2人だったと思います。もっと専門性の高い人を雇ってもらってやるような仕掛けづくりはないのか。指定管理は、はっきり言って1,000万円でも2,000万円でもいいと思うんですよ、それだけの効果を上げれば。管理する側の状況が、これぐらいしかないんだからと言ったらこれぐらいしかできてきませんよ。もっと長崎の産業構造を変えてやるんだと、そして、新しいビジネスをもっとやるんだと。対外的に福岡とか何とかの状況を調べて、それに代わるようなものを長崎にもってくるんだというような意気込みがないと、ただ単に、管理をして、そこに2人おって、待ちの姿勢で、来た時に相談しますよという話しかできませんよ。もっとこっちから攻撃的に、アクティブにやっていけるようなそういう取組はできないんですか。その観点についてはどういう審査があったんですか。

【井内新産業創造課長】審査に当たりましては、関係する支援機関などと連携して解決、新しい取組が可能であるかという観点も持って審査を行ったところでございます。

このコンベンションリンケージ単独で全ての専門的なものに対応できるというわけではありまませんので、関係する機関と連携を図った上で事に当たっていくという前提にしているところでございます。

一つ新しい取組としては、昨年度なんですけど、関係する専門家に月1回、あるいは2回、ここの支援プラザの中で一日相談会を設けさせていただいて、各方面からの専門的な相談、あるいは新しい対応に、よりリアルに、タイムリーに対応できるような工夫もしております。

【麻生委員】新しい取組をやりますという話だ

から、それがどういう結果が出たのか、また後で教えてほしいと思うんです。この業界はリンケージさん、コングレさん、日本コンベンションさん、3つぐらいの大きな事業者がありますが、けれども、縦割りがあって、なかなか競争もしているんですよ。だから、その中で、できたら長崎に合うようなところをしっかりと持ってきてもらって講習会をやるとか、底上げするとかやってもらえませんか。

今回、MICEができますよね。事業体はコングレさんがやりますからね。そういったところと競合している状況もあるんですよ。だからしっかりとそこを見据えて、どういう形で底上げするのか。イベントをやってもらうのか。コンベンションリンケージが持っている事業体を含めて、結構ネットワークを持っていちゃいますから、そういったものをどんどん引っ張ってきて、仕掛けづくりをしてほしいと思うんですよ。

そういったものがなければ、ただ単に、待ちの状況とか、新しいテーマで何をするかということをもうちょっと明確にやってもらわないと、長崎は落ち込んでしまっていますよ。まだ持っているところの状況もまだあると言われているから、そういったものをどう、ここを中心としてやるのか。CO-DEJIMAもできました。そういう中で連携してやるということ、仕掛けづくりをしてもらって成果を上げてもらいたいと思うんですね。1年に10社ぐらいじゃ少ないですよ。もっとアクティブにやってもらって、自立者30社、ネットワークをやって、それでさっき言ったようにbiz事業といいますか、今、大村bizとか、新しい富士bizを中心に動いていますから、そういったネットワークをうまく活かしてもらって展開してもらい

たいということを要望しておきたいと思います。

私は、逆に言えば、この予算案で5年間やってもらうんだけど、もうちょっと予算を充実してもらって、アクティブにやるような、そういう連携をすることが、予算で絞ったんじゃないくて、もっとそういう多くの事業体が生まれてくるような仕掛けづくりをお願いしたいと思っています。

以上です。

【大場分科会長】ほかにありませんか。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時56分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時56分 再開 —  
-----

【大場分科会長】再開いたします。

しばらく休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

-----  
— 午前10時57分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時15分 再開 —  
-----

【大場分科会長】再開いたします。

資料の提出を受けましたので、まず、資料の説明をお願いいたします。

【井内新産業創造課長】お手元に配付させていただきました「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」についてご説明をいたします。

まず、全体の流れですが、3ページをお開きください。

今回の支援プラザにつきましては、更新に当たるものでございます。

前年度、支援プラザで言うと令和元年、今年度になりますが、指定管理者の公募、こちらは7月24日から実際行いました。審査会を9月4日に行いまして、候補者を決定しまして、当初予算要求が今回11月と。指定管理者の指定、債務

負担行為が今議会ということになります。大きな流れはこうなります。

関連しまして、5ページをお開きください。

5ページの（2）でございます。管理運営経費でございますが、上の2行でございますとおり、管理運営経費の積算をすべき経費について行うこととし、個々の施設の特性に応じて個別に判断し、協定書はこの後なんです、協定書に定めるものとするとなっております。あくまで、県が適切と認める金額の範囲内でするものでございます。

こちらの2番の下3行、「また」のところでございますが、県負担額の策定においては、でございます。こちらは「募集に当たり、財政課と協議を行うこととするが、利用料金の取扱いは重要な要素となるため、利用料金の動向等に十分留意するとともに、指定期間内においても適宜検証を行う」としております。

先ほど、私の方から、この予算組みが審査の後、コンベンションリンケージありきというような趣旨にとられる、そういう答弁になってしまいましたが、あくまで募集に当たって、財政課と協議を行った上での取り決めと、過去の実績も踏まえまして、今回の予算額と、負担金の額ということにしているところでございます。

それと、先ほど私の答弁の方でベースアップありきのような答弁をしてしまいました。それにつきましては、当然この募集に当たって、財政課と協議するに当たりまして、そういうベースアップもはめ込んでということが、そういうものありきというものではございません。今回、事業計画書を提出いただいた、人件費の金額が年度ごとに少しずつ増加している、その要因がベースアップ等も反映した金額になっているというものでございます。決して、ベースアップ

ありきで県負担額の算定を行ったというものではございません。訂正させていただきます。申しわけございません。

【大場分科会長】 それでは、資料提出がありましたので、質疑を続けたいと思います。

【山田(博)委員】 新産業創造課長、私が指摘をして、ということは答弁の訂正をさせていただきたいということで理解していいんですか。そこが一番大切なところでもんね。私の指摘において、勘違いだとか、思い過ごしとか、しっかりとした把握をしてなかったから、答弁を訂正させていただきたいということで理解していいかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 私の把握が十分でない点がございましたので、訂正させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 それを踏まえて、これは管理者の上司として、今の私とのやりとりを聞いて、次長なり政策監なり部長なりに見解を聞かせていただきたいと思います。これは議案として大切なことですから、こういった議案でやりとりをしている中で、極端に言うと、私が指摘をしなかったら、これはずっといっていたわけだ。こうなった時に、今後の産業労働部の大きな問題になるわけですから、それを踏まえた上で見解を聞かせていただきたいと思います。

【村田産業労働部次長】 ただいまの山田(博)委員のご指摘につきましては謙虚に受け止めまして、今後の取扱いについてもしっかりと説明が、議案上程等に際しまして、議会に臨むに当たりまして、しっかりと説明ができるように準備をした上で対応させていただきたいというふうに反省をいたしております。

今回の指定管理の手続の説明につきましては、

改めてマニュアルを配付するといった上での説明となりまして、まことに申しわけございませんでした。今後、しっかりと改めて取り組んでまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 それで、今回、予算の算出の方法というのは、当初は指定管理者が決まってからしていましたということでありましたけれども、訂正をして、その前だということで、次長から今後こういったことがないようにしっかりとやっていきたいという話がありました。

その中で、審査基準及び採点結果とありますね。3ページに管理運営費の効率性ということで、予算の範囲内で運営できるかということでもありますけれども、この予算の範囲内でできるかどうかというのは、いいですか、どちらの予算でしていたのか。これはもう最初から県が算定していた予算でしていたのか。今まで取り組んできた会社の予算の範囲でしていたのか、基準はどこに当てたんですか。そこをまず確認させていただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 先ほど申し上げた県負担額の算定におきましては、募集に当たり財政課と協議を行うとしております。

その協議におきましては、過去の実績も踏まえた上で協議を行いまして、一定の予算というものを持った上で審査会に臨んだところでございます。実績だけではなくて、それを踏まえた予算の範囲内でできるのかという観点で見たものでございます。

【大場分科会長】 県の予算ということですか。

【井内新産業創造課長】 はい。

【山田(博)委員】 そうすると、県の予算というのは、算定はどんなしていたかということ、これは今までしていた会社の予算で見積もりをしていたということで理解していいんですか。参考

にしていたということですか。今まで指定管理していた会社1者の見積もりというか、実績を参考にして算出したということで理解していいんですか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 現在、運営しております会社の運営にかかる経費の実績を踏まえて算定をしたものでございます。

【山田(博)委員】 そうすると、また問題が出てくるんだよな。というのは、予算取りする時には、最低3者の見積もりを取りながら公平性を考えてやらないといかんと。だから、いいですか、新産業創造課長、見る時には現地に来たのは4者おりましたと。そしたら、予算はどれぐらいのベースですかといった時に、今まで指定管理していた会社の実績でしか取っていませんとなったら、それがまたおかしくなるんじゃないかと言っているんだよ。

本来であれば、いいですか、多数の可能性がある会社に、この長崎県ビジネス支援プラザを指定管理する時、どれだけのお金がかかりますかというので取らないといけないんだよ。取るべきなんだよ。しかし、この会社が今までずっとやっていたから、じゃ、その会社がずっと予算取りしていたかどうかというのを改めてお尋ねしたいと思います。前もそうしていたのか、今回だけだったのか。

何が言いたいかというと、普通、予算を取る時には、複数者からの予算を取りながら、公平性を保たないといかんとするわけですよ。それをしていないということですから、それはまた問題があったんじゃないかと。今回、指定管理者の問題であったのは、予算の組み方が問われたんです、予算も組み方。指定管理の前に予算を組んだのか、後だったのか。それは前でしたと、それはクリアしたと。

もう一つ、予算を組む時、どこから見積もりを取ったかと言ったら、今の実績がある会社からしか取っていないということでしょう。なんで複数者から取らなかったのかと。

予算の適正化というのは、この1者しか取っていなかったらわからんでしょう、あなた方も。なんでこういったやり方をしていたのかというのをお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 過去4年間の実績を踏まえてというところで、募集の要領にもその金額を参考に記載しているところがございます。

実際、その予算を要求するに当たっては、その実績、あるいは事業計画そのままというわけではございませんで、その内訳も県において精査した上で決定した金額でございます。

委員おっしゃいますように、事前に複数の見積もりを取ってというところまではできていない状況でございます。

【山田(博)委員】 それでは、改めて、複数者から取るべきだという認識をしていたのかどうかお尋ねしたいと思います。認識をしていたのか、していなかったのか。この指定管理者制度の運用に関するガイドラインで、複数者から取らないといけないということを認識しておったのか、してなかったのか、そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 このガイドラインの中におきまして、複数の見積もりを取得すべきというところの、そこまでの記載はあっていないところがございます。利用料金については個別に判断して、県が適正と認める金額の範囲内で決定したものでございます。

【山田(博)委員】 それは何ですか、そのガイドラインのそういった掲載がないと。複数者からとりなさいとか書いていませんからしていませんと。そしたら、参考となる見積もりというの

は、確認ですけれども、今までしていた会社から参考的な見積もりをとったか、とってないか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 複数の見積もりはとっていないところでございます。

【山田(博)委員】 とってない。とっていなくとも、実績ベースで参考にしたというのは間違いないんですか、それじゃ、お尋ねしますけど。書類としてはもらっていませんけれども、話し合いとか事情を、予算は、どれだけ人件費がかかっているかというのを確認しながら算定しているかどうか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 実際に過去の実績において、人件費が幾らかかっているとか、そういうものは当然踏まえた上で今回の予算を要求させていただいているところがございます。

【山田(博)委員】 ということは、事実上、この会社の実績を踏まえた上で参考にしたと。事実上、今までしていた会社の見積もりというか、参考にしながら予算組みをしていたということで、今の答弁ではそういうふうに理解をされてもおかしくないということでしょうか、それは。そこだけお答えください。

【井内新産業創造課長】 実績を踏まえた上で、今回の事業計画の経費の内訳の中身を精査した上で今回の額を決定したものでございます。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時29分 休憩 —

-----  
— 午前11時33分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 再開いたします。

【廣田産業労働部長】 答弁が十分でなく、大変申しわけありません。私の方から答弁させていただきますが、今回の指定管理者の決定に当たりまして、公募をし、当初、説明会については



4者ほど来たということでございますけれども、結果として1者ということになったということでございます。

そういったことから、今回、1者の事業計画、あるいは事業費額等を総合的に勘案して決定したというところでございますけれども、先ほどご指摘があった他の見積もり等は参考にしなかったのかということでございますけれども、これは5年前の時には4者の応募がございました。その時の他社の事業費というのは、今回の契約者の額と比較しまして相当高かったというところもございました。そういうことから、5年前は、事業内容、事業費等を比較し、当該事業者決定したところでございます。

今回、一般公募でやりましたので、また複数者がくれば同じような手続を踏んだかということになりますけれども、今回、1者しか応札がなかったということで、その価格が適当かどうかというところでございますけれども、5年前の状況を鑑みた時に、今回の事業者から示された事業費額というのが、若干増額はされておりましたけれども、これは私どもの方で精査し、適当であろうという判断をした上で今回の事業者決定に至ったというところでございます。

【山田(博)委員】今回、この議案におきまして、これだけの時間を要するというのはいかなるものかと思うんですよ。当初の説明からぴしゃっとやっておけば、こんな時間はかからなかったんだよ。いろんなベースアップだとか何とかという話になるからおかしな話になってですね。いずれにしても、予算の算定の仕方というのをきちんと委員の皆さん方にわかりやすく説明してもらわないから、延々とこんなに時間がかかったわけでございますので、これは深く反省していただいて、しっかりとこういったことがな

いように取り組んでいただきたいと私は思っているわけでございます。

先ほど、この横長資料の債務負担行為を農水経済委員会だけは出していないということでありましたけれども、ほかの委員会は全部出しているんですね。農水経済委員会だけ出していないからといって、委員会で話をするんじゃないくて、これは県内部の資料だから、県当局で統一しないといかんわけだよ、これは。委員会がこうだからと言って、私たちもこれは猛省しないといかんわけですよ、はっきり申し上げてね。こういったことをしっかりとやらないといかんから、今後は、そういったことをやっていただきたいと思います。

これに関して、部長の見解を聞かせていただきたい。

【廣田産業労働部長】山田(博)委員のご指摘を踏まえまして、他の委員会の状況を調べさせていただきました。そうしました時に、農水経済委員会だけが横長に債務負担の関係の資料を付けてないということでございますので、この状況を踏まえまして、私ども産業労働部と水産部、農林部と協議し、適切に対応させていただきたいと思います。

【堀江委員】一つだけ疑問を解かせてください。

債務負担行為の負担の額です。今後5年間で4,620万円、それで、これまでの5年間は4,500万円。要するに今回上がるわけですよ。それはなぜ上がったかという話なんですけど、これまで述べられたんですけど、一つ消費税ということが言われましたね。一つの建物そのものが一つの債務負担行為、指定管理者にするのであれば、電気代、水道代、ガス代という歳出の部分に消費税がかかるからお金が要りますよとなりますよね。でも、ここは出島交流会館の2階、

それから8階、9階、10階、ここだけですよね。そうすると、どこで消費税が発生してくるのか。

この場合、使うのは、いわゆる創業準備ブースというか、10創業者の育成室、1平方メートルにつき、1年以内は幾らですよというふうに、それは逆に収入ですから収入が増えますよね。例えば、そこに消費税がかかるのであれば、歳出ではなくて歳入が増えますよね。

この指定管理者は、出島交流会館のそういう消費税がかかる部分のところで受け持っている部分があるんですか。ちょっと疑問が逆に増えたので、要は何で上がったかということ、納得がいく説明をしてください。こういうために必要だと、こういう事業を新たに作るから必要だと。だから、これまでの5年間に比べて、今回の債務負担行為はこれだけの額を財政課との協議の上で必要といたしましたという、ここがわかるように説明してください。

【井内新産業創造課長】 管理費の中には、この施設の修繕でありますとか、Webサーバーに係る関連の経費、あるいは事務機器のリース料、通信運搬費等々の経費がございます。これらに消費税、現在は8%で計算したのですが、次の期間においては10%で計算をしたために、そのために債務負担の額が上がったものでございます。

【堀江委員】 そうすると、債務負担行為の額が上がったのは消費税の増税というだけの理由になるの。新たな事業をするとか、そういうのはないんですか。

【井内新産業創造課長】 ビジネス支援プラザの審査会の評価項目の中で、自主事業という項目がございます。これは独自の企画、新しい事業、そういうものがあるかどうかというところでございますが、例えば、留学生にスポットを当て

た創業支援のセミナーでありますとか、そういう新しい取組というものもコンベンションリンクージにおいては計画しております。そういう新しい取組もある中で、今回、事業費について、前回より増加というところもございます。

【大場分科会長】 ほかにありますか。

【山田(博)委員】 具体的には、今後の長崎県ビジネス支援プラザについてお尋ねしたいと思っております。この相談業務や施設管理で、まず、今後、この委託した会社に対してどれだけの目標を持っていらっしゃるのか。例えば相談業務で、ベンチャー企業を何社この債務負担行為の中で目標として県当局はベンチャー企業を育て、雇用を考えているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【井内新産業創造課長】 指定管理の事業評価調書の中にも成果指標として据えておるんですが、毎年新たな創業3件、そして、退去後、県内へ拠点を置いて継続する企業の割合が75%という目標を掲げてやっているところでございます。今後も、この目標を掲げて推進してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 その起業の数と雇用の数というのはどれだけか、具体的に言っていただけませんか。

【井内新産業創造課長】 支援プラザが今まで支援をしまして、このプラザを巣立った企業数は112社でございまして、県内で事業を継続しているのは、うち73社でございます。雇用の数につきましては、トータルでの把握というのはできていないところなんです、卒業して大きく成長した企業の中には、30名規模の企業に成長した事例もございます。

【山田(博)委員】 いやいや、私は今後のことを言っているんです。今後の目標、この5年間で

どれだけの目標を持っているのか。今のは過去の実績でしょう。目標をどのようにしているかというのをお尋ねしているわけですので、よろしくお願いします。

【井内新産業創造課長】 今後の支援プラザの目標につきましては、毎年、新たな創業3件、そして退去後、県内において事業を継続する企業の割合が75%という、この2つの目標を持って運営してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 創業が毎年3件ということですか。毎年3件、そしたら15社ということですね。これはなぜそういう目標を立てたのか、根拠というのを示していただけますか、なぜそういうふうにしたのか。

それと、この施設の料金とか何かいうのは、他の民間施設と比べて、民業圧迫にならないように同等の金額になっているのか。稼働率も含めてお答えいただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 毎年3件の新たな創業の目標につきましては、過去の実績も踏まえた上で、現在も3件の目標を据えてやっているところでございます。

使用料におきましては、平米当たり単価が今1,040円でございます。この1,040円を決定するに当たりまして、周辺の施設等の相場というものも確認したところでございますが、その相場より、こちらの支援プラザにつきましては、創業初期段階の企業を支援するという意味合いも込めまして、周辺相場よりは安く設定をしているところでございます。

稼働率でございますが、こちらのプラザには19のブース・部屋がございまして、現在、そのうちの15ブース・部屋が埋まっている状況でございます。

【山田(博)委員】 まず、目標というのは、今の

は現状値なんでしょう。これは現状値というのはどうかと思うんですよ。今までずっとおったからそれでいいんですよじゃなくて、これは目標を高く、志を高く持っていけないといかんのじゃないですか。そこを指摘して、改めて見解を聞かせていただきたいのと、この料金というのは、確かに創業当初は大変経営が厳しい状況でしょうから、民業圧迫にならない程度にこういう料金設定をしているということで理解していいわけですね。

それと、19ブース・部屋あって、今、15ブース・部屋を使っているということでありますけれども、これは滞納は今までなかったんですか。あるのだったら、どれだけ滞納があるのか、件数と回収状況というのを説明していただけますか。

【井内新産業創造課長】 支援プラザの目標につきましては、委員おっしゃいますように過去からの年間3件等の目標だけではございまして、今後、より高い目標の設定に向けて検討してまいりたいと考えております。

それから、使用料の滞納につきましては、特に過去にそういう状況があったというものは聞いていないところでございます。

【山田(博)委員】 最後にいたしますけれども、指定管理をする上で、やはり目標はしっかりと高く持ってやらないといかんのではないかと思えます。現状維持で甘んじるのではなくて、目標は高く持って、しっかりそれに向けて取り組んでいかないといけないんじゃないかと思っております。

そういったことでこれをしっかりやっていただきたいと思うんですが、最後に確認ですけれども、これは間違いなく、この長崎県ビジネス支援プラザの滞納はないと。後でやっぱりあり

ましたということはないということ言いきつたと理解した上でこの質問を終わりたいと思います。

【大場分科会長】ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ほかに質疑がないようですので、予算議案及び第137号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後1時30分より再開いたします。

-----  
— 午前11時48分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【大場委員長】それでは、委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より、総括説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】産業労働部関係の議案に

ついてご説明いたします。

資料といたしましては、お手元にお配りしております「農水経済委員会関係議案説明資料」とその（追加1）、（追加2）がございますので、この資料に基づいて説明をさせていただきたいと思います。

まず、「農水経済委員会関係議案説明資料」の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第131号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第137号議案「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

第131号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に規定されていた「基盤施設事業」が削除されたため、当該事業にかかる関係市への移譲事務の根拠条項を削除しようとするものであります。

第137号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、先ほど分科会でご説明したとおりでございます。

次に、産業労働部関係の議案以外の主な所管事項について、ご説明いたします。

本日ご報告いたしますのは、令和2年度の重点施策について、経済・雇用の動向について、基幹産業の振興について、長崎県工業技術センター大村開設30周年について、事業承継の推進について、再エネ海域利用法に基づく長崎県五島市沖における協議会について、企業誘致の推進について、県内定着の促進について、外国人

材の受入れについて、研究事業評価に関する意見書について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について、地方創生の推進についてで、内容につきましては記載のとおりであります。

そのうち、新たな動きなどについてご紹介いたします。

「農水経済委員会関係議案説明資料（追加1）」をご覧いただきたいと思います。

（令和2年度の重点施策について）

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

産業労働部では、総合計画の部門別計画である「ながさき産業振興プラン」に定める「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という4つの基本指針に沿って、引き続き各種施策を推進します。

このうち、成長産業の育成・創出に関しては、海洋エネルギー関連産業、AI・IoT・ロボット関連産業、航空機関連産業について、企業間連携の促進、専門人材の育成などの施策を進め、引き続き新たな基幹産業への成長を目指してまいります。特に、世界的な市場拡大が見込まれ、本県企業の技術力が生かせる航空機関連産業については、同分野への新規参入や関連事業者の事業拡大への後押しなどにより、県内で

の強固なサプライチェーン形成を推進してまいります。

また、今後成長が見込まれる、ヘルスケア関連産業及び宿泊、飲食、小売等の観光関連産業については、県内事業者の経営力の向上を後押しするとともに、引き続き地域や事業者グループの生産性向上に向けた戦略の立案・実践等を支援いたします。

この他、スタートアップの創出・育成について、首都圏の人材との交流など新たな取組を進めるほか、事業承継に係る個別支援体制の充実、県外からの移住創業等への支援を強化してまいります。

次に、「県内産業の人材確保、若者の県内定着」については、「県内企業の魅力向上」「学生と企業の交流強化」「県外進学者等のUターン就職」の3つの切り口から引き続き施策を推進してまいります。

特に、新卒、既卒を含めた若者と県内企業とのマッチングを更にきめ細かく推進するとともに、人材確保へ向けた民間の主体的な取組を促進するため、業界団体・事業者等への働きかけを強化してまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

続きまして、農水経済委員会関係議案説明資料」にお戻りいただきたいと思います。

2ページ、下段でございます。

（基幹産業の振興について）

地場企業の支援については、今後成長が見込

まれる分野における事業拡大や生産性向上に向けた企業間連携の取組を支援しており、去る10月9日には、波佐見焼を製作する県内企業が持つ陶磁器の大量生産技術と、県外企業が開発した、半導体の製造工程でウェハー等の材料を傷つけずに正確な位置に保持できるセラミックス製品の製造技術を融合して、半導体製造装置分野への新規参入を目指す計画や、プラント関連事業において、県内企業各社が得意とする技術を持ち寄って受注体制を強化し、県外大手メーカーからの受注拡大を目指す計画など、4グループの事業計画を認定いたしました。

また、スマートフォンのカメラ等で使用されている半導体画像センサーの分野で世界トップシェアを誇るソニー株式会社から、去る10月30日、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社長崎テクノロジーセンターに新棟を建設するとの発表がありました。

ソニーの半導体画像センサーは、美しい画像の記録を可能とする高性能技術によって、多くの世界的IT企業に採用されており、メイドインナガサキの製品が世界中の人達の生活をより豊かに彩っていくことは、本県の若い方々にとって誇らしく、また、魅力的なことであることから、本県においても、理工系を中心に、このような県内企業の存在を積極的にPRすることで、県内外の大学生やUIターン希望者に対し、人材確保の取組を強化してまいります。

今後とも、成長分野における企業間連携や規模拡大の取組を支援し、本県の経済・雇用をしっかりと下支えすることのできる新たな基幹産業の創出に全力を注いでまいります。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

（再エネ海域利用法に基づく長崎県五島市沖

における協議会について）

国の再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、「長崎県五島市沖における協議会」について、初回の10月10日に引き続き、2回目を11月25日に五島市において開催いたしました。

続きまして、「農水経済委員会関係議案説明資料（追加2）」をご覧くださいと思います。中段でございます。

当協議会は、国・県と、五島市、漁業関係者等の海域利用者及び学識経験者で構成しており、地元五島市における洋上風力発電と漁業との共生に係るこれまで実績を背景に、地元の理解が進んでいることから、第2回協議会において、全国に先駆け、促進区域における洋上風力発電事業の実施について合意形成が図られました。

現在、全国第1号の促進区域指定に向け、国において手続きが進められているところであります。

続きまして、「農水経済委員会関係議案説明資料」にお戻りいただきたいと思います。5ページ、上段でございます。

（企業誘致の推進について）

去る10月29日、楽天の保険グループである、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、楽天少額短期保険株式会社、楽天インシュアランスプランニング株式会社の4社が、長崎市への立地とクレインハーバー長崎ビルへの入居を決定され、11月25日に立地協定を締結しました。これら4社においては、3年間で120人を雇用して、保険金支払いや契約関連事務等を行うこととされております。

なお、今回の立地決定により、クレインハーバー長崎ビルの入居率は90%に達し、入居企業8社の雇用計画数の合計は724人となります。

さらに、11月15日には、山梨県に本社を置く株式会社電溶工業が、大村市への立地を決定されました。同社は、5年間で12名を雇用して、自動車メーカー向けスポット溶接ロボットの設計・開発を行うこととされております。

このほか、大村市への立地が決定しておりますマコー株式会社と10月10日に、長崎市への立地が決定しておりました株式会社デンソーウェーブと10月15日に、同じく長崎市への立地が決定しておりました株式会社セイノー情報サービスと11月7日に、それぞれ立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

その他の事項につきましては、記載のとおりであります。

また、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料について、説明資料を配付させていただきます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 以上で説明が終わりました。

第137号議案に対する質疑は終了いたしておりますので、第131号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 第131号議案について質問します。

横長資料の2ページに第131号議案の改正趣旨の内容が書かれています。今、部長が言われましたとおり、基盤施設事業が削除されたために、市町村が処理する事務の範囲が変わったの

で、その訂正をしますという内容で、事務上はそういうことなのですが、質問としては、これだけではよくわからないので、基盤施設事業に代わるものが創設されるのか、この中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律が中小企業にとってはどういうことになるのか、もう少しわかりやすく説明を求めます。

【小林産業政策課長】 委員からご質問のありましたことについてお答えをしたいと思います。

まず、基盤施設事業についてでございます。基盤施設整備事業は、まずどういうものかということでございますけれども、基本的に小規模事業者、資金的、人的な余裕が乏しい中で、何かしらの施設の整備が難しい状況にございます。そのため、共同で事業者が経営の改善をしていくために資する施設を整備する際、商工会、商工会議所が代わりにそれを行うと、それについて補助を行うという制度がございました。こちらが基盤施設整備事業でございます。

しかし、こちらは平成5年からやられているものなんですけれども、平成15年度以降、合併等が進む中で、どんどん、どんどんと商工会も合併が進みました。その中で施設を新しく建てるというよりは、施設を集約していく方向に全体として流れていきました。よって、事業の全体的な必要性がなくなっていき、平成20年度以降、計画等が策定されることもなくなったので、こちらについて削除されることとなったというところでございます。

前提となる法律の改正なんですけれども、こちらの基盤施設整備事業が削除されただけではなくて、昨今の中小企業に関する情勢というのが変わっていく中で、経営改善事業、商工会がやっていくものがどんどん、どんどんと複雑化

していくという中で、体質改善と申しますか、より経営に即した支援を商工会が行っていくことを求められておりまして、その中で経営発達支援計画、ここに市町、行政が絡むことを求められている法改正というものが一つございました。プラスして、自然災害等、また、テロ、いろんな危険が起こる中で、事業が存続していくためにBCP計画を策定していくことが重要となっております、そこに関する規定も加わっております。

以上が、大体の法改正の内容でございます。

【堀江委員】 つまり、中小企業者が、単独、または複数で連携して行う防災・減災対策などの事業継続力強化計画の認定制度を創設し、信用保証等の別枠追加であるとか、低利の融資の支援措置を講じるということで、これまでの基盤施設事業という形であったものが、事業継続力強化計画ということに変わったという、一概にそうとは言えないけれども、そういうふうにもとれていいわけですか、教えてください。

【小林産業政策課長】 基盤施設計画につきましては、どちらかというと経営改善に資するものというところでもともとあったものでございます。そういった経営改善のための共同施設の整備に資する事業としてあったものが、先ほどご説明したとおり、集約等が進む中でニーズが減っていったと。今回のBCP関係なりのものにつきましては、大規模地震もですけれども、洪水等も含めまして、事業者の存続が危ぶまれるような災害等、経営の危機というものが問題視されていく中で、それを未然に防止していくような計画の策定、そういったものに行政も絡んでいながら中小企業者を支援していきましょーうというような趣旨の改正でございます。さまざまな側面がございますので、いろんなものを

総合的に勘案しての法改正だったというふうに理解をしております。

【堀江委員】 事業継続力強化計画とは、また全然違うんですか。

【小林産業政策課長】 事業継続力強化計画というものは、大体事業者BCPというもので、個別の事業者が何かあった時にどういう体制で連絡体制を整備するかとか、市町に連絡をするとか、そういったところを定めるものでございます。それにプラスして、商工会、商工会議所等が事業継続力強化支援計画というものを策定したりすることにもなっております。いろんな似たような名前があるんですけども、行政も事業者も事業を継続していくために、計画を立てながら事に臨んでいまいしょうというような法改正であったと承知しております。

【堀江委員】 九州・沖縄ブロックの商工会連合会が、日本公庫や沖縄公庫を含む災害発生時の情報収集とか、普及に向けた連携協定を締結したという報道がっております。私としては、そこと今回の一部改正の部分では関連するのかなと。その法の改正を行って、いわゆる防災とか減災対策に向けてのこういう計画をつくることに関わっていくのかなというふうに私としては認識したものですから、その事業継続力強化計画にちょっと拘って質問しているんですけど、そことの兼ね合いを最後に教えてください。

【小林産業政策課長】 そういう意味では、事業継続力というものを強化していくために、各地で協定等も結ばれながらやっていくものと基は同じものだというふうに認識をしております。

【堀江委員】 要は、この質問をしているのは、中小企業の皆さんにとって、いろいろ状況が変わっていく。ましてや、災害・防災の計画が求められているという中で、地域で力を合わせて



自分の経営も守りつつ地域を守って、どういふうに地域貢献していくかということの立場に立った時に、今回の法改正がどういう意味を持つのかということ、私は課長の答弁が聞きたくてこの質疑をしているのであって、そこを最後に答弁していただけますか。

【小林産業政策課長】失礼いたしました。委員のおっしゃるとおり、地域の創生、地方の創生も含めまして、小規模事業者の事業の継続、さらにプラスして経営の改善、両面を意識した法改正でございます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもちまして、質疑を終了いたします。

次に、議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時49分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時50分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第131号議案及び第137号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の

透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【小林産業政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について説明いたします。

お手元にお配りしております「農水経済委員会提出資料 産業労働部」をご覧ください。

まず、1ページから3ページでございます。こちらは1,000万円以上の契約案件で、1件となっております。

次に、4ページから7ページでございます。こちらは、知事及び部局長に等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計2件について掲載しております。

次に、8ページでございます。

これは、附属機関等の会議結果で1件となっており、その内容については掲載のとおりでございます。

次に、別紙をご覧ください。物品管理室が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で説明を終わります。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。対象番号は63番、69番です。

陳情書につきまして、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】陳情番号の76番の（発言する

者あり）ちょっと待ってください。

実は、さっきも議会事務局に言ったんですけども、この76番を見てもらえば、要望事項目次に観光客激減対策に向けた継続的な支援というのがあるんですね。委員長、実は産業労働部の政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料の4ページに韓国人観光客激減対策に関する要望というのがあるんですね、対馬市から。

私が言っているのは、いいですか、これは離島・半島地域振興特別委員会でも話をしたんです。要は、対馬市に韓国人観光客の激減対策に関して、産業労働部としては経営支援課が対象になるわけですよ。県議会への陳情書の中には、76番に所管に入っていないんです。しかし、政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料には韓国人観光客激減対策要望の所管に経営支援課になっている、雇用労働政策課もね。

つまり、何が言いたいかというと、県議会に出てきている要望書には農水経済委員会は入りませんと言うけれども、政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料にはきちんと載っているわけです。なんでこういうふうになっているのかというのを聞きたいんです。これは議会事務局の方がこういうふうにしたのか。委員長に休憩していただいて、なぜこうなったのか、ここは大事なところなので、事務的なミスなのか、どういったことになっているか、それを大事なところですからお伺いします。本当は要望書の中で質問したいんですが、入っていないから、政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料には入っているんだよ。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 1時54分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時57分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 それでは、陳情番号の63番です。UPZの圏外に位置する港湾・漁港の避難拠点港施設整備ということでもありますけれども、これは産業労働部の方でも関わっていると理解していいんですか。担当部署として、今どのような見解を持って取り組まれているのかお尋ねしたいと思います。

すみません、これは10番の方になるんですね。UPZは関係ないんですね。大変失礼しました。エネルギーですね。

この10番の地球温暖化対策再生可能エネルギー導入促進についてということでもありますけれども、これに関して県当局として今どのように取り組まれているのか、また見解なりをお聞かせ願いたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】 この要望の内容につきましては、特に独立電源の離島におきまして、電力の安定供給、また再生可能エネルギーの導入余地が少ないというところについて、よりその安定化を図るためのシステム導入といったところを支援していきたいといった内容の要望になっていると把握しております。

県といたしましても、主にそういったエネルギーマネジメントシステムの導入、エネルギーの有効活用する仕組みの地域ごとの導入に対する支援制度の強化というところを国の方に、政府施策要望の際にお願いしているところでございます。

【山田(博)委員】 それで、長崎県で洋上風力のゾーニングのエリアを2市町検討するということでもありますけれども、この2市町というのは、一つは五島市ということで、もう一カ所はどこを想定されているのかお尋ねしたいと思います。

【福重新産業創造課企画監】 この洋上風力発電

ゾーニング実証に係る調査・検討業務委託の方で、県内で2エリア、2海域を候補として選定するというふうに今のところ検討しております。こちらの2海域につきましては、現在、まだどこという決定はしておりません。現時点で県内全海域の調査をしておりまして、その結果、概ねこういったところに可能性があるといったマップをまず県内の市町の皆様にお示しした上で、市町の方から手を挙げていただくということを考えております。

ちなみに、五島市、西海市、新上五島町につきましては、過年度におきまして、国の環境省の委託を受けましてゾーニングを実施されております。

【山田(博)委員】 ということは、環境省でやっている部分と国土交通省でやっているのは別に分けると理解していいんですか、ちょっとわかりにくかったものですからね。このゾーニングというのはそういうことなんですか。

【福重新産業創造課企画監】 ゾーニングの事業につきましては、全て環境省の委託事業となっております。

【山田(博)委員】 そうしたら、このゾーニングというのは、環境省の予算でどういうふうにするかということを決定していくということで理解していいんですね。そこを詳しく説明していただけないか。

【福重新産業創造課企画監】 山田(博)委員ご案内のとおり、環境省の方から県の方に財政措置がございまして、県から業者の方に委託をするという流れになっております。

【山田(博)委員】 わかりました。では、後で詳しく質問していきたいと思います。一旦終わります。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 この「政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料」の入札結果についてお尋ねしたいと思います。

新産業創造課におきましては、洋上風力ゾーニング実証に係る調査・検討業務とありますが、これは入札的には、どちらかという土木的な要素を含んでいるんですかね。どうですか。土木的な要素を含んでいるんじゃないかと思うんです、この環境省のゾーニング。これは一般に土木のいろんなコンサル業務をする会社が入札に参加されているんですが、そこをお尋ねしたいと思います。これはゾーニングの調査と言っても、ほとんど土木的な要素が含まれているんじゃないかと思うんですが、見解を聞かせていただけますか。

【福重新産業創造課企画監】 このゾーニングの実証事業というものはどういうものかご説明いたしますと、環境保全と両立した形で風力発電の導入の促進を図るために風力発電導入を促進し得るエリアと環境保全を優先すべきエリアという部分を設定するため、色分けするために行うものでございます。そういった意味では、主に環境上保護すべきものがある部分であるとか、航路がある部分、漁業関係で許可が多い部分といったところを地図の方に色分けしながら、このエリアがまとまったエリアとして、恐らくそういった障害がそれほどないために洋上風力発

電が導入しやすいという促進エリアというものをまず特定していくという事業になっております。そういったものでゾーニングエリアを指定していくという実証事業になっております。

【山田(博)委員】 企画監、こういった入札は今回が初めてなのか、初めてじゃないのか、過去何回かあったのか。あったのであれば、過去何回あったかお答えいただけますか。

【福重新産業創造課企画監】 洋上風力発電のゾーニングの委託業務につきましては、過去環境省の委託事業は、先ほどご案内申し上げました五島市、西海市、新上五島町で、直接、そちらの方が受託して実施しておりました関係上、ゾーニングを県が主体的に実施するというのは今回が初めてでございます。

【山田(博)委員】 では、入札の要項をどうやってつくったんですか。土木部や国等と相談しながらつくったんですか。

【福重新産業創造課企画監】 マニュアルの作成につきましては、国のゾーニングマニュアルや、過去の市町でのマニュアルの参照でございますとか、県の入札事務契約のマニュアルといったものを参照しながら作成しております。

【山田(博)委員】 洋上風力発電ゾーニング実証事業に係る調査というのは初めてしたんでしょう。長崎県では初めてしたんでしょう。県では初めてしたにもかかわらず、ほかの他の部署とかとしたということですが、ほかの部署でやったことがあったんですね。やったのだしたら、どこの部署でどういうふうな入札をいつしたんですか。

【福重新産業創造課企画監】 洋上風力発電のゾーニングという業務自体は、長崎県の中では新産業創造課の今回の入札が初めてというふうに我々は思っております。

【山田(博)委員】 いいですか、企画監、初めてしたのであれば、長崎県の入札の要綱等はあるかもしれませんけれども、ゾーニングというのは長崎県内でも発注したところはないと。国が唯一あると。私は国と相談しながらこの入札の執行をしたというならわかるんですが、今の答弁では理解しがたいということをおきたいと思っております。

付け加えてお話ししますが、予定価格が2,600万円にもかかわらず、落札したのがその半分なんですね。これは大丈夫かと。これだけの予算でできますよと言ったら、受注した会社が半分ですよ。これは見積もりが間違っていたのか、この会社がえらく頑張ったのか、どちらかよくわかりませんが、なぜこうなったのかと。これもまた不思議なわけね。

いいですか、今回の入札の中で2つが不思議なんです。今まで長崎県が入札したことがないのに、県や市、ほかの入札を見ながら入札を執行しましたということを言っているんです。けどやっているんです。挙句の果ては、2,600万円ぐらいの予算だったのに半分以下で受注しているんです。これもまた摩訶不思議と。こんな半分の金額でできるんだったら、最初からそれだけの入札金額でやればよかったんじゃないかと思うわけです。そういったことで、企画監、時間がないので、次の質問に移りたいと思います。

いいです、もう答えるのは難しいでしょうから、もう時間がかかるから。もう午前中、新産業創造課で時間がかかったから、ここでしていたら日が暮れますからね。

続きまして、韓国人観光客激減対策の要望について、この資金繰り対策及び雇用対策の充実強化で、これは離島・半島地域振興特別委員会

で資金繰りの議論があったんです。

その時に、近藤委員長が一生懸命これをやらんといかんということで頑張っていたんです。

そこで、私は、このセーフティネットの対象を増やせと私は言っていたんですね。県当局は、国に働きかけてみます、頑張ってみますと言ったんですよ。威勢はよかったけれども、なかなか国の返事がなかったと言っていたんですね。その後どうなったんですか。

【吉田経営支援課長】セーフティネット補償の指定を受けますと、国が定める基準料率というものが下がることから、国の負担のもとで事業者の負担を軽減できるということで、国の方にセーフティネット3号と5号という2つの指定、3号については新たな指定を要望し、5号というのは全国的な不況業種に対して指定される分ですけれども、その分で主に対馬の事業者、今回の韓国人観光客減少の影響を受ける事業者の業種が継続して指定される、あるいは指定されていないものが追加で指定されるということについて要望を行ってまいりました。

3号につきましては、先般、今回の事案について3号の指定は難しいという回答が国の方からございました。5号につきましては、3カ月ごとに見直すルールになっておりまして、現在、10月から12月までの指定業種の中では、もともと7月から9月に指定されていた旅館・ホテル業が外れてしまったという状況の中で、全国の状況ですので何とも言いにくいところはあるんですけれども、国の方には長崎県の状況を訴えて、追加での指定を検討していただくような要望を引き続き行っているところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、対馬市の現状を国の方も、国会議員の人もたくさん来られたですね、国会議員九州の会とか、3人ばかり来

られていましたけれども、その時、県当局はセーフティネットの旅館・ホテルなどを継続して、自動車賃貸業などの追加指定も要望はしたのかしてないのか、そこだけお答えいただけますか。

【吉田経営支援課長】 既に、主に対馬で影響を受けている業種について継続及び新規での追加について要望を行っております。

【山田(博)委員】 その時の国会議員の返事はどうだったんですか。九州の国会議員が来られたでしょう、対馬に。その時にそれを要望したんでしょう。その時の状況というか、回答はどうだったのかと聞いているんです。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時11分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時11分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【吉田経営支援課長】 先ほど申し上げましたのは、国への要望ということで、中小企業庁や観光庁、そういう関係する省庁に要望したもので、九州国会議員の会に要望したという形ではございません。

【山田(博)委員】 あなたたちはその時、同席していたんでしょう。なぜしなかったんですか。行かなかったんですね。副知事も行かなかったんですか、その時には。ちょっとそれをお尋ねします。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時12分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時13分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 九州の国会議員の方々が来られた時に、県と市も韓国人観光客の激減対策に関する要望で、資金繰り対策、雇用対策、自立

強化として、セーフティネットの補償の追加とか、継続というのを平田副知事は行った時にお話をしなかったということですね。ということは、平田副知事と産業労働部としては、こういった要望をちゃんとしているというのは話し合いされているんでしょう。しているけれども、平田副知事はしなかったと。そういう機会も与えられなかったのか、忘れたのかどうか知らんけれども、してなかったということですね、これは。いずれにしてもしてなかったということは事実ですね、そこだけ確認してこの質問を終わりたいと思うんですが、いかがですか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時14分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時14分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】 この質問に、重要な案件で、やはりちゃんと平田副知事がそういったところに行かれるのであれば、平田副知事にきちんと県当局の考えなんかを、政権与党の国会議員が、有力者が3人も来ていらっしゃるとわかって、それで平田副知事が行かれたわけだから、その会議の場じゃなくても、そういった国会議員の方々にしっかりとした要望を提出すべきではなかったかと思って、私はあえてこれを質問しているんです。平田副知事もお茶を飲んだり、ただ単に顔を見に行ったわけじゃないんだから。大変忙しい中、そういったことであるなら、きちんとそういったことに対応していただきたいということを指摘して質問を終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、

次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 事前に通告をしておりますので、順を追って質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、以前から伝統的工芸品の生産事業者支援に関する県当局の取組についてということでしておりますが、特に、長崎県の伝統というと島原手延そうめん、五島の手延うどん、長崎かんころ餅、伝統的工芸品の取組をどのように県当局は考えていらっしゃるのか、まずはそれをお尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】 ただいま山田(博)委員からお尋ねがございました伝統的工芸品の事業者の支援に関する現在の取組でございます。

山田(博)委員から6月と9月の当委員会でもご質問がございまして、その際、私の方からも予算面での検討を行ってまいりたいというご答弁を差し上げておりました。現在、来年度の令和2年度の当初予算に向けて、事業者の皆様の、例えば物産展に出展される際の費用でありますとか、販路拡大に向けてかかる費用について、一部をご支援するような予算を要求しているところでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。あんまり時間がないので、また、再質問したいと思っております。

続きまして、国によるプロジェクトの燃料電池船の現状はどうなっているのか、お答えいただけますか。

【福重新産業創造課企画監】 以前の環境省の実証事業の後、県が譲渡を受けました水素燃料電池船のことですが、こちらにつきましては、以前答弁申し上げましたように、県の方で電動船に改造いたしまして、五島市の方に譲

渡するということを計画しており、そのとおりに動いているところでございますが、改造仕様の最終の詰めがまだ終わっておりませんで、改造するに至っていない状況でございます。

また、五島市によりますと、電動船に改造したとしても、航続可能な距離が短いので、用途としてなかなか活用するのは難しいといったような苦言というか、意見も出ていることから、改めて譲渡について、市と調整をしているところでございます。

【山田(博)委員】 方針としてはどんなにしているんですか。これはずっと引っ張ってきましたけれども、県当局としてはどう考えているんですか。最初は五島市も欲しいと言ったけれども、今はやっぱり要らないと言っているんですね、簡単に言うとね。県当局としては、解体費用と電動船の改造費と考慮してやっていくという方針でありましたけれども、今ここに至っては、五島市はもう要らないと言っているんですから、どうするんですか。

【福重新産業創造課企画監】 五島市に対しては、現時点で改造の検討に長期間を要しているということもございますので、引き続きよく協議をいたしまして、本当に活用可能性がないのかと。県といたしましても、当初の予定どおり、実証が行われました五島市で活用していただきまして、その船があることで視察する人々が増えるといったところも効果としてねらっておりますので、まず、再度五島市の方をお願いしていきたいと思います。

ただし、五島市が最終的に断るといったことになりましたと、再度環境省と今後の対応方法につきまして協議をすることになりますので、こちらにつきましては、併せて今の段階から環境省と協議をしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 これは提案ですけれども、もうここに至っては、五島市に拘るのではなくて、部長、長崎県がここまで電動船の交渉とか、船舶機構と話しながら、改造までいけると。あとは費用の問題と運用の問題がありますけれども、五島市は今になったら要らないと言うのであれば、ほかのところに公募をしてやったらどうかと思うんですけれども、いかがですか。

【廣田産業労働部長】 ただいま、企画監が答弁いたしましたけれども、五島市への譲渡を前提に協議を進めているところでございますけれども、なかなか調整に至っていないという現状がございます。今後のことでございますけれども、これを仮に五島市が断ってきたということになると、次の対応ということになりますけれども、もともとの前提が環境省から譲渡を受ける際に、県とか、あるいは地元五島市等で活用するというを前提として譲渡を受けておりますので、委員から今ご意見がございました他の自治体等への譲渡については、改めて環境省の方と協議を進めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ、もうそうしていただけないですか。

続きまして、障害者の就業生活支援センターの未設置である上五島と壱岐の今後の取組について、県当局の見解を聞かせていただきたいと思います。

【吉村雇用労働政策課長】 障害者就業・生活支援センターは、就職や職場適用などに少し問題を抱える障害者の方、あるいは障害者を雇用する事業主の方に就業面、生活面での支援、あるいは雇用管理上のアドバイス等の支援を行っていくものでございます。

県内で障害保健福祉圏域というのが定められておりまして、その圏域ごとに置くことを目標

にしておりますけれども、ご指摘のとおり、現在、上五島、壱岐については設置がなされていないという状況でございます。このうち壱岐については、県の関係部局、関係課、あるいは長崎労働局、地元の社会福祉法人や地元の市等と勉強会、あるいは設置に向けた協議をしているところでございまして、やりたいという前向きな意向を示されている法人も出てきているところではございます。

ただ、この設置に当たりましては、設置前の過去3年間での障害者の方の就職者数、あるいは職場実習のあっせん件数等に目安といいますか、基準が設けられておりまして、現在のところ、その基準を満たしている状況になっていないところでございます。

まずは地元市、あるいは関係部局、長崎労働局等とも連携をしながら、その実績を上げていて、設置の基準に達するような支援を行ってまいりたいと考えております。

上五島については、壱岐に比べると、まだ少しそういった、やりたいという意向を示される法人そのものはまだ出てきていないという状況でございますけれども、これについても地元町とも調整を図りながら設置に向けて事業者の掘り起こし等を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、率直に言いまして、設置基準というのはありますけれども、これは上五島とか壱岐とか、設置基準というのは日本全国ずっと同じようにやっているわけでしょう。まず、その設置基準というのは、日本全国同じなのか、同じでないのか、そこだけお答えください。

【吉村雇用労働政策課長】 全国同じかどうかというお尋ねについては全国同じでございますけ

れども、このセンターに通常のセンターと小規模センターといった括りがございます。通常のセンターに比べて、小規模センター、現在設置中のものでは五島地区が小規模センターでございまして、壱岐にしても、上五島にしても、設置するとすれば小規模になると考えておりますけれども、通常の基準の半分程度の件数が基準として示されているということでございます。

【山田(博)委員】 ですから、いいですか、センターは通常でも小規模でも日本全国同じ基準かどうかと聞いているんです。それはどうなんですか。

【吉村雇用労働政策課長】 日本全国同じ基準だと認識しております。

【山田(博)委員】 雇用労働政策課長、いいですか、小規模なのを日本全国、東京都と長崎県の壱岐や上五島を一緒にして、果たしてできると思うね、あなた。この件に関して、設置基準を国境の島とか離島とか、働く場所がないのに、だから国境離島新法をつくったんでしょうが。障害者の就業というのは、日本全国同じにできると思うね、あなた。それに関して、雇用労働政策課として一番現状がわかっているあなたは国に対してこれを話したことがありますか。国境離島新法というのをなぜつくったか。わかっているでしょう。それで、なんで同じ基準ではないといけないのか。あなたはそれに関して話をしたことがあるかないか、そこだけお答えください。

【吉村雇用労働政策課長】 県といたしましては、平成23年度、24年度の政府施策要望でこの設置基準の緩和を要望しておりまして、25年度から小規模という括りができて緩和されたという経過はございます。

委員ご指摘の私自身が国と話をしたことがあ



るかということにつきましては、話をしたことはございません。

【山田(博)委員】 現状に甘んじてはいかんとよ。雇用労働政策課長、この障害者の雇用というのは、長崎県でも真剣に取り組まないといけないと。その中で、あったでしょう、各自治体は何%以上障害者を雇用しないといけないという中で、こういった障害者のセンターというのが上五島と壱岐にはいまだにないと。それは基準があるんですと。その基準を国境離島新法ができた時に、すぐにあなたは動かないといけなかったわけだよ。私は、小規模もこの日本全国と一緒にするということ自体がどうかと思っているんだよ。これは雇用労働政策課長、壱岐にも何とか小規模でもつくってくれと言っているけれども、上五島でもそういったものができない現状をきちんと把握して、何とかしたくてもできない基準があるんだったら、これは支援センターをつくるのに大体1,300万円から200万円の予算を国と県で出せるわけですね。そういったセンターをつくる上でも、しっかりとした基準の見直しの働きかけをお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

【吉村雇用労働政策課長】 現在の小規模センターの基準といいますのが、過去3年間での就職者数が3年間で5名以上、職場実習の斡旋が過去3年間で10件以上というのが基準になってございます。この基準のさらなる緩和が可能なのか、あるいは要望できるものなのか、このあたりについては労働局、あるいは関係課とも再度協議をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひ頑張っていたきたいと思っております。上五島と壱岐ができていないんだから。

続きまして、若者サポート支援センターとい

うのを、今、五島と上五島は五島市につくってフォローはしているんですね。これは雇用労働政策課から資料をいただいています。現在、平成27年の国勢調査で15歳から39歳の完全失業者、また非労働人口のうち、その他労働状態不詳の計が五島と上五島は709人なんですね。壱岐が272人、対馬が306人、こういった現状を踏まえますと、壱岐や対馬にもこういった若者サポート支援センターをつくっていただきたいという島民の声が上がっているんですが、雇用労働政策課として、どのような見解を持ってこれから取り組もうとされているのか聞かせていただけますか。

【吉村雇用労働政策課長】 現在、壱岐、対馬の地域につきましては、佐世保に設置されております佐世保若者サポートステーションの管轄となっておりまして、壱岐では3カ月に1回、対馬では2カ月に1回、出張相談を行っている。ただ、実際の利用者は非常に少ない状況にとどまっているということでお聞きしております。

ただ、常設の窓口を設置すれば、今、出張相談をご存じない、あるいは利用していない方の潜在的な利用対象者というのはまだまだいらっしゃるかと考えております。

これは前提として設置をするのは厚生労働省労働局の委託事業ということになりますので、現在、県から長崎労働局を通じて、厚生労働省に対して、壱岐地域、対馬地域の実態把握とサテライト窓口の設置についての検討を要望しているところでございます。

【山田(博)委員】 これは厚生労働省に、雇用労働政策課長、付け加えて言っていたきたいのは、国としても国境離島新法という法律をつくったんです。つまり、国も国境の島、壱岐、対馬、五島をしっかりと守っていこうという姿勢

があらわれているんです。いいですか、その中でこの厚生労働省の足並みがそろわないというのはどういうことかとなるということを、つまり若者サポート支援センターを壱岐と対馬につくらなかったらそういうことになるんですよ、そういったことを五島市の選出の県議会議員の山田博司という人が強く言っていましたということをつけ加えて言っていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

【吉村雇用労働政策課長】 国に対してしっかり要望していきたいと考えております。

【山田(博)委員】 いいですか、五島市選出の山田博司という県議会議員が言ったと、山田博司ですよ。間違えてはいかんですよ。

続きまして、県内商工会の支所統合の状況についてお尋ねしたいと思うんですが、これは長崎県商工会に対して、県当局は毎年予算を出しておりますね。その予算の状況と統廃合について、長崎県商工会の取組状況を教えていただけますか。

【小林産業政策課長】 委員から2点質問がございました。

まず、1点目、長崎県の補助金の推移からご説明させていただきます。長崎県小規模事業経営支援事業費補助金ということで、商工会、商工会議所の人件費と事業費について補助を行っております。特に商工会について推移を説明させていただきます。5カ年ですけれども、平成27年度から100万円単位で、それ未満を四捨五入したところでいきますと、11億8,200万円、11億7,800万円、11億6,600万円、11億5,100万円、そして今年度が11億4,700万円ということで、商工会及び商工会連合会には補助を出しているところでございます。

そして、商工会の支所統合の件ですけれども、

平成15年度末においては72商工会が県内にございました。こちらが平成20年4月段階で22商工会、現在は20商工会になっております。この20商工会について24支所がございまして、合計44本所・支所がある状況でございます。

【山田(博)委員】 この数字だけ確認させていただきますと、今、本所・支所を合わせて44ありますけれども、現段階ね。これを将来的にどういうふうに統廃合を計画されているのか、その数字を把握していますか。数字を把握しているのであれば、その数字だけ一旦聞いて終わりたいと思います。お願いします。

【小林産業政策課長】 現在、平成29年度に商工会連合会が策定した中期計画の中で、支所の統合というのも小規模事業者の効率的、効果的な支援を行っていく上で進めていくという方針が決定されております。その中で、商工会、商工会連合会、それぞれ協議をいただいている段階というふうに承知しております。

【大場委員長】 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 では続けて、山田(博)委員。

【山田(博)委員】 そうしますと、産業政策課長、今、長崎県の商工会というのは、平成29年に中長期的な支所の統廃合計画をつくっているということでありましたけれども、いいですか、それは具体的な数値目標というのはないと理解していいんですね。

【小林産業政策課長】 商工会連合会の中期計画についてですけれども、こちらは支所統合のみではなくて、今後、どういうふうに小規模事業の振興を図っていくかという全体的な計画になっております。その中で支所統合についても言及がありますけれども、数字については入って

いないということでございます。

【山田(博)委員】 私が地元の五島市の商工会の会員の方から言われているのが、島民の方から言われているのは、長崎県が今、市町の合併をして、結果的にはどうなったかという、地域が荒廃したということになっているわけです。その一方で、五島市の場合には商工会の各支所があったから、その荒廃がほかの地域に比べたら大分歯止めになっていたと。ところが、長崎県商工会の本所の方から、五島市の商工会に対して支所の統廃合をしないと、いついつまでにしないと職員を減らすとか、そういうふうな話をして、商工会の会員の皆さんから私にクレームがくるわけだよ。

県が予算をばっさり切ったからこうなったんじゃないかと言うから、今、産業政策課長、ずっと見たら、長崎県は大変厳しい財政状況の中で、産業労働部としては商工会に対して大変手厚い予算の措置をしているなど私は思っているんです。私はそう実感しました、今予算を聞いて。部長、そうでしょう。にもかかわらず、しなかったら職員を減らすとか、そういう話が出ているんですね。産業政策課長、この話をあなたはご存じでしたか。私は事前通告しているから、小林課長、どう思うが聞かせてもらいたいと思うんですよ。この現状を知っていますか。

【小林産業政策課長】 基本的には、中期計画等に基づいて商工会連合会と商工会の中で支所の統廃合というのは、その是非を判断していただいているものという認識であります。その上でこちらの補助金につきましては、さまざまなものを勘案しながら計画的に予算措置をしていっているという現状でございます。決して補助金を盾にしながら支所を減らせだとか、そういった話は、決して県当局としてはしていないとい

うことでございます。

【山田(博)委員】 小林課長、それは長崎県の商工会の専務理事に話しておいてくれませんか。誰が言ったかと、私からそういうふうに指摘されましたと。あくまでも、長崎県の産業政策課長がおっしゃったように、県は厳しい財政状況の中、ずっとやっていますと。できる限りの支援はしていると。その予算の中に支所の統廃合等をしろといったことは一切含んでいませんよと。そういうことを小林課長、いいですか、しっかりと商工会の本所に専務がいるでしょう。誰か知っていますか。知らん。教えてあげましょうか。山田というんです、山田。私と同じ名前なんですよ。その人に言ってくれんですか。五島市選出の県議会議員の山田博司議員から、何を考えているのかと。違うんだよと、その予算には、統廃合しろとか、そんなことは一切書いていませんよと、含まれておりませんと。県当局もそういった考えでありますということ伝えていただけませんか、産業政策課長。誤解されているんだよ。あなたはそんな意味で予算を支出しているわけじゃないでしょう、これは。どうですか。

【小林産業政策課長】 しっかりと商工会連合会と話をさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 ということで、部長、あなたからも言ってくれませんか。県庁マンの先輩であっても、それはこういった議会で指摘されて、これは場合によっては大きな問題になるんだよ。県当局と全く違う方向にいつているということだから。そういうことで部長の見解を聞いてこの質問を終わりたいと思います。

【廣田産業労働部長】 ただいま、質問がございました商工会の支所の統合の関係でございますけれども、これは先ほど産業政策課長が答弁い

たしましたように、平成29年度に作成されました商工会の中期計画に基づいて実施されているものでございます。

それと併せて、補助金等のお話もございましたけれども、これにつきましても、やはり本県の厳しい財政状況に伴う収支改善等もございましたので、平成16年度以降、商工会等との協議を重ね、見直しを行っており、それに基づいて交付を行っているところでございます。

そういったこともございますので、今、私も申し上げている経過等については商工会連合会の方にしっかりお伝えしたいと思っております。

【山田(博)委員】 部長、しっかりお願いしますね。山田という専務理事ですから、覚えやすいでしょう。そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、海外ビジネス展開促進事業の取組状況についてお尋ねしたいと思うんですが、これは実際、今どれだけの相談窓口での対応をして、海外への展開支援ができていますのかというのをお答えいただきたいと思います。

【吉田経営支援課長】 県内企業の海外展開への支援につきましては、中国及び東南アジアへの現地での相談対応という形、それから県の方で補助金を出しまして、現地調査や現地での営業活動、展示会への出展といった部分の支援を行っております。

今年度は、補助金につきましては7件を採択して、現在それぞれ事業を進めております。

また、相談につきましては、今年度はまだ途中ですけれども、昨年度につきましてはおよそ120件程度の相談があって、その場で制度に関する質問というものもございますけれども、実際に支援機関につながると、JETROでござい

ますとか、中小企業基盤整備機構といったところの外国人国際化アドバイザーにつながりような形での支援も行っております。それによりまして、売上等が伸びたかどうかということを、以前ちょっとご質問も受けたんですけれども、現時点で正確にそのフォローを行っていませんので、今現在、企業訪問等を行う中でその把握に努めているところでございます。

【山田(博)委員】 これは同じようなことを土木部がやっているんですね。土木部のあれは聞いているんですか。土木部も同じことをやっているんですね、海外に。長崎県の中で土木部との連携もしながらやっているということで理解しているんですか。いかがですか。

【吉田経営支援課長】 土木部とは、我々が補助金の公募をする場合にお知らせをしたり、あるいは土木部の方で相談会をやるとか、補助金の公募を行うとか、そういった情報を相互に提供して共有をしております。

【山田(博)委員】 ということは、経営支援課長、相談は建設業も受け付けますよ。補助金も建設業も受け付けますよということになっているんですね、これは。そういうことでしょう、今の話だったら。違うんですか。建設業は除外するんですか。

【吉田経営支援課長】 すみません、説明が不足しておりました。土木部が支援しておりますのは、建設業者の海外での建設事業の開拓、あるいは人材獲得の支援というところですので、建設業者が主体となって、建設業に関連する取組を進める分については当課の補助金の支援対象とはしていないという状況でございます。

【山田(博)委員】 では、土木部の方は建設等の受注する時は土木部でやるわけですね。いいです、それは後で。わかりましたから。

そしたら、今、海外ビジネス展開促進事業というのは、具体的な成果というのは見いだされていないということで理解していいんですね、そういうことですね。そこだけお答えください。

【吉田経営支援課長】 以前、ご指摘をいただいた後に、一部成果を把握しているところもございまして、県がその販路拡大を支援した結果、海外でその商品売って行って、現在、一定の売上を上げているというところも3カ所ほどは確認をしております。

【山田(博)委員】 お尋ねしますけれども、部として、所管はどちらなんですか。次長ですか、政策監ですか。この長期的な展開というのはどのように考えているのか。土木部は岩見部長が外務省の派遣でイラクかどこかにいたからやろうと言っているんだよ。あの人がいなくなったらなくなるんだよ、これは恐らく。しかし、産業労働部はそうはいかんわけだ。土木部は部長の肝いりでやっているけれども、産業労働部はそうはいかんわけね。部として、海外ビジネス展開促進事業というのは、大変効果がある事業だと思うんですよ。これを長期的にしっかりとやっていくのか、やっていかないのか、将来的なビジョンをというのをどう考えているかを、次長、お答えください。

【村田産業労働部次長】 本県の海外展開につきましては、人口減少、あるいは域内事業の減少等が見込まれる中で、販路を拡大するという意味で地場企業支援等に取り組んでおりますけれども、その一つで海外にも販路の拡大を求めているということで積極的な支援をこれまでもしてきたところでございますし、今後も企業のニーズ等を把握しながらご支援をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ということは、一言で言うと、

3年とかで終わるのではなくて、さらに6年、9年、12年、そういった将来的なビジョンを考えて取り組むという姿勢だと理解していいんですね。いかがですか、次長。

【村田産業労働部次長】 6年、9年といった長期につきましては、また、なかなか状況の変化というものもありますでしょうが、事業期間、県の事業については3年単位で見直し等がとられますけれども、そういった視点を持ちながら必要な地場企業の支援等を、ニーズを把握しながら行っていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 以前、バイオラボ事件とかあったからね。あれは失敗したけれども、それを成功の糧にするんです。政策監、貞方政策監聞いていますか。バイオラボは失敗しましたけれども、それを成功の糧にして頑張っていくということ、失敗は成功のもとと言うじゃないですか。私も大分失敗しました、いろんなことで。それが今日の山田博司をつくったわけでございますので、政策監、あなたはここの生き字引というか、申し子なんだよ。しっかりと頑張っていたきたいと思うんですよ。私は期待を込めて言っているんだよ、政策監。あなたは全部隅から隅まで知っているんだから、産業労働部の一から十まで。この中であなたが一番知っているんだよ、と私は認識しているんです。だから期待を込めて言っているわけですね。ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

続きまして、もう一回、さっきは時間がなかったものですから、この伝統工芸品の方でいろいろ取り組んでいくという話がありましたけれども、先ほど島原手延そうめんとか、五島手延うどんとか、長崎かんころ餅、伝統工芸品の事業者数はどれぐらいあって、従業員はどれぐらいあって、生産額はどれだけあって、それを

これからどういうふうに発展させていこうかと考えているかというのを聞かせていただきたいと思います。さっきは抜けていたから、時間があつたから質問しているんです。いかがですか。お答えいただけますか。

【宮地企業振興課長】 ただいま山田(博)委員からお尋ねがございました、まず、事業所数でございしますが、およそ360カ所と私どもは認識しております。次に、従業員数でございしますが、およそ1,600人、売上でございしますが、私どもの聞き取りを含めまして、現在、およそ84億円の売上がございます。今、委員からお話がございました、これからどのようにし、発展させていくかということですが、やはり売上を伸ばしていただいて、雇用拡大していただくというところを求めているし、そういうところをご支援したいと考えております。

まだ、予算査定中のところもございまして、手元にどのくらいの割合で伸ばしていくというのは、現時点では持っておりませんが、そういうふうな規模拡大をしていただくということをご支援したいと思っております。

【山田(博)委員】 頑張れ、頑張れと言ったけれども、企業振興課長、予算確保は大丈夫なんですか。部長、かんころ餅といったら五島です。五島といったら、廣田部長も頑張っていたでしょう、五島振興局長時代に。かんころ餅といったら、あなたの顔が浮かぶ時もあるわけですよ。それで、部長としてこの予算確保に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

先ほど聞いたら1,600人ですよ、この伝統工芸関係で。これは新たな振興策というか、いい事業だと思いますので、部長、ぜひ頑張りたいと思っております。

特に、かんころ餅はいいんです。三上政策監、あなたはかんころ餅を食べたですか。一度食べてください。そういうことで部長、お答えいただけますか。

【廣田産業労働部長】 本県の伝統的工芸、先ほど企業振興課長が申し上げましたけれども、やはり本県経済を支えているという状況にございますので、これをまたさらに振興していくということは、さらなる地域の活性化に必要かと思っておりますので、先ほど予算の話もございましたけれども、財政当局としっかり協議を重ね、予算を獲得し、積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 それで、大事なことを忘れてはいけませんので指摘しておきます。伝統的工芸品の中には、三川内焼、波佐見焼、べっ甲、五島さんご、長崎手打ち刃物、若田石硯、阿翁石、佐世保独楽も古賀人形も入っているんですよ。そういったものも入っている中で、これはぜひ頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

一旦時間がきましたので終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時52分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 5分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【赤木委員】 企業誘致のことについてお尋ねをいたします。クレインハーバー長崎ビルなどの入居率は90%に達したということなので、これはすばらしいことだと思っております。

一方、県内企業のお話を聞きますと、人材を奪われたという声も私は聞きました。実際、こ

ういった企業誘致をされた際に、人材を確保するために県が支出する一人当たり50万円という制度があると伺ったのですが、実際今までにどれだけの費用、人数、それに対応した費用を支払われたのか、お伺いしたいと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時 6分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 6分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【赤木委員】 では、また別の質問をさせていただきます。

補正予算のことでいろいろ議論があったんですけども、CO-DEJIMAについて、私の友人等もCO-DEJIMAの方を利用させていただいております。ああいう場所があって大変うれしいという声を伺っておりますが、もっともっと利用できる環境を整えていただきたいという声を伺っております。

具体的に言いますと時間です。スタートアップを行うに当たって時間というもの、もうスタートアップ、いつ始まるかというのは特に決まったものはございません。それこそ会議というものはWeb会議等を行うんですけれども、それは24時間行っている方もいらっしゃいます。今、CO-DEJIMAの状況は、12時から20時が開館となっております、午前中、自分の職場がある意味開かないという状況がすごく残念だという声も伺っております。これから、そういった利用者の声をしっかりと聞いて柔軟に対応をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

【井内新産業創造課長】 CO-DEJIMAの開館時間につきましては、委員おっしゃいますように現在12時から20時としているところで

ございます。

最初、これを開館するに当たって、他県の施設等のお客様の利用状況等を参考にしてこの時間をまずは設定をして走り出したところでございますが、そういうほかの時間帯でのニーズも多ければ、可能な範囲で柔軟に対応してまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。ぜひとも、その利用者の目線に則した運営というものを行っていただきたいと思いますし、これがスタートアップ、県として目標を掲げられると思いますので、少しでもその応援ができるよう、私としても頑張りたいと思います。

また、次の質問に移りますが、11月29日からつながる長崎「長崎リア充グランプリ」というものが始まったと報道等で目にしました。今、インスタグラム等を確認すると、もう10日以上経過しているんですが、今のところまだ11件、1日1件程度の応募といたしますか、インスタグラムの投稿になっているんですけれども、1月末まで応募期間となっておりますが、その先、県としてこれをやってどうなってほしいのかとか、そういう目標をお伺いしたいと思います。

【宮本若者定着課長】 委員ご指摘のとおり、現在、写真フォトコンテストというのを1月30日までやっておりまして、まだ10件ぐらいというところでございます。

このサイトを私どもはコンセプトサイトと呼んで、概念ということなんですけれども、何の概念かということ、やはり長崎県が住みよいところであったり、暮らしやすいところであったりというところを、内容としては、今、要するにふるさとの郷愁を感じたりとか、いわゆる県内就職促進のための概念のホームページを開設して、それについて多くの若者にそこを見てもら

いたいというところでフォトコンテストをやっております。1月31日までですが、一人でも多くの若者にそのホームページ、コンセプトサイトを見ていただいて、長崎の魅力を感じとってほしいというところでございます。

ただ、現状、11月上旬にホームページを開設しておりまして、何件いくかという手ごたえが全然わかりませんものですから、数字としては目標値を明確に定めているものはございませんけれども、一人でも多くコンセプトサイトを、もちろん県内・県外も、あらゆる保護者の皆様もぜひ見てもらえるような形で取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【赤木委員】SNS、インスタグラム等を用いることはすごくいいことだと思っております、この取組自体、前向きなことだと私自身は思っております。今のところ、残念なのは、応募数がまだまだ少ないということでして、多くの方が投稿してこそ、それが広がっていくものだと私自身は思っております。ですので、もっと広げ方、まだ報道等とインスタグラムとフェイスブックのニュースの投稿のシェア等、まだ私自身は見えていないんですけれども、実際職員もいらっしゃると思いますし、その職員自体も投稿してもらえるような、長崎ラバーズとしては職員も一緒に、長崎市の取組、長崎ラバーズの職員も一緒に一体となって盛り上げてもらっている部分もありますので、県として一体となった取組ができないかどうか検討していただきたいなと思っておりますし、私自身もこれからしっかりと投稿していきたいと思えます。

先ほどの質問は。（発言する者あり）では、また後ほど。

【大場委員長】現状でわかっている分だけ、とりあえず答弁をいただけますか。

【佐倉企業振興課企画監】誘致企業に対する補助金の実績でございますが、昨年度、補助金につきましては固定資産の投資に係る投資割りというものと、一人当たり雇用者数による雇用割りというものと、あと地場企業との取引というものに関して1社当たり幾らという地場取引割りというものがございます。

平成30年度の補助金の実績としましては、3億3,850万8,000円というのが実績でございます。平成29年度は19億5,059万3,000円、平成28年度は3億7,870万4,000円という形で、誘致の企業の規模に応じて毎年度金額が上下するような推移でございます。

【赤木委員】もちろん誘致した企業によって出される補助金の数字は変わってくるものだと思いますが、平成30年3億3,800万円以上支出されているということで、その企業から申請があれば一人当たり50万円を補助しているということに間違いはないということですね。（発言する者あり）わかりました。

その誘致した企業に対して補助というのはわかるんですけれども、私が承った人材を奪われた企業に対して、何か県として考えられていることはないのか。実際、県全体が盛り上がらないといけないと私自身は思っているんですね。人材が横に移動しただけなら、あまり意味がないと思っているんですよ。県としては、その雇用した人数を見ていないんだと。じゃなくて、50万円を支給したことによって人件費が上がって、県全体として給与が上がればよいというような認識であれば、私はまだわかるんですけれども、そうではなくて、このままでいけば今まで地元の企業、頑張っただけの企業が人材を奪われてつぶれてしまうんじゃないかという懸念があるんです。そこら辺に対して、県とし



て何か考えられていることというのはあるんでしょうか。

【佐倉企業振興課企画監】 この誘致企業に対する補助金につきましては、企業誘致において各企業に対する財政面のインセンティブという形で制度を設けているところでございます。昨今の環境というのは、人手不足、震災対応という形で本県にも立地が続いているわけですが、制度を創設した、もう10年以上前からございますが、例えば10年前、リーマンショックの頃というのは本県でも有効求人倍率が0.41倍という状況で、やはり働く場の創出を図らなければいけないということで、他県でも同じような制度を設けております。現在、九州各県でも当県とほぼ同じ、30万円ないし50万円、投資割合に対する補助率というものを設けてやっているところでございます。

委員ご指摘のとおり、県内においても、全国的に人手不足が深刻化する中、県内の中小、小規模事業者の方においても人材不足、人手不足というのがあるというのは認識しております。

そういった立地環境、経済環境の中で、制度の見直しについても、誰でも雇用すればインセンティブを付与しますという形ではなくて、環境に応じた県内企業に対する配慮という形も含めて制度の見直しを図っていく必要があるのかなと考えております。

【赤木委員】 ご答弁ありがとうございます。今、答弁いただいたとおり、もちろん誘致をして雇用者数が全体として増えることはすごく喜ばしいことだと思っておりますが、人材不足というのは県内深刻でございますし、ほかの県にとっても人材をいかに確保するかというのは、どの県も同じ課題に直面しております。これまで頑張ってきた企業が痛い目を見ることがない

ように、全体として押し上げられる方策というものをぜひとも検討いただきたいと思いますっております。

以上です。

【山田(朋)委員】 長崎県産業人材育成奨学金アシスト事業について伺います。

今回、今までの製造職種に限定していたところを対象を広げていただいたようでありますが、ホームページを見ておりましたら、建設業に係るものとか、インターネットサービスに付随するものとか、そういったものが載っていたようであります。管理、サービス、販売等の職種ということですが、具体的に教えていただけますでしょうか。

【宮本若者定着課長】 まず、これまでが、どちらかといいますと技術系、そういった職種を対象にして、年間50人を認定していくという制度でございました。

今回、学生等の意見を聞きますと、やはり技術系だけではなくて、今で言えば、販売、それから管理、いわゆる文系の経済学部であったりとか、そういったところでも会社として、もともとアシスト事業というのは長崎県のエースを支援していこうというところでございまして、そういったところのエース的な人は別に技術系に限らず、事務系であっても販売・管理、営業とかでも、要するに会社を大きくして強くしていくというところの重要性に鑑みまして、また、そういったご意見も多かったところです。

今回、わかりやすく言えば、一定事務系の方にも対象を、技術系から事務系の方にも広げています。ただ、50人という枠は、そこは触ってはいないところでございます。

【山田(朋)委員】 前もお話をしたことがあるんですが、長崎県の産業をリードする優秀な人材、

そういった企業に限ると言われたことがありました。非常にその言葉には違和感を覚えるというか、誰の物差しをもってそれをはかるのかなと思っております。以前、もう異動されたかと思いますが、担当の方が、長崎県では保育士に対する貸付事業があるんですが、定員100人ぐらの枠に200人ぐらい来て断っているようなことがあって、そういったものも考えられないのかということをお願いしたら、過去に「長崎県の産業をリードする業種に限る」と言われた経緯があります。

そこで、今回、技術職だけでなく、増やしていращゃと思うんですけれども、その選定のあり方というのはどういうふうになっているのかを伺いたいと思います。

【宮本若者定着課長】 基本的には、製造業でありますとか、情報通信といったところの、いわゆる私ども産業労働部がやっているところに考え方としてはなっております。

今、委員がおっしゃっているところは、福祉なら福祉で、そういった奨学金制度そのものとかを考えられているところがありますので、そこはその分野で分けて人材の育成の支援を考えているところでございます。

【山田(朋)委員】 産業労働部というのは、雇用労働政策課もあるように、働く人のことを全てするところかなと私は認識をしております。その分野を今あなたは限定されて言われたけれども、私は違うのかなと思っていますし、今回、新たに加えた業種はどういった基準で加えたのか。学生の要望があったり、企業からの話があったりしたのかもしれないけれども、どういうふうにして決めたんですか。

【宮本若者定着課長】 今回、例えば卸売業、小売業といったところ、それから学術研究とかあ

るんですけれども、そのうち、もともと製造業等に密接に関わる部分というところで、いわゆる対象業種の方は製造業に密接に関わる部分というところで拡大をさせていただいております。

【山田(朋)委員】 長崎県の基幹産業である製造業ということに対してはわかるんですが、今後は、私は言葉にすごく違和感を覚えます。「長崎県の産業をリードする業種とか人材に限る」という言い方をされると、保育士さんだって、みんなが活躍するためには子どもを預けて働けるということが一番大事であるし、「産業をリードする」というその物差しのはかり方がちょっと私はわからない。もう少し言葉を選んでいただきたいということを申し上げたいのと、今回の募集ですけれども、今受けている50人の枠の中で男女比がどうなっているのか。これは2年くらい前からやっていますかね。今の状況とか、そのあたりも教えてください。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時23分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時23分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【山田(朋)委員】 業種が限定されていることもあって、男女比の状況も極端に女子が少なかったという認識はなかったと思うんですが、金融とか保険とかもあると思うので。

このスキーム自体が、そもそも論で大変恐縮ですが、一応学生に、また専門分野の大学、例えば先ほど言ったような技術系じゃない場合は、学部とかも就職先に密接に関わっている学部じゃない学生もいると思うんですが、一応ここに私は金融・保険の方に行きますとか、観光に行きますとか、製造に行きますというのを希望をさせて、それから、いざ就職の時にそういった

ところに就職をして、6年間働いたら公的奨学金の半分会免除になるよという制度だと思うんですが、その場合の就職の支援というか、マッチングのあり方とか、私はこの奨学金を借りて金融業を希望しているけれども、いざ就職の時にうまくいくというか、この制度にのっているがゆえに特典というか、確実に就職に結びつくような仕組みがあるのか、どういうふうになっているのか教えてください。

【宮本若者定着課長】この仕組みにのっているがゆえに確実に結びつくというところはございません。就職した時に、本人から雇用通知だったり、どこどこに就職しましたというものをとりますので、もちろん何の連絡もなく、残念ながら来ないという人もいることはありますけれども、基本的には本人が就職した段階で、どこに就職したか、どういう仕事で入ったかということを確認することで、対象職種というところを確認いたします。もちろん県内企業ということです。

それと、3年目で1回確認して半分お支払い、本人に払うわけじゃなくて、奨学金の日本の機構の方に払うんですけれども、6年で残りということでございます。

先ほど答弁できなかった分、平成30年度の男女比だけ認定ベースで申し上げますと、全体を55人認定しております。男性が22人、女性が33人、平成30年度だけ今わかったものですから、答弁させていただきます。

【山田(朋)委員】女性も多くこの制度を使っていたいたようなので、よかったなと思いましたが、特に、自分でこの制度にのっているからという特別な、例えば県は認定をしてしまったら、その後はこの人たちとは一切関わりを持ってないと。何か特別な窓口じゃないけれど、就

職のためのフォローアップの支援制度みたいなものがあるのかなと思ったんですが、それは今後とも考えないという理解でいいですか。

【宮本若者定着課長】今、直ちには思いつくものはないんですけれども、制度はよりよきものに見直していくものだと思いますので、考えてまいりたいと思います。

【山田(朋)委員】せっかくと言ったら何ですけれども、個人情報を持っていて、私が金融を希望するという情報を持っているのであれば、そういうものを活かしながら、しっかりと県内就職に、この制度のこのスキームに賛同いただいている企業も、県のお金も使うわけですし、うまくいかなければお金を払わないだけというのはそうかもしれないんですけれども、しっかりとこの制度が機能して、県内就職が定着化できるような仕組みというの、さらに考えていただきたいとご要望申し上げます。

【大場委員長】ほかにありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

一つは本会議でも話がありましたけれども、長崎市の人口減少が顕著になっていると。ここにおられる産業労働部の皆さんは、長崎県下の労働関係の行政をつかさどって、こういう産業労働部を含めて、県下の労働を何とか下支えしてもらおう、新しいところにチャレンジするという状況なんでしょうけれども、現在の長崎の状況を産業労働部としてどのように見ておられるのか。長崎市も人口流出対策を立ち上げていますけれども、この原因としてどのようなことがあるのか、その認識をまず教えてもらえませんか。

【廣田産業労働部長】長崎市の人口減少の認識ということでございますけれども、既に報道等されていますように全国でも一番人口の減少が

激しいということがあっております。

この要因としてはいろいろあろうかと思いますが、すけれども、一つにはこれまで基幹産業の一つでありました造船業、全てではございませんけれども、そういったところで一部事業の縮小が起きているというところも一つの要因としてあろうかと思えます。

また、女性の県外転出が非常に多いという状況も一部ではありますので、具体的にこれがその要因という明確なものはございませんけれども、さまざまな要因が重なって現状にあるのではないかと考えております。

そういったこともございますので、私どもといたしましては、造船業に次ぐ基幹産業というものをどうつくっていくかということがございまして、昨年度、海洋エネルギー関係及びロボット・IoT関係、それと航空機関係ということで、この3つの産業分野を成長が見込める産業と位置づけまして、ロードマップを作成し、今、それにかかる産業振興を図っているところでございます。

そういった中で、一つは先般公表され、もう既に工場の新設に着工しております、三菱重工航空エンジンが長崎市内に新たに工場を建設されるということがございます。こういった厳しい状況の中、それは非常に明るいニュースだと考えておりますので、私どもとしては、まずその航空機産業を一つの基幹産業とすべく、これは進出する事業者だけではなくて、やはり地場の企業がその航空機産業に参入し、そして取引関係等があれば、また新たな産業として期待できるんじゃないかと考えております。

あと一つ、ロボット・IoT関係でございすけれども、これも全国有数の企業が、研究開発部門を相次いで事業所を開設していただくと

いう動きがございしております。これについても、やはり地元の情報関係の企業がございすので、そういったところが誘致企業と取引関係が起って、また伸びていくということも期待するところでございす。

最後に海洋関係でございすけれども、これはまだ実証実験段階というところがある、なかなか商用化が進んでいないということもございすますが、ただ、先ほどからご説明しましたように新たな法律ができ、そして、五島市は促進区域、全国で1番目を目指すということで、そういった動きも出ております。

それと五島市以外での地域でも新たな事業展開ということもございすので、そういったものを中心として、やはりまずは新たな基幹産業を構築し、そこに良質な雇用をつくる、そして、そこに若者を中心として働いていただくと、そういったことから人口減少の流れに少しでも歯止めをかけられればということで認識しているところでございす。

【麻生委員】 今、部長ご指摘のとおり、三菱重工の落ち込みというのは大変厳しい状況かなと。大手造船も3社に分割されて、そして一部受注はあるものの、やっぱり過去の勢いは全然なくなってきているということで大変だろうと。

航空機産業も、今回、三菱重工航空エンジンが来ましたから、それについては新しいニュースです。ウラノさんを中心に航空機産業クラスター協議会の活動も行っていると思っておりますけれども、なかなかこれも、まだ前途多難な状況かなと思っておりますし、海洋クラスターにおいては、今、長崎じゃなくて、北九州で全国の旗手状況が生まれてきたと。こういう地域間競争を含めて、この前から担当から話を聞いている中では、長崎の海洋クラスターとしてどこま

でやれるかという、ものづくりについてはなかなかサプライチェーンが組めないんじゃないかという状況も聞いています。

ロボット・IoTについては、IoTも言っていますけれども、福岡あたりの安川電機とかファナックとか、そういうのを持たない状況の中で、全国状況だけ、マテリアルハンドリングのラインだけやって取れるのかと、そういうジレンマもあると思っているんですよ。だから、もっと長崎が核となってやっていけることを、ぜひ応援してもらいたいなど。

これは余談ですけども、実は昨日、銅座、思案橋の方を回って帰ったので、ある喫茶店に入ってお話を聞きました。本当に閑古鳥が鳴いているんですよ。店の人たちが、11月、12月この状況だから、来年はもう本当に何社もつぶれるよねという話が上がっていました。これぐらいに冷えているなというのが実態です。

その中で思っているのは、観光業が上ってきていますけれども、観光業はなかなか、本当に長崎全体を潤すのかということもあるので、その点は冒頭、お話をしながら、対策をとってもらいたいなと思っているところです。

基幹産業とありましたので、この中で3社以上組んで、得意分野でやるということで、4グループが事業計画を出しましたと言われてはいますが、どういう分野で、なおかつこのグループに対してどういう補助金とか、アシストを県として考えているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【宮地企業振興課長】 ただいま、麻生委員からお尋ねがございました。まず、今回、4グループ認定した分野でございます。

造船プラントの分野で1グループ、半導体分野で1グループ、産業用機械、いわゆるロボッ

トと称したりしますけれども、産業用機械の分野で1グループ、あとIoTの分野で1グループの合計4グループを認定してございます。

どのような部分でご支援をとということでございますが、金額的には設備投資がいわゆる値が張りますので、ご支援の金額としては大きくなるんですが、それに加えて人材育成、いろいろな講習を、新しい分野にいきますので技術の習得等々やられる場合も、そういうものをご支援するであるとか、県外の方にお仕事に行かれますので、その辺の営業活動経費をご支援するとか、いわゆる柔軟にご支援するような制度になっておりまして、昨年度認定したグループの各グループにつきましても、そういうところでお使いいただいているという状況でございます。

【麻生委員】 宮地課長もご存じのように、重工関係で長年鍛えた技術力もありますから、そういった強みのあるところをぜひお願いしたい。長崎では溶接だとか、特殊技術的な要素も結構ありますし、タービンプレード関係についても素晴らしい技術を持っていますので、ぜひこの強みを活かしてもらって取組をお願いしたいと思っています。

この中で3ページに書いてありますけれども、今度ソニーが来るということで大々的に発表されました。1,000億円の関係で従業員も含めて相当な数があるということです。また、ここに県外の理工系を含めて取組をされると書いてありますけれども、私は囲い込みを早めに取り組みながら、県が主導して、もっと学生時代からソニー関係に対してできないのかなと。

この前、ソニーに関係されている藤本さんと話をする機会がありまして、もともとソニーのあのところはプレステーションをずっとやっていましたけれども、画像センサーに替えられた

ということで、プレステーション自体の組み立てはもう全部中国に持っていったという話をしていまして、今、中国で13万人ぐらいプレステーション使ってやっているんだという話をされておりましてけれども、今回、この画像センサーについて、具体的にこの取組をしていきたいと書いてありますけれども、じゃ、具体的に県としてこのソニーの絶好のチャンスをとどのようにやるのか。一部ソニー系については、熊本大学あたりが結構強いと聞いていますけれども、長崎県としても、今後、第一陣の1,000人含めてあるんでしょうけれども、第2、第3があるとも話を伺っています。そういった中でどのような形でこの取組をしていこうとされているのか、その点について、お考えがあれば教えてくださいと思います。

【宮地企業振興課長】 今、麻生委員からお尋ねがございましたソニーの規模拡大に関する件でございますが、まず、本会議で知事の方からのご答弁申し上げておりますけれども、規模といい、今回、長崎の工場でつくられる画像センサーというのは、今、日本では数少なくなっている世界をリードする製品であるということもございまして、非常に私どもとしては若い方々にとっても魅力的なお仕事になるだろうと認識をしてございます。

先ほど、麻生委員おっしゃいましたように、半導体製造の子会社は、本社が熊本にございますので、熊本大学の学生が現時点では多数行かれているというのを私どももお聞きしてございます。今以上に、まず県内の大学、もしくは工業高校の学生も一部お採りになられますので、そういうところを、ぜひソニーの方に就職していただきたいというのが一つと、やはり県外に進学、就職で多くの方が出ておられますので、

その方々に対して私ども取組を進めたいと思ってございます。

そういう思いの中で、足元では、具体的にどういうことをやるのかということでございますが、知事も本会議で申し上げましたけれども、来年の2月ぐらいには全世帯広報誌で今回の件、ソニーに限らず、富士フイルムであるとか、京セラであるとか、IoT関連、これは誘致企業にとどまらず、地場のIT企業も含めて、そういうIoT特集みたいなものでお知らせをしたいというのが一つ。

今年につきましては、長崎新聞の就活情報誌NRを私ども一緒に取り組んでおりますが、NRに今申し上げたような特集を入れまして、年末年始で帰省された学生、もしくは保護者の皆様に対して、我々の取組をご案内して、ソニーも含めて順調に規模を拡大していただこうと思っているところでございます。

【麻生委員】 相手があることだから、ソニーにも理解していただきながら、ウィン・ウィンの形で学生が行けるような取組をぜひ後押ししてもらいたいなど。

併せて、産業特区になるでしょうから、ぜひ特区的な要素を国に求めているって、こういうふうに人口減少が厳しい状況なんだと、だから、新たな産業を起こしていくんだということで、特区制度的な要望をぜひ上げてもらいたいと思っていますので、その点も検討いただきたいと思います。

次に、おとといの新聞ですか、JR九州のところにマリオットホテルができるということがありました。ベッド数が400床ぐらいですか。昨日はヒルトン長崎の起工式がありました。併せてジャバネットたかたさんがまたホテルをやるということで、1,000床ぐらいのホテルができ

てくるわけですが、結構高級なホテルが立ち並ぶわけです。これを迎え撃つ人材群をどう育てていくのか。そういった意味では、一部ホテル業関係の人材育成の取組を再度強化すべきじゃないかと思っていますところ。高級な世界規模のホテルになりますから、そこに勤める人たちの育成も相当な状況が要るんじゃないかと思えますけれども、今現在、一部人材育成について取り組まれていますよね。こういった制度の延長の中で、こういう新しい人たちが入っていけるような仕組みづくりはできないのか、それが1点。

実はこういうホテル業界というのは、結構離職率が高いんですよ。そういった意味で若い人たちにとって魅力あるような職場にしていけるような形がないのかどうか、県の取組についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時42分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時43分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【貞方産業労働部政策監】 委員ご指摘のとおり、今後、相当規模で、あと数年しないうちに観光業、相当な人材のニーズが出てまいるというふうに考えております。相当な規模で供給すべき状況になってくるんじゃないかと考えております。

そういった中で、今、そういったものを踏まえない前提で申し上げますと、現在やっておりますのは、観光に関しましては、まず高等職業訓練校にそういったコースを設けておまして、長崎ですけれども、そういったところで一定数人材育成をやっていると。

それから、先ほど来議論されておりますアシ

スト基金の中で、観光業も対象にしてその促進を図っているという状況でございまして、それ以上に恐らく必要となってくるものにつきましては、観光人材につきましては、現在、文化観光国際部の方で高校生等を対象にして観光人材の育成というか、そういったことも今取組が始まっていますので、そういったところとも協議をしながら、また一方で、人数についてはまだ未確定な部分がございますが、外国人、外国人材、そういったところも一定必要になってくる可能性もありますので、そういったことも踏まえながら、関係する部局とよく協議してまいりたいと考えております。

【麻生委員】 だから、長崎の経済の状況、落ち込みが大きいという話の中で、新しいニュースが飛び込んできていますから、ぜひ観光部門と連携しながら、いかにしたら長崎の人材を確保できるのか。だから、逆に言えば、飲食業だとか、いろんな形で展開できるわけですよね。そういったことで人材を発掘しながら、もっと長崎も西洋料理の関係の状況をもっと強化していてもらって連携してあげるとか、そういう取組を、ぜひ産業振興の方でも後押しをしてもらって、戦略的に詰めてもらいたいと思うんですよ。

これは前、私もある経営者と話をしておりましたら、スピード感が大事だと。今、こういう状況について、他都市との競争をやっているんだと。だから、そういうことでしっかりと、てきばきとスピード感をもってやらないとお客さんは逃げていくよという話もされていまして、で、せっかくいい条件がいろいろ出てきました。そういう中で、ぜひ長崎の新しい人材を発掘しながらやりたいと。

あと一点は、先ほど申しました製造業につい

でもっと本腰を入れてもらって、中小企業的な300人以下の企業が長崎県の態様だと思いますけれども、ぜひお願いしたいなと思います。

最後に、今回、ここにあるクレーンハーバー長崎が90%になったということで、800人近くが入ってきましたけれども、今後、民間のオフィスビルを相当開発してもらって、もっとそういうソフト事業とか、新しい事業体を誘致しなくちゃいけないと思うんですけれども、これについて産業労働部とまちづくりだとか、要望はどうなんですかね、進んでいるんでしょうか。県として建てたクレーンハーバー長崎は約40億円ぐらいだったと思いますけれども、それがもう満室になって、この前の日鉄さんも満室でしたね。そうすると、新しい器をつくらないといけない。

この前、佐世保でラッキーグループが建てられましたね、オフィスビルにするんだという話も出ていました。今、長崎でも玉屋が一部開発されていますけれども、そういった事業でやらないと、幾ら来てくださいと言っても、器がなければ入ってこないわけですよ。それについての県としての方針だとか、横の連携というのはあるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

【廣田産業労働部長】 麻生委員のご意見は、オフィス系の企業が今回入るということで、そして、県が整備をしましたクレーンハーバー、あるいは先般、4月に民間事業者が建設をいたしましたBizPORT、あるいは、今、新大工の方で新たなオフィスビル建設がある、そういう状況でございます。先般は、佐世保のラッキー自動車 新しいオフィスビルを建てると。そういったことで、やはりオフィス関係の企業を誘致する環境は少しずつ進んでいるかと思えます。そして、その企業についても順調に誘致が進ん

でいるという状況でございますけれども、やはりこれをさらに進めていく必要があらうかと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、新大工はこれからつくられる、佐世保においてもラッキー自動車はこれからと。あと、まだ具体的にはお伺いしていませんけれども、幸町の方にジャパネットがオフィスビル建設等も考えられるとか、長崎駅のビル建設についてもそういったスペースも確保されるという計画があるということも承っておりますので、そういった民間における整備状況を十分に見極めながら、それに対応する環境整備を図っていききたいと。

私どもとしましては、先ほど申し上げたように、長崎県の人口減少に歯止めをかけるという視点からいくと、そういったオフィス関係の企業を立地するということは、積極的に今後も推進していきたいと考えておりますので、そういったものも十分に見極めながら対応してまいりたいと考えております。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【溝口委員】 研究事業評価に関する意見書ということで知事の方に研究事業についてということで意見書が提出されておりますけれども、研究事業を効率的に進めていくには十分な調査を踏まえて計画を策定することが重要であるということですが、今後、それを受けて県の方としてどのように検討し、進めていこうとしているのかお聞かせいただきたいと思います。思っております。

【井内新産業創造課長】 今回、研究事業評価委員会から意見書の提出を頂戴いたしまして、その中で総括的な今後の改善に向けてのご意見を大きく2点いただいております。

一つは計画段階の調査等が不足で、一応目標



が明確になっていない部分がありましたので、その事前の十分な調査等を踏まえて研究計画を策定すべきという点と、もう一つが、今後、研究事業評価委員会としても、細かい点にわたって指摘をしていくので、それを十分に踏まえて研究の改善を図るべきというこの2点のご意見をいただいております。

研究事業評価委員会につきましては、県の評価条例に基づいて毎年実施しておりますが、このご意見を踏まえて調査の準備段階の調査をはじめとして、そういう研究の評価の調書がございますが、そういう中でこの事前の調査を十分にしたか、そういう部分も含めて今回のご意見を反映してしっかりやってまいりたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。ただ、研究として成果が幾らかは出ていると思うんですけれども、やはり商品になるようなものを開発して、経済の活性化につなげていかなければいけないと思うんです。15件ですか、今回、新規に研究として5件が予定されているようなんですけれども、そのことについてはどのような研究をしようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】今回、産業労働部関係15件のうち5件が積極的に推進すべきという評価をいただいたところでございます。その一つといたしまして、非破壊計測装置の応用展開という研究がございまして、今、果物を傷つけることなく糖度をはかれる装置、これは特許を取得しているんですが、そういうものがございまして、それを農産物の品質管理だけではなくて、人間の血液成分を測定したり、そういうところに応用できないかという研究について高い評価を受けているところでございます。このように

技術の応用もどんどん図ってまいりたいと考えております。

【溝口委員】新規研究というところに5件となっているんですけれども、具体的に5件はどういうものになっているのか、新規の研究を5件指摘されているんですけれども、それはどのような種類ですかということです。

【井内新産業創造課長】こちらの新規の5件につきましては、いずれも工業技術センターの研究事業の5件でございまして、この5件のうちの評価につきましては、S評価、積極的に推進すべきが2件、A評価、概ね妥当であるが3件の内訳でございます。

【大場委員長】どういう事業をしようとしているのかということが続けてお願いいたします。

【井内新産業創造課長】この5件のうち、工業分野それぞれ5件でございしますが、5件を順番に申し上げますと、水素ガスの光学式検知技術の開発でありますとか、レーザー樹脂溶着の高品質化に向けた研究、さらには、県内食品産業の加工技術高度化に関する研究、それと木型の改善による鋳造品の品質向上に関する研究、それからシート材料の応用に関する研究、以上の5件でございます。

【溝口委員】わかりました。これが商品化できるようなものができればいいんですけれども、やはり調査を踏まえて研究してくださいということなんですけれども、このことに対してはいろいろな調査を今から進めていくんですか。計画はもうできているんですか。

【橋本工業技術センター所長】ただいま、委員のご質問がございました件でございまして。概ね事前に1年間フィージビリティスタディというのを実施いたしまして、県内の企業に技術ニーズがあるか、あるいはどういう企業が実際に商

品化までもっていきそうかということを調査した上で研究計画を立てて評価委員会に審査していただくという手順になっております。

今回の中では、さまざまな分野がございます。何といたしますか、基盤的なものから、もう市場に非常に近いもの、あるいは今後の工業技術センターの業務をしっかりとやっていくための技術の確立というようなものが入っております。

例えば、水素ガスの光学式検知技術の開発というのは、今後、水素エネルギーが普及していくことになると、水素ステーションのガス漏れというのが非常に重要な課題になってまいります。従来あります水素の検知技術よりも感度がよくて、あるいは漏れてから早い時間に検知ができるようなセンサーをつくりたいということで私どもの研究員が提案をしております。私は、これはなかなか難しい研究だと思ったんですが、本人の技術レベルが非常に高うございますので、彼ならばできそうということで、1年間しっかりフィージビリティスタディーをしろということで、さまざまな学会の発表を調査したり、それから共同研究できそうな大学の先生ともいろんな相談をしまして、これはやれそうということで研究評価委員会に上げさせていただいております。

それから、レーザー樹脂溶着の高品質化に関する研究というのがあります。これは今後、海洋や水中でのIoTというのがだんだん普及してきますと、深海で水圧が高いところでIoTセンサーが水漏れなしに動いていくということが重要になります。そうしますと、その樹脂の接着技術というのが重要になってまいりますので、従来以上に低コストで安定して溶着ができるような技術の確立したいということで提案をさせていただいております。

それから、環境調和型エラストマーの開発というのは、今、プラスチックというのは石油とか石炭等の化石資源を使っているわけですが、今後、だんだんそれがやりにくくなるということで、バイオマスを使った樹脂をつくれるような技術を確立したいということで、これも研究員が県内の樹脂の企業と非常に密接に連携しておりますので、開発ができれば県内に還元ができそうということで提案をさせていただいております。

それから、県内食品産業の加工技術高度化というのは、今後、県内は非常に食品加工産業の企業が多いんですが、なかなか県外で売るところまでいっていない企業が多いということで、食品加工業をもっと高付加価値化していかないといけないという私どもの危機感があります。これを支援するために、今まで以上に技術支援をするための準備をしようということで、県の方でもさまざまな取組をしておりますけれども、それとリンクした形の研究を今回提案させていただいております。

【溝口委員】 わかりました。ぜひ商品になるまで開発していただいて、そして、企業におろしていただいて、それが日本全国にわたって経済波及効果が出るようにしていただきたいと思いますので、しっかりと研究してください。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 3巡目ですので、手短にしたいと思うんですが、まず、議案外で事前通告しなかったんですけれども、これは一言言わないといかんと思っています。企業誘致をする時に、私たちには担当者からこういった企業誘致をしましたと連絡があっていたんです。最近は何で知るかということ、新聞やテレビで知るん

です。私たちは、前はこういった企業誘致をしましたと、明日、記者会見をしますという話があったんです。最近、新聞やテレビで見るとすけれども、そういった流れで今やっていると理解していいのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【佐倉企業振興課企画監】 企業誘致の決定の報告につきましては、今現在、昨年から数多く立地させて決定をしていますけれども、農水経済委員長と副委員長、あと議長等にご報告をさせていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 いいですか、議長、副議長、委員長、副委員長にして、前は私たち委員にもきていたんだよ。それはいつからそういった方針に変えたのか。あなたの方でそういうふうな方針にしたのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。自分たちでそう決めたのか、誰からか言われてそうしたんですか。大変申しわけございませんが、もうちょっと幅広くしていただければ大変ありがたいと思っております。それは喜ばしいことだから、別にそんな、こんなに限って言わなくてもいいんじゃないかと思うんです。佐倉企画監、あなたはいい名前をしているじゃないですか。幸せを佐倉企画監、実績を上げる佐倉企画監。国の方では桜を見る会で問題になっていますけれども、あなたはそういったことには全く縁もゆかりもないから、していただきたいと思っております。

続いて質問させていただきたいと思うんですが、食品加工センターは現状どうなっていますか。この前、長崎県工業技術センターの30周年に行った時に、工業技術センターのいろんな実績とかをつぶさに拝見させていただきまして、これだけのことをやっているんだなと思っているわけですが、連携をうまくやっているかやっ

てないか含めて、今後どのようなスケジュールでやっていくのか、順調に進んでいるのか、そこを含めてお答えいただきたいと思います。

【井内新産業創造課長】 食品加工センターにつきまして、整備の状況でございますが、現在、設計、地質調査等を終了いたしまして、土木部の方で建築本体工事の入札に向けた手続を現在やっているといるところでございます。

竣工につきましては、1月末、あるいは来年度の2月の頭に竣工しまして、令和3年の4月オープンというスケジュールで大きくは進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 それも重要な案件ですので、できれば途中経過をぜひ報告していただきたいと思います。思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、雇用労働政策課長にお尋ねしますけれども、ある団体のところに行きましたら、誰とは言わないけれども、平田副知事が知事みたいな発言をしていたけれども、あれは雇用労働政策課長、平田副知事に間違えてはいかんと、知事はあくまで中村知事だから、飛び越えた発言は差し控えるように言っていたんだけれども、今後、そういったことがないようにしっかりと委員会で、私、山田博司がそういう話をしていたと言っていただけませんか。あくまでも知事に案内がきていたのかかわらず、知事の代読もせずに、自分の意見を言うというのはどうかと、私は違和感があったよ、違和感が。ましてや…。

【大場委員長】 山田(博)委員、具体的にそれを。どういう意味での。

【山田(博)委員】 労働団体のところに行ってきたので、労働団体の時に、委員長が言ってくれというからさ。

【大場委員長】 言えない場合は結構ですが、皆さんが理解できるように。

【山田(博)委員】 そうね。じゃ、そう言いますよ。連合長崎の定期大会があった時に、中村知事の代理として案内がいつているにも関わらず、中村知事の代読をせずに、自分の意見をおっしゃるというのはいかがなものかと私は言っているわけです。

それで、私は、委員長、副委員長、委員に皆さん方に確認しましたけれども、私は連合長崎の定期大会に来て大変結構だと思うんですよ。知事の代わりで来て大変これはいい。挨拶するのは結構なんです。しかし、よくよく聞いてみたら、平田副知事は何と言ったかという、自分に案内がきたと言うけれども、確認したら案内は中村知事しかきてなかったんだよ。知事しかきてないのに、それを自分があたかも知事みたいな発言をされたら誤解を招くから、それはいかがなものかと言ったんだよ。あくまでも中村知事に案内がきているにもかかわらず、代読の文書も読まずに、自分が案内を受けたとか言ってね、ちゃんと私も委員の皆さん方に、知事の挨拶の文書もちゃんともらっていたんだよ、これ。担当者としては出しているんだよ。だから、今後、そういったことがないようにしっかりと、これは雇用労働政策課長、改めてこれを私から指摘を受けたと。これもお聞きしたら担当課として知事の挨拶の文章をちゃんをつくっていたんだ、定期大会の挨拶。にもかかわらず、平田副知事がそういった発言をするというのはいかがなものかだと思いますよ。これはしっかりと指摘しておきたいと思います。雇用労働政策課長、あなたは立場的に言いにくいだろうから、そういった指摘があったということをお伝えしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

いしたいと思います。

続きまして、窯業技術センター所長、あなたは一言もしゃべってないね。というのは、今日あなたがせっかく来ているから、私は工業技術センターの30周年を見て、工業技術センターの今までの活躍というのは、いろんな企業と連携しているというのは、十分わかったわけでございます。私は30周年に行ってよかったと思うんですよ。職員の皆さん方が地域の企業とどういうふうに関連しながらやっているかというのは、全く私は勉強不足で恥ずかしかった。あれだけの活躍をしているというのは、やっぱり工業技術センター所長としても、もっとどんどんPRしていただきたいと思います。

窯業技術センターとして明るいニュースというのがあるのかどうかというのを教えてください。いかがですか。なかったら、次回の委員会で発表するというのでいいですけども、どうですか。今ぱっと浮かびませんか。次回の委員会でもいいですが、いかがですか。そこだけお答えください。

【中野窯業技術センター所長】 今のところ、我々は陶磁器の産地の方に置いている公設試でございますけれども、基本的に陶磁器産業の現状というのは、一時期よりも少し上がってきていると。大変売れていた時代、出荷額が大きい時代というのは、大体バブル期からそのくらいが大体200億円ぐらい出ていましたが、それが今4分の1まで落ちているという状況でございます。これはリーマンショック後の平成23年、そこから10億円ぐらい戻して、今、55億円ぐらいまできているという状況でございます。

ですので、産地としても、ずるずると右肩下がりにならないように皆さん頑張ってください、いろいろ地域振興、観光とか、そういった

ところと連携しながら、物を売っていくという  
ような対応をさせていただいているという状況  
でございます。

明るいニュースというのは、ぱっと打ち上げ  
るものはないわけですが、例えばそう  
いった中で今日の部長説明の中にもありました  
ように、いわゆる今陶磁器というのはオールド  
なんですけれども、ファインセラミックスの分  
野に今までの焼成技術を用いて進出していこう  
という企業、いわゆる窯元も出てきているとい  
うことでございます。そこの市場規模というの  
が、大体250億円ぐらいと聞いておりますので、  
そういった企業をどんどん、どんどん、従前の  
食器だけではなくてつくっていかうと、そうい  
った働きかけをさせていただこうということで、  
地域密着型で頑張っていこうと思っております。

【山田(博)委員】 時間がきておりますので、事  
前通告していた移住、創業、事業承継促進事業  
の現状と今後の予定については資料をいただき  
たいと思っております。

最後に産業労働部長、私はこの産業労働部と  
いうのは大変人員が少ない中で、いろんな新し  
い発想とか取組をする、チャレンジをやってい  
く部と思っています。本当にいろいろ前向きに  
取り組んで頑張っていると思っております。私  
は、相当な勉強と情報収集をしながら長崎県の  
産業、経済というのを引っ張っていくわけでご  
ざいまして、いろんな委員の皆さん方の指摘も  
ありながら、ただ、先ほど赤木委員からクレイ  
ンハーバー長崎とかあったけれども、あの時、  
会計がいろいろと、佐倉企画監、あなたたちい  
ろいろとやりましたけれども、それをものの見  
事にきちんと誘致したからね、あれだけの議論  
をしながらですね。私は、そういった点では本  
当に産業労働部というのは、いろんな苦しい中

でも自分自身を信じて、経済界のいろんな要望  
を受けてしっかりとやっている、この部の姿勢  
を持ってこれからも頑張っていきたいと思  
っております。

特に、海外進出とか何かも、先ほど貞方政策  
監、バイオラボのいろんな事件がありましたけ  
れども、それはそれでまた新しい成功の糧とし  
てこれからも頑張っていきたいと思ってお  
ります。

そして、三上政策監、あなたは今日は一回も  
答弁がなかったけれども、次回の時答弁してい  
ただきたいと思っておりますので、今後の産業  
労働部の活躍を期待して終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、  
産業労働部関係の審査結果について整理したい  
と思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時12分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時12分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を  
終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10  
時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行  
います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
— 午後 4時13分 散会 —  
-----

## 第 2 日 目

# 1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月11日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時 2分  
於 委員会室 4

水産加工流通課長 岩田 敏彦 君  
水産加工流通課 吉田 誠 君  
企 画 監  
漁 港 漁 場 課 長 橋本 康史 君  
漁港漁場課企画監 森川 晃 君  
総合水産試験場長 平野 慶二 君

## 2、出席委員の氏名

|           |         |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 大場 博文 君 |
| 副委員長(副会長) | 浦川 基継 君 |
| 委 員       | 田中 愛国 君 |
| 〃         | 溝口芙美雄 君 |
| 〃         | 徳永 達也 君 |
| 〃         | 山田 博司 君 |
| 〃         | 堀江ひとみ 君 |
| 〃         | 山田 朋子 君 |
| 〃         | 麻生 隆 君  |
| 〃         | 近藤 智昭 君 |
| 〃         | 久保田将誠 君 |
| 〃         | 赤木 幸仁 君 |

## 3、欠席委員の氏名

な し

## 4、委員外出席議員の氏名

な し

## 5、県側出席者の氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 水 産 部 長     | 坂本 清一 君 |
| 水 産 部 政 策 監 | 高屋 雅生 君 |
| 水 産 部 次 長   | 西 貴史 君  |
| 水 産 部 参 事 監 | 内田 智 君  |
| 漁 政 課 長     | 松尾 信哉 君 |
| 漁 業 振 興 課 長 | 中村 勝行 君 |
| 漁 業 取 締 室 長 | 松本 啓一 君 |
| 水 産 経 営 課 長 | 川口 和宏 君 |

## 6、審査の経過次のとおり

-----  
— 午前10時 0分 開議 —  
-----

【大場委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【大場分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】まず、資料でございますが、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の1ページ目でございます。お手元にご用意ください。

今回、ご審議をお願いしております議案は、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第122号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第125号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分でございます。

初めに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入は、合計9万3,000円の増、歳出は、合計2,436万5,000円の増を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

2ページ目をお開きください。

職員給与費についてでございます。水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、水産業総務費1,286万5,000円の増を計上いたしております。

次に、漁港災害復旧費についてでございます。本年9月の台風17号により被害を受けた漁港施設の復旧に要する経費として、漁港災害復旧費1,150万円の増を計上いたしております。

繰越明許費については、記載にあるとおりでございます。

3ページ目をお開きください。

第122号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出で、52万2,000円の減となっております。これは職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費でございます。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出で847万8,000円の増を計上いたしております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

次に、第125号議案「令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的支出で、3万2,000円の増となっております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大場分科会長】次に、漁港漁場課長より補足説明をお願いいたします。

【橋本漁港漁場課長】第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」の漁港漁場課関係事業につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。

A4横のものでございますが、資料1、令和元年度11月補正予算計上事業一覧の1ページをお開きください。

31年災害復旧費でございます。これは本年9月に来襲いたしました台風第17号により被災した漁港施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行うものであります。

今回の補正予算により、対馬市9漁港・16カ所、佐世保市1漁港・1カ所、長崎市1漁港・1カ所、合計11漁港・18カ所の被災した漁港施設を復旧するため、1,150万円を計上いたしております。

2ページ目には、1,150万円の内訳として、被災状況の一覧表を記載しております。その主なものは、対馬市の漁港の泊地内に埋塞した草木等を撤去、運搬処分いたすものでございます。

また、次の3ページ目には、被災状況の写真として、主なものを4つ添付させていただいております。上2つが先ほどご説明いたしました漁港の泊地内に流れ込んできた流木等の災害でございます。下の写真につきましては、左側が、県庁が建っております尾上緑地内の樹木の倒木、それから右が、対馬市の泉漁港で浮標灯が流されたというものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

引き続きまして、繰越明許費について、補足



してご説明いたします。

お手元にお配りいたしております資料2、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の繰越事業理由別調書をご覧ください。これは第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、7ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

1ページをお開きください。

今回計上しております令和元年度から令和2年度への漁港漁場課の繰越明許費は、全体で30件、27億7,628万円でございます。

下段に、参考といたしまして、経済対策補正を除く最近3年間の繰越状況及び昨年度との比較を記載しております。

次に、繰越理由別についてご説明いたします。

1ページの表には、①から③の繰越理由別の件数と金額を示しております。1ページの中段ほどになります。

まず、①事業決定の遅れでございますが、基本計画の承認に時間を要したもので、長崎県本土地区の機能保全工事など4件、5億4,480万円でございます。

次に、②施工計画・設計及び工法の変更による遅れでございますが、長崎地区の三重地区に進めております衛生管理型漁港に関する整備におきまして、荷さばき所の建て替えに伴う使用者の仮移転先の工事が遅延したものや、館浦地区における岸壁の増深工事に伴う工事期間中の漁船移動を踏まえた施工計画検討に時間を要したもの、対馬尾崎地区における現地の養殖生簀移設時期を踏まえた施工計画検討に時間を要したもので、24件、21億9,699万円でございます。

次に、③用地補償交渉の遅れでございますが、

京泊地区の地方創生港整備推進交付金工事におきまして、道路工事による家屋の補償交渉に時間を要し、事業用地の取得が遅れたものなどで、2件、3,449万円でございます。

次の2ページから5ページまでは、2ページが漁場水産基盤整備費、3ページが県営の漁港水産基盤整備費、4ページ及び5ページが市町村営の漁港水産基盤整備事業費の予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しており、各表の上段には、県予算額、繰越額を予算科目別にまとめておりますのでご覧ください。

なお、繰越を予定している事業につきましても、より一層の繰越縮減を図るために、今後も引き続き、事業の執行管理強化や地元関係者との十分な協議、調整を行ってまいります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 まず、審議に入る前に、ちょっと細かいことを言うようなんですけども、今回、農水経済委員会の横長委員会資料は、補正予算というだけではなくて、議案番号を書いていたことになりました。それは産業労働部、水産部、農林部と一緒に、横長資料に、補正予算というだけではなくて議案番号をきちんと書くということで、この11月議会から行われています。その中で、資料1、資料2、出していただいていますね。こういうところに補正予算というだけじゃなくて、それはもちろんわかりますよ、119号議案と。けれども、こういうところにきちんと議案番号を書いてほしいと、そこを徹底してほしいということを私は要望していたんで

すけれども、要は、個々の課長が出す時は、こういうふうにこれまでと変わらないのかなというふうに私は思ったのですが、細かいことを冒頭に言っているんですけれども、こういうものは徹底してほしいと言ったので、「徹底します」と言いましたけれども、実際は、各課長が出せば「補正予算」で終わるじゃないですか。何で議案番号を書かないの。こういう認識ないんですか。まず、冒頭に聞いていいですか。

【松尾漁政課長】委員からご指摘をいただきまして、横長資料につきましては、今回から議案番号を入れさせていただいたところでございますが、今ご指摘をいただきました補足説明資料につきましては今回入れておりませんでした。これは部として、そこが徹底されていなかったということで、それについてはおわび申し上げたいと思っております。

【堀江委員】 もちろん、それぞれの部の考えで議案番号をつける、つけないはあるんですけれども、少なくとも、議案に対して賛否の態度をとる、それが委員会の審議なんですから、出される資料が議案番号がないという資料はあり得ないと私は思うので、改めて、その点は求めておきたいと思います。

そこで、今回の第119号議案の補正予算、これは災害復旧費ということで、台風17号に伴う災害状況なんですけど、こういう予算を県民の方が聞きますと、もちろんそれは復旧してほしいし、当然であると。私も、もちろん賛成の立場です。随時、台風状況の一覧表を出していただいたことには評価をいたします。

そうしますと、ここで言うところの今回、台風17号がどういう影響かということであるんですけれども、県民の方に説明する時には、今回の台風17号の被害状況は、局部的といいます

か、要するに、対馬を中心として災害復旧が行われたというふうな説明でいいのかということをお教えいただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 9月に発生いたしました台風17号は、コースとしましては、五島列島の西沿岸を通りまして北上した後、対馬と壱岐の間を通過して日本海のほうに抜けたという台風でございます。今回の台風は、特に吹き戻しによる風が非常に強うございまして、通常ですと、台風の東側にある地域のほうが風が強いというのが一般的ですけれども、今回は、ルートの西側に当たります対馬でかなり大きな被害が出たということで、今回は、対馬を中心に被害が多く発生した台風であったと言えます。

【堀江委員】 その上で、今回こうやって一覧表を出していただいておりますが、前回もお尋ねいたしましたけれども、もちろん被害の大小はあると思うんですけれども、今回の補正予算で、台風17号の被害状況の大まかな箇所については見通しが立つという理解でいいのでしょうか。

【橋本漁港漁場課長】 今回の11カ所で、漁港関係の災害復旧はこれで完全に終わるということになっております。

【堀江委員】 ありがとうございます。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、令和元年度の予算決算委員会の補足で、資料2で幾つか質問させていただきたいと思います。

繰越があっているということで、その前に、先ほど堀江委員から話がありましたけれども、前の委員会で話をして、その時に、適切な対応をしますと、私も記憶があるんですが、今回また同じような指摘をされた私は記憶をしているわけで、それで漁政課長が謝罪をしたということになっておりますが、これは部できちんと、

今の農水経済委員会の大場委員長のもとで2年間やって、委員会でも、適切な対応をしますと言って、また同じことをするということは、これは漁政課長が、わかりました、すみません、次しっかりやりますというふうな話にはならないわけです。この委員会で指摘をされて、きちんと対応しなければいけないということなんです。本来であれば、漁政課長じゃなくて、最高責任者である水産部長が答弁しなければいけないということを指摘して、質問に移りたいと思います。以後気をつけて、肝に銘じてしっかりやっていただきたいと思います。

続きましてお尋ねしたいのですが、資料2の1ページに、施工計画・設計及び工法変更による遅れというのがありますね。その中に、平戸市の館浦地区の工事期間中の漁船移動を含む施工計画の検討に時間を要したためということであるわけですね。実は、どういった経緯でこうなったかというのを私は事前に説明を受けました。平成29年3月2日に、館浦漁業協同組合長である代表理事組合長金子源吉、また館浦まき網漁船団団長伊藤忠光さん、この人から当時の漁港漁場課長に要望をいただいておりますが、私がいろいろお聞きしましたら、要は、大型化、大きくなるということで、港湾の浚渫工事をしてもらいたいという要望が上がっているのですが、実際工事をする、船の移動をする時に、ここに持っていかなければいけない、あそこに持っていかなければいけない、そうすると漁が大変だ、こうなんだとかいろいろあって、なかなか漁船の配置が決まらないう。それで、こういうふうな大幅な時間を要して、3億2,800万円も繰越になったということで私は説明を受けているのですが、まず、それで間違いないかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 そのとおりでございます。

【山田(博)委員】 今現在、館浦漁協の組合長さんはどなたでしたか。この時は金子源吉さん、今はどなたでしたか。

【橋本漁港漁場課長】 金子原二郎組合長でございます。

【山田(博)委員】 組合長と話をして、どういふふうにするかというのを議論されているのか、されていないか、そこだけお答えください。

【橋本漁港漁場課長】 この漁船のシフト等について、直接組合長とは協議はしていないと思います。

【山田(博)委員】 私は、3億円の予算をかけて、漁協組合長、まき網の人たちが、してくれ、してくれと言った時に、自分たちは、やってくれと県のほうに言って、今聞いたら、漁船の配置とかというの、県のほうでいろんな案をつくらたりしないと実際工事にかからないということでお聞きしているわけですが、それで間違いないかどうか、イエスカノーかでお答えください。

【橋本漁港漁場課長】 工事期間中の漁船のシフトにつきましては、工事の施工方法等に応じて変わってまいりますので、発注者のほうでシフト計画を立てて、関係者と協議を行って事業を進めるようにしております。

【山田(博)委員】 私は思いますけれども、これは要望が来たんす。今は、金子原二郎組合長さんは、私も昨日テレビを見ていたら、国会におったわけだ。ということは、組合から、こういうふうな工事をやってくれといって要望がっている。そして、組合長と話をしようとする、組合長は東京にいる、国会でやっている。この工事をするに当たっての施工は、どういふふうに着を持っていくかとなった時に、組合長

はいない。あげくの果ては、発注者のほうでそういったことをしなければいけない。これは全地域そういうふうになっているんですか。漁港漁場課長、お尋ねしたいと思うんです。この長崎県というのは、発注者で船の配置とかを全部考えたりなんかしないといけないようになっているんですか。そこだけお答えください。

【橋本漁港漁場課長】 一般的には漁港工事というものは、漁業の生産活動の基地として、漁港内は毎日多くの漁船に利用をされているところでございます。漁船のための工事とはいっても、どうしても限られたスペースの中で、工事の進捗に応じて漁船を移動させながら工事を進める必要がございます。その場合、発注者と漁船の所有者等とで、工事の工程に応じた漁船のシフトについて協議を重ねながら、影響が最小限になるようにシフト計画をつくっていくというのは、県内の漁港で一般的に行われている方法でございます。

【山田(博)委員】 私は驚いたけれども、こういった要望書が来ておきながら、発注者で全てつくってしまわなければいけないと。私も壱岐、対馬、五島とかずっと回っておりますよ。出先も少ない人員で職員の方は頑張っているんですよ。人員削減、人員削減といって、その時の人員削減の旗振り是谁かという、この組合長の金子原二郎さんがやったんです。あげくの果ては、発注者でそういった配置をなささいといったら大変なんですよ。

だから、私は何が言いたいかというと、漁協のほうで、こういった要望したものがあるのだったら、ある程度、配置計画とか、協力体制をしっかりとやっていただくことが前提じゃないとやっていけない。つまり、何かというと、漁港漁場課長、道路の拡幅工事は、町内会が推進し

ますよ、同意しますよ、協力しますよと、そういうふうになっているんですよ。これは単なる要望でしょう。発注者にとすると、こんなにぐるぐるしていたら大変ですよ。

お尋ねしますけれども、水産部参事監、国直轄の漁港とかがあった時に、国も長崎県と同じようなやり方をしているのですか。

【内田水産部参事監】 一般的には、事業主体がその施工計画等をつくるということで、国も同じようにやっております。

【山田(博)委員】 施工計画はそうですよ。そうしたら、国も、ここはこうだとかいって船の配置まで全部心配しなければいけないということになっているんですか。それを聞いているんですよ。長崎県は、今の館浦漁協組合長の金子原二郎さんから、船が大型化になるから、この漁港を何とかしてくれというふうに来ています。わかりましたと言って、厳しい財政の状況で長崎県がやっているんです。また、少ない人員配置でやっているんです。そうしたら、工事期間中の船をどこにやるかとかも全部発注者の長崎県が心配していたら大変じゃないかと、だから繰越、繰越になるんじゃないかと言っているわけですよ。国は、直轄の漁港工事も、船の心配までそういうふうに行っているんですかというのをお尋ねしているんです。

【内田水産部参事監】 工事をする際は、極力、円滑な漁業環境を確保していくという観点から、よく漁港の利用者さんの話を聞いて、心配をして工事の施工計画をつくっておりますが、当然、工事の発注者だけではできませんので、そこは漁協さんと協力をして、話をしながら施工の計画を一緒に考えていっているということです。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長、館浦の説明をいただきましたけれども、語るも涙、聞くも涙

の県の職員の方がこの要望書に当たって、施工するにはどんなにしたらいいかと、大変なご苦労がひしひしと伝わってきたわけです。だから、私は、漁協組合の方がもっと積極的にやっていただきたいというふうな方式をとらないと、ずっとこれが続くじゃないかと。ましてや、館浦漁協組合長さんは今、国会にいるんだ。組合長自ら率先してやってもらわなければいけないにもかかわらず、その人はいないんですよ。これが何と、3億2,800万円ですよ。これが繰越になったんですよ。これは漁協組合長さんもしっかりとそこは、長崎県の知事も経験されたわけだから、長崎県の繰越予算をしてはいけないということを十分認識しているはずだ。にもかかわらず、漁協組合長自らが、こういった要望をする時には、漁船の配置とか、その移動も含めて、施工計画に全面的な協力体制をやってもらうようじゃないと今後はこういったことはできませんとか、そこまでやらないとだめですよ。漁港漁場課長、これからはそういったことを条件にしながらやっていかないと、県の職員が大変ですよ。私も地元に戻ったら、五島振興局の3階、水産課とか河港課、道路課、建設部の職員が夜遅くまでやっていますよ。だから私は言っているんですよ。

これからは、そういうふうな条件付きというか、協力体制を同意というか、やらないとできませんというふうな体制を条件にしてやってもらいたいと思うんですが、いかがですか。

【橋本漁港漁場課長】 私どもも、工事を行う際には漁協との調整が第一だと考えております。現在のところ、例えば、この館浦につきましても、漁協さんたちが反対しているということではございませんで、むしろ協力的でございます。ただし、漁協さんたちにとってみれば、工事の

手順というのがよくわからないということで、そこは発注者である私たちが施工計画を立てて、漁協さんたちから船の利用状況、実態を聞いて、そしてこのようなシフト計画でいかがですかということで提案をした後、両者で十分な協議を行って施工をやっているものでございます。

地元が反対しているというところについては、もちろん現在、その反対を押し切って工事を進めているようなところはございませんで、引き続き、漁協、発注者である私ども、それから水産関係者、それと工事に入りましたら施工業者も加わってまいりますので、3者で十分協議を行いながら円滑に工事を進めていくことが大事だと思っておりますので、それに努めてまいります。

【山田(博)委員】 漁港漁場課長がそこまでおっしゃるから、徹底的にやりましょうか。委員長、私はこれは事前説明をもらったんだけど、私は別に漁港漁場課長を責めるつもりはないんだ。私は、あなたの立場としては、それが精いっぱいだろうから、委員長、これは平成29年3月2日に館浦漁協組合長と、その事業計画の館浦地区水産生産基盤整備事業の施工計画書をいただいているんです。これに基づいて、この繰越が減らないんです。原因というのが今回、よく聞いたらわかりましたので、委員長、この資料をいただいた上で、繰越工事を減らすための一環として、どういったところが原因かというのをきちんと確認しなければいけないと思うんです。私は昨日、委員長から、山田(博)委員が言っていることは、当事者なのでわかってはよくないという話があったので、おっしゃるとおりだと思いますので、委員長、私が2枚もらっている資料を担当課のほうから配っていただいて、またそれで改めて議論をしなければ、これ

はやっぱり私だけこう言っていてはいけませんので、ぜひそれは資料請求して、また議論を深めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時30分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時30分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 人件費のいろいろ過不足とがありますから、これは漁政課の人件費の予算に関連してお尋ねしたいと思うんですが、その中で、今、監査の体制というのは、何人で、どういった方法でやっているのか、予算の計上に関連してお尋ねしたいと思います。組合の監査は、どういうふうにやられているんですか。今回、職員給与やいろいろ出ておりますけれども、職員検査はどんなにしていますか。

【松尾漁政課長】 漁協の常例検査ということだと思いますが、漁政課の中の検査指導班に6名の職員がおります。それから、嘱託の職員として銀行OBの方を雇用いたしまして、専門的な立場で検査をしていただくという形でプラス2名の方、8名体制でやっております。それから、地方機関、水産課のほうからも本庁職員と一緒に検査をしていただくということで、その漁協の規模、体制等、事業の規模等に応じまして、人数とか、期間についても、その漁協ごとに決めまして検査をしているという状況でございます。

【山田(博)委員】 漁協の検査というのは、基本的に、一昨年の4月ぐらいだと思うんですが、本庁で全部一括してということにしたんですけれども、地方機関もまだやられているということで理解しているのですか。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時33分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時33分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 再開いたします。

【山田(博)委員】 お尋ねしますけれども、検査は今の体制でいつから始めたか、それを明確にお答えいただけますか。

【松尾漁政課長】 まず、検査業務の見直しを平成30年度にいたしました。それは本庁に一元化をするということで、一元化をするといいますのは、全て本庁の主体で行うと。検査のトップを本庁の職員がいたしまして、あと地方機関とも連携しながらやっていくという体制をとったところでございます。今年度から、検査指導班の職員を1名増員いたしまして強化をしたというところでございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、今回の一般会計の歳出でも、職員給与費として、給与改定に要する経費とかいろいろと出ておりますが、関連して私は質問しているのですが、この検査というのは、銀行のOB、それも平成30年から採用して、そういった体制でしているということで理解しているのですか。この改定に要するというのは、組合の監査もしていますけれども、関連してお尋ねしているんですけれども、OBというのは、いつからそういうふうに入れたかというのは私たちは知り得なかったものだから、お尋ねしているわけです。

【松尾漁政課長】 銀行OBの嘱託職員につきましては、平成12年度から1名、それから平成30年度から2名の体制にしております。

【山田(博)委員】 平成30年度からそういう体制にしておりますけれども、そうすると平成30年度から正規職員も6名ですか。その前も6名だっ

たのですか。そこだけお尋ねしたいと思います。

【松尾漁政課長】平成30年度は5名でした。平成31年度から1名増やしまして6名にしたというところでございます。

【山田(博)委員】わかりました。

最後に、この一元化というのは、本庁でなさいたといった経過というのはご存じですか。漁政課長、なぜこういうふうに一元化になったかというのはご存じですか。それだけお尋ねしたいと思います。

【松尾漁政課長】漁協に対する検査につきまして、強化をしなければいけないという議論があったわけでございますけれども、山田博司委員から、この農水経済委員会の中でそういったご意見もいただきまして、そういった点も含めまして検討した上で、平成30年度から検査体制を見直したというところでございます。

【山田(博)委員】そういったことを理解した上で、また別の機会に質問したいと思います。

一旦終わります。

【溝口委員】今回、繰越明許が出ているんですけれども、11月の時点ではあるんですが2億2,400万円減っているという形が出ているんですけれども、今回、最終的に減っているということで理解していいのですか。

【橋本漁港漁場課長】今回計上しております繰越明許費につきましては、お手元の資料2の1ページの上段の表の下のところにも印で書かせていただいておりますが、今回の11月議会に計上いたしましたのは、この議会以降に着工する工事で、明らかに3月31日までの工期が確保できない工事について計上させていただいております。したがって、既に工事に入っているものについて、諸般の事情で繰越になるような工事の場合によっては出てまいりますし、今回計

上しております工事のうちでも、頑張って3月中に終わる工事も出てまいります。最終的に幾らというのはお示しすることはできませんが、県としましては、4月年度当初に、繰越目標としまして、当初予算の20%以内という目標を掲げて、現在、執行管理等に努めているところでございます。

【溝口委員】わかりました。

それでは、今まで、11月の段階で繰越事業ということは出してなかったのですか。今回は、明らかにわかったということで出したのですか。

【橋本漁港漁場課長】すみません、説明不足でございます。昨年度までは、11月議会におきましては、先ほど申しましたように、今後発注する工事で、明らかに工期が不足するものに加えて、既に発注している工事につきましても、何らかの事情により来年の3月31日までに終わらないようなことが明らかになった工事につきましても計上いたしておりました。今回は、今後発注するものについてのみに計上の仕方を変更したものでございます。

【溝口委員】そうしたら、確実に遅れるということで2億2,400万円の減額ということは、前年度のような計上の仕方をすると、まだ大きいということですか。

【橋本漁港漁場課長】そうでございます。昨年度までと同じような計上の仕方をすれば、これに既に着工しているもので、今の段階で明らかに繰り越すおそれがあるものが増えてまいりますので、今回計上している数字よりも増えることになります。ただし、今既に着工している工事で増えるものにつきましては、来年の2月議会で計上をさせていただこうと思っております。

【溝口委員】その仕方がわかりにくいので、結局は、今までしていたような形で出すと幾らぐ

らい増えてくるのか、それとも増えないのかというそこら辺がわからないので、繰越というのは、やはり私たちとしては、年に1回の決算審査の時にもちゃんと指摘しているとおおり、できるだけ減らしていただきたいと言っているんですけれども、今回これを見たら、努力したのだなという感じがしたんですけれども、今の答弁によると、今までのような出し方をしたら幾ら増えてくるのかを計算してみてください。

【大場分科会長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午前10時42分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時46分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 再開いたします。

【溝口委員】 比較をして、それで本当に努力したのか、努力していないのかを私としては知りたかったもので、質問させていただきました。なるだけ繰越明許が出ないように努力をしていたきたいし、先ほどの館浦の問題もありますけれども、早く着工されるような移動の仕方というのを、よく現場との話し合いをして、早目に仕事にかかっていたきたいと思っておりますので、要望といたします。よろしくお願いいたします。

【橋本漁港漁場課長】 今回、11月議会に計上いたしました繰越明許費につきましては、昨年度と一部計上の方法を変えております。今回計上いたしましたのは、11月議会以降に着工する工事で、適正な工期が確保できない工事に限って計上させていただいておりまして、昨年度までは、既に発注している工事についても、繰越見込みのものも含めて計上させていただいておりました。そこが今年度、計上の方法を一部変えたところでございます。

ただし、委員ご指摘のとおり、これでは前年

度との比較ができませんので、今ある資料、執行管理表などを用いまして、昨年度と同じような計上方法にした場合、比較してどうなのかというのは、後ほどお示ししたいと思っております。

【大場分科会長】 よろしく願いいたします。  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ないようでしたら、資料が届きましたので、こちらの資料の説明をお願いしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 館浦地区水産基盤整備事業の繰越について、ご説明をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました資料、2枚ございますが、まず1枚目、要望書でございます。これは平成29年3月2日に、館浦漁業協同組合と館浦まき網漁船団から漁港漁場課長宛てに要望書が出されているところでございまして、要望につきましては、まき網の漁船が大型化したことにより、現在の岸壁では水深が不足するので、水深を増やして漁船が安全に係船できるような改良をお願いしますという内容でございます。

県管理の漁港でございますので、これを受けて、県では検討を重ねてまいりまして、平成30年度から、岸壁の増深工事に取りかかったところでございます。

2枚目の計画平面図をご覧ください。

こちらが館浦漁港の整備計画平面図でございまして、皆様ご存じのとおり、まき網の基地となっております。

まず、岸壁の水深を深くする工事が大きく2カ所に分かれております。図面の左側にございます赤と黄色で着色された部分、この船だまりの岸壁をマイナス6メートル深くします。それ



と、もう一つは、図面の右手、主に赤それから緑の着色がございますところ、ここも同じようにマイナス6メートル岸壁に増深をするという工事になっております。

この着色の色につきましては、黄色は昨年度の工事、赤が今年度の工事、そして緑が来年度以降の工事ということで、黒の部分につきましては、既に完成しているものとご理解いただきたいと思います。

要望を受けまして岸壁の整備を行おうとしているわけですが、まず図面の左半分のマイナス6メートル泊地（A）というところ、この船だまりの中にまき網船が全部で15隻おります。この15隻のまき網船、大きなものになりますと船長が57メートルございます。この岸壁自体は、赤と黄色のところは全部で140メートルでございますので、大きいものでは、この半分近い長さの漁船がおります。また、図面の右半分の船だまりのところにも、同じく15隻の大型のまき網船が係船して利用をしているところでございます。この船だまりの中の岸壁を工事するというのが内容になっております。

まず、左手の泊地から工事をすることにいたしまして、工事期間中に15隻をどこに配置するかということを県北振興局が漁業関係者と一緒になって調整を行ってまいりました。その結果、左手の泊地につきましては、地元との船のシフト計画の協議が調いましたので、こちらは繰り越さずに工事を進めることができまして、この工事は今年度中に終わる予定でございます。

今回計上しております繰越につきましては、この図面の右側の泊地の部分でございまして、左手の泊地と同じように協議を行ってきたところでございますが、こちらにも同じく15隻のまき網船がいるということと、この岸壁を使って

網の積みおろしなどを行っているということもあって、工事期間中、その船をどこに持っていくのかといったところが非常に難しい課題になっておりまして、最終的にまとまりましたのは、お手元の図面の中央あたりに赤い楕円形で示している部分が2カ所あるかと思いますが、こういったところ、一部は岸壁にとめるのではなくて沖にとめるというようなところで、これが利用者にとって最低限の利用が確保されるシフト計画ということで、地元と調整が調いましたので、これから発注を行おうとするのですが、いかんせん3月31日までには終わることができないということ。こういった非常に狭い泊地の中で、しかも、そこに大型の漁船が多数いるということで、なかなか工事期間中のシフトの協議が調わずに、繰り越してしまうということになったということで、今回計上しております。

なお、先ほど申しました2カ所の泊地に挟まれたこの図面の中央部につきましては、こちらにはまき網以外の漁船がここだけで65隻おりまして、こういったところにもシフトすることができないということもあって、いろいろ現地は苦労してシフト計画を立てて、今後、スムーズに工事が進んでいくような計画ができたということになっております。

簡単ですが、館浦漁港が繰越に至った理由について、ご説明いたしました。

【大場分科会長】 ありがとうございます。

【山田(博)委員】 委員の皆さん方も見たらご理解いただけたと思うんですが、今回、館浦地区の漁船移動を含む施工計画というのは大変ご苦労があったということでありまして、これは工事期間中は船をどこに置くかというのをあらかじめ漁協のほうなり、漁船団のほうである程度、方向性をしてもらったら、いろいろと

協議に時間を要することもなかったんじゃないかと私は思われるわけです。

もう一つ、ここでお尋ねします。これは3年前に検討した船舶への対応ということでありますけれども、船舶をつくる計画とか、予定しているというのは、水産部だったら、どこの課がいち早くこういった情報をキャッチされるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】船舶のシフトについては漁協主体で対応すべきではないかというお話でございしますが、工事の方法、手順、あるいは工事の時期等によって、どういうふうに船を動かすのかというのは変わってまいります。工事の方法ですとか時期については漁業者は存じ上げないということで、そこは発注者から、こういう工事になります、時期はこのあたりになりますという情報を提供しないと、なかなか漁業者自らそこを理解してシフト計画を立てるというのは非常に困難だと思われるので、ここは発注者と漁業者が一緒になってシフト計画をつくっていくのがいいのではないかと考えております。

【中村漁業振興課長】大臣の指定漁業の関係につきましては漁業振興課が窓口となっております、今回ここにございますように、もうかる漁業創設支援事業についても、漁業振興課が関係をしているということでございます。3年前に水産部の中でどこまで共有できていたかというのは現在のところ、よくわかりませんが、大きな漁船を建造するということになって、港と一部不具合が生じたということでございますので、今後は、きっちりとこの辺は部内で情報共有をしていく必要があると思っております。

【山田(博)委員】実は、奈良尾の漁船団も同じことがあったんです。奈良尾の漁船団でも同じ

ように大型になって、事前に言っていたんだけれども、一昨年かな、全く同じようなことがあったんですよ。水産部参事監はその時いなかったけれども、私は全く同じことを質問したんですよ。というのは、船が大型化するというのがわかっていたら、それを一番わかるのは漁業振興課なんですよ。このもうかる漁業創設支援事業。だから、船が大きくなって、水深がどれだけ必要かというのもわかるんです。そうしたら、そこを同じフロアで近くの漁港漁場課に、こういった計画がありますよということを一言言ってくれば、こういったやりとりする必要はなかったわけですよ。これは前もあって、また同じような質問をしているわけです。私、言ったのは覚えておりますよ。その時に漁業振興課長は、これはからも情報共有してしっかりやっていきますということを、同じ答弁をしたんです。また2回目の同じ答弁をしているんです。漁業振興課長、記憶にありますか、いかがですか。

【中村漁業振興課長】水産部内の情報共有が不足していたということは認識をしておりますので、今回改めてまたご指摘を受けましたので、今後、しっかりとその辺は対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】今回、先ほど溝口委員が言ったように、繰越する中で、原因というのは、漁協がこういった要望をするに当たっては、私も先ほど説明をしたけれども、シフト計画というのを、ある程度、漁協のほうでもしっかりと取り組んでいただかないと。聞くんじゃないくて、向こうから「こうしましょう」と提案があったらいいわけですよ。

お尋ねしますけれども、シフト計画はつくるのにどれくらい時間を要したのですか。シフト計画は何カ月ぐらいかかったのですか。

【橋本漁港漁場課長】 県北振興局のほうでどの程度かかったかというのは私どもは把握しておりませんが、相当な時間はかかったと思っております。具体的に何カ月というのは把握しておりません。

【山田(博)委員】 具体的に把握できないぐらい相当な苦労があったということがわかったわけでございます。

水産部参事監、これからこういった漁港とかをつくる時には2つのポイントがあると思うんです。まずは、こういった大型の船舶に対応するとなるのであれば、きちんともうかる漁業で船を大型化するのであれば、漁業振興課が知っているんです。いつ頃つくりますよと。そうすると、こういうふうにしななければいけませんということをしっかりと、これは漁業者がもうかる漁業のためだったんでしょう。もうかる漁業創設支援事業でしょう。ところが、これで漁港の整備を十分やってなかったら、休業しなればいけないようになったら、もうかるどころじゃないんですよ。損する漁業になってくるじゃないですか。

だから、この情報共有というのを、前も同じことを言ったんです。また私は同じことを言わなければいけないんですよ。そのときもあなた、中村漁業振興課長だったんです。あなたはまた同じことを言ったんですよ。だから、そこを深く反省していただいて、2度あっても、もう3度ありませんよ。そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

漁協組合のほうでしっかりとシフト計画をつくっていただくという条件にしてこれからやっていかないと、何回もずっと繰越があって大変なことになってきますから、そこを踏まえた上でやっていただきたいと思うんですが、この2

点に関して。

【内田水産部参事監】 今、2点ほどご指摘いただきました。

まず、漁港は、漁港をつくることそのものが目的ではなくて、漁業全体の動向があって、それを受け入れるために漁港整備をしていくということです。我々も、これからは漁船の大型化も進んでくると思いますので、そういった情報というのは、しっかり幅広く共有させてもらって、基盤の整備に活かしていきたいと思っております。

それと、2つ目のご指摘もいただいております。ご指摘のとおり、事業を円滑にするには漁協の協力というのは不可欠だと思っております。具体的にシフト計画といっても、漁船のプロは漁協ですし、これは一緒にやっていかなければいけないんだろと思っております。改めて協力体制を確認して、事業の実施に努めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 そういうことでお願いしたいと思えます。

それで、資料1ですけれども、災害対策の予算が計上されています。お尋ねしますけれども、災害復旧工事をしていますけれども、これをする際に、例えば、2ページの対馬市の泉漁港、こういったところで雑木とかいろいろと流れておりますけれども、こういったところが流れないように対策というのはとれないものかと。わかっているのであれば、対策をして、こういった災害が発生しない事前の対策というのはできないものかというのをお尋ねしたいと思えます。

それと、災害復旧におきまして、また同じような災害が起きないように対策も含めることができないかどうか、その2点をお尋ねしたいと思えます。

【橋本漁港漁場課長】今回の災害のような流木災が事前に災害復旧工事でできないかというようなご質問でございますが、災害復旧事業そのものが原形復旧ということになっておりまして、今回のような流木を港に入り込んでくる前の上流のところで止めるということについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正とかにつきましては非常に困難であると水産庁から伺っております。

【山田(博)委員】これは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律があるわけですか。その法律に基づくと、そういったところが法律改正をしなければいけないということで、できないということになっているということですね。

そうすると、水産部参事監、法律がそうなっていますから「ああ、そうですか」じゃいけないわけです。長崎県は日本全国でも有数の漁港を抱えて、水産県長崎として、水産部参事監は水産庁から来ていただいているわけですが、漁業者を守るという上で、こういったことをしっかりとやっていかなければいけないと私は思うわけです。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法も改正に向けてやっていくような方向性を県当局も考えるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。見解を聞かせていただきたいと思います。

【内田水産部参事監】ご質問の災害復旧事業ですが、これは法律補助になっております。これは漁港だけではなくて公共事業全般のルールということで原形復旧が基本となっております。必ず災害復旧事業というスキームを用いて復旧以外の対策というのを講じる必要はないと思っております。普通の事業の中でも、今後、そういう災害に強い施設改良であるとか、こういった手段はございますので、いろいろな方法と

いうのは探っていかなければいけないんだろうと思っております。

ただ、漁港の中にどういうふうに流木が流れてこないようにするのかという点でございますけれども、港の口を塞ぐわけにはいきませんので、なかなか完全に流木の流入というものを防ぐ知恵というのが私は現在ありませんけれども、こういったものがあるのであれば、いろいろ勉強してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】私は工法のことを言っているんじゃないんです。例えば、そういった工法があったとか、災害で上流に土砂が流れないようなものとか、そういった工法のことを私は言っているんじゃないんですよ。考え方として、そういったものも検討しなければいけないのじゃないかと、私はそういうことを言っているわけです。水産部参事監、私は工法のことを言っているんじゃないですよ。工事のことはあなたが一番詳しいのだから。しかし、災害復旧をする時に、こうすれば災害を最小限に食い止めるんじゃないかといった時に、予算の問題があるから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法ではそれができないとか、原形復旧となっているといったら、もうちょっとこうすればいいんじゃないかという時に、そういったものは対応できないから、そういった法律の改正も視野に入れながら検討したらどうかと私は言っているわけです。今は原形復旧しかできないんでしょう。例えば、ここに防波堤があって、もうちょっと増やしたら災害対策ができたんじゃないかという時に、原形復旧だからできませんよと、そういったこともあるだろうから、それを検討してもらえないだろうかというふうなことを私は言っているわけですが、いかがですか。

【内田水産部参事監】姿勢について問われたと

思っております。災害復旧事業の中でどうするのかということのほかにも幾つか手段はあると思いますけれども、いずれにしても、復旧をすればいいというものだけではなくて、当然、予防保全ということも考えていかなければいけないと思いますので、流木対策についても、これは河川であるとか、山での事業と連携しなければいけませんけれども、予防保全についてもいろいろ考えていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 私が言ったのと全然かみ合っていないので、理解していないんじゃないかと思う。私が言っているのは、今、災害の際は原形復旧だから、その原形復旧以外にも、こうしたらいいというふうな考えがあった時に、そういったものができるような法律改正があったらいいんじゃないかと私は言っているわけです。その考えはあるかないかと私は言っているわけです。今だったら原形復旧しかできないんですよ。今、防波堤のことを言っているだけです。流木のことは例えて言っているわけだから。私はそれをああしろ、こうしろと言っているわけじゃないんです。例えと言っているわけですから。その中に、現状では、災害があった時に原形復旧しかできません。しかし、それを今度また同じ災害があった時に、こういうふうにすればいいんじゃないかといった時に、今の状態ではできない。だから、その時に、災害復旧だったら国のほうが負担率も高いでしょう。長崎県の負担率も少ないから、こういったところに災害対策も含めたらいいんじゃないかと私は言っているわけですし、見解を聞かせていただきたいと思っているわけですから、私が言っていることをご理解いただけないから、私はあえて質問しているわけです。

【大場分科会長】 しばらく休憩します。

-----  
— 午前11時11分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時12分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 再開いたします。

【坂本水産部長】 先ほどの災害復旧関係の事業の対象範囲を広げるというようなお考えにつきましては、実際水産庁のほうにもお話しはしていますが、法改正は困難という回答はいただいております。

ただ、災害復旧というのは、災害を受けたところをもとに戻すという事業内容だからこそ非常に補助率が高いとか、そういった手厚い措置がなされているという側面もあるかと考えています。予防対策につきましては、関連する事業の活用等を含めて検討してまいりたいと考えています。

【山田(博)委員】 わかりました。ということは、水産部も私と同じような考えを持って国に働きかけた経緯があるということですね。だけれども、いろんな水産庁本体が今のところはできないという話があるということですね。まず、それを同じ考えが共有があるかどうかというのを確認したかったんです。しかし、国のほうが今のところシャットアウトしているということ、現状そういったことがあったら、これは国会議員なりの方々が頑張ってもらわなければいけないということがわかったということを私は今、聞かせていただいたわけですから、よかったです。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分、第122号議案のうち関係部分、第123号議案のうち関係部分、第125号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】 次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、水産部長より所管事項説明をお願いいたします。

【坂本水産部長】 資料につきましては、農水経済委員会関係説明資料と同資料の追加1及び本日配付させていただきました追加2がございます。お手元にご用意いただければと思います。

まず、説明資料のほうでございます。

1ページ目をお開きください。

はじめに、議案外の報告事項について、説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和元年7月2日、対馬振興局管内佐賀漁港内道路で発生いたしました県の管理瑕疵により車両に損傷を与えた事案につきまして、和解及び

損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものです。

当案件は、佐賀漁港内道路において、トラックが走行していた際、側溝グレーチングの受枠が破損していたことから、通過中のトラックの車輪がグレーチングを跳ね上げ、当該車両に損傷を与えたもので、8万2,543円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、令和2年度の重点施策、有明漁協について、日中・日韓水産関係交流について、長崎県水産業就業支援フェアについて、卸売市場法改正に伴う長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の改正等について、さかな祭りについて、第17回ながさき水産科学フェアについて、研究事業評価について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について、地方創生の推進についてでございます。

このうち、主な事項についてご説明いたします。

まず、説明資料の追加1をご用意ください。

1ページ目をお開きください。

令和2年度の重点施策についてでございます。

令和2年度の予算編成に向けまして「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものです。このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご

説明いたします。

基本方針としては、長崎県水産業振興基本計画における4つの基本目標「収益性の高い魅力ある経営体の育成」、「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」、「国内外での販路拡大と価格向上」、「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」を柱とし、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備などを総合的に推進します。

特に、令和2年度は、漁業経営体や漁業就業者の減少抑制の課題解決に向けまして、就業相談から定着まで切れ目ない支援による新規漁業就業者の確保・育成対策を強化するとともに、漁業者の所得向上や雇用確保に向けた漁業者の経営力強化を推進するため、定置網漁業者の気象変化に備えた漁具改良や省力化の取組を支援するほか、水産物のさらなる輸出拡大に向け、海外でのPRとあわせ新たな輸送ルートの開拓などに取り組んでまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、あわせて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

続きまして、説明資料の追加2の1ページ目をお開きください。

有明漁協についてでございます。

有明漁協につきましては、平成29年度及び30年度決算の確定を最優先とし、県漁連と県が協

力しながら作業を進めてまいりましたが、一定のめどが立ったことから、通常総会に付議すべき事項等を協議する理事会が12月16日に開催される予定になっております。

また、一部窓口業務の再開、事務所に設置されている信漁連ATMの再稼働など、徐々にはありますが、漁協機能の正常化に向けた取組が進められております。

県といたしましては、漁協の再建に向け、引き続き、市及び漁協系統団体と連携し、支援してまいります。

次に、最初の説明資料の戻っていただきまして、資料の2ページ目をお開きください。

長崎県水産業就業支援フェアについてでございます。

本県ではこれまで新規漁業就業者の確保に向け、県外の漁業就業支援フェア等に出展し、IUターン者の獲得や、技術習得支援等による就業者の確保に取り組んでまいりましたが、依然として水産業全体で深刻な人手不足の状況が続いております。

このため、県内の高校生や求職者の地元水産業界への就業をさらに促進することを目的に、去る10月12日、県庁1階エントランスにおきまして県主催の水産業就業支援フェアを初めて開催いたしました。

台風19号による欠航が相次ぐ中ではありましたが、沿岸漁業、遠洋沖合漁業、卸売業、加工業の35団体に出展いただき、県内高校生19名、県外からの4名を含む合計41名が来場されました。

フェアでは、延べ140件の面談が行われ、27名に対して13団体から具体的な就業の交渉があり、離島の魚類養殖業者では職場体験の受け入れが決まるなど、地元就業の促進に効果があ

るものと考えています。

出展業者のアンケートでは開催の継続を期待する声も多く、今後も定期的に開催することで水産業界における就業者の確保に努めてまいります。

次に、3ページ目をお開きください。

卸売市場法改正に伴う長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の改正等についてでございます。

平成30年6月に「卸売市場法」が、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的に改正され、令和2年6月に施行されます。

主な改正点といたしましては、市場の開設が許可制から認定制となること、小規模卸売市場の区別がなくなり地方卸売市場になること、売買取引の方法の公表が開設者に求められることなどであります。

このため、県といたしましては、2月議会における「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」の改正や、「長崎県魚市場条例」の廃止のための関係議案の上程に向け、関係者への説明と意見交換を行っているところであり、市場関係者の皆様の事業運営に支障がないよう、関係者の意見を踏まえ、条例改廃手続を進めてまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

【大場委員長】 次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【松尾漁政課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関

する決議」に基づき本委員会に提出いたしました水産部関係の資料について、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして、令和元年9月から10月の直接補助金の実績は、1ページから3ページに記載のとおり、高級魚クエ資源増大支援事業など計27件、間接補助金の実績は、4ページに記載のとおり、ながさきのおいしい魚消費拡大事業費補助金の1件となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして、令和元年9月から10月までの実績は、5ページから7ページに記載のとおり、建設工事以外が2件、8ページから102ページに記載のとおり、建設工事が49件、103ページから114ページに記載のとおり、建設工事に係る委託が14件となっております。なお、このうち入札に付したものは、入札結果一覧表をそれぞれ添付しております。

次に、陳情・要望に対する対応状況につきまして、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われたものは、新上五島町及び壱岐市の2件となっており、これに対する県の対応は、資料の115ページから128ページにかけて記載のとおりであります。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまして、令和元年9月から10月までの実績は、129ページから130ページに記載のとおり、沿岸漁業改善資金県北地区運営協議会の1件となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】 それでは、午前中の審査はこれ



にてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

-----  
— 午前11時25分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【大場委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情番号は、56、63、66、69、76、80番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 本日は陳情番号の後半の番号から質問させていただきたいと思っております。

陳情番号80番なんですけど、これは対馬の漁業者の所得向上を実現する会という形で来られております。要は、これはどういった趣旨かということで、私も陳情者の宮崎さんに確認をしたら、対馬とかこういったところの漁業者の方が魚の水揚げをすると、まき網の船団が来られて価格の変動があって、要するに、暴落する時があると。そうすると、漁業者も、ある程度、そういった時期とかがわかっておけば、水揚げをする時間と日時をずらしてすることによって、所得の向上が図れるんじゃないかということはこの会で話し合ったそうです。

こういったことにしっかりと取り組んでいただきたいということで話がありまして、県当局は、これに関して、どういった見解を持って今後取り組んでいくかというのを見解を聞かせていただいて、議論を深めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 魚市場にいろいろな

ものが大量に水揚げされると、翌日あるいはその翌日に同じ魚種の単価が下がるという傾向があるのは現実でございます。

現状につきまして、長崎とか福岡の魚市場に確認しましたところ、基本的に、市場に入荷する情報あるいは入荷した情報というのは魚市場のホームページ上で公開をされております。

さらに、ホームページ以外ですけれども、その情報は各漁協につきましてもファクスなどで配信をされております。この情報につきまして、この要望書にありますけれども、漁業者まで届いているのかというところが問題なのかとは思っております。

漁協までは情報が届いておりますので、この情報につきましては、各漁協で置いておくのではなくて、例えば掲示板とか、漁業者の方が見やすいところに掲示をしてくださいということ、それともう一つは、漁協も本所、支所とございますので、本所にとどめることなく、各支所のほうでも、漁業者の皆さんの目につくところに掲示をして情報を周知してくださいというふうなことをこの前、文書を出したんですけれども、今お願いしているところでございます。

【山田(博)委員】 まず最初に、今、水産加工流通課長が言われましたけれども、要は、魚市場のホームページでそういった情報提供をしているということでありましたけれども、それは県内の魚市で全てやっているのか、やっていないのか。また、壱岐と対馬の漁業者は福岡の魚市場に出しているわけです。この対応はどうなっているかというのを含めてお答えいただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 福岡の魚市も情報を公開しておられます。長崎魚市もしておられます。県北のほうの一部やられていないのは事実

でございます。入荷情報が各漁協にファクスで行くというのは、全魚市がやられている状況でございます。

【山田(博)委員】 ということは、これは長崎県内の例えば佐世保とか大きい市場というのは、要するに、まき網の船団が入るようなところというのは、基本的に、ホームページで全て出していると。なおかつ、各漁協組合に情報提供していると、それは間違いないんですか。福岡魚市もそうですか。確認でございます。

【岩田水産加工流通課長】 申しわけありません、個別に申し上げますけれども、長崎魚市さんですとか、福岡の2つの卸、それから西日本魚市さんもあります。ただ、1つ、佐世保魚市さんが今のところ公開をされていないという状況でございます。

【山田(博)委員】 福岡魚市とか長崎魚市というのは、取扱いしている漁協組合に情報を提供しているということで理解していいのですか。

【岩田水産加工流通課長】 それぞれ情報を公開されております。それと、ファクスも同時に送られているとお聞きしております。

【山田(博)委員】 送ったけれども、それが各漁業者に周知が徹底されていないということは確認されて、今後それをしっかりとやっていくということで理解していいのですか。これは漁協組合から各漁業者に対しても、こういったことをしっかりとやっていますよと、これは県が推進して徹底的にやりますということで理解していいのですか。福岡魚市は、壱岐や対馬の漁協組合にそういったことを流しているということで理解していいんですね。間違いありませんね。

【岩田水産加工流通課長】 魚市から漁協のほうにファクスが流されているというのは事実でございます。我々も、各漁協にファクスなどが送

られたものにつきまして、例えば、そこでファイルにとどめるというのではなくて、できるだけ漁業者の方の目に触れるところに掲示するなど。全漁業者に漁協から配付するというのはなかなか困難な部分がありますけれども、漁業者の方がいつでも見られるようにしてくださいということは、今後も我々としても漁協のほうにお願いをしていくつもりでございます。

【山田(博)委員】 ということは、水産加工流通課として、今回陳情に上がっていることは、漁業者の所得向上に関しては大変有効な策と。今までは、実際は漁業者のほうにこういった情報というのは周知をされてなかったと。漁協組合のほうでファイルだけしておいて、漁業者にそういったお知らせが十分行っていないということは、今回この陳情を受けてわかって、なおかつ、そういったものをしっかりと漁業者に周知をしてもらうように、陳情を踏まえた上で、県当局から今後取り組んでいくということで理解していいのですね。そこが大切なところですので。

【岩田水産加工流通課長】 全ての漁協が例えばファイルに入れてしまって、何もしていないというわけではなくて、各漁協のほうにも、今回、水産加工流通課のほうから、できるだけ皆さんの目につくところに置いてくださいというふうに文書をお出ししました。その時に、文書を出しっ放しにするのではなくて、漁協のほうに状況も聞いて、今後も目につくようにしてくださいというふうに直接お願いをしております。

対馬におきましても、漁協のほうで今、既に支所にも配って、目につくところに置いておりますというふうに言っておられるところもありますけれども、再度、うちのほうからもお願いした次第でございます。

【山田(博)委員】 私はこの件で聞いたら、長崎県内の漁協組合というか、魚市場と関係はできますけれども、福岡魚市は福岡だからそこまですみませんという話があったから、私はここまで言っているんです。

ということは、この要望書も上がって、私からの指摘があって、福岡魚市のほうにも確認して、今までの答弁の対応ができたということで理解していいのですか。

【岩田水産加工流通課長】 各漁協のほうに確認した中でも、取引のある例えば福岡の魚市からファクスは入っておりますというふうにお聞きしておりますので、今後も、周知を図っていただくようお願いしてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 ということは、こういった陳情が上がったということは、漁業者のほうまで十分な情報が提供されてなかったということは県当局も今回把握できたと。ですから、これをしっかりと周知できるように取り組んでいくということで理解していいんですね。この陳情に関して最後の質問にしたいと思うんですが、いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】 全ての漁協において漁業者まで伝わってなかったのではなくて、聞いたところ、いろんな対応をされておりますけれども、これまで以上にやってくださいと今回お願いをしたところでございます。

【山田(博)委員】 ということは、漁業者からこういった要望が上がっているということは、水産加工流通課長、今の話を聞いていたら、していたけれども、漁業者に案内が行っているか行っていないかよくわからなかったから、実態をちゃんとしっかりと調査してやっていただけませんか。最初、私がこれを聞いた時には、県当

局は、福岡魚市まではいろいろ働きかけはできませんと。県外だからという話があったんですよ。そして、今になったら、ちゃんとしていますよと言うから。事前の勉強会の時には、福岡魚市はできませんと。なぜならば、私は長崎県だから、福岡魚市は福岡県ですからできませんという話があったんです。ところが、今になったら、今やっていますよと言うから、やっているかやっていないか、ここは委員会だから正式な場だから。今後は、そういった二転三転するのだったら、私も事前の話し合いはする必要がないなと思ったわけですよ。

そういったことで、水産加工流通課長、実態をしっかりと把握して、調査して、また後日、報告していただきたいと思うんですが、いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】 福岡魚市などからの情報の提供ぐあい、それから各漁協が現在どうしているのかということについては、調査して、後日報告をさせていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひ、そういうふうをお願いしたいと思います。

陳情番号56番、これは新上五島町の江上町長さんから来ておりますけれども、一昨年、当委員会でも、台風災害とかで水産業に大きな被害をもたらしましたけれども、マグロ水産会社が被害をこうむって、その後の災害対策というのをしっかりと県当局が取り組んでいるということをお聞きしているんです。私も関係者にお聞きしたら、その災害対策の工事がストップしていると。なぜかという、災害工事の対策をしておいたら、また災害が起きたと。また大きな災害が発生するんじゃないかということで心配の声が上がったわけです。これは現状というのは、今そういった状況にあるということは県当

局は把握しているか、把握していないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課企画監】 今、お答えするだけの情報を持ち合わせておりません。申しわけございません。

【山田(博)委員】 56番、江上町長さんと坪井議長さんから来ていますけれども、これは令和元年10月に来ています。そうしたら、これは10月の何日に受け取ったんですか。あなた方も受け取ったんでしょう。11月のこの直前に来たのだったらわかるけれども、この陳情書というのは10月ですから、あらかじめ、江上町長さんと坪井議長さんから来ているこの町の要望書というのは、事前にこういった要望ですよと来ておりますから、そうすると本来なら、詳細な内容はどういったことですかというのをきちんと把握しなければいけないわけですよ。昨日や今日来たのだったら私も、答弁できる情報を持ち合わせませんというのだったらわかるんですけども、漁業振興課長、聞いたら、これは裁判までなっているんですよ。だから、町というのは、災害対策をしっかりやってくださいというふうに来ておきながら、その状況というのは、去年あれだけ委員会でも問題になったのに、町から来ている要望書というのは、どういった状況ですかというのを町に聞いて確認するくらいの誠意を持たなければいけないと思うんですよ。

じゃ、今回の町長さんの要望内容というのは、どういったことですかと確認してなかったということで理解していいのですか。要するに、内容はどういったことですか。趣旨を確認しているか、確認していないか、そこだけお答えください。こういった要望書は誰が確認するんですか。水産部次長ですか、漁政課長ですか。

【西水産部次長】 今回の新上五島町からの要望

書については、お受けした後、関係する項目については水産部としても、その対応について整理して、要望時に回答を差し上げたところでございます。

ただ、今、委員からご指摘がございました以前の台風における関係の災害の状況については、関係部局もほかにございますので、その辺の状況を今お答えできる細かい内容を把握していないということでご理解をいただきたいと思います。

【山田(博)委員】 細かい内容、冗談じゃないよ、と言いたいと思いますよ、今の答弁を聞いていたら。これはなぜかという、1億何千万の魚が死んだんだよ。マグロの被害があって、今の答弁を聞いたら、それはマグロ漁業者なら怒るよ。これは新上五島町の江上町長さんと坪井議長さんが来て、ここに「被災箇所の早期復旧」とか書いているでしょう。こういった中に、今の答弁は、今回のこともさることながら、前回あれだけの議論をされて、漁業者の被害が出たんですよ。その漁業者を守るのが水産部なんです。その水産部が新上五島町から来ている、こういった対応というのはどうかと思いますよ。

水産部次長、あなたがこの担当だったら、後日、この内容を精査して、一昨年の台風災害でマグロの養殖場に甚大な被害があったんです。水産部次長、これは記憶ありますね。まず、あるかないか、そこだけお答えください。

【西水産部次長】 ただいまのご指摘の被害については、水産部としても把握しておりまして、水産部として、できることを対応してきたというところでございます。

【山田(博)委員】 対応していった、実は今、その復旧作業というのが中断しているんです。昨年、災害が起きて、その後、災害復旧しようと

思ったら、復旧作業が止まっているんです。なぜかといったら、2次災害が出てきたから。そうすると、また漁業に大きな影響が出てくるといふ心配の声が上がっているわけです。私は、これで「被災箇所の早期復旧に向けて最善をつくしております。」ということで、昨年あれだけの議論があったのだから、県当局が、その後どうなっていますかと。漁業者を守る水産部として、その姿勢はいかかなものかといつて今、指摘をさせていただいているわけでございます。

水産部次長、今後は、それをしっかりと把握して、現状を確認した上で、漁業者が、今後また2次災害、3次災害とか起こるおそれもあるといふ心配の声が上がっているの、そこは関係部局と協議しながらやっていただきたいと思います。これはあくまでも水産部にちゃんと来ているんですから。項目としては、「豪雨被災箇所の早期復旧について」と書いているんですよ。それで、一昨年あれだけあったのが、どういうふうになっているかというのを全然把握していないというのは、これは悲しい限りですよ。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【吉田水産加工流通課企画監】委員おっしゃられましたように、豪雨災害によりましてマグロ養殖に被害が発生したことにつきましては、水産部としても把握をいたしております。その後、いつまた再度そういうふうな被害があるか、漁業者の方も大きく心配しておられましたので、当時、地元の漁協、地元の新上五島町と対応を検討いたしまして、まずはマグロ養殖というのは一旦別の場所に移すということで、漁協さんの協力もいただきまして、別の場所に設定をさせていただいております。

災害箇所の復旧という面につきましては、関

係部局がございますので、そちらのほうからも情報収集を引き続きやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひ、それをしていただきたいと思っております。本来であれば、現状はこうです、こうです、どういうふうな計画でやっていますからということで、漁業者が安心して漁業を営むことの情報提供ができますという、そこまでしてもらいたいわけですよ。そういったことがないから私は言っているわけですよ。これは漁業者が聞いたら悲しむ限りだということ、これを指摘しておきたいと思っております。

続きまして、69番、離島振興協議会と、あと壱岐市から来ていることを踏まえてお尋ねしたいと思うんですが、63番の陳情でありますクロマグロの漁獲枠の拡大ということになっていきますけれども、現在、クロマグロの漁獲枠拡大をしてもらいたいというこの現状。漁業者が今、どれだけ大変な厳しい状況になっているかというのは、壱岐のイカ釣り漁船等もありましたけれども、ほかのクロマグロも、漁業者が、規制する前と後と、所得がどれだけ減ったかというのはご存じですか。

【川口水産経営課長】6月の委員会で山田博司委員から、そのようなご指摘がありまして、水産経営課のほうで、現在我々が持っているデータを分析いたしました。それで、県内全部の漁業者についての分析ができないものですから、壱岐と対馬、マグロの影響が大きいと思われる漁協について、約400の漁業者のデータを分析したところ、漁協によっては、このうち2漁協がクロマグロの規制に対して、従来から、いろんな組み合わせの漁業をしたり、漁法を変えたりして所得をそう落とさずに、逆にアップさせているという漁協もございました。一方で、な

かなかクロマグロの規制に対応できない漁協につきましては、現在、手元のデータでは、所得が下がっているという部分については、24%の所得の減という漁協もございました。そのような状況でございます。

【山田(博)委員】 壱岐、対馬の漁業者の全体の何%の漁業者が24%の所得減になっているのかというのがわかりますか。聞き取り調査なり、調査したのだから、大体わかるんでしょう。それはどうですか。

【川口水産経営課長】 この調査につきましては、個々の漁業者の水揚げをトータルで平均しまして所得がどれだけ下がっているかというところを算定しております。個別の表を見れば、何名の方がというのはわかると思うんですが、手元には、トータルの24%所得減という、これはある漁協のデータでございます。

【山田(博)委員】 高屋水産部政策監は対馬にいらっしゃったから、漁業者の生活で、クロマグロ漁というのは大きな生活の糧になっていると思うんです。あれだけの規制がなった場合に、どれだけの所得の減があるかということで、これは漁業者の経営に深刻な問題になると思ったから、こういった要望が来ているわけですね。

今の話を聞いたら、現在、クロマグロの漁業者の経営というのがどういった状況になっているかというのを水産経営課としてしっかりと把握した上で、国には、こういったクロマグロの漁獲枠等の拡大というのは県当局も陳情しているわけですね。にもかかわらず、今の統計のとり方というか、やっぱり漁業者の実態をしっかりと把握した上でしないと、国に対して要望できないんじゃないかと思うんですよ。水産県長崎だから、ここはやっぱり高屋水産部政策監、漁業者の実態というのは、このクロマグ

ロの漁獲枠でどれだけの影響が出ているかというのを把握する上で、長崎県の漁業者が現状どうなっているかというのをしっかり調査しなければいけないんじゃないかと思うんですよ。壱岐のイカ釣り漁船はしっかりやって、あれは大変いいことだと思うんですよ。しかし、クロマグロの漁業者の状況というのを何でつぶさに調査しないのですか。

水産経営課長、今、クロマグロの漁業者がどれだけ大変かというのはわかっているでしょう。こういった状況の中で、今、どれだけの規制をされて、どれだけの所得になっているかというのをきちんと把握する上で調査をすべきだと思うんですよ。壱岐のイカ釣りはして、何でクロマグロはしないのですか。国からのいろいろな規制があるからしにくいのですか。やっぱり水産県長崎として、クロマグロ漁業者がどれだけ苦勞されているかというのを状況を把握する上で実態調査をすべきだと思うんですが、いかがですか。

【川口水産経営課長】 ただいま答弁申し上げました所得につきましては、平成25年と平成30年のクロマグロを主体とした一本釣り漁業者の事例でございまして、所得が24%下がっているという部分につきましては、約130名の漁業者の方のデータでございます。

今年度、イカ釣り、マグロも非常に厳しいということも聞いておりますので、イカ釣りと同様に、クロマグロの漁業をされている主立った漁協につきましては、早速、どの程度影響があるか、漁協に対して調査をしたいと考えております。

【山田(博)委員】 ということは、クロマグロ漁業が規制があった平成25年から、これだけの漁業者の所得が大変だと、経営が厳しいと言いな

がら、クロマグロの規制があってから、どれだけ漁業の経営が厳しいかという実態調査というのを今回初めてやるということで理解していいんですね。年明けから、初めて本格的にやるということで理解していいんですね。それはきちんとした明確な答弁をいただかないと済みませんからね。お答えいただけますか。

【川口水産経営課長】 繰り返しになりますが、ただいまお答えした所得につきましては、平成25年、平成30年のデータの比較でございまして、今年はかなりまた厳しいということです、改めてまた聞き取り調査をさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひやっていただきたいと思いますっております。

今まで、先ほどの対馬の漁業者の所得向上を実現する会の方々も、そういったクロマグロの件は出ていました。にもかかわらず、5,000人の署名がありながら、そういった調査をいまだにしてなかったというのは言語道断ですよ。私は、離島出身の県議会議員として、もうちょっと前向きな答弁をしていただきたいと思いますと思っていました。なおかつ、壱岐の山本(啓)議員も、イカ釣りの件はあったでしょう。調査してくれと。

私は、議員の指摘もさることながら、漁協と一番密接に取り組んでやっている水産部が、他の都道府県にはないこの水産部が、しっかりとそういった取組をどんどんやっていただきたいと思います。そういったことを指摘して、一旦、陳情の質問は終わりたいと思います。ほかの委員の質問が終わってからまた再度させていただきますので、よろしくお願いします。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【堀江委員】 既に質疑があったのであればお許しいただきたいと思います。陳情事項80番、

対馬の漁業者の所得向上を実現する会から出されております要望書なんですが、本来であれば陳情・要望に対する対応状況が掲載されておりますけれども、提出された時期が12月3日ということで、対応ができなかったかと思うんですが、この要望書に対する見解を教えてくださいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 今回の要望につきましては、ご指摘のとおり12月3日ということですが、同じような内容につきまして山田(博)委員からもお話を聞いておりましたので、状況を確認するとともに、市場からどのような情報が流れているのか、それを聞きましたところ、基本的に、入荷情報につきましては市場からも漁協のほうにファクスが流れてきている、ただ、それが漁協でとどまることなく、例えばファイルにとじてしまうとかではなくて、それぞれ各漁協の本所あるいは支所のほうまで通知をして、漁業者の方が見やすいように掲示をしてくださいということで、我々は文書で各漁協をお願いをしたというところでございます。

【大場委員長】 ちなみに、山田博司委員のほうからも同趣旨のご質問が。堀江委員の視点で結構だと思います。

【堀江委員】 ということは、水揚げ情報の周知を実施していただきたいと思いますということにつきましては、その回答としては、その方向で検討しているというお話ですか。要するに、この要望書に対する見解を教えてくださいということで、今の回答を聞きますと、実情を今、お話しされたのですが、要望に沿って、水揚げ情報を周知するということの理解でいいのですか。

【岩田水産加工流通課長】 各漁協に届いた情報について周知をお願いするということで理解していただけて結構です。ただし、先ほど、山田

(博)委員とのやりとりの中で、各漁協のほうにどのような情報が届いているのかというのをしっかり押さえてくれということがございましたので、そこは我々も再度、調査をかけていきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、山田委員と言ったら2人いるのだから、議事録でちゃんと「博司」と言ってもらわないと困る。それは指摘をしておきたいと思っております。

続きまして、磯焼け対策ということで、これは63番の壱岐市長と、69番の長崎県離島振興協議会からも陳情があっておりまして、磯焼け対策で、要は、イスズミですね。イスズミというのは、今まで、未開発の水産資源でやっていたのですが、調理方法とかいろいろありまして、こういったものを余り今まで開発されてなかった水産資源というのをどんどん積極的に取り組まなければいけないと思うんです。これは漁業者の所得向上でもありますけれども、今、イスズミとかは、試食をしたらどうかということで、長崎県庁の食堂でも調理方法を考えたりいろいろしておりましたけれども、これはどちらかという民間のほうが一生涯懸命やっていて、県当局は後手に回っているという感じがしないでもないのですが、県当局としては、どういうふうにかこういった未開発のイスズミ、ガンガゼとかを磯焼け対策、なおかつ漁業者の所得向上ということで今後取り組んでいく姿勢があるのかというのを聞かせていただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 まず、磯焼け対策といたしましては、イスズミの駆除ですとか、あるいは身の入っていないウニの駆除というのを盛んにやられております。ただ、駆除した後の有効活用がなかなか図られていないという現状

があります。委員がおっしゃいましたとおり、イスズミにつきましては、ほぼ廃棄をされているという状況でございます。ただ、それではやっぱりもったいないということで、対馬の加工業者の方が、どうにかできないかということで、すり身にする技術を自ら開発されて、我々も試食をさせてもらいましたけれども、非常においしいということで、これは何とか商品にして、もっと売っていくべきだろうということで、我々も当課の事業の中で、当該加工業者の方が、磯焼け対策をされる漁業者の団体と連携してイスズミをもっと利用しようと、その時に、こういう加工機器が要ということがございましたので、そこにつきましては補助をいたしまして、その取組をどんどん進めていきたいと。今回は対馬の分ですけれども、この業者の方は、その技術は皆さんに広めていいとおっしゃっておりますので、そこら辺がまとまれば、我々のほうからも、よその地区にも情報発信をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 例えば、今は加工の分でしたね。流通のほうでやっぱりしっかりしなければいけないんじゃないかと思うんです。高屋水産部政策監、対馬でも、例えばカツオとかを釣る時にシイラが来ますよね。マグロを釣ろうと思ったら、シイラという魚が来て、要するに、マグロの餌を横取りするから「マンビキ」という名前がついていますね。シイラというのは壱岐や対馬に行ったら、なかなか流通が進んでいないんです。これは先ほどのイスズミと一緒に、県と漁協と、どんどん、どんどん積極的にやらないと。

水産加工流通課長、お尋ねしますけれども、海外、海外ばかり言っているけれども、肝心かなめの長崎県の漁業者の身近な所得向上をし



ないでどうするんですか。この前、オランダ、ドイツに400万円もコンサル会社という形で委託して、そのあげくに、その400万円の成果表ができたけれども、オランダ、ドイツにそこから魚輸出のルートができかといったら、できていないんだ。400万円もかけた割には、そんなことをしておいて、私は思うけれども、海外よりも、まず国内だよ。私から言わせると逆ですよ。もうちょっとそういったことにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

イスズミというのは、県当局のご努力もあったけれども、今回いろんな大臣賞をもらって、よかったと思うんですよ。水産部長のきりっと光った視点でやっていただいたおかげじゃないかと思っています。水産部長、これはこれからしっかりとまとめていただきたいと思います。

水産加工流通課長、そういったイスズミとか、加工とか流通、シイラとかも、海外、海外ばかり言わずに、身近な長崎県の離島の漁業者の支援をしっかりとやってもらいたいと思うんですよ。どうですか。

【岩田水産加工流通課長】輸出のほうも我々の課で所管をしておりますけれども、国内対策についても当然重要と考えております。先ほど、例えばではありましたけれども、シイラにつきましては、ちょっと前までは、かまぼこ原料ということで、かなり安く取引をされていたという状況がございます。ただ、現在は、漁業者の方も鮮度保持を徹底されて、切り身食材での需要が出てきておまして、少し高く、例えば、キロで300円とか500円で取引されている現状もございます。先ほど委員がおっしゃいましたように、例えば、対馬のほうで売り先に困っているというような状況がございますれば、我々

が持っている情報につきまして、そちらとも連携して、国内流通についてもしっかり力を入れて頑張っていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 2点お尋ねしたいと思うんです。

水産加工流通課長、対馬の漁業者が流通で困っているのであればとか、それはこちらから足を運んで「どうなんですか」と。水産加工流通課長、今、私たち政治家も、要望するのを待っているんじゃないくて、足を運ぶんです。「何かありませんか」と。待ちの姿勢じゃだめですよ。

もう一つ言っていますけれども、シイラというのは需要が一番高いところはどこか知っていますか。アメリカなんです。アメリカ人にとっては高級魚なんですよ。ご存じでしたか。ドイツとかオランダばかり行かずに、今、貿易協定というのはヨーロッパじゃないんだよ。これからは日米なんです。だから、このシイラもちゃんと持っていかなければいけないんです。こういったことは私よりも溝口委員が詳しいけれども、あえて私は指摘させてもらっているんです。頑張ってくださいよ。もう一度言いますよ。ドイツとオランダばかり目が行くんじゃなくて、アメリカなんです。

【岩田水産加工流通課長】国内は当然やりますし、海外につきましてもうちの課で所管しております。例えば、アメリカのハワイとかで、「マヒマヒ」ということで食べられているという状況も知っております。ただし、輸出した時の単価が、飛行機で飛ばしますものでどうなのかというのもありますけれども、海外も含めて、売り先については検討させていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、あえて言わせていただきますと、かつて、ミズイカを上

海の船で100杯持っていきました。売れたイカは何杯だったかと。100杯のうちのたったの2杯。これでできたのかとって、あの検証をしましたか。していないでしょう。私は、そうしたチャレンジ精神は素晴らしいと思うんですよ。しかし、失敗したけれども、これを次にどんなに活かすか。ドイツ、オランダに水産会社に委託して400万円かけたけれども、結局、実績はできなかった。それで、こうした流通をしっかりとやってもらいたいということが言いたいわけです。

水産経営課長、クロマグロが今回、陳情がこれだけずっと来ておったけれども、クロマグロの漁業者の経営実態というのは今まで把握していなくて、なおかつ、今のところ、聞き取り調査を簡単に調査したら、平成25年から平成30年の漁業者の所得がどれだけ減ったかということ、130人に聞いたら、24%の所得の減少があったということで間違いないわけですね。

しかし、これはざっとした調査だから、今後はきちんとした調査をもってクロマグロの漁獲拡大に向けて、しっかりと国に要望していきたいという答弁があったわけでございますけれども、これは水産加工流通課長、それぐらいの意気込みでやってもらいたいということを私は言いたいんです。

いいですか、これからは日米ですよ。そういうことで、シイラの流通の販売をしっかりとやってもらいたいと思うんです。

さっき何と言ったですか。対馬の漁業者が困っていたらとかなんかはないんだよ。足を運ぶんだよ、これからは。水産部参事監、あなたは長崎県の現状を国の役所で待っているんじゃないくて、そのために来たんでしょう。水産部長、あなたもそうでしょう。そういうことで、これ

はしっかりと取り組んでいただきたいと思います。おります。

岩田水産加工流通課長、決意を聞かせていただきたいと思います。対馬の漁業者の所得向上を実現する会の方々もそんなことを言っているんですよ。もう一度言いましょうか。ドイツ、オランダばかりにやってはだめです。

【岩田水産加工流通課長】先ほども申し上げましたけれども、うちの課で国内流通も輸出のほうも担当しております。今、委員からおっしゃられた内容につきましては、今後しっかりと頑張っていきたいと思っております。それと、現場のほうにもできるだけ足を運んで、生の声を聞きながら、何ができるのかということを検討してまいりたいと思います。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】漁業取締室長にお尋ねしたいのですが、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」におきまして、5ページに、漁業取締船の「かいおう」と「ながさき」の中間検査修理工事と出ておりますけれども、この船はもともと建造はどこでつくったのですか。それをまずお答えいただけますか。

【松本漁業取締室長】「かいおう」、「ながさき」とともに、広島造船所と長崎造船所のジョイントベンチャーの企業体で建造しております。

す。

【山田(博)委員】 広島会社と長崎のジョイントベンチャーでつくったということですね。そうすると、これは漁業取締室長、その時は、入札というのは一般競争入札だったんですか、指名だったんですか。

【松本漁業取締室長】 一般競争入札でございます。

【山田(博)委員】 建造する時には一般競争入札でして、今回の修理というのは指名でしたということ。つくる時には一般競争入札、中間検査は指名競争入札、これはなぜそうなったのかお聞かせ願えますか。

【松本漁業取締室長】 建造につきましては、設計等の高度な技術を要するということで、県外にも広く発注をしたいということで、ジョイントベンチャーを組むという一般競争入札を行っておりますが、その後のいわゆるドック、中間検査等につきましては、県内企業優先ということで、県内の造船所の指名競争入札ということをさせていただいております。

【山田(博)委員】 今の話では、技術的な考慮と地元企業の育成の2点で一般競争入札してジョイントベンチャーしましたと。今回は、指名競争入札は、地元企業優先だというポイントがありましたね。ということは、建造する時には、技術的な観点、地元企業で一般競争入札しましたと。今回、中間検査に至っては、地元企業だということで指名競争入札をしたと。じゃ、中間検査というのは、技術的なことは要らないということですね。私が言っていることがわかりますか。今、漁業取締室長がおっしゃったのは、建造する時には一般競争入札しましたと。それは何でしたかということ、技術的な観点、なおかつ地元企業育成と。これはすばらしいことなん

です。今度、中間検査に至っては、指名競争入札しましたと。これはなぜかということ、単なる地元企業だということだったら、最初の時とこれと後退したのは、中間検査というのは技術的なことは要らないということになったのですか。そういうふうになってくるんじゃないかと思うんです。そういうふうに言われたから私は指摘しているのであって、いかがですか。

【松本漁業取締室長】 建造につきましては、アルミ軽合金を溶接するという高度な技術で、県内にも技術者が少ないということがございますので、ジョイントベンチャーでさせていただいておりますが、中間検査等の一般のドックにつきましては、アルミ軽合金の大きな溶接等がございませんので、県内企業を優先しております。

【山田(博)委員】 要は、技術的に指名競争入札にしたのは、中間検査というのは十分地元企業でも技術的な対応ができるということですね。そういうことでしょうか。それがないと、ただ地元企業にしたというわけじゃないでしょうからね。わかりました。そういうことであれば、しっかりそういったことで取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

あと細かいことは、場所とか、どういうふうになっているかというのは、委員会が終了した後いろいろとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、所管事務一般についてご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず最初に、先般の委員会で、飲食店を守る「食品衛生法」の改正について、関係機関のほうに要望活動なりをしてもらいたいということではありましたが、それに関して、水産部のほうで何か特段の動きがあったのかどうかというのをお聞かせ願いたいと思います。

【松尾漁政課長】 9月議会におきまして、この件につきましてもご議論があったわけですが、その際には、私ども水産部といたしましては、水産部としてできることを着実に取り組んでいきたいということでご答弁をさしあげました。それから、適宜、「食品衛生法」を所管しております県民生活部とも情報を交換しながら行っていきたいという話をしております。この件につきましては、こういった議論があったということにつきましては、県民生活部のほうにお伝えをしたところでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。引き続き取り組んでいただきたいと思います。今度、別の機会でまた話をさせていただきたいと思います。

続きまして、鯨の肉の消費拡大及び関連産業の支援についてお尋ねしたいと思うんですが、現在、水産県長崎で鯨の消費額というのは、県当局はどれだけ把握されて、また関連産業はどれだけあって、その支援をどのように考えているかというのを聞かせていただきたいと思います。というのは、今まで捕鯨というのが規制があったわけですね。これは世界的な取組があっただけあって、その後、県当局は、水産県長崎として、鯨の消費拡大と、また関連産業をどのように支援に取り組んできたかというのを聞かせていただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 鯨の肉が本県内で何

キログラム消費されているのかということにつきましては、その統計データがございませんが、鯨肉の消費量自体といたしましては、調査捕鯨をしております共同船舶株式会社が2008年に調査を行っております。この時点では、長崎県が1人当たりの消費量では全国1位となっております。ちなみに、長崎県の次が宮城、佐賀、山口、福岡と続いております。

本県の鯨の販売ですけれども、大きな卸といえますか、販売店は5つございます。そこが自分で加工して、販売もされているという状況でございます。

今後、鯨の振興というのをどうするのかということだと思いますけれども、まず1つは、今、検討を進めておりますのが、長崎俵物というのを私ども、加工品でやっております。せっかく長崎が鯨の消費日本一ということでありますので、俵物の中に、新たな部門として鯨の加工品が入らないかということで、関係の委員の方と一緒に検討を始めたところでございます。

それから、鯨の販売を促進するために、県内の事業者の方が商談会に参加するとか、商品を開発するような場合には、うちの補助事業も活用できると考えております。

【山田(博)委員】 水産加工流通課長、2008年の共同船舶の調査ということでありますけれども、長崎県が全国1位ということで、消費量というのは把握していないのですか。確認いませんか。まず、それをお聞かせください。

【岩田水産加工流通課長】 先ほどの調査の結果ですけれども、長崎の場合は、1人当たり年間で177.4グラムで全国1位です。

【山田(博)委員】 私は177グラム以上は食べているよ。水産加工流通課長、あなたは鯨の肉を食べていますか。まず、それを確認したいと思います。

います。食べているか、食べていないか。

【岩田水産加工流通課長】私は鯨は大好きでございまして、年間に500グラム以上は食べていると思います。

【山田(博)委員】 大変失礼しました。さすがですね。その答弁を私は待っていたんです。

それで、水産加工流通課長、ぜひこの鯨の肉の消費拡大を、これは上五島、東彼杵とか、いろんなところがあるんですよ。鯨の肉を事業とされている方々をぜひしっかりと応援してもらいたいと思うんです。大体、去年からそういうものをやっているにもかかわらず、いま一、光るものがないんです。水産部長、光るものがありましたか。この鯨に関して、ないでしょう。高屋水産部政策監、どうですか。私はまだ見たことも聞いたこともない。鯨の消費拡大に関するぴかっと光る政策を出してもらいたいわけですよ。これはいかがですか。

水産加工流通課長、私は鯨が大好きなんです。五島牛も好き、かんころもちも好き、鯨の肉も好きなんだよ。しかし、フグとかはあるけれども、鯨がないんだもの。水産加工流通課長、何も食べなければいけない、何も食べなければいけないといっているいろいろと大変ですけども、頑張っていたきたいと思うんですよ。もうちょっと前向きな政策とか事業展開を聞かせていただきたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】 今週の金曜日から長崎地区で水産加工振興祭というのを開催するようにしております。その中においても、鯨汁の販売、あるいは鯨食普及の講演会を実施するようにしております。今後も、何かの展示会ですとかには、できるだけ鯨の魚食文化といいますか、消費拡大に向けて何かできないのかというのを具体的に検討してまいりたいと思っております。

ます。

【山田(博)委員】 ということは、鯨といったら長崎県、長崎県といったら、鯨といったら東彼杵町とか新上五島町もあるわけです。ほかの地域もありますから、含めて鯨振興策となるよう、基本計画もつくって振興策をやってもらいたいと思うんですよ。海外ばかり目がいつてはだめですよ。何かドイツとかオランダばかりに行きたがるから。岩田水産加工流通課長、それを聞かせていただきたいと思います。その振興策を計画をつくっていただけませんか。いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】 申しわけありません、きっちりとした鯨振興策となるかどうかはわかりませんが、我々として、スタンスとして、鯨食文化ですとか、あるいは鯨の販売促進というものは何ができるかというのは、少しまとめさせていただけないかと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひ、そういったことをやっていただきたいと思っております。

鯨が自由化されて、もう1年以上たちますでしょう。水産部長がそういったことに取り組んでいかないと、なぜそれをしないのかとなるわけだから、水産加工流通課長、新年度に向けてつくって、関係機関を立ち上げて頑張ってもらいたいと思うんです。もう一步、前向きな答弁を聞いて、この鯨のことを終わりたいと思うんですが、いかがですか。

【岩田水産加工流通課長】 鯨につきましては、1つ大きな動きとしましては、俵物の中に入れるかどうかということを検討する際に、長崎の間屋をされている大きなところにつきましては、それぞれ聞き取りに回りました。商業捕鯨が始まる時に、どういう感じですか、今どうですか、今後の見込みどうですか、あるいは今後どうい

う支援をされると皆さんにとっていい策になりますか等、お聞きしておりますので、その点も踏まえまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、今後どうしていくのかというのをまとめさせていただけないかと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひやってきてもらいたいと思います。現状、答弁はそれが精いっぱいでしょうから。

続きまして、水産加工流通課長、県内の魚市場の監査スケジュールというのを、以前、昭和46年、「卸売市場法」というのができて、長崎県内の市場には一度も監査が入ったことがない。これはゆゆしき事態だから、しっかりとやらしてもらわなければいけないということを言っておりましたが、この市場の監査というのは、長崎県で初めて、きちんとした適正な運営がなされているかどうかということで監査に入ってもらいたいということで話をしておりましたが、今後のスケジュールはどうなっているか、そこを聞かせていただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 ご指摘をいただきまして、長崎県におきましても魚市場の監査を行うということで決めています。

具体的に言いますと、11月より検査を開始しております。11月末に、長崎魚市場さんに対して監査を実施いたしました。

今後の具体的なスケジュールというのはまだ決めておりませんが、少なくとも、年度内に別の魚市場についても検査に入ろうかと考えております。

【山田(博)委員】 じゃ、監査対象になる長崎県の魚市はどれだけの数があって、その市場をどれまでの期間に一通り監査を終えようとしているのか聞かせていただけますか。

【岩田水産加工流通課長】 県内には、小規模市

場も含めまして25の市場がございます。現在のところ、年度内に、ほかの業務も幾つかあるんですけれども、少なくとも1カ所はやろうかと考えております。そのほかについては、申しわけありません、現在未定でございます。

【山田(博)委員】 水産部長、私はこれは事前通告していたんですよ。こんな答弁ありますか。

9月議会でも、市場には入っていないという指摘をして、今後スケジュールをつくらなければいけませんよということを話しておったんですよ。少なくとも、例えば、いついつまでに全ての市場に入るとか、25あるでしょう。今入ったのは1カ所だから、残りは24、これをいつまでに終わるとかというのを、本来なら入っておかなければいけないところに入ってなくて、いつまでに終わるかわかりませんと、こんな答弁ありますか。本来しなければいけないことをしなかったんです。それをスケジュールを持っていつまでに終わるとか、目標を持ってやる、これが本来の姿と思うんですよ。水産部長、そう思いませんか。この「卸売市場法」というのは国の法律ですよ。国の法律に基づいて県がしっかりやらなければいけないとなっているんです。水産部参事監、そうでしょう。これは事前通告しているわけですから、今の答弁じゃ話になりませんよ。水産部長、見解を聞かせていただけますか。

【坂本水産部長】 先ほど、水産加工流通課長からご説明あったとおり、まずは長崎魚市を第1回目の検査対象にして調査は実施済みということで、年度内にもう1カ所ということでございます。水産部としても、限られた人員の中で、できるだけ効率的な市場の調査を行いたいと考えています。今回お示しはできませんけれども、そういった監査の実施につきましては、計画的、

効率的に実施してまいりたいと考えています。どのような計画でやるかについては、また内部で検討させていただければと考えています。

【山田(博)委員】 水産部長、今、水産加工流通課の職員は、限られた人員でよくやられていると私も思います。本当に大変だと思うんです。海外戦略とか、国内戦略、いろんなことをしなければいけないというのはわかっていますのでね。しかし、これはやらなければいけないということであるので、目標を持って、いつまでに終わるとかしなければいけないのじゃないかと思うんです。スケジュールの中で、いつまでをめどにやりますとか、やっぱり目標を持ってやらないと、いつまでに終わるかわかりませんとか、それは話になりませんからね。やっぱり目標を持って、いつまでに本来入るべき25カ所を一通り終わりますと。農林部は、これは3年とか2年スパンでやっている。25カ所を全部1年でやってしまうと、それはできないと思いますよ。農林部でそんなにやっているわけだから。そこを目標をいつまで持つとかして、しっかりと目標を持ってやらなければいけないと思うんですよ。水産部長、いかがですか。ある程度の目標を持って取り組んでいくということを見解を聞かせていただかないと、9月の議会であれだけ指摘しておったわけです。いかがですか。今のところ難しいですか。

【坂本水産部長】 先ほど申し上げたように、限られた人員の中でどこまでできるか、どのような検査の計画を立てながら効率的にやっていくかについて、部内で検討させていただいて、またご説明させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 わかりました。

続きまして、漁業協同組合と対馬真珠組合の検査のあり方ということで漁政課長にお尋ねし

ますが、対馬真珠組合の総会でいろいろと問題があったということで、要は、組合員が知らないところの手形取引があったということで、今年、総会で紛糾があって、要するに、その手形取引というのは、公の市場で取引したところでは手形を振り出して良いけれども、内々の取引では、そういったものは困るということで指摘をされておりました。総会がそういうふうになりながら、県当局は把握しているか把握していないかと聞いたら、検査は終わりました、一切問題ありませんということで話があったんです。しかし、総会でそういった議論があったということになれば、これは話は違うんじゃないかと私は指摘させてもらいました。

漁政課長、私がこういったことを話をしておりますけれども、それについて見解を聞かせていただけますか。

【松尾漁政課長】 今年の総会におきまして、手形取引のやり方についての議論がなされております。具体的に申し上げますと、それは手形取引の中で、1つは入札会ということで、漁協の中で入札会を行った。それから、それ以外の個別の取引がございます。そのどちらも手形の取引をしていたということでございますけれども、それにつきまして入札会だけにしようというような決議がなされたと把握しております。

調べましたところ、その2つの取扱いにつきましては、漁協が毎年決めます要綱の中で、個別の取引につきましては除外することではないということで、それは理事会のほうで確認をして毎年とり行われていたというふうに確認をしております。

その取扱い自体につきましては、県としては、特に問題はなかったと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 それは理事会の記録において、そういった話になったということですね。仮定としますけれども、理事会の記録が、そういった記録に基づいてないと、そういったことはないということになった場合はどうなりますか。私は実は、これを話しているんです、漁政課長。私は、理事会でそういった議論をされたんですかと言ったら、されていないと。ということは、理事会の記録というのは、これはそういった議論がされていないのにもかかわらず、そういったことを議論されたというふうに書かれていましたよというふうな話をしたら、一切そういったことをしていない、だから総会でこれだけ問題になったというわけですよ。それなら合点がいくんです。理事会できちんと通っていたら、総会でこんな問題になるはずはないんだ。

百歩譲って、理事会を通過して、総会でこんなになったといったら、それはどうするんですかと。理事会はオーケーしたから、総会でだめだった、別に問題ありません、こんなことありますか。対馬真珠組合の最高決定機関は何かという総会でしょう。総会でこんなことがあったら、本来なら、これはいかがなものかとなりませんか。漁政課長、理事会が最終決定機関じゃないんですよ。最高議決機関というのは総会ですよ。総会で反対されたのは間違いありませんでしょう。いかがですか、それだけお答えください。

【松尾漁政課長】 対馬真珠組合の定款におきまして、総会において議決しなければならない事項というのが決められております。その中に、今回の入札会の取扱いについては該当はしないと考えております。ただ、対馬真珠組合の定款の中に、理事会の議決事項といたしまして、業務を執行するための方針に関する事項というも

のが定められております。これに該当するのかなと考えております。

私どもが調査をいたしましたところ、理事会の中でこの取扱いについては議論をされて決められているということがございましたので、県としては、繰り返しになりますが、問題はなかったというふうに考えております。

【山田(博)委員】 西水産部次長、こういった議論というのは、私は長崎県の漁業公社でもやったんです。有明漁協もやったんです。今度、対馬真珠組合だよ。長崎県の漁業公社でいじめがあるといって、ちゃんと対応しますと言って、あれだけ大問題になったんだ。なおかつ、有明漁協も言ったんだ。それは大丈夫、大丈夫と、簡単に言うそうだった。また、あんなったんだ。対馬真珠組合は、私は3度目だよ。漁政課長、水産部としてもっとしっかりと、真摯に受け止めて、問題ない、問題ないと言っていますけれども、議会で指摘されて、きちんとした調査をやってもらいたい。言っておきますけど、私は3度目はないからね。西水産部次長、私がやったのは記憶あるでしょう。坂本水産部長が来た早々、長崎県の漁業公社で問題があるのに、何がなんだかわからず、すみません、すみませんと言って、あの時は申しわけございませんでした。本当に来た早々にああいった問題に局面を与えたというのは、長崎県として恥ずべきことでしたよ。

漁政課長、何が言いたいかというと、総会で議決事項じゃないといっても、最終的意思決定でこういうふうになったということは、それはやっぱり真摯に受け止めて、何か問題があるんじゃないかと、それにきちんと取り組んでいくのが水産部漁政課のさっき言った検査指導班のあり方だと私は思いますよ。だから、しっかり



と取り組んでいただきたいと思います。

一旦終わりたいと思います。

【近藤委員】 わからないところを教えてください。『卸売市場法』改正に伴うことなんですけれども、平成30年6月に『卸売市場法』が改正されて、令和2年6月から施行されると聞いているんですけれども、その中で、市場の開設が許可制から認定制になるということなんすけれども、許可制と認定制の違いはどういうふうなものか教えてください。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時41分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時41分 再開 —  
-----

【大場委員長】 再開いたします。

しばらく休憩いたします。2時55分に再開いたします。

-----  
— 午後 2時42分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時55分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【岩田水産加工流通課長】 先ほど近藤委員より、今回の『卸売市場法』の改正に伴って、魚市場が許可制から認定制に変わった、それはどういうことかというご質問がございました。これにつきましては、これまで許可といいますのは、魚市場の運営をする場合には、本来、魚市場を勝手にすることは禁止されております。これにつきましては禁止を解除する際に許可を与えるという考えでございます。その際には、魚市場をしようとする方が、運営の方法ですとか、取扱い品目、資本金、施設の規模、あるいは年間にこれくらい取扱います。施設の規模というのは、今までは200平米以上とかいうものをきちんと書いて県のほうに申請して、それを我々が審査

をいたしまして許可を与えるということでした。

今後、法が改正されまして認定になりますけれども、認定と許可の場合は、認定は、ある要件を満たせば認定しますというふうなことであります。要件につきましては、例えば、取引方法を公表するですとか、差別的取扱いを禁止する、受託拒否を禁止します、そういうやり方を決めていただいて県に出していただければ、それが要件を満たしていれば県は認定しますということになっております。

【近藤委員】 どうもありがとうございます。

ということは、今まで市場を開設する場合には、必ず、ある程度の決まった厳しい規格の中で許可を出すという形なんですけれども、今回からは、ざっくりばらんに言うと、そこら辺で誰かがやりたいということで魚を集めて、そこで今までみたいな市場のある程度のあれをしたら、そこで売買できる、市場のあれができるということですね。

【岩田水産加工流通課長】 そういうことになります。ただし、地方卸売市場としての認定を受ければ、それなりの義務が出てまいりまして、毎日の取引の状況とかを公表しなければいけないという、そういうオープンにする情報もたくさん出てきます。そこは自由にはやれるんですけれども、一定の情報公開をしなければいけないというところも入ってきます。

【近藤委員】 認定制度に変えるということでは、一番の利点としては、どういうことを考えているのですか。

【岩田水産加工流通課長】 これは法の改正趣旨のほうにかかってくると思います。今回もともと改正されるのは、卸売市場を含めた食品流通の合理化、それから生鮮食料品の公正な取引環境促進ということで、生産者の所得の向上、消

費者ニーズに的確な対応を図る。結局、流通の仕方がいろいろ多岐にわたっておりまして、そこら辺については余り制限をかけずに、市場を取引方法としてやりたい人はやりましょう、そうじゃない、卸売市場として完全にやりたい方は、そちらのほうの選択肢を増やしていただいているという状況でございます。

【近藤委員】 市場というのは、漁業者のため、また仲卸さんたちのため、核になって、市場が漁業のいろんな方向性を決めなければいけないと思うんです。だから、市場の考え方の中に、漁業者の操業の仕方とか、また卸売の人たちのいろんな形での考え方が絶対生まれてくると思うんです。私は、市場が活発化して、それが漁業者、卸売者のためになるんだったら、いろんな改正があっていいと思うんですけれども、せっかくこういうふうな改正をした中で、今からどういうふうな形で流通がなされていくのか、また市場は市場なりに、それなりの利益を上げなければいけない、それ以上に漁業者、仲買人の利益も上げられるような目標とか施策を考えながらやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【堀江委員】 1点だけお尋ねしたいと思います。私は、9月議会で違反操業について質問しました。長崎県北部海区を操業区域とする中型まき網漁船が対馬で操業している、違反ではないかというこの問題を取り上げて、漁業振興課長は、具体的な情報に基づいて、やれる範囲で指導なり、対応していくということと、対馬の件につきましては、対馬の組合長会からも同じような要望をいただいているので、それに基づいて相手方と調整する場を設定するということで進めているというふうな答弁があっていたのですが、

その後、変化があるのか、進行状況を説明ください。

【中村漁業振興課長】 県北の中型まき網漁業が対馬の東から北の海域で多く操業して、対馬の沿岸漁業の操業に支障が出ているというところの問題につきまして、県が仲介をいたしまして、11月5日に、双方の代表の方同士に入っていたいて協議をしたところでございます。

協議の具体的な中身といたしましては、対馬の沿岸漁業者より、まき網が操業していることについての問題点の説明が県北側にございまして、これ以上、対馬の沿岸漁業者を刺激するような操業はできるだけ控えてほしいというような要望がございまして、県北側の関係する漁協から該当するまき網漁業者に指導をしてほしいというような具体的な要望がなされたところでございます。これに対して県北側からは、関係者で情報を共有して、関係する漁協が4漁協でございますので、今後の対応について県北の中でもこれから検討していくというような回答がなされたところでございます。

その結果、操業秩序の維持のために、双方、協議をこれからも継続していくということで一定の理解が得られまして、次回については、この冬の盛漁期の済んだ後、3月に次の会議を開催して、この冬の状況がどうであったのかというようなところについても協議をしていくということになっています。それから、その3月までの間に操業上のトラブルが発生した場合は、関係漁協とそれぞれの振興局を通じて当事者間で連絡をとり合いまして、問題の処理に努めていきたいと思いますというところで了解をされたところでございます。

今後とも、まき網漁業の適正操業の指導とともに、この協議の継続を我々が仲介して進めて

いきたいと考えております。

【堀江委員】 11月5日に協議をして、これから具体的には3月にまた協議を開催するというお話でした。今の漁業振興課長のお話を聞く範囲では、今後、それぞれの訴え、要望に対する対応がとられていくというふうに認識しているのですが、そういった内容というのは、お互い、代表で話していると思うんですが、各細かい漁協には、それぞれの内部できちんとお話はされているというふうな理解でいいのですか。

【中村漁業振興課長】 今回の協議は、対馬の側は、対馬の組合長会の代表者が来ていただいていますし、県北の側は、組合長会の中で協議した上で、まき網関係の4漁協に協議をお任せしましょうということですので、一応理解は得られていると考えております。

【堀江委員】 今、漁業振興課長から答弁いただきましたので、今後、私としても注視していきたいと思っております。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【溝口委員】 長崎県水産業就業支援フェアについて聞かせていただきます。今までは、県外の漁業就業者支援フェアに出展していたようにございますけれども、今回初めて10月12日に県庁1階のエントランスで開催することができたということですのでございます。そのことについてのある程度の成果はあるんですけども、県側として、どのように感じ、そしてまた、これからどのように続けていこうと考えているのか、ご答弁をお願いいたします。

【川口水産経営課長】 就業者の確保につきましては、県外の漁業就業者フェアでありますとか、移住相談会等々に参加し、県外からのUIターン の獲得に努力してまいりました。それでも、かなり深刻な県内の人手不足は解消されていな

いというところで、今回、県主催で初めて県内の就業者フェアを開催したところであります。

この出展団体につきましては、ここに35団体と書いておりますけれども、広く水産業は受け皿がありますので、卸の方とか、加工業者、沿岸漁業者、沖合漁業者、それぞれ2業者、1業者、24業者、8業者の方々に幅広く出展をしていただいたということです。

その中で、台風等の影響もありましたけれども、41名の方がいらしていただいています。うち県外の方とか、家族の方もいらっしゃいました。特に、鶴洋高校につきましては、今、県内の業者に就職されるという方も多くございますので、鶴洋高校の方につきましては、ほかの高校も含めて19名の方に来ていただきました。来場者の方につきましては、出展業者のいろんな話を聞いて大変ためになったということで、定期的にこういう会を開催してほしいということでございますし、また出展業者につきましても、次回もこういう場を設定したら参加を希望しますかということでお聞きしましたところ、76%でフェアの継続を期待するという声がございます。現在、来年度に向けて、どのようなフェアの持ち方をするかという、フェアの開催時期でありますとか、あと高校生ができるだけ参加しやすい形でフェアが開催できないかというところで検討を進めているところです。

今後も、いろんな形で就業者、担い手の確保について努力をしてまいりたいというところでございます。

【溝口委員】 わかりました。

今、水産業界は人手不足で、外国の人たちも入っているような感じでございますので、できれば県外というより、県内の高校生、大学生にも声をかけていただいて水産業に入っていただ

けるような、そういうものをつくっていかねばいけないと思っています。

それで、これをしますよという広報関係をどのように行ってきたのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

【川口水産経営課長】広報活動につきましては、県の水産経営課でSNSを開設して、そこでこの開催についてPRをしましたり、県の広報番組を使ってテレビで宣伝をさせていただきましたり、新聞とか、あと長崎の雑誌がございますが、そういうもので広告広報をさせていただいております。

【溝口委員】わかりました。

出展者については、団体ですから、ある程度浸透はしていくと思うんですけれども、やはり高校生とか県外から来る人たちというのは、なかなかそういうものを見てからというのではないんじゃないかと思うんですけれども、高校生に関して、19名の方が来ているんですけれども、その辺については、どのように広報してきたのですか。

【川口水産経営課長】鶴洋高校につきましては、高校に直接出向きまして、校長先生はじめ、就職の担当の先生にご相談申し上げたということでございます。それと、県内の高校につきましては、教育庁高校教育課と連携をとりまして、高校のほうにこのフェアの周知をしていただいたというところでございます。長崎大学につきましては、私も直接出向きましてお話をさせていただきました。大学生につきましては、今、非常に就職環境がよろしいということで、なかなか漁業に直接目を向けるというのは厳しいというお話でしたが、今後とも、県内の人材の確保に努めてまいりたいということでございます。

【溝口委員】できるだけ県内の高校、大学に呼

びかけていただいて、せっかく35団体とか、まだ今から長崎県のほうで続けていきたいということでございますので、それを続けることによって、だんだんと浸透してくるのではないかと思うんですけれども、やはり広報活動等が一番大事だと思うんです。だから、高校に出向いて、高校は教育委員会を通じてということですが、そうじゃなくて、水産として、こういうメニューがありますよということでの浸透を各高校にさせていただいて、これに出席する県内の高校生たちを増やしていただければと思うんです。このことについて、どのように検討されているのか、先ほど、今検討しているところかどうかということでしたけれども、それを尋ねたいと思います。

【川口水産経営課長】県内の高校生につきましては、従来から、高校生の体験研修ということで、漁業の現場に来ていただいて、実際漁業を経験していただくという取組を過去からずっとやっております。基本的には、水産部門がある鶴洋高校だけでしたけれども、平成28年度から県内高校全体に広げまして、その時は各高校に回らせていただきまして、こういう取組をしているというところでPRをさせていただいたところ、対馬、五島、県北等々の高校から漁業体験研修に来るといったこともございましたし、その研修生の中から、研修に行ったところに就職された高校生もおられますので、この取組をまだ継続したいというところでございます。

それと、就業支援フェアにつきましても、漁業に興味があるというような高校も幾つか当てができておりますので、そこには足を運んで、参加について呼びかけをさせていただきたいと思っております。

【溝口委員】今回、また来年度にかけてという

ことですけれども、できれば高校生がまだ卒業する前もありますので、例えば2月とか、そういう形ではできないのかどうか、そこら辺についての検討はどのようにしているのかどうか。

【川口水産経営課長】その開催時期につきましては、先日、鶴洋高校とも具体的なお話をさせていただきまして、溝口委員ご指摘のように、やはり早いほうがいいというお話でした。できればゴールデンウィーク明けまでぐらいにさせていただくと、3年生が進路を選ぶ選択肢になるということでしたので、2月、3月、4月、どの時期にできるか、具体的にまた検討させていただきたいと思っております。

【溝口委員】できれば年に2回ぐらいそういう場を設けていただければ、就職活動が5月ぐらいから始まるということでございますけれども、その辺について、5月と、これは10月にしているんですけれども、10月とか11月、その辺の2回くらいはできないものですか。

【川口水産経営課長】その点につきましても、今回35の団体にご出席いただきましたので、どの時期だったら年に1回なのか、2回なのか、その開催について出展できるというところの意向も今、アンケートをとらせていただいていますので、何回もしてほしいという意向があれば、年に2回とかいう開催も検討していきたいと考えております。

【溝口委員】わかりました。

ただ、出展が35団体ですけれども、出展についてのいろんな条件とか、そういうものはあるんですか。

【川口水産経営課長】出展団体については特に要件等はございません。ただ、就業するに当たっての休日でありますとか、そういう雇用の条件等を幾らか情報をいただいて、我々がパンフ

レットをつくって来場者に配布するという形でございますので、一定の会社の情報が必要だということでございます。

【溝口委員】わかりました。

ただ、週休2日制とか、そういう条件が要るのかどうか。なかなか漁業というのは週休2日とかはとれないと思うんですよね。だから、高校とかは、そういう条件まで言うてくるのかどうか。これに出展する条件としては、そういうことはありませんよというなら、それで構わないんですけれども、休みというのが結構条件になってくるのかなと思ったもので、そこら辺についてのいろいろな条件はないということで考えていいわけですね。

【川口水産経営課長】雇用条件につきましては、それぞれの出展団体のお考えでありますので、出展に関しては条件はないということでございます。

【溝口委員】せっかく長崎県で水産業就業支援フェアというのをやりましたので、ぜひこれを続けていただいて、そして水産業に携わる高校生、大学生が就職できるような場所を今後も続けていっていただきたいと、このように要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいんですけれども、まず議案外の中の2ページで、日本の山口、福岡、佐賀の4県でいろいろされて、10月24日に唐津で行われたということが書いてありますけれども、磯焼けの問題、いろいろな形で話があったと思いますし、トラフグも2,000匹放流されたと書いてありますけれども、この効果といえますか、長崎として、一部壱岐水域もあるんでしょうけれども、唐津においては、一部、水

産関係の課題も今、砂利の問題で出てきているということも話を聞いているんですけども、藻場の回復の問題について、どういう協議がされたのか、お尋ねしたいと思います。

【松尾漁政課長】この交流会議につきましては第27回を迎えておりまして、これまで日本と韓国をそれぞれ毎年行ったり来たりしながら交流が続いているというところでございます。もとの目的としましては、隣の国、また漁場も近いということもございますし、また共有する部分もあるということで、共通理解を深めていく、あと資源管理の意識を高めていくというような目的で行われてきているところでございます。

今回につきましては、交流会議の中の議題の1つといたしまして、日韓共同研究ということで、温暖化に対応した海藻類増養殖技術開発についてということで、それぞれからそういった研究の成果について発表をしたというところでございまして、日本側からは、福岡県から、福岡県の沿岸域における藻場保全対策ということで、例えば、新たな藻場の造成について、こういった取組をしています、自然石を投入しますとか、あるいは藻場の回復策として、ウニ類の除去をしているというような研究成果の発表がございました。それから、韓国側からは、済州特別自治道からの報告といたしまして、ノコギリモクの養殖についての発表がありました。ノコギリモクにつきましては、食用としては利用されていないということですが、近年、生理活性、薬等の成分として非常にすぐれているというような報告が注目を集めているということで、産業利用の価値が高いということで、その研究成果についての発表があったということで、お互いに、そういった成果を発表したというと

ころでございます。

【麻生委員】わかりました。

本当に国境も身近な海域ですので、その中で、唐津といえば、壱岐の関係では、この前、日経新聞で、イカが6割減ということもあって、呼子あたりは、イカしゅうまいとかが有名だったんですけども、こういったものもなかなかできないという状況になってきていると思いますけれども、イカの現状として、水産部としては、もちろん温暖化も関係するんでしょうけれども、今後、対策として、どのようなことをお考えなのか、一部山田(博)委員の話と重なりますけれども、お尋ねしたいと思います。

【川口水産経営課長】イカ釣り漁業の不振につきまして、山本啓介議員から、壱岐のほうで、かなり水揚げが下がっているという情報がございまして、すぐさま壱岐の水揚げの調査を実施しました。対馬も同様な状況だということで、対馬の海域も調査を実施いたしまして、調査だけではだめだということで、10月、11月に壱岐、対馬に出向きまして、直接漁業者のお話を聞きました。

そうしたところ、いろんな要望があるのですが、例えば、生活資金がどうにかならないか、借り入れの償還金を延長できないかとか、いろんなお話がございました。

そういう中で、現在できることにつきましては、例えば、共済制度における仮払いという制度がありますので、そういうものを使って、ある程度、生活資金に足すようなことができないかということで、そこは共済組合とお話をさせていただいております。

それと、資金につきましては、現在、運転資金がかなり窮しているというところでございましたので、その点につきまして財政課と協議を

いたしました。そうしたところ、前向きに検討ができるというところで、そういう運転資金の適用についても、現在、前向きな検討をさせていただいているところです。

それと、国に対しても、全国的なイカの不漁ということで、先ほど委員がおっしゃられた唐津、呼子につきましても、北海道とか、日本海、全国的な状況だとお聞きしております。壱岐と対馬の組合長さん方も非常に心配されておまして、その組合長会の合同会議にも我々、出席しまして、国に対して、どういう要望をしていくかということも一緒に協議を進めさせていただいているところでございます。

【麻生委員】現場は本当に大変な状況だと思っています。イカは大衆魚だったんです。今は、それも1キロ5,000円とか、そういう話を聞いていましたけれども、大変な高級魚になったんだなということを感じておりますけれども、漁民の方が「おかに上がらんとだめばい」ということで、大変苦勞されている話も伺っていますので、対策をぜひお願いしたいと思います。

あわせて、9月議会でフグの話聞かせていただきました。長崎市の牧島も今、戸石関係でフグ関係でPR等して、8%消費をやろうとしておりますけれども、長崎県内で、鷹島とか県北もあわせてですけれども、長崎市が今、生産高が一番という話を聞いているんです。その中で、なかなか単価が上がらないということで厳しい状況もあっているということは話をさせてもらったんですけれども、その中で、経営指導をしてくださいという話をこの前しておったんですけれども、その後、11業者近くありますけれども、それぞれお互いの技術を交流する話はなかなか難しい面もあると聞いていますけれども、どういう指導をされたのか、されようとし

ているのか、されたのか、されていないのかと、その点をあわせてお尋ねしたいと思います。

【川口水産経営課長】牧島、戸石漁協のフグ業者につきましては、ここ2年ほどフグの単価が非常に悪いということで、我々もずっとご相談を受けております。資金につきましては、融資機関であります信漁連さんと養殖資金の円滑な運用についてお願いをし、大体6月ぐらいに資金の申し入れがありますけれども、そこは円滑に進むような形で進めさせていただいております。

フグの経営指導につきましては、牧島の漁業者も1名指導させていただいて、新しい船を仕立てて操業の効率化もしておりますので、そういうものをほかの漁業者が、要するに、同じことをやってもうかるかというところはなかなか難しいので、個別に相談を受けながら、どのような方法で経営を改善していくかということも取り組んでまいりたいというところでございます。

【麻生委員】フグも4年ほど前は高かったもので、いろいろな形で参入されたのかなと思うんですけれども、当時、4,000円近くなったという話を聞いています。ですので、個別の状況も含めて、しっかり指導をお願いしたいと思っています。フグ部会長の里さんはまだ若いですし、しっかりやる気がある人たちですから、ぜひ指導をお願いしたいと思っています。これは要望にしておきます。

あと、話は変わりますけれども、上五島で、生マグロの関係で今、されていますよね。この前、新聞を見ていたら、九州商船とか五島産業汽船も一緒になって応援してもらってやっておりますけれども、きょうも近大マグロの話が載っていきまして、暮れに向けて出荷されるという

ことでありますけれども、今まで、なかなかマグロを食べるといふあれがなかったんですけれども、そういう点でどういう支援をされているのか、今後、マグロを直に食べてもらうような仕掛けづくりがされていると思うんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

【吉田水産加工流通課企画監】委員おっしゃられましたように、上五島のほうでは九州商船、あと地元の流通関係者、生産者も一体となりまして協議会をつくって、地元に来られるお客様、マグロを核として地域に人を呼び込むというふうな活動をしていただいております。上五島につきましては、県といたしましては、どちらかといいますと生産サイドのほうの支援をやっているというところでございます。

長崎のマグロの消費を拡大するために、どういうふうな取組をやっているかということでございますけれども、まず、今週、漁連が事務局をしております長崎県マグロ養殖協議会がマグロの品評会を開催いたします。全国的に見ましても、こういうような品評会を県レベルで開催しているところはございません。水産研究・教育機構の理事長さんでありますとか、流通関係者の方、そういう専門家のプロの方も審査員として参画していただいて、年に1回は、長崎で高品質なマグロがとれているというのを全国に発信しようという趣旨で仕掛けて、続けているものでございます。

また、水産加工振興祭の2日目、3日目では、そうしたおいしいマグロを県内の皆様にも購入して食べていただくということで、生産者の方が集まって、市価よりも安い価格で展示即売会を開催しているところでございます。

また、地域ごとにおきましては、私ども、養殖につきましては産地計画というものを立てて

推進しておりまして、その中で、そういうふうなPR等の必要なものがございましたら、県としても支援をしていくという考えでございます。

【麻生委員】これはいい取組だと思うんです。今までなかった食文化をつくっていかうということで、マグロは関東で全部食べられるので、そっちでと思っておりますけれども、おいしい生マグロが食べられるということで、ぜひ長崎の新しい文化にしてもらえればと思っています。

あわせて、上五島の橋口水産さんが新しいフィーレの工場を建てられたと聞いておりますけれども、この取組について、今まで鹿児島に出されておったという話を聞いて、それがこっちで活かしてやるということで、成功事例だと思っておりますけれども、こういう取組をまだまだ増やしていかなきゃいけないと思いますので、橋口水産さんの成功事例についての状況を教えていただきたいと思います。

【吉田水産加工流通課企画監】橋口水産におかれましては、もともと上五島のほうでブリ、ヒラマサ、マグロの養殖をなされておりました。それまでは、県外に原料として出されたり、国内の市場中心の展開でなされておりました。平成28年度だったかと思っておりますけれども、加工場の整備に着手をなされて、現状におきましては、海外も含めて、フィーレした加工品を出されているというところでございます。

県といたしましては、こうした取組がさらにほかの業者にも波及していくように、また加工場をつくれなくても、県内には、フィーレあたりの加工場は何か所もございますので、今、産地の養殖業者がそういった加工場と連携するような取組、これを先ほど申しました産地計画などの中で議論しながら進めているところでございます。



【麻生委員】 私も2年前、農水経済委員会におった時に議案として上がっておったんですけれども、話を聞くとところによって、そういう成功事例として本当にすばらしいなど。自分たちが今までつくったすばらしい魚を、うまく付加価値をつけて加工して出すんだという意気込みが伝わってきましたので、こういうものを県としても、魚を付加価値をつけてぜひ出してもらうような仕組みづくりをもっともっと国から予算も持ってきてやってもらえればと思っております。

フィーレは海外に対して、今はアメリカだと思いうんですけれども、この伸び率、大体どのくらい伸びてきているのですか。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時29分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時29分 再開 —  
-----

【大場委員長】 再開いたします。

【吉田水産加工流通課企画監】 2017年の国のほうの統計になりますけれども、ブリにつきましては、米国が輸出の約83.5%を占めております。ブリ全体の輸出額が154億円ということでございます。輸出の増減につきましては、毎年いろんな形で在庫が多かったりして増減があるというところですが、今、手元に各年の動きの関係資料がございません。申しわけございません。

【麻生委員】 フィーレについては、一部、松浦あたりもされていると思いますけれども、ぜひ水産県の強みを活かして、加工も含めて、新しいマーケットをとりにいってもらえればと思っていますので、よろしく願いしたいと思っております。

最後に、F R Pの関係についてお尋ねしたい

と思います。資料の事業群の漁港整備関係の浜の環境整備推進の関係で載っておりましたけれども、状況的には、2年度の方向性で、現状維持で7件になって100%になっておりますけれども、私も一昨年のこの委員会でも再三お願いをして、F R Pの解体状況、そして五島の成功事例をもっと県内に展開をという話をさせていただいておりました。

現状として、ここに書いておりますように、壱岐とか対馬にこの話が協議会の関係があっていると思いますので、五島での実績の状況と、あわせて今後の展開、展望についてのお尋ねをしたいと思います。

【森川漁港漁場課企画監】 F R Pの事業のお尋ねでございます。五島におきましては、昨年度、実証試験を行いまして、一定のリサイクルシステムというものを構築しました。

本年度の状況を申しますと、4月以降現在まで、昨年度構築した処理体制を活用して12隻の漁船がリサイクルされたと伺っております。見積もりの依頼がありますけれども、なかなかその処理費が高くて、見積もりだけで終わるケースもあるということでございますけれども、これが少しずつ定着していただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、五島におきましては、昨年度つくりましたリサイクルシステムをブラッシュアップしていこうということで、今年は、リサイクル協議会におきまして、最も大きな課題として残っておりました五島市から長崎市までの輸送費の低減を図っていくために、複数隻を一括で処理し、一括輸送することによって低減できないかということを検討すると伺っております。

壱岐と対馬におきましては、本年度、漁協さんでありますとか、造船業者さん、市等で協議

会をつくりまして、それぞれの地区に合ったリサイクル等の処理体制を検討していこうということで協議を始めております。このそれぞれの協議会におきましては、昨年度の五島市における実証試験の結果の紹介や地区における廃船処理の実態を把握した上で課題を抽出して、リサイクル体制の方向性を検討しようということで協議を始められております。

【麻生委員】 状況は、今、2万隻近くあって、20年以上たったFRP船が増えているということと、就業者の高齢化等、廃業する人が多いということになると、当然出てくるのは、廃船が多くなってくるということもありますので、ぜひ、こういったものをしっかり固めてもらいながら、廃船処理を造船所を中心にやってもらうことができればと思っています。

あわせて、今後、毎回、政府施策要望で県も言われていますけれども、税金の投入はできないのかなと、魚価がこれだけ厳しいのに、廃業しても、なかなかこの原資が出てこないという状況もあろうかと思しますので、ぜひ両面からお願いしながら国に対しても要望を、そして私たちもお願いしていきたいと思しますので、片一方では育成をしてもらいながら、そういうことで島民に理解を求めながらやってもらいたいことを要望しておきたいと思します。お願いしておきます。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。

農水経済委員会で11月に宮城県に視察に行かせていただきました。そこで見たのは、もちろん震災の爪跡で、私自身、心が締めつけられましたし、そこから復興していく姿というものは、本当に感銘を受けたところでございます。

長崎県においても、そういった災害に対する

備えというものをしておかなければならないと感じました。見聞きしたところによると、長崎地域BCP協議会なるものがございまして、そこで緊急事態に対する対応を協議する、考える、マニュアルをつくるなどされているようで、水産部に関しては水産加工流通課が所管しているようでございますが、どのようなかわり方をされているのか、教えていただけますでしょうか。

【岩田水産加工流通課長】 BCP協議会がありまして、そこには私も参加しておりまして、私が会長を仰せつかっております。

中身につきましては、計画をつくるところにつきましては長崎港湾漁港事務所が所管してつくて、長崎魚市の関係者でつくておりまして、その協議会の中で、今、中身を詰めていっているところでございます。ある程度できましたので、先月も机上でのシミュレーションをいたしております。12月、もう一回シミュレーションをするということで、だんだん完成度を上げていくという作業を今、繰り返し行っているところでございます。

【赤木委員】 これからどんどん詰めていく段階だというお話でしたけれども、その詰めていく過程の中で、備品が必要になってきたりするのではないかと考えております。それは企業努力、例えば、魚市だけでやってくださいというようなお話になるのか、もしくは1次産業、魚流通にかかわることですので、県としてもサポートするお考えがあるのか、お聞かせいただければと思います。

【岩田水産加工流通課長】 これまで出てきた中では、具体的に備えて置いておくというのは、実は余り出てきておりません。ただ、1つ、給油施設を持っているところにつきましては、給

油をする場所が電気が止まった場合にポンプが動かないということで、発電機を置いておきたいというお話がございました。その時に、消防法の関係で消防署といろいろ協議する中では、県も後押しといいますか、こういうことで置かなければいけないんですよ。許可がなかなか難しい面があるそうなんです。そこにつきましては県も当然、BCPの中でこれは必要ですので、何とか許可を出してくださいというお手伝いをいたしますというふうにお答えしております。ただ、例えば、その発電機を入れるのに補助金があるかという、現状、ない状況ですが、許可を取る時に必要な部分については、当然支援をしていきたいと考えているところです。

【赤木委員】いろいろご検討いただいているのは大変いいことで、ありがたいことだと思っておりますけれども、実際これから詰めるに当たって、やはりいろいろな懸念というものは出てくると思いますので、先ほど、発電機のお話がありましたけれども、そのほかにもいろいろな備品が必要になってくる可能性がございますので、いろいろ幅広い検討をお願いしたいと思います。

先ほど、近藤委員からも「卸売市場法」の改正についてのお話がありました。私自身も、このお話を聞いた時に、新たなビジネスチャンスが生まれるんじゃないかと思いました。なので、今後、いろいろ魚の流通が変わってくる可能性があると思うんですけれども、水産県長崎とは言われるんですけれども、長崎では魚を食べる場所、買う場所がなかなかないという声をよく伺います。水産部として、今後、どのように魚を食べる場所、買う場所を考えられているのか、見解等、どのように描かれているのかございましたら、お伺いしたいと思います。

【岩田水産加工流通課長】魚を買う場所あるいは食べる場所、特に、食べる場所につきましては、現在は、長崎県の魚愛用店ということで、県内、離島も含めまして200店舗ほど認定をいたしまして、地図なり、パンフレットをいろんな場所に置いて、こういうところで食べられますよという取組はしております。ただ、恐らく、委員がおっしゃるのは、各県にありますお魚センター的なものがない。新三重のほうに、がんばランドという直売所はあるんですけれども、例えば長崎地区で言うと、駅の周辺にそういうところがあるかという、現状、ないということです。ただ、これが実際やろうとすると、誰が主体となってやるのか、どこでするのか、経費はどうするのか、非常に大きな問題がいろいろございます。ただ、我々もいろんな方の意見を聞きながら、どのようなことができるのかというのは今、検討を始めているところでございます。

【赤木委員】検討を始められているということで、ぜひとも推し進めていただきたいと思います。高知なら、ひろめ市場というのがありますし、沖縄なら牧志公設市場、山口なら唐戸市場、先月伺った宮城県名取市でも市場はございますし、さまざまな形は違えど、そこに行けば物が買えて、食べられるというような施設がございます。長崎さかな祭り、私の地元である三重地区長崎魚市場においても、さかな祭りで多くの方がお買い求めいただいたり、ご来場されておりますので、魚に対する欲求といいますか、ポテンシャルというものはとても大きいものがあると思います。ぜひとも、さまざまな知見、いろんな方とかかわって、多くの方が集える仕組みをつくっていただければと思います。これは町中じゃなくても、さかな祭りで多くの方が

来られるわけですから、遠くても、そういう仕組みがあれば人は来ると私は思っておりますので、ぜひとも、いろいろ考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 時間もありませんので手短にしたいと思うんですが、先ほど溝口委員から、水産業就業支援フェアに関して質問がありましたけれども、離島・半島地域振興特別委員会でも議論があったのですが、明確な数字が出てなかったの、水産経営課長にお尋ねしますけれども、実際今、県内各地の主な雇用型漁業者に対して、人手不足というのはどんな現状になっているのか、具体的な数値というのは把握されているのかお答えいただきたいのと、もう一つ、事前通告しておりましたが、佐賀県で空港にオスプレイを配置するということで、水中音が魚に与える影響調査というのを九州防衛局がやっておりますけれども、これに関して、県当局としては、どのような見解をとって取り組んでいくのか。なおかつ、実は、佐賀空港の着陸のルートが変わって、今度は島原半島周辺を通るようになったということで、これまた漁業に影響が出てくるんじゃないかと。佐賀空港、佐賀県、お隣でこういった現状があってくるということになる、これは漁業にも影響が出てくるんじゃないかというような心配の声も出てきているわけです。これについて見解を2つ聞かせていただきたいと思います。

【川口水産経営課長】 今年5月に、県内各地域の主な雇用型漁業者、中型まき網漁業、定置網漁業、養殖業者等を対象に、人手不足の現状を調査いたしました。結果、276経営体から回答がありまして、163経営体、59%が人手不足という回答をいただいております。不足数につき

ましては、集計したところ、382人ということでございます。

【中村漁業振興課長】 佐賀空港へのオスプレイの配備、それから民間機の飛行ルートの関係でございますが、11月27日付けで九州防衛局から、陸上自衛隊回転翼飛行による水中音が魚に与える影響調査の結果についてという最終報告が示されております。ただ、8月6日に中間報告があった時にもこの委員会でご議論いただきましたが、その後、九州防衛局では、8月1日、10月8日、10月10日の3回、追加の調査をしたものの、天候が不良でデータが得られなかったということで、実質的には最終報告となっておりますが、中身は中間報告から変わっているものはございません。

このため、コノシロ漁業の操業への影響とか、それからコノシロの生態、資源への影響など、具体的な内容がわからないという状況は、その時点と変わっておりませんので、引き続き、情報収集なり、注視をしてみたいと考えております。

それから、もう1点、私も12月3日付けの新聞で見せていただきましたが、佐賀空港への民間航空機の着陸というのは、これまで柳川市の上空を通って入っておりました。柳川市に騒音問題があるということで、今回新たに、熊本市の上空から有明海に入り、島原半島の北端から有明海を北上して着陸する経路が可能になったということで、3月の下旬から変更されるという新聞報道がございました。

オスプレイと同様で、この飛行経路の変更につきましても、現状では、まだ実際運用されていない状況でございまして、具体的な内容や影響の有無というのはわからない状況でございしますので、こちらについても、引き続き情報収集

に努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 水産部としては、影響が出てから調査するのか、その前に対応するのかというのは考えものだと思うんですよ。先ほど、対馬と壱岐のイカ釣りの経営実態等を調査したと言っていましたけれども、壱岐は6割減があった。対馬はどれだけあったのですか。大体、水産経営課長、そういった重要な調査をしたにもかかわらず、なぜ報告しないのですか。壱岐の時には、山本(啓)議員が質問されて、報告しましたと。大きな問題だからということで、対馬もしましたと。それは結果報告というのは、実際どれだけの減があったのですか。

次に、漁港漁場課長、県内の廃船が363隻放置されているということで、私は決算委員会で、廃船処理の方針というのをきちんとつくらなければいけませんよと。それは明確にしていきたいということで、関係機関と協議すると言っていましたけれども、方針の策定の状況というのはどのようになっていますか。それをお答えいただけますか。

【橋本漁港漁場課長】 廃船の引き揚げの基本的な考え方といたしまして、私どもは次のように考えております。

まず、1つ、油が流出し漁業に被害を及ぼす場合、2つ目、沈没により周囲の船舶の航行に支障が出る場合、この2つを緊急に引き揚げるべきケースと考えております。

続きまして、では一体これを誰が引き上げるのかでございますが、これにつきましては、所有者不明の場合は、直ちに県で引き揚げたい。

【山田(博)委員】 委員長、すみません、時間がありませんので、要するに、方針をつくったか、つくっていないか、つくったのだったら、委員長にお許しいただいて、委員会終了後に公表し

ていただきたいと思います。

つくったのだったら、つくって、今からその方針に基づいて取り組んでいくということの明確な計画性なり、考え方を聞かせていただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 基本的な考え方については、整理いたしましたので、今後、地方機関に通知する予定にしております。

【山田(博)委員】 そうしたら、あれだけ決算委員会であったのなら、きちんと報告していただきたいと思います。これは重大なことだったんですから。

それは方針はいつできて、関係機関と協議して、実施をいつからしていくかというのを明確にお答えいただきたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】 基本的な考え方については、水産部内でまとめたところでございますので、日にちはまだ未定でございますが、速やかに各地方機関に通知をして、これに基づいて現場での対応をしてもらいたいと思っております。

【山田(博)委員】 私が言ったのは、いつつくって、明確にいつから実施をするということをきちんと報告していただかないと。いつつくったのですか。昨日ですか、一昨日ですか、3日前ですか。それをいつつくって、それをいつから方針をしますというふうに明確にお答えいただかないと。お願いします。

【橋本漁港漁場課長】 この方針を最終的に決定したのは12月6日でございまして、ただし、地方機関に通知する日にちについては、まだ未定でございます。今後速やかに通知したいと思っております。

【山田(博)委員】 ということは、年内にして、来年からこの方針に基づいて実施するということで理解していいんですか。そこだけお答えく

ださい。

【橋本漁港漁場課長】船の引き揚げ等については、予算の措置もございますので、そちらのほうも様子を見ながら、通知の実施については、年明けから通知は有効になるようにしたいと思っております。

【川口水産経営課長】山田博司委員からご指摘ありました対馬の上半期の水揚げの状況でございますが、対馬は10漁協ございまして、全体で見ると98%ということになっておりますが、イカ釣りを主体にした漁協を見ますと、約2割の水揚げ減という状況になっております。

【山田(博)委員】2割の水揚げ減ということからいうと、所得として、金額でどれだけの所得というか、水揚げが少なくなったのか。壱岐は上半期で6割だったでしょう。対馬は2割と言っていました、金額でどれぐらいになるんですか。算出できますか。それをお答えいただきたいのと、続きまして、県民表彰における水産部の対応についてお尋ねしたいと思います。漁政課長、県民表彰に当たっては、表彰に対するしっかりとした調査をやりたいと思っております。といいますのは、県民表彰の対象者が過去に事件でいろんな処罰とかを受けたというのを情報がなかった。これからは、県民表彰を受ける方に関しては、聞き取り調査をして、そういったことがありませんかというのを確認してしないと、県民表彰というのは、計画をして、そういったものをきちんとやってもらいたいと思うんです。漁政課長、それはいかがですか。今回の県民表彰で、調査するに当たって、慌てふためいたことがあったでしょう。これからそういったものは慎重な調査をしてやっていただきたいと思っておりますので、それは要望にしておきたいと思います。

もう一つ、今度「漁業法」が新しく変わる中で、漁業調整規則というのを改正しなければいけないわけですが、この漁業調整規則におきまして、お聞きすると、パブリックコメントはします、懇話会の説明はしますと。議会には諮りませんということで私は事前に聞いているのですが、この方針は間違いないかどうか、それをお答えください。

【中村漁業振興課長】地方自治法の規定によりまして、県の規則の制定に当たりましては県議会の議決等は要しないと定められております。規則については、県の手続として、普通公共団体の長が定める法規ということになっております。

【山田(博)委員】漁業振興課長、確かにそうです。規則は、普通地方公共団体の長が定める法規規定であり、議会の議決等は要しないと。要しないということは、しなくてもいいんですよ。だけれども、してもいいんですよということですよ。そうでしょう、これは解釈では、してもいいんでしょう。なぜかという、長崎県の漁業調整規則というのは、漁業者の経営、生活に密接にかかわる規則なんですよ。これをパブリックコメントはするけれども、県議会の委員会を通しませんよと。それをよく堂々と言うなど私は思っているんですよ。パブリックコメントはして、議会の委員会はかけない、私は、これはいかがなものかと思うんです。してはいけないということはないんだ、これはしてもいいんですよとなっているんだ。それをもう一度お尋ねしますけれども、漁業調整規則を議会にご意見を聞こうということはないということではないんですね。私は改めて見解を聞かせていただきたいと思うんです。これは大事なところだから。

【中村漁業振興課長】当規則は、平成元年以降、これまで十数回既に改正もしてきておりますが、今回、「漁業法」の改正に伴いまして大幅な改正があるということで、本来なら任意となっているパブリックコメントも実施して、広く周知をしてご意見を伺うというふうに行っているところでございますが、これからスケジュール的には、水産庁との協議、内容を詰めていくこととなりますが、水産庁との事前協議が調って、パブリックコメントが実施できるという段階になった時は、その前に、農水経済委員会の委員の皆様へ配付して、内容をお知らせさせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】内容をお知らせするのだったら、意見を聞くか聞かないかというのをお聞きしたいと思います。これは70年ぶりですよ。水産県長崎で、パブリックコメントをして、県議会にはかけないとかと聞いたから。もう一回言いますよ。私も乏しい国語力だけれども、ここは私は勉強したんですよ。要は、してはいけないことは書いていない。要しない、しかし、してもいいんですよという解釈になるんだよ。漁業振興課長、これは70年ぶりなんですよ。漁業者の生活の根本にかかわることを、パブリックコメントをして、長崎県の県民の代表者の意見は聞かないとか、そんな乱暴なことはいけませんよ。提示はして、なおかつ、委員長のもとで皆さん方の意見を広く聞いて、しっかりと議論するということで理解していいのですか。そこだけ確認させていただきたいと思います。

【中村漁業振興課長】公布の予定が、県の規則も来年の国の施行に合わせてということで、7月から9月を目指して今、作業を進めているところでございます。現段階では、国の認可の時期がまだ未定でございますが、事前協議が済ん

で、国から認可の見込みが得られた場合は、委員会の所管事務報告等へ上げてご意見を賜りたいと考えております。

【山田(博)委員】私は、この議論をするのにどれだけ時間を要したか。我々は、水産県長崎として、この姿勢は大切なんですよ。私も政治家として、漁業調整規則というのは大切だということは十分わかっております。わかっている委員の方々はいるけれども、今、視線を感じたでしょう。私が言うのと、視線を感じたから今の答弁になったと思います。そういったことで、しっかりやっていただきたいと思います。しております。

川口水産経営課長、先ほどの答えは出てきましたか。

【川口水産経営課長】現在、私の手元には、対馬のイカ釣り、主立った漁協の水揚げ量、水揚げ金額がございまして、経営体の手元にはございませんので、各漁業者の所得、例えば、平均でどのくらい下がったかというところは、現在すぐには出せませんので、計算をさせて、改めてご報告したいと思います。

【山田(博)委員】そうであれば、大切な県費を使って調査したわけですから、本来であれば、大場委員長のもとで。壱岐の調査も報告なし、対馬の漁業調査の報告もなし。しっかりと調査していただきたいと思います。あなたたちの立派な職員が調査した結果なのだから、しっかりと委員会に報告していただきたいと思います。後日、それを報告していただいて、特に、今日来ている長崎新聞の記者などに渡していただきたいと思います。いかにマグロの規制によって漁業者が経営が苦しいかという現状をきちんとわかってもらわなければいけないから、しっかりと教えていただきたいと思います。しております。

それで、最後になりますけれども、水産部長、私は正直言いまして、農水経済委員会にずっといますけれども、水産部の職員というのは、国からの規制とか、地域の声とか、板挟みながら頑張っていると思っております。その中で、これから大変ご苦勞も多いと思います。水産部長、これからいかにマグロ、イカ、特に、離島の漁業者が経営が厳しいという状況の中で、しっかりと把握した調査の上で、国に要望をまた頑張っていたきたいと思っております。また、予算もそういったものを反映していただきたいと思っております。「漁業法」も改正する、「卸売市場法」も改正する、その中で、大変激動な水産行政だと思いますので、しっかり頑張っていたきたいと思っておりますが、水産部長の決意の表明を聞いて、私も今日はすっきりと質問を終わりたいと思います。

【坂本水産部長】先ほど来ご指摘いただきましたマグロの規制であるとか、イカの不漁の問題等、離島の漁業が非常に厳しい状態に置かれていることは水産部としても認識しております。国においては、水産改革、水産業の成長産業化にあわせて予算の充実が図られているところでございますので、県といたしましても、国の予算を十分に活用しながら、漁業者の経営改善、所得の向上に全力で取り組んでまいりたいと考えています。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

【溝口委員】予算のほうは終わったんですけれども、資料をいただいたので、ぜひ、この繰越明許費についての説明をお願いしたいと思います。

【橋本漁港漁場課長】午前中、溝口委員からご指摘がございましたので、資料をつくらせていただいて、お手元に配付していると思います。

この資料は、議案の計上数値ではなく、昨年度と同じような計上の仕方、つまりは既に契約しているものについても、現段階で繰越するおそれがあるものも含んだ数値、金額になっております。

トータルとして、繰越明許の件数が51件、繰越額にしまして39億9,004万6,000円となっております。

昨年度の同時期と比較いたしますと、この表の一番下に参考として載せている表でございすけれども、下から2つ目のところに、R1からR2への繰越額は、先ほど申しました39億円、昨年度の同時期は、その1つ上でございまして、30億36万円となっております。これと比較いたしますと、一番下の段でございすが、昨年度の同時期に比べまして、件数で2件、金額にして9億8,968万6,000円増額となっております。

これにつきましては、引き続き、3月31日まで期限がまだございますので、繰越縮減に努めて、最終的には、この表の下2行目に書いておりますとおり、年度当初に、繰越額を現年度予算の20%以内という目標を立てておりますので、28億6,400万円以内を目指して、あと約11億円程度削減をする努力を続けてまいりたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。

前年と同様にした時に、10億円近くの増になっているということですが、今言われたように、努力をして28億6,400万円まで落とすということですので、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【大場委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、



水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 4時 1分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 4時 1分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
— 午後 4時 2分 散会 —  
-----



# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月12日

自 午前10時 0分  
至 午後3時 55分  
於 委員会室 4

農 政 課 長 吉田 弘毅 君  
農山村対策室長 川口 健二 君  
団体検査指導室長 村岡 彰信 君  
農 業 経 営 課 長 宮本 亮 君  
農地利活用推進室長 村里 祐治 君  
農 産 園 芸 課 長 渋谷 隆秀 君  
農産加工流通課長 長門 潤 君  
畜 産 課 長 山形 雅宏 君  
農 村 整 備 課 長 土井 幸寿 君  
諫早湾干拓課長 藤田 昌三 君  
森 林 整 備 室 長 永田 明広 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 大場 博文 君  
副委員長(副会長) 浦川 基継 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 溝口 芙美雄 君  
" 徳永 達也 君  
" 山田 博司 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 山田 朋子 君  
" 麻生 隆 君  
" 近藤 智昭 君  
" 久保田将誠 君  
" 赤木 幸仁 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長 中村 功 君  
農 林 技 術 開 発  
セ ン タ ー 所 長 荒木 誠 君  
農 林 部 次 長 岡本 均 君  
農 林 部 次 長 綾香 直芳 君  
農 林 部 参 事 監  
(農村整備事業・  
諫早湾干拓担当) 山根 伸司 君  
林 政 課 長  
( 参 事 監 ) 内田 陽二 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【大場委員長】 それでは、これより農林部関係の審査を行います。

【大場分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より予算議案説明をお願いいたします。

【中村農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料農林部の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は6億8,568万7,000円の増、歳出予

算は8億2,518万2,000円の増となっており、歳出予算の内容につきましては、2ページ目の中ほどをご覧ください。

まず、台風17号等により被災したハウス、農業共同利用施設、畜産関係施設、治山施設等の復旧に要する経費として、農村地域定住促進対策費5,941万4,000円の増のほか、記載のとおり計上いたしております。

次に、3ページ目をご覧ください。

家畜伝染病「ASF（アフリカ豚コレラ）」の感染を予防するため、野生動物侵入防止用の柵を設置するための支援に要する経費として、家畜伝染病予防対策費2,134万円の増を計上いたしております。

次に、農林部職員の給与費の過不足調整として、6,690万円9,000円の減を計上いたしております。

次に、繰越明許費につきましては、災害復旧にかかる国の交付決定の遅れや計画、設計及び工法の変更による工事の遅延等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、記載のとおり設定するものであります。

4ページ目をお開きください。

債務負担行為については、農業農村整備関連工事・委託費用を積算するシステム等の保守改良業務の委託費用を追加するため、記載のとおり措置するものであります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で2,356万7,000円の増となっており、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】次に、農政課長より補足説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】私の方から、まず、農政課関係の補正予算についてご説明をさせていただきます。

資料は、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料の11月補正予算計上事業一覧の表をご覧ください。

1ページをお開きください。

今回、農政課の補正予算として計上いたしておりますのは、本年8月から9月の大雨及び台風17号による災害復旧事業でありまして、2事業で、表の下にありますが、合計6,585万6,000円となっております。

2ページをご覧ください。

まず、1つ目の事業といたしまして、山村振興対策費についてご説明をいたします。

この事業は、事業概要にございますが、農産物の生産・加工に必要な施設等の災害復旧にかかる経費を支援するものでございまして、予算計上額は、右上になりますが、5,941万4,000円を計上いたしております。

事業といたしましては、表に記載しておりますとおり、長崎市ほか14市町から要望のありました合計138件に対しまして、農業用ハウスなどの施設やトラクターなどの農業用機械の修繕等の復旧を国庫補助事業を活用して支援するものでございまして、補助率については、3の補助率に記載のとおりとなっております。

次に、3ページをご覧ください。

2つ目の農林水産業共同利用施設災害復旧事業費につきましては、農協の所管する農業共同利用施設の災害復旧工事にかかる経費を支援す

るものでございまして、予算といたしましては、右上にあります644万2,000円を計上いたしております。

事業といたしましては、長崎県央農業協同組合が所管する管内8カ所の農業用倉庫やライスセンターなど、被災施設の早期再開・復旧にかかる費用の一部を国庫補助事業を活用して支援するものでございまして、補助率については、3の補助率の欄に記載のとおりとなっております。

なお、この表の一番下、米印に記載しておりますが、長崎県央農業協同組合以外の農協につきましましては、被害が軽微、少額であったことから、当該事業の活用は行わず、共済保険等自己資金で対応予定であるということは確認しております。

予算については、以上でございます。

引き続きまして、資料は別になります。分科会の補足説明資料の繰越事業理由別調書をお手元をお願いいたします。別冊子になっております。

まず、1ページをお開きください。

今回、計上いたしておりますのは、表の一番下になりますが、農林部全体で23件、14億6,957万9,000円の繰越となっております。

繰越理由といたしましては、上段の表の①事業決定の遅れによるものが8件7億1,340万7,000円でございます。これは主に、林地荒廃防止施設災害復旧費及び災害関連緊急治山費において、本年7月から9月までの台風や豪雨により被災した防潮堤や土砂流出による被災箇所の復旧にあたって、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものでございます。

次に、②計画、設計及び工法の変更による遅れによるものが合計で7件3億8,715万円ござ

います。これは主に、予防治山費において本年8月の豪雨により工事予定箇所が崩壊し、測量的見直しにより詳細設計に遅れが生じたこと、工事予定箇所で地すべりが再活動したため、工法の再検討が必要となったこと等により、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものでございます。

次に、③地元との調整に日時を要したものが2件7,245万円でございます。これも予防治山費となりますが、当時予定していた仮設道について地元から変更の要望があり、その見直しに不測の日数を要したこと等により、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものでございます。

次に、⑤のその他、6件2億9,657万2,000円でございます。これは主に、県営の育成林整備林道事業におきまして、7月の台風や豪雨により工事予定箇所が続く林道が被災し、工事車両が通行できなくなったこと等により、年度内に適正な工期が確保できないため繰越を行うものでございます。

なお、2ページから4ページに事業別内訳として、繰越箇所、事業内容等をまとめて記載しております。

今後は、残る事業の早期完成に向けて最大限努力してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場分科会長】 次に、畜産課長より補足説明をお願いいたします。

【山形畜産課長】 私の方から、補正予算につきまして補足説明させていただきます。

資料は、先ほど農政課長の方からありました令和元年度11月補正予算計上事業一覧の4ペー

ジをご覧ください。

今回、畜産課の補正予算として計上いたしておりますのは、台風17号による災害復旧及びASF（アフリカ豚コレラ）の侵入防止対策の2件、下のほうに書いておりますが、合計で3,206万1,000円となっております。

5ページをお開きください。

まず1つ目が、畜産経営緊急支援対策事業費でございます。これにつきましては、台風17号により被災した畜産関係施設の復旧にかかる費用を支援するものであり、予算額につきましては、右上に書いております1,072万1,000円を計上いたしております。

当事業は、島原市ほか2市町から要望がありました3件の畜産関係施設の復旧を国庫事業により支援するものであります。補助率は記載のとおりとなっております。

次に、6ページをご覧ください。

2つ目の自衛防疫推進費につきましては、近隣アジア諸国において発生しておりますASFの感染を予防するため、飼養衛生管理基準の改正で、令和2年4月から義務づけされますイノシシ等の野生動物侵入防止用柵を設置する養豚農家を支援するもので、国のASF侵入防止緊急支援事業に加えて、県においても追加で支援するものでございます。その支援に要する経費として、右肩に金額を書いておりますが、2,134万円を計上いたしております。

事業内容及び補助率については、記載のとおりとなっております。

この事業を活用しまして、本年度中にすべての養豚農家での柵整備を進め、防疫体制に万全を図ってまいりたいと考えております。

畜産課関係分は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上

げます。

【大場分科会長】次に、森林整備室長より補足説明をお願いいたします。

【永田森林整備室長】私の方から、同資料の7ページ、8ページにおいて、今回、森林整備室分の補正予算に計上している事業のご説明をいたします。

今回、補正予算でお願いしていますものについては、すべて本年発生した災害復旧にかかる事業となっております。

9ページをご覧ください。

災害関連緊急治山費でございます。集中豪雨等により被災した荒廃山地の復旧を行うものでございます。

写真は、平戸市大川原町迎地区でございます。本年8月27日の集中豪雨により荒廃した溪流から流出した土砂等により、県道獅子津吉線及び人家が被災し、発生源となった溪流には依然として不安定な土砂が堆積しているため、国の補助事業を活用し、県営により谷止め工の設置により対策を実施するものでございます。

左側が荒廃溪流、あと、県道が被災している状況で、右の写真が復旧のイメージ写真となっております。

災害関連緊急治山費におきましては、このほかにも1カ所、合計で2カ所、1億5,336万3,000円を計上しております。

次に、10ページをご覧ください。林地崩壊防止費でございます。これも集中豪雨等により発生した林地崩壊のうち、市町が防災施設を設置することに対し補助を行うものでございます。

写真は、佐世保市鹿町町下歌ヶ浦地区でございます。本年8月27日の集中豪雨により地すべり性の山腹崩壊が発生し、直下の人家3戸が被災しました。被災斜面には不安定な土塊が残っ

ており、今後の降雨等により再活動のおそれがあるため、国の補助事業を活用し、市が施工主体となり、法枠工等の設置により対策を実施するものでございます。

左側の写真が被災した状況、右が復旧のイメージとなっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

平成31年災害復旧費（林業施設災害復旧費）でございます。集中豪雨等により被災した林道施設を従前の機能に回復させるため、復旧工事を行うものでございます。

写真は、対馬市豊玉町大綱卯麦線でございます。本年8月27日の集中豪雨により法面崩壊が発生したため、国の補助事業を活用し、市が施工主体となり、林道施設の復旧事業を行うものでございます。

写真の左側が被災の状況、右側が復旧のイメージとなっております。

このほかにも、今回補正予算により佐世保市で1路線1カ所、平戸市で1路線1カ所、対馬市で2路線3カ所、五島市で3路線3カ所、新上五島町で2路線2カ所、合計10路線11カ所の被災した林道施設を復旧するため、1億6,192万円を計上しております。

12ページをご覧ください。

平成31年災害復旧費（林地荒廃防止施設災害復旧費）でございます。これは、被災した治山施設を従前の機能に回復させるため復旧工事を行うものでございます。

写真は、五島市玉之浦町大宝地区でございます。本年9月22日の台風17号により治山施設である防潮堤等が被災したため、国庫補助事業により施設を復旧するものでございます。この対策に3億7,812万円を計上しております。

以上、森林整備室分としまして、合計で7億

9,417万4,000円を補正予算に計上させていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【大場分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第119号議案について質問いたします。

第119号議案の横長資料の7ページ、歳出の部分の職員給与費の補正額1,255万円なのですが、予算の過不足の調整ということで理解をいたしますけど、これは職員の数としては何人ぐらい対象になるのかというのは、わかりますか。

【大場分科会長】しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時23分 休憩 —

-----  
— 午前10時24分 再開 —  
-----

【大場分科会長】分科会を再開いたします。

【堀江委員】今、歳出のところでお尋ねしたんですが、歳入のところ、横長資料の3ページに209万円の補正額が減になっていますね。これは農林技術開発センターの試験研究に係る受託事業の収入が減ったということです。これはどういふことですか。

【吉田農政課長】受託事業を応募して、事業自体がとれなかった場合とか、事業費が変更になった場合に、もともと受託研究事業の中に人件費を充当できる割合が決まっていますので、それによって、今回その分が少なくなったということで、受託収入分として減、人件費に充てられる分の収入を減しているものということでございます。

【堀江委員】具体的にどういう事業がとれなかったんですか。



要は、私が疑問に思うのは、歳出で1,255万円の補正でしょう。増えたんですね、職員のプラスマイナスの給与の改定。その際に、例えば、本来であれば予定をしていた職員が雇用できなかったとか、あるいは逆に、予定していた職員が異動したとかということの過不足ですよ、通常であります。今回、その中に、いわゆる試験研究に係る受託事業の収入の減がこれとかかわってくるわけでしょう。そういうときに、今言われたのは事業費がとれない。それは、受ける事業費の中に人件費も入っているからだ。では、具体的にどの事業がとれなかったということなのか、そこがよくわからない。

つまり、部長説明の中にあります職員給与費に係る受託事業収入の減に伴って諸収入が減になる。この受託事業の減と職員の給与のプラス・マイナスがどうかかわるのかというのが私は理解できないので説明してほしいという意味で歳出と歳入ごとに言っているの、わかるように説明してもらっていいですか。

【吉田農政課長】 もともと事業費で3割程度が人件費に充当できるということで、今回、事業がとれなかったことによって、要は、職員はいますので、ほかの事業もやる前提で、その研究だけをやっているわけではないので、その研究事業がとれないことによって国費がこない、それはマイナスになります。その分は一般財源で補填して、職員数をそこで変えるということではなくて、その振替を今回させていただくということです。数が変わるとかそういうことではなくて、財源が国庫から一般財源に振り替わるという調整になります。

【堀江委員】 具体的に、農政課はいろんな事業があるでしょう、研究課題なり、いろんな事業。例えば、こういう事業がとれませんでしたとい

うことになるのか、それとも、たくさんある事業の中のその事業もそれぞれとれなかったということになるのか、そういうことでしょうか。具体的にわからないので教えてほしいと、200万円、なんで減になったのか。

国庫からきませんでした、とれませんでした、じゃ、具体的に何とかの研究というのがとれませんでした、それで減になったということなのか、そこがこの1行だけではわからない。ごめんなさい、ほかの委員さんはわかっているかと思うんですけども、私は理解できないので教えてほしいということです。

【荒木農林技術開発センター所長】 毎年、競争的資金であるとか、あるいは国のほうから植物防疫関係、農薬であるとか肥料であるとか、そういう受託事業がございます。その中で、当然その応募をして、それが採択されて、それを使うという形でございますけれども、当然そこに人件費をある程度充てるという形にしております。これは競争的資金ということでございますので、採択される場合もあれば、採択されない場合もあるというようなことで、採択されない場合については、当然国費からのお金がきませんので、それについては県費のほうで充当するというような形になるということでございます。

【堀江委員】 そうしますと、一つの研究事業がとれなかったということではなくて、研究課題がたくさんありますよね。そのたくさんある研究課題がとれなかったということ、額が減ったということではなくて、とれなかった。要するに、一つ、二つではなくて、とれなかったので国庫からの200万円が減ったということなんですか。

【荒木農林技術開発センター所長】 言われたとおり、予定していた事業が、件数がとれなかつ

たということでございます。件数がとれなければ、当然お金は落ちてきますので、そういう形で落ちております。

今年度の場合は、国の競争的資金が非常に厳しいということもありまして、なおかつ、スマート農業実証事業等々が全国で入って、そちらの方にシフトしたという形で、かなり競争的資金の方が厳しくなっているというような状況でございます。

【堀江委員】 そうしますと、最初に私が質問しました7ページ、歳出のところの1,255万円は、いわば、これは最終的には補正ですからプラスですよね。ということは、職員の数としては延べ何人に該当するような内容なんですか。そうしますと、お一人の人とかではないですよね。というふうな理解でいいんですか。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時26分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時26分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 分科会を再開いたします。

【吉田農政課長】 今回、補正予算で計上している過不足の調整分の人数は、農林部の全体で360名分について過不足を調整したものでございます。

【堀江委員】 理解いたしました。要は、受託事業の中に入っている人件費というのは、いわば、ほんと1人分とかでは当然ないわけですから、そういう意味では、たくさんの受託ができなければその分減るし、かといって、それも含めた上で、最終的にプラス・マイナスということの職員の給与の過不足分の調整ということで理解いたしました。

次に、部長説明の4ページ、債務負担行為が書かれていますね。708万円、委託費用を追加

ということですが、債務負担なので、これは来年度だけの話なのか、5年間の話なのか。

2行はいろいろ書いているんですけども、農林行政機器等保守業務、それから保守改良業務、言葉は使いようですが、コピー機のリースの期間を3年間延ばしましたということではないと思うので、もう少し具体的に、例えば機器としてこういうものなりというふうにするのか、それとも、いやいや、全部合わせた、ここのこういうものなのか、それを期間的に延ばすということにするのか、単価が上がるというふうにするのか。ごめんなさい、この2行だけでは、700万円の意味が私はわからないので、説明してください。

【土井農村整備課長】 債務負担行為の増額分につきましては、農業農村整備事業の工事及び委託の費用を積算するシステムのソフトウェアのメンテナンスと、図面を作成するCADシステムのソフトウェアのメンテナンス費用で、来年度の4月1日から1年間の分でございます。

通常、2月議会で計上させていただいているんですが、今年度はいろいろな事情がございまして、価格が決定せずに遅れました。そのために、11月議会での計上となっております。

【堀江委員】 本来ならば2月議会で計上するという意味は、遅れたということで、本来なら前年度の2月議会で計上しなければいけないのが遅れたという意味ですか。

【土井農村整備課長】 通常であれば前年度の2月議会で計上しておくべきでございましたが、システムの管理方法の変更等がございまして、委託業者と価格の決定に関して協議をしておりまして。そのため少し遅れまして、今年度の11月議会での計上となりました。

【堀江委員】 それというのは、今年始まったこ

とではないんですよね。つまり、これまでもずっと続けてきて、本来であれば前年度の2月議会で計上して、今年度の分はもうできていた部分で、新年度になっても続けていたものが、この間は、じゃ、どうしたんですか。本来は前年度の2月議会で計上しなければいけなかったことが、今の話だと、この間が空いたことになりませんか。

【土井農村整備課長】今回計上している債務負担行為の分につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで契約をする分を今年度に契約するために債務負担行為で計上しているものでございまして、今年度の分につきましては、昨年、もう1年前の2月議会で計上して契約をしておりますので、積算とか図面の作成は滞りなくできております。

【堀江委員】わかりました。逆に言えば、本来であつたら前年度の2月議会で計上すべきものが、今回の11月議会になったんだけど、以前のことを踏まえたら、それは2月議会で計上しなくても、つまり、11月議会で計上しても影響はないということで理解をいたしました。

もう一つ、今、説明がありました繰越、繰越理由がいろいろ述べられましたが、昨日の水産部では、繰越目標というのが、当初予算の20%以内ということが言われたんですが、農林部では、この繰越事由をいろいろ述べられましたけれども、もちろん、この額についてはできるだけ繰り越さない方向でという理解をしておりますけれども、そういう当初予算の何%というのがあるんですか。

【永田森林整備室長】森林整備室分、林野庁所管の分でございますけれども、当初予算については、基本的には繰越をしないということで、何%までいいということは決めておりません。

補正予算につきましては、当然繰越というのはあり得ますけれども、当初予算については、基本的に繰越を出さないという方針で進めさせていただいております。

【岡本農林部次長】繰越につきましては、昨年度、この委員会でご指導いただきまして、各課でそれぞれ対応していたんですけども、部で対応せよということで、今は部全体で対応するようにしています。

当初予算につきましては、農村整備事業で9月末で85%、森林整備事業で9月末で80%の発注率を目指して頑張る。繰越分については、年度内執行するという目標で頑張っています。昨年度の委員会のご指導で、今頑張っているところでございます。

【堀江委員】理解いたしました。ありがとうございました。

最後に、もう一つだけありました。第119号議案の横長資料の12ページのASF（アフリカ豚コレラ）の対応ですが、今説明がありました説明資料の中の6ページになるんですけど、ワイヤーメッシュを設置するということなんですが、まず、このことによって養豚農家の各自の負担というのはどうなるんですか、教えてください。

【山形畜産課長】事業スキームになりますけれども、まず国の事業がございまして、それが2分の1になります。それに県が4分の1、生産者負担が4分の1ということになりますけれども、市町においても同様に、今この上乗せ等も検討されておまして、そういう市町の補助が受けられる場合は、さらに生産者の負担が少なくなるというスキームになっております。

【堀江委員】今の段階では4分の1負担をしなければいけないということなんですね。それを

了解の上で、今回61戸が実施をするということですかね。

そして、これは86戸が対象になっているんですけど、61戸以外の皆さんは自己資金で対応するということになるんですか。その理解でいいんですか。

【山形畜産課長】 6ページの資料の2の（3）のところに実施予定戸数61戸、その下の括弧書きに全対象農家が86戸ありまして、この内訳を申しますと、設置済み12戸、自己資金で対応される方が9戸、それから年度内に廃業を予定されている方が4戸ございまして、その分を引いた残りがこの事業に取り組むということになっております。

【堀江委員】 それで、問題は、このワイヤーメッシュでイノシシを防げるのかということなんですけど、成果があったことの結果を受けてこういう設置になるのか、それとも、やってみないとわからないというふうになるのか、こころ辺はどうなんですか。

【山形畜産課長】 今回、ワイヤーメッシュにつきましては、通常イノシシの侵入防止対策で取組みされていて、それによって一定成果が起きているというふうに理解をしております。頑丈な、下までコンクリートで固めてしまうような、じゃ、どこまですればいいのかということころはあるんですけども、当然これまで鳥獣防止対策事業等でイノシシ対策で取組みしておりますので、その指針であるとか、実際の整備基準をきちんと説明して、同じように整備をしてくださいと。

それから、当然柵の点検というのがありますので、それは飼養衛生管理基準を守っていくということですから、柵をつくっただけではなくて、その柵を適正に管理していくというところ

も含めて指導していく形になります。

【堀江委員】 答弁としてはそういうことになるんでしょうけど、設置しただけでは、これはだめですよ。その後の維持管理は、すべて養豚農家の負担ということになるんですか。

要するに、設置しただけではだめですよ。その後、例えば、こういう例えはおかしいんでしょうけど、当たってちょっと曲がったとか、そういうふうなことだってあり得るわけで、そういうことを常にある意味点検し、整備をしていかなければいけないんですけど、そうなった時はどうするんですか。ほかと連動してのものがあるんですか。各自、今回設置しましたと、それはこの予算でやりますということだけなんですか。

【山形畜産課長】 当然養豚農家は、飼養衛生管理基準というのが定められて、それを守っていくという義務がございます。要は、自衛でしっかり防疫をしていくという原則がありますので、その柵の補修等については、整備された養豚農場のほうでしっかりやっていただくと。それについて家畜保健衛生所等が定期的に巡回をして、その指導についてもしていくということにしております。

【堀江委員】 農山村対策室長にお尋ねします。さきの議会でも、私はこの問題を取り上げましたね。今回は豚コレラということで、こういうワイヤーメッシュを設置しましょう、それでイノシシ等に対応しましょうということなんですが、豚コレラに限らず、これまで随分室長のところではされてきたと思うんですが、連動してというのはないんですか。確かに、設置は今回豚コレラということで、この予算を使いますと。しかし、その後の維持管理を含めて、室長のところでの予算で適用されるとか、そういうのは

今のところ考えられていないんですか。要は、農林部としての連携はないのかというのは、どうですか。

【川口農山村対策室長】 まず、農林部内の連携につきましては、このワイヤーメッシュの設置方法等については畜産課と十分打ち合わせを行っております。

もう一点、捕獲等の守るという対策もワイヤーメッシュでやって、周辺地域の捕獲等については、畜産課と連携して猟友会に参りまして、万が一発生した場合の対策のやり方とか、国からマニュアルが既にもう出ておりますので、そのマニュアルを活用した形で猟友会に畜産課と働きかけを行って、猟友会長の了解もいただいて、万が一発生した場合等については、県と協力して対策に参加するという言葉をいただいているところでございます。

維持管理につきましては、従来の農地と同じでございますので、所有者である、農地もしくは、この場合豚舎になると思うんですが、その管理者である耕作者もしくは飼養者が適正に管理していただけるというふうに考えております。

また、なおかつ、このワイヤーメッシュにつきましては、14年間耐用年数がありますし、強度も非常に高いものを現在は使っておりますので、一定期間、こういった豚コレラの防止にかかるイノシシの侵入防止に寄与すると考えております。

【堀江委員】 終わります。

【山田(博)委員】 今、堀江委員が豚コレラの話をされましたね。畜産課はもともと、小さいミツバチから大きい牛までやっているわけです。これが、大体守備範囲なんですね。

川口室長、あなたのところは、イノシシ、シカ、リス、こういったものの対策で、課として、

あなたの右に出る人は誰もいないと思うんですよ。それを今、畜産課がたまたま豚コレラで豚の対策ということでやっておりますけれども、そういった質問をしている時に、川口室長、真っ先に「はい」と挙げて、畜産課とこうやっていますということをするれば、この農林部が光るんです。今後は、川口室長、あなたのそういった積極的な答弁を期待して、あなたへの質問は、一旦ここで終わりたいと思います。

続きまして、農林技術開発センター所長にお尋ねしますけれども、国の試験研究における事業収入で、これは国の受託で職員の給与のあり方ががらっと変わってくると言っておりますけれども、受託収入はセンターの職員の人件費の何割を占めているのか、お答えできますか。

【荒木農林技術開発センター所長】 具体的に、全体的な研究費の中で申しますと、受託あるいは競争的資金で受けている割合が大体3割です。ただし、今年の場合、若干落ちております。大体22%ぐらいに落ちておりますので、その分ほかのもので、先ほど言いましたような県費の方で補填するという形になります。

【山田(博)委員】 今のお話をお聞きしたら、センターの受託事業収入で、今までは30%で、スマート農業とか何かの国の変換で、そういったものがだんだん減って22%になっていると。

そうすると、この状態がどんどんいけば、センターのあり方というのをこれからしっかりと検討していかないといけない。今まで国からの受託だったけれども、これから民間とかいろんなところからもしながら事業収入を得るような方向性も考えないといけない時期にきているか、きていないのかというのを、今のお話を聞いたら、30%ずっとしていたんでしょう。これが22%、要するに8%減ったら、県費から持ってこない

といけないと。こうなると、この農林部というのは、水産部と一緒に、産業労働部もそうですけれども、長崎県の県民所得の向上に大きな貢献をしているわけです。その中で、畜産課は新たな財源ということで、牛の精液を県外に出す時の増額をしたかどうかという話をしまして、今、それに取り組んでいるんですね。

これから、この農林技術開発センターも、そういうことをどんどんやっていかないと、国からのを待っていたら、国からの事業に頼っていたら大変なことになってきますから、その岐路にきているのではないかと私は思うわけでございます。

農林技術開発センター所長、ご存じのとおり、所長というのは、かつては副知事に並ぶすごいポストだったんです。それだけ重要なポストだったんです。今でもそうだと思うんですよ、私はね。今、部長にはなっておりませんが、部長級の重みがあるわけですから、所長、これからの明るい長崎県の農林の発展のために、見解を聞かせていただきたいと思います。

【荒木農林技術開発センター所長】 委員ご指摘のとおり、研究費が競争的資金ということでございますので、10本応募して何本とれるかによって、その年の研究費が大きく振れるという現状がございます。

昨年の場合が、スマート農業実証事業という国の事業に大きく変換がありまして、そこについても、県の場合は3件手を挙げて1件とれました。これは33%でございますけれども、全国的に言いますと、25%程度になっていたと思いますけれども、そういう中でございます。そういう意味では、国の競争的資金の獲得率はまだまだ、長崎県は割と高いほうであるというような認識はいたしております。

ただ、先ほど言いましたように、国の事業も非常に厳しくなってくる中で、それでは、例えば民間企業と県と委託事業を組むという形で、民間のほうからお願いして、私たちのほうが公的に、これは非常に長崎県全般に資する技術であるというようなことがあれば受託を受けるといったようなことでございます。

これについては、既にそういう予算が実はありまして、年間5件から4件ぐらいの民間からの受託資金を受けるといったような形はございます。それを、今後予算化の中でさらに拡大をするであるとか、あるいは、その他いろんな資金を調達しながら、研究とあわせてするような事業も、今、例えばクラウドファンディング等もありますので、そういうものもできないかというような研究、検討は今後もずっと、研究費がないとどうしようもありませんので、進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【山田(博)委員】 荒木所長、あなたがそこに座っているでしょう。かつてはその課長に座っていたけれども、所長に座ったら、貫禄と威厳が出てきましたね。前と全然違うなと思って、今の話を聞いて、このセンターのあり方というのは荒木所長は考えていたわけですね。大変失礼いたしました。

では、その予算化として、大体年間予算をどれぐらいして、これからそれをどういうふう目標を持って、今回、200万円の減になっていますけれども、今後こういったことがないように補っていくかというのを聞かせていただきたいと思います。お待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。

こういったことは、職員の皆さん方の士気も低下すると思うんですね。この研究が源になっ

て、ノーベル化学賞がありますけれども、第二の、ひょっとしたら、長崎県の職員から生まれるかもしれませんからね。それぐらいの勢いを持ってやっていただきたいと思って、私は質問しているわけでごさいます、もう一度見解を聞かせていただけますか。

【荒木農林技術開発センター所長】ありがとうございます。今、いろんな企業等々からの受託事業につきましては、年間200万円程度が予算化されております。これを幾らという数字は、当然予算でございまして言い切れませんが、できるだけ拡充できればいいなというようなこともございます。

ただ、そうは言いつつ、国の研究資金に応募するということは、お金の面の有利性だけではなくて、国の研究機関の方、あるいは大学の方、あるいは他県と一緒に共同研究ができます。そういうことによって、長崎県だけでする研究ではなくて、非常に幅が広く、あるいは普及性が高い研究ができるというようなこともございますので、そういうことも含めて、国の研究資金を獲得する方法をさらに探る必要があるというようなことで、既に「農林業セミナー」という名称でございしますが、センターの中で、県内外の企業の方、あるいは国の研究機関の方を呼びまして、一緒に勉強会をします。そういう中で人的な交流をしながら、そのことによって共同研究を引き寄せるというようなことができないとか、あるいはアグリプラットフォームということで、県内外の企業の方、あるいは私たち研究機関、国の研究機関が一つの県独自のプラットフォームをつくりまして、その中でマッチングをするというようなことで、つい最近もフォーラムがありましたけれども、非常に多くの企業の方の参加もございまして、今後期

待できるのではないかと考えております。

そういうことも含めまして、研究費をしっかりと獲得していくように考えていきたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひこれから前向きにいろんな取組をして、長崎県の農林技術開発センターの発展に取り組んでいただきたいと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思っております。

続きまして、この補足説明資料の計上事業費一覧の資料の中でお尋ねしたいことがあります。

この7ページですが、本年の8月から9月の大雨により発生した林地崩壊のうち、市町が防災施設を新設する事業に対する補助を行うという事業を行っておりますね。

具体的に質問する前に、森林整備室長にお尋ねしますが、今までは、こういった災害があった場合には、県が事業主体でやっていた事業が多かったわけですが、市町が行う事業もだんだん増えてきたと私は認識しているわけですが、それで間違いないかどうか。

要するに、今までは県事業でどんどんカバーできた災害が、今は市町でもしっかりとカバーしてもらわないといけない災害が発生してきたと私は思うわけですが、そういうことで間違いないかどうか、ちょっと見解を聞かせていただきたいと思っております。

【永田森林整備室長】近年の災害をみますと、大規模化していますけれども、一方で、県事業の採択にのらない事業も当然発生しております。そういった中で、7ページにあります林地崩壊防止事業というのは、国の補助事業を活用して、市町が事業主体となって実施するという事業でございまして。増えているかどうかというのは、なかなか各地、毎年災害の発生形態が違います

ので、一様に増えている、減っているとは言えませんが、災害対応に関する市町の役割は今後も増えてくだろうと考えております。

【山田(博)委員】 それで、実は、この補助治山事業というのは市町でやっている部分なんです。確認しましたら、市町が防災施設を新設する事業ができるように条例を制定しているところとしていないところが、実は長崎県内にあるというのがわかりまして、わかりましたというか、以前も私はこれを指摘していたんですね。長崎県がこういった場合にあった時には、長崎県はカバーできるけれども、カバーできないところもある、そういう時は市町でしっかりやってくださいよと。しかし、条例を制定していないからできないところもあるというのがわかりまして、きちんと条例を制定してくださいよということを担当課のほうから働きかけをしてくださいという話を以前していたわけですが、その後の経過も含めて説明していただきたいと思うんですが、これはなかなかわかりにくいので、資料を、この補助治山事業についての各市町の負担の状況とか条例の制定のあり方等をまとめた資料を私は事前に要求して、いただいておりますので、ぜひ各委員の皆さん方も、ご理解いただくためにも見ていただきたいと思いますので、そういった点では、委員長、すみませんけれども、担当課のほうに資料請求して、各委員の皆さん方に配付していただければと思いますので、よろしくお願いします。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前10時55分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前10時56分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 分科会を再開いたします。

【田中委員】 数字中心にお聞きしたいと思いま

す。

第123号議案は完全に給与改定のみなんです。第119号議案は、災害と一般の通常の事業と込みになっているものだから、予算と一緒にになっているものだから、この数字だけ見ても、複雑だなと思って見ているんだけど、災害事業と災害復旧事業と、それから、一種の補正、一般、今までやっていた補正を組み合わせたような数字になっていますね。

その中でちょっと聞きたいと思いますが、第119号議案の資料、歳入の部分で、補正額は6億8,568万7,000円なんだけれども、補正額の歳入内訳になると、ちょっと奇妙な現象が出てきているのは、災害と一般の事業の補正と組み合わさって数字が入っているからだろうけれども、補正額よりも国庫支出金が多くなったりしていますね。685から687になっているわけだから、奇妙な現象なんです。普通だと、補正額はこれだけです、国からそれ以上のものをもらっていますよという話になるので、その関係で言うと、諸収入の209万6,000円が減額になっている。だから、一般の補正と災害とを一緒に数字を入れ込んでいるものだから、中身はちょっと違う色で分析しなければ、分けなければいかんのだろうけれども、これはどういうことなのかをちょっとだけ聞きたい。

今度は、歳出の部分で、これも一般財源が3,780万円も減らされているから、普通はこういうことはあり得ないんだけど、補正があって国庫支出があって県債があって、一般財源も、普通ならプラスにならなければいかん。ところが、マイナスになっているものだから、いろいろ複雑な数字が中に入っているんだなという感じがするんですよね。普通、事業はそうでしょう。補正額があれば国庫支出金があって、その財源



としては、諸収入があって県債があって一般財源、わかるけれどもね。だから、中身が本当に複雑な内容をよく、皆さん方はやっぱり専門なんです。ずっと合わせてくるんですね、積み上げ方式でやるんだらうけれども。

その2点について、大まかな感じでいいですから、ちょっとこういうことなんですよという話をしてください。

【大場分科会長】 1ページ、2ページの大枠の内訳の詳細を、少し詳しく説明していただければ。

【田中委員】 積み上げてこうなったんだらうけどね。

【大場分科会長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午前11時 0分 休憩 —  
-----

-----  
— 午前11時 2分 再開 —  
-----

【大場分科会長】 分科会を再開いたします。

【土井農村整備課長】 歳出について、農村整備課では、5,138万3,000円、一般財源を減額しておりますが、これにつきましては、まず、人件費2名分を削減しており、1名の中途退職と1名の臨時的任用職員が減った分を計上しまして、その分が1,800万円ほどあります。

それと、3,300万円については、農地総務費のほうから事業にかかる事務費のほうに人件費を振り替えております。事業費の事務費の中で人件費を計上したということで、事業費のほうに変動はございませんが、農地総務費のほうに5,100万円減少しているということでございます。

【田中委員】 農地利活用推進室の2,000万円は。

【村里農地利活用推進室長】 農業経営課と農地利活用推進室の2,092万4,000円でございますけれども、これにつきましても、既定予算の過

不足の調整ということで、職員給与費が今年度の体制になりまして、昨年の当初予算で計上していたのと過不足で調整をしている額になります。人が変わったり、減ったり増えたりということではございません。

【田中委員】 入りのほうの諸収入の関係は何だったんですか、諸収入で減額になっているのは。補正額より国庫支出金が多い形になっているから、5,800万円が国庫支出金は6,074万円入ってきているわけでしょう。諸収入の関係がどういう変わり方をしているのか、入りのほうは。

それから、出のほうは、私の質問の仕方が悪いのかな、普通は補正額があって、その財源の内訳は国庫支出金とか県債とか一般財源でやるから、この農政課の1,692万3,000円の一般財源が出ているなという形がわかるんだけど、マイナスが2,000万円とか5,100万円とかになっているものだから、その中身がどうなんだろうかと。

これは、一般的な11月補正、プラス災害を入れ込んだ、中身は、2つを一緒にしているからわかりづらいので、災害なら災害だけ内訳をぴしっと出すともっとわかりやすいんだらうけど、一般の事業と災害の事業、補助率から何かいろいろ違うでしょう。だから、この県債の内容にしたって全然違ってくるんだよね。今はもう交付金事業が多くなったから、あんまり関係ないけれども、補助金事業の場合は、県債に必ず反映する。だから、そこら辺の内容は、内訳はどうなんだろうかと。要は、内部では、こんがらがるほどの数字があっち行ったり、こっち行ったりすると思うんです。よく頑張って数字を出しているなという感じなんです。それがお役所仕事なんだろうけど。

その5,000万円と2,000万円の内容は、大体そ

うということですね、減額の一般財源はね。一般財源がマイナスになれば、いいことなんですよ、ほかのものに使えるんだから。国から余計にもらったほうがいいんだ、国庫補助金にしても。

それから、改めて聞きたいと思うけれども、今、補助金の形が出てきているけれども、災害復旧工事は、ここ10年なら10年に限って言うと、国との関係の補助率みたいなものはあまり変わらないのかね。それから、査定の方法とか。やっぱり国が現場を見て査定しなければ予算を組めないわけだろうから、いろいろ国との折衝が昔からあるんだよね。災害に認めてくれるか、認めてくれないか、どこまで認めてくれるかという感じがね。それは、ここ10年来、あまり進展していない。どうなんですか、補助率とか、採択の要件とか、そこら辺をこの際聞かせてください。

【永田森林整備室長】 今、委員からご質問いただいたとおり、ここ10年ほどは補助率、査定の方法等はさほど変わっておりません。

林道の査定等については、少額のものについては机上査定でいいというものもございしますが、基本的な考え方、補助率であったり、査定の考え方というのはさほど変わっておりません。

また、今回計上させていただいています防潮堤の被災のような治山施設については、現地で査定するのが大原則でございます。

林地崩壊防止事業、災害関連緊急治山事業につきましては、採択基準と鑑み、書類で林野庁とやりとりをしながら採択をしていただいているという状況でございます。

【田中委員】 部長、認識をちょっとしてもらいたいと思うのは、日本は広いですもんね、北海道から九州まで。災害が本当に多くなった、局

地的な災害が。だから、災害に関して言うならば、国ができれば100%出してもらえるような方向づけをしないと、小さな県で局地災害があると、激甚災害とか、いろいろ指定の要件もあるけれども、あれも厳しい形でやるから、地方財政にぼんと負担がくるケースが多いと思う、緊急的なものでね。

一般の事業の財源は、これは国と県で、大体北海道、九州、あまり変わらないような形でやっても仕方ないと思うけれども、災害に関しては、やっぱり新たな考え方を導入してもらわないと、災害がきた県は大変ですよ。

お隣の佐賀県なんかも、この前は大変だったけど、長崎県は最近はまだ大きな被害がないので、あんまり言うと、またいろいろ言われるかもわからないけれども、これ幸い的なところもあるけれどもね。

だから、よその県の被害等々を考えれば、千葉県なんかも大変だったろうと思うし、国に対する要望が、一般の事業の要望と災害の時の関係は一線を画して、国にもっと、私は100%ぐらい出すべきだと思っています。

人件費の関係は事業の中に入っている、入っていないという問題も若干あるけれども、人件費を導入しない査定の仕方、そこら辺は考えてほしいなと要望しておきたいと思います。

それから、繰越も、一般事業の繰越と災害の繰越とあるはずなんだよね。災害は、今ほとんど査定したばかりだから、繰越は当たり前だけれども、一般事業の繰越とうまく入り込んでいるものだから、説明は、災害の繰越みたいな説明になっているけれども、それはもうそのまま、私も追求するつもりはないので、終わりたいと思います。

【大場分科会長】 先ほどの資料が提出されまし

た。質問はありませんか。

【山田(博)委員】 森林整備室長、私は、この補助治山事業負担区分表にあるように、条例が制定されていないところが、驚いたことに、長崎市、諫早市、大村市、長与町、東彼杵町、新上五島町とありますね。条例が制定されていなくても、自然災害防止事業、つまり、今回、県の補正予算でも計上されている市町が防災施設を新設する事業に対して実施できるようになっているというところは、実際どこどこになっているんですか。

結論から言うと、条例は制定されてなくても、ちゃんと自然災害防止事業はできますよと。しかし、全く対応できないところは市町ではどういったところなのかというのを、森林整備室のほうからきちんと報告していただくようお願いしたいと思います。

【永田森林整備室長】 先ほどお配りした表にありますとおり、山田(博)委員が言われました6市町については条例が制定されていないということでございますけれども、長与町、東彼杵町におきましては、事業の実施は可能だというふうにお聞きしております。

それと、昨年度も委員からご指摘がございまして、この6市町に出向いて条例の制定についてと事業の内容等をご説明したところでございます。そういった中で、新上五島町が令和2年度の制定に向けて今動いていただいているという状況でございます。

残りの長崎市、諫早市、大村市ですが、諫早市におきましては、人家裏の崩壊地については、市の単独事業がございまして、県の補助事業の内容がほぼカバーされているため、そちらで対応するというふうにお聞きしております。

長崎市におきましては、今後、他の市町や他

の補助制度等を見極めながら、事業の可否について判断していきたいという回答をいただいております。

大村市におきましては、近年、補助費に該当するような災害が大村市で発生していないということでございますので、今後は、災害が発生した場合、災害復旧の対応についてどのような対処をするかということについて、市のほうでしっかり判断をしていきたいというふうなご回答をいただいております。

結論としましては、長崎市、大村市が今後検討ということになっております。

【山田(博)委員】 これは、私ははっきり申し上げますと、災害はいつくるかわからないと。今まではきていないから、今から考えますとか、新上五島町は、今回、当委員会で私から指摘されて、森林整備室のほうから出向いていただいて、新上五島町は令和2年度からそれをやっていただくことになったと。これは大変喜ばしいことなんですが、引き続き長崎市と大村市には、いつ災害が起きるかわからないわけだから、ぜひしっかりと取り組んでいただくように頑張っていたいただきたいと思います。

森林整備室長、どうですか。もう一度行っていただけますか。一度行ったから、もう二度は行きたくないというわけではないでしょう。すみませんけど、もう一度行っていただけませんか。どうですか。見解を聞かせていただけませんか。

【永田森林整備室長】 委員ご指摘のとおり、近年頻発する異常気象から鑑みますと、速やかな対応というのが望まれます。そういった中で、負担金条例を制定していないために事業の実施ができない長崎市、大村市については、引き続き事業の浸透を図り、事業の実施が図れるよう

しっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 実際、災害があった時に、長崎県の市町の中で、例えば、今あったと仮定したら、長崎市と大村市と新上五島町ではできないということなるんですね。新上五島町は令和2年度ですから、そういうことでいいんですね。ちょっと確認ですけど、大事なところですので、もう一度それを聞かせていただけますか。

【永田森林整備室長】 現状ではそういうことになっております。令和2年度に向けて新上五島町は実施できるように整備をしていただいているところでございます。

【山田(博)委員】 そういうことで、農林部長、これは大切なところですので、昨年行って、新上五島町は県当局の意見を聞いて前向きに取り組んでいただいているわけですが、残念なことに、長崎市と大村市がいまだにそれを聞き入れてくれないというのはいかがなものか。やはり住民の生活を守る行政は率先しないといけない状態にある中で、これはいかがなものかと思えます。

永田室長、あなたは一生懸命やっているというのはひしひしと伝わってきますよ。これからも頑張っていただきたいと思うんですが、部長のほうでも、何らかの機会に、この両市に、条例を制定したほうが本来は確実に実施できるわけですから、条例のない市もありますので、そこを踏まえた上で取り組んでいただくように、部長のほうからも働きかけてもらいたいと思うんですが、部長の見解を含めて、これに対する決意を聞かせていただきたいと思います。

【中村農林部長】 災害復旧という言葉だけでできる話ではないと思っております。

この事業の採択要件を見ますと、当然人家と

か農地に直接被害を与えた場合とかが対象になるということなんですけど、さらに、その下流域にある鉄道でありますとか、道路でありますとか、生活全体にかかわるものもたくさんある、学校とかですね。こういった面での対応というのが、絶対必要になってくる。小規模であっても、それで道が塞がるといったことになれば大きな影響があるということでございますので、条例の制定はもとより、しっかりとした対応をしていただくように働きかけをさせていただきたいと思えます。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうな方向で取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、長崎市民とか大村市民の皆さんがこれを聞いたら、仰天すると思いますよ。引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そういったことで、私の質問は終わりたいと思います。

【大場分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【大場委員長】次に、委員会による審査を行います。

農林部におきましては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項について説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

まず、農林部長より所管事項説明をお願いいたします。

【中村農林部長】農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料農林部、並びに同資料の追加1をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、令和2年度の重点施策、令和元年度第58回農林水産祭天皇杯等の受賞について、農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて、長崎県多面的機能支払活動組織の集いの開催について、森林・林業・林産業活性化九州大会について、長崎四季畑の認証商品の決定について、長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について、野生鳥獣による被害の状況について、卸売市場法改正に伴う長崎県卸売市場条例等の廃止について、諫早湾干拓事業の開門問題について、諫早湾干拓農地の排水対策等について、対馬農業協同組合の不祥事件と県の対応について、研究事業評価について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について、地方創生の推進についてでございます。

そのうち、主な事項につきましてご報告いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料農林部（追

加1）の1ページ目をお開きください。

令和2年度の重点施策についてでございます。

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県総合戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、農林業で「儲かる姿を見せ、若者から選ばれる産業」、農山村で「地域で稼ぐ仕組みをつくり、若者から選ばれる集落」を目指すため、品目別・地域別の「産地計画」を基軸とし、生産・流通・販売対策の強化、担い手への農地集積、労力支援、新規就農者・就業者の確保、新たな森林管理システムに基づく森林整備などを進めるとともに、農山村地域における移住・定住の促進、地域ビジネス化などによる集落の維持・活性化に取り組むこととしており、令和2年度においては、以下の取組を強化してまいります。

まず、「儲かる経営の実現、新規自営就農者・雇用就業者の増大」として、認定農業者の世代・後継者状況別の経営改善支援や、きめ細かな新規自営就農者の確保対策、県内外の若者への情報発信、産地が主体となった担い手の受入態勢の強化、雇用型経営体との就業マッチング等に取り組んでまいります。

次に、「担い手の規模拡大と産地の維持・拡大」として、地域の話し合いにより策定した人・農地・産地プランに基づき、水田の畑地化・汎用化等による園芸団地の育成や農地中間管理事業を活用した農地の条件整備とともに、外国人材や農福連携等による多様な労力の支援体制を

整備してまいります。

また、「生産性向上・コスト縮減対策の更なる強化」として、環境制御技術などのスマート農業の導入拡大や施設整備、肉用牛の増頭対策のほか、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた出品候補牛の確保・育成などに取り組むとともに、「農産物等の流通・販売対策」として、国内流通の新たな連携先となる地域中核量販店の開拓、花き・茶の輸出拡大、輸出を見据えた産地の育成、新たな分野での県産材の利用促進を図ってまいります。

さらに、「農山村地域での人口減少対策」として、集落自らが農地付空き家やお試し移住などの情報発信等による移住・定住の促進に加え、中山間地域に対応した営農体系の確立、加工販売による雇用の創出、都市部の住民や企業等と農山村集落が連携した保全活動などに取り組み、集落の維持・活性化を進めてまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、同資料追加1の3ページ目をご覧ください。農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについてでございます。

外国人材の受入れにつきましては、去る11月14日に福岡出入国在留管理局長からカンボジア国の2名に対し、在留資格「特定技能」の認定証明書が交付され、「エヌ」において現在、日本への入国手続を行っており、12月中旬頃に入国できる見込みとのことであり、入国後、「エヌ」による研修を経て12月下旬頃にJA島原雲

仙に派遣され、農家から請負ったブロッコリー、にんじん等の収穫、選果作業に従事する予定となっております。

県といたしましては、農業現場へ派遣する外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに向け、10月1日に、最初の受入れ先となる島原地域において、JA・地元3市とともに地域受入市町連絡協議会を設置したところであり、入居先等の受入に向けた準備状況など情報の共有化を図るとともに、レタス、ブロッコリー栽培等の作業マニュアルを外国語に翻訳するなどの取組を進めております。

なお、外国人材につきましては、県内各JA等から株式会社「エヌ」に対して現在約60名の特定技能外国人材の派遣要望があっており、現在、上記2名のほかにカンボジア国の13名の在留資格を出入国在留管理局に申請中であります。

また、受入れを予定しているベトナム国に対しましては、去る11月28日に、農業農村開発省ナム副大臣が来県された際に、知事から、ベトナム国内の送り出し態勢の整備に向けたガイドラインの策定等を早急に進め、ベトナム国の技能実習生OBを一日も早く本県の農業現場に送り出していただくよう要望したところであります。

県といたしましては、まずは、島原地域をモデルとして受入れを進め、外国人材の要望を踏まえて、各地域に受入れ態勢を順次整備していくことで、外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、農水経済委員会関係議案説明資料農林部、本体の6ページ目をお開きください。

諫早湾干拓農地の排水対策等についてでございます。

諫早湾干拓農地の排水対策につきましては、

公益財団法人長崎県農業振興公社において策定した排水対策実施方針に基づき取組を進めているところであり、営農者による適正な農地管理が行われているにもかかわらず排水に問題が生じている12圃場73.4ヘクタールのうち、昨年度は4圃場23.5ヘクタールの暗渠排水事業を実施しており、今年度は5圃場31.8ヘクタールを実施することとし、11月までに工事が完了しております。

なお、残り3圃場18.1ヘクタールについては、来年度実施することとしております。

併せて、畑面平均勾配が逆勾配となっており、新たに排水不良の申し入れがあった4圃場18.1ヘクタールについては、10月までに勾配修正作業が完了しております。

次に、諫早湾干拓農地から撤退された元営農者の2者が、県、農業振興公社、国に対し、干拓地の欠陥から生じた排水不良、冷害・熱害等により、撤退を余儀なくされたこと等を理由として、損害賠償を求めて提訴されております。現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る11月12日に行われました。

また、諫早湾干拓農地の利用権設定の更新が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましても、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る11月12日に行われました。

この2件の訴訟につきましては、審理を併合することが決定され、次回、口頭弁論期日が来年1月27日に行われることとなっております。

なお、この利用権設定の更新が認められなかった2者に対し、公益財団法人長崎県農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した土地明

渡請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る11月12日に行われ、次回、弁論準備期日が来年1月27日に行われることとなっております。

県としましては、弁護士、国、公社と連携しながら適切に対処してまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【大場委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【吉田農政課長】私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料について、ご説明をいたします。

資料が2種類ございます。農水経済委員会提出資料農林部としておりますものと、もう一つ、提出資料（追加分）としている薄いものと2種類ございますので、お手元をお願いいたします。

では、まず、厚いほうの資料からご説明をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

まず、補助金内示状況につきまして、令和元年9月から10月までの実績についてご説明いたします。

直接補助金は1ページから7ページに記載の長崎県多面的機能支払交付金など58件となっております。また、間接補助金につきましては、8ページから12ページに記載の新構造改善加速化支援事業補助金など44件であり、直接補助金と間接補助金の合計は102件となっております。

次に、資料の13ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和元年9月から10月までの実績についてでございます。

まず、委託につきましては、13ページに記載の8件でございまして、14ページから19ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。

次に、20ページをご覧ください。

工事でございますが、20ページから22ページに記載の54件となっております、23ページから87ページにその入札結果一覧表を添付いたしております。なお、委託と工事を合わせた全体件数は62件となっております。

次に、資料88ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和元年9月から10月までの間に、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対しまして、88ページから118ページに県の対応を記載しているところでございます。

次に、119ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきましてですが、令和元年9月から10月までの実績は1件でございまして、その内容につきましては、120ページに記載のとおりでございます。

ほか、本資料の一番最後になりますが、農林部の物品で出納局物品管理室が集中契約しております物品で、1,000万円以上の契約案件について、参考として添付をいたしておるものでございます。

次に、追加分の資料のご説明をさせていただきます。お手元をお願いいたします。

1ページ目をご覧ください。

この追加分につきましては、本年2月から5月までに行った補助金の内示分でありまして、本来であれば6月定例会においてご報告すべきも

のでございました。

直接補助金である長崎県多面的機能支払交付金及び長崎県中山間地域等直接支払交付金の40件でございまして、この分が未報告でございましたので、改めてご報告をさせていただきますとともにおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。今後、こういうことのないよう、提出資料については今後しっかりと確認を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

【大場委員長】次に、農産園芸課長より補足説明をお願いいたします。

【渋谷農産園芸課長】長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について、補足説明をさせていただきます。

農水経済委員会補足説明資料「長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について」の1ページ目をお願いいたします。

長崎県茶業協会につきましては、昭和38年に設立され、品評会や共進会の開催、「長崎玉緑茶」のPRなどにより、本県茶業の振興に寄与してきたところでありますが、去る7月18日の通常総会において、令和2年3月31日での解散が議決されております。

そのため、去る10月28日に生産者代表、市町、JA等関係団体参集のもと、長崎県茶業協会の後継組織設立検討会を開催いたしました。

検討会では、まず、茶業協会の事務局である東彼杵町職員の事務負担増加や、専任職員雇用にかかる費用負担等の折り合いがつかずに解散に至ったことを確認した上で、解散による流通、生産面への影響や後継組織の設立目的として、農家所得の向上、長崎県茶業の発展を目指すことを説明し、検討会議のメンバー間で協議を行い、後継組織の設立と、その事務局を県農産園



芸課が担当することが決定されました。

執行体制や事業計画等につきましては、各団体に持ち帰っていただいた上でご検討いただき、令和2年1月に開催予定の次回検討会におきまして、趣意書、執行体制、事業計画等を協議し、令和2年3月をめどに後継組織の設立を目指すこととなりました。

【大場委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧いただきたいと思います。

対象番号は、54、61、62、66、68、69、76番です。

陳情書につきまして、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 陳情番号の54番なんですが、これは西海市の西彼町漁業協同組合の方から陳情が来ているんですけれども、よく場所がわかるような地図を用意していただきたい。というのは、川添組合長さんから、農村整備の事業は理解できるけれども、土砂流出によって漁場の汚染を避けることができないと。

これは、私の地元でもこういったことがありまして、私も農業者と漁業者の間に入りまして大変苦労しました。あの時には、地元の方とお互いに話し合いをして、3度も4度も私も足を運んで理解をいただいてしたわけで、こういったことが大変難しい状況になっているということはおわかりですので、委員長、申しわけございませんけど、わかる資料を、地図なり、それで議論しないと、ただ単に文章だけではなかなかわかりにくいので資料を用意していただきたいと思うんですが、まずそれを委員長の方で取り計らいをお願いしたいと思います。その後に、ま

たいろいろと質問していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【大場委員長】 資料のほうは、対応はできますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、提出をお願いいたします。

その間、続けて質問をお願いします。

【山田(博)委員】 続きまして、幾つか質問していきたいと思うんですが、陳情番号62番の主要農作物種子法廃止に関する陳情書とありますけれども、こういった要望書が来るということではありますが、こういった議論は何度もさせてもらっているんですけれども、これは長崎県内の農業団体の意見等を踏まえた上で、農業団体、または県の農林部の見解というのを聞かせていただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 主要農作物種子法廃止後の県の対応につきましては、農業団体等から特に条例制定等の要望があっていない状況の中で、本県では、平成30年に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱及び運用」を制定いたしまして、これまでの種子生産体制を維持するということで、今のところ対応させていただいているところであります。

【山田(博)委員】 これは全く陳情にあるような心配はないということ、心配ご無用ということで理解していいんでしょう、わかりやすく言うと。私もよく聞かれるんですよ。他県はわかりませんよ。他県はこの種子法に関する条例をつくっているところがありますけれども、我が長崎県では全く心配ご無用ということで理解していいのかどうかというのを、もう一度、改めて農産園芸課長、お答えいただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 本県におきましては、このような種子の安定供給に支障を来すことがないように、しっかりと対応していきたいと考え

ております。

【山田(博)委員】 そういった決意を持って、これから頑張っていただきたいと思います。渋谷課長、期待しておりますよ。

続きまして、68番の農協改革についてということでもありますけれども、これは、今、国のほうの改正農協法に伴っていろいろ心配があるんですが、実際、JAの営農指導、購買、販売事業、こういった事業がありますね。あと、信用・共済事業とかありますけど、これをどんどん分割していくとなると、私も地域をずっと回っておりますと、こういった農協の分割をすると、各地域に農協団体の営業所とか支店があるんですけれども、こういうふうなことをしていくと、大変農家の方々から心配の声が上がっているのは、農協の支店とか支所が廃止されると、自分たちの生活に大きな支障を来すと。大丈夫だろうか、ただでさえ高齢化が進んで、事故が多いから免許を早く返納しなさいとかいう話になって、今度は、バスは統廃合されて便数が少なくなる、タクシー事業者もなかなか事業の採算が合わないからといって廃止される、その上にこういったことがどんどん進むと、ますます過疎化が進むんじゃないかという心配の声が上がるわけです。

この中に、農協改革について、組合事業を堅持すること、准組合員の事業利用制限を課さないこと、特に大きなこの2つを私は心配するわけですが、この件に関して、県当局はどのような見解を持っているかというのを聞かせていただきたいと思います。

【村岡団体検査指導室長】 総合事業を行っております農協につきましては、地域農業をはじめ、地域社会を支える重要なインフラとして、その健全な経営維持と持続的な発展に向けた経営基

盤の確立が非常に重要でありますことから、農協改革にかかる今後の調査・議論が、農協組織の担っている役割に支障を来さないように、現行の総合事業を維持するための准組合員制度の堅持を国に強く要望しているところであり、今後とも、農業所得向上に向けた組合のさらなる自己改革を後押しするなど、適切に支援、指導を行ってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 農林部長、民主党政権の時に、「コンクリートから人へ」というキャッチフレーズで農村整備の予算を大幅に削ることがあって、私は、そのとき、民主党に党籍を置いておりましたけれども、それで地元に戻ったら、「おまえはばかか。なんでコンクリートから人になるとか、説明しなさい」と、私は随分叱責をされて、まさにそうだなと。

私はそれで、この農村整備の予算確保等のために他の委員のご理解とご協力を得て、農村整備予算獲得決起大会をしたわけです。随分抵抗がありました。「やるな、やめろ」とか、「やったら、おまえ、除名だ」とか言う人もいたけれども、私は、「構いませんよ。やるならやってみろ」と言って、やったんです。

私は、この農協改革に関しては、真っ向から反対です。この農協改革をすると、ますます地方は疲弊するんです。

そこで、団体検査指導室長、今、あなたもそういった決意があるのであれば、ぜひ、農協組合事業を堅持する、准組合員の事業利用制限を課さないということをしっかり、特にこの2つは守らないといけないと思うんですよ。農業団体と一緒にあって、ぜひこの趣旨を理解して県民運動を展開していただきたいと思います。私は、いつも農家の方から言われるんですよ、「何を考えているんだ。農協改革をしたら

どうなるかわかっちゃったか」と。行くたびに、農家の方から言われるんです。それで、その2つのポイントを県民運動として、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思っています。

農村整備課長、あなたもいろいろ大変かもしれないけど、こういった大会を、私は農村整備もやっていますけれども、ぜひこういった県民運動をやるべきだと思うんです。土井課長、そう思うでしょう。だから、ぜひやっていただきたいと思いますと思っています。これは、部長、そういった展開をもう考える時期にきていると思うんです。見解を聞かせていただきたいと思います。

【中村農林部長】 農協の重要性については、先ほど室長から話があったとおりでございまして、地域の社会インフラとしても大事だし、農業振興、特に本県の伸びてきているところは、そういった農業団体と私たち県、それから県議会、これらがみんな一体となって進めていることがあって伸びてきているものと私も思っています。

そういった意味で、農協の、例えば営農指導を支えているのは、ほかの信用事業とか共済事業とか、総合事業を行っているからこそ営農指導ができるということでございますので、私たちとしても、准組合員制度の堅持でありますとか、総合事業の必要性といったことについてはしっかり国に求めてきたつもりでございます。

今、委員からご指摘のあったような県民運動というお話につきましては、これは大事なことだと思っています。

最近議論しているのは、やはり農協改革の中で各JAが自ら改革をしていく、自己改革という取組をしていただいています、取組が進んできております。資材とかの低コスト化でありますとか、手数料とか、とにかく資材コストの

低減対策、サービス向上対策、こういったことについてしっかり取り組んでいただいております。

ただ、その広報が、農協が自己改革をやって自らをよくしていていますよという広報について、さらにもっと県民の皆様を知っていただくことは大事ではないかなと思っていますし、その活動を通じて、本県の農業、農山村の必要・重要性でありますとか、食育でありますとか、こういったものについても、JAグループの皆さんにはさらに貢献をしていただきたいと思います。JAグループには、それをしっかりやっていただくようお願いしたいと思っています。そういった取組を進めていって理解度を上げていく、県民の皆さんに知っていただくといったことにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 これは農林部長も、JAの今の総合事業と准組合員の利用を促進するというのは大切なことなので、必要性を十分ご理解いただいているのであれば、県民運動をやっているかないと、これは私の地元でも問題になっているんですよ。だから、農協さん自体はやりたくても、自分のことだから言いにくいだろうということで、農家の方が、「県議会議員の先生、動いてくださいよ。県も動かないといけないんじゃないですか」と言って、ものすごく声が上がってきているんです。

それで、部長、そういったこともありますので、ぜひとも県民運動を関係機関と協議しながら展開をしていただきたいと思います。私は思っています。もうちょっと、一歩も二歩も踏み込んだ意見を言っていただかないとおさまりませんよ、私は。お願いします。

【中村農林部長】JAグループとは協議する機会はたくさんございますので、その点についてはしっかりと話し合いをさせていただきながら、どのような方策でそういった県民運動に展開していくのか、それについてはしっかりと検討させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思っております。これは、特に准組合員の事業利用制限というのは、ガソリンスタンドとかいろいろあるんですよ。例えば、何々を買いたいといって、農協の組合員じゃないからだめですよとなったら、「何ですか、これは」とか言ってなるんです。目に見えてわかっているんですね。ぜひ、そういったことにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

委員長の計らいで資料が届いたみたいなので、この資料を説明していただいて、また質問したいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【土井農村整備課長】今、お手元に配付しましたのが、要望書に上がっております小迎地区の位置図でございます。中央に赤で凡記をして色塗りをしてありますところが小迎地区の受益区域で、区画整理を予定しているところでございます。

場所は、西海市の東側、小迎交差点のほうから北側に行ったところになります。これが平成30年度から令和5年度までで、区画整理の13.8ヘクタールと畑地かんがいの13.8ヘクタールを予定しておりますが、事業を実施しているところでございますが、昨年度から本年度まで測量設計、実施設計等を実施しておりますが、まだ工事には入っていないところでございます。

【山田(博)委員】農村整備課長、今この工事を予定しているところでは実質的な被害は出てい

ないけれども、現状としては、そういったのが今でも出ていると。今後は、工事に着手すると、さらなるそういった心配があるということの陳情ということで理解していいということですか。

現状も、汚濁、土砂流出が見受けられると。さらに、工事が本格的に始まっていきますと、さらなる土砂流出が起こるということの心配の趣旨の要望ということで理解していいんですね。ということで間違いありませんか、それをお尋ねしたいと思います。

【土井農村整備課長】私どもが実施しております区画整理工事は、土砂を移動させる工事が主でございますが、一たび雨が降りますと、海域の方に土砂が流れていって濁るということもございします。現状は、何も着手しておりませんので、影響はございません。

ただ、着工後のことを心配されて要望に来られたということで、要望に来られた時に一緒にお話をして、しっかりと協議をしながらやっていくということでお話をしております。

【山田(博)委員】今は事業に着手していませんけれども、現状としては、この要望書では、いまだに土砂とかが流れてきておりますよという趣旨に読み取れるわけです。それは間違いなくどうかというのを確認しているんです。

というのは、一番問題なのは、「過去の事業においても、幾たびも汚濁防止フェンスの設置及び設置数の充分なる整備をお願いしておりますが、県は予算計上していないとの理由で要望に答えてもらえず、本来必要とする汚濁防止フェンスに満たない設置にとどまっていた」と書いてあるわけです。

ここが、一番のポイントなんですね。ここがどういうふうなことでこういうふうな書き方になっているのか、また、要望しているのかとい

うのを確認しないといけないから、そこを言っているんです。だから、現状としては流れているんですよ。それは間違いないかどうかというのを確認しているんです。そういった認識があるかどうか。

今、今度新しく事業をするところは、まだその事業に着手していませんから、工事に入っていませんから、そういったような現状はありませんというのだったらわかるんです。ということ、もう一度確認の上でお聞きしているわけでございまして、答えていただけますか。

【土井農村整備課長】 要望書にございます、先ほどおっしゃった「そのため」から「とどまっていた」のところにつきましては、組合長さんとお話をしまして、私どもの事業ではないけれども、以前こういうことがあったということで聞いております。

それと、私どもが事業をする時は、事業着手前に海域調査をいたします。水質とか底質、海の底を調査して、生物調査とかをしながらしっかりやっていておりますので、今のところは土砂が流れ出ているということは把握しておりません。

【山田(博)委員】 それでは、いずれにしても、これは農業者と漁業者で同じ地域でトラブルになったらいけませんので、しっかりとした対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、この平成30年から令和5年までの13.8ヘクタールの事業におきまして、こういった汚濁防止膜のフェンスの設置の予算計上というのは可能なのかどうかというのをお尋ねしたいと思っております。

【土井農村整備課長】 そういう被害防止にかかる対策費につきましては、事業費の中でしっかり見込んでおります。

【山田(博)委員】 見込んでいる。それであれば、

ぜひ対応をお願いしたいと思います。

ここに、かつては予算計上していないという理由で要望に応えてもらえなかったというのがありますから、中村県政ではそういったことがないように、しっかりとお願いしたいと思います。

私ばかり質問できませんので、一旦終わってほかの委員の質問をお願いしたいと思います。

【大場委員長】 ほかに質疑はありませんか。陳情に関して、ございますか。（「ある。午後から」と呼ぶ者あり）

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分より再開いたします。

-----  
— 午前 11時55分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 1時30分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

【徳永委員】 午前中、山田(博)委員のほうからもありました農協の要望についてですけれども、これは私も、地元のJA島原雲仙という農協の役割というのは、県の農業振興に本当に大きな影響があります。

農協改革も、国のほうがされているのは、我々も理解するところは理解しますが、ただ、やはり農協は、ご存じのように、特にJA島原雲仙においては、代々、単体でも大きかった農協が大同合併をして一つの農協になって、今では長崎県の約半分近くの生産を占めるようになっております。

片や、今、農業離れでいろんな、そういうやり方もあるんだということも言われておりますけれども、ただ、私の見る中では、JA農協の役割というのがいかに大きいものか。昨今、産出額は8年連続で上がっておりますけれども、

実際、農業従事者というのは毎年下がっており、高齢化も進んでおります。

私もよく地元の生産者とはいろいろと会合、そしてまた、いろんなことに呼ばれますけれども、ほとんどが生産部会に入っておられます。いちごの生産部会をはじめ、八斗木もそうです、八斗木白葱生産組合。やはり農協の今までの貢献、役割というものが、大変厳しいこの農業の時代においては、だからこそ必要ではないかと思っております。

今回のいろんな要望について、特にTPPとか二国間協定、特にアメリカとか農業大国とのそういった交渉においては、大変危惧をしていますし、また、准組合員の問題等もあります。

そして、なおかつ一番大事なことは、農協がしっかりとした運営ができることが地元の組合員、農業に大きな役割を果たしますので、どうかこのことについては、県も農業を守るという観点からしっかりと支援をしていただきたいと思います。

部長、そこら辺をお聞きさせていただきたいと思っております。

【中村農林部長】 今、委員からご指摘があったとおり、8年連続で産出額が伸びてきているのも、生産者はもとより、JAの役割というのが非常に大きかったと思っております。

さらに、高齢化に従って産地が小さくなっていくという危惧がある中で、JAと県とがしっかりと手を結んでやっていく。それで、県議会からもいろいろご指導をいただきながら施策を進めていくといったことが本当に大事だと思っておりますし、先ほどからありますように、社会インフラとしても非常に重要ということから、特に離島とか中山間地を多く抱えていますので、社会インフラとしての位置づけも非常に大きい

ということから、農協改革に対して、しっかりと私たちも国に対して継続を求めていると思います。

最近も、政府から新しい農業生産基盤強化プログラムあたりも発表されていますけれども、小規模農家の重要性を国も認めてしっかりとやっていこうというような流れになってきていますので、そういった地域の集落を守るという観点からも、小規模の皆さんをまとめる部会の大事さ、それをしっかりと支えるJAの大事さ、こういったことは流れの中でも見えてきていると思っておりますので、しっかりとJAとともに動いてまいりたいと思います。

【徳永委員】 農業に大変詳しい部長でありますから、そういうところではしっかりご理解をいただいておりますけれども、ただ、もう一方では、予算の問題が出てきております。国家予算においても、100兆円の中で3兆円ない、これは水産も含めての予算ですから、そして、やはり県においても、行財政改革で非常に農業に対しても厳しいような話も聞いております。

しかし、農協があることによって、一緒になって国へ要望する。そしてまた、県にいろいろと要望する。そして、我々も、当然一緒にやると。農協が弱体化すれば、そういった面においてもますます、やはり農業というのは、ご存じのように、補助、支援がなければ成り立たない。というのは、衣食住のうちの食ですから、国民の食を確保するためには、三食食べるには、価格調整というのは大前提になるわけですね。その中で、どう農業の生産、そしてまた価格を維持していくかということで、生産者には非常に大きなそういう役割がありますので、イコールそれは国策ですから、県も国と一緒にやらなければならないということですので、そこをしっかりと

り、今後、農協と一緒に我々も頑張らなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

【大場委員長】 ほかありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、陳情書のほうで引き続き質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

陳情番号69番、この陳情書の中の29番に、野生鳥獣被害対策について、猟銃者の育成・確保に向けた支援拡充強化を図ることとありますが、実際、猟銃をやっている方々の登録とか、人数とか、どれぐらい今いらっしゃって、今後、平均年齢はどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思っております。時間がかかるでしょうから、時間をおいて質問したいと思っております。

続きまして、畜産業の振興に対する支援についてというのがあるんですが、3つありますね。優良繁殖素牛の確保に対する財政的、技術的支援を図ること、牛舎の整備に対する上限単価の見直しや補助率の嵩上げなど、補助事業の拡充を図ること、生産性向上機械に対する補助事業の拡充を図ることとありますけれども、こういった要望の背景というのを、県当局はどういうふうな捉え方をされているのか、まず説明をいただきたいと思っております。

【山形畜産課長】 要望のほうにも書かれておりますけれども、県内は離島、中山間地が多いと。その中で肉用牛については、県下全域で飼育されている。それから、比較的高齢者でも飼いやすいということで、県の産出額も第1位ということですから、その主要な畜産業をしっかり振興してほしいという思いだというふうに理解しております。

【山田(博)委員】 それは、思いはわかったんですけど、具体的に優良繁殖素牛の確保に関する

財政的、技術的に支援を図るということはどういった趣旨のことがあってこういった要望をされているかというのをお尋ねしたいんですが、これは実際、団体の方々に、協議会の方々に、要望内容というのはまだ詳しく確認されてないんですかね。確認されてなかったら、確認されてないで、また後日、いろいろと聞き方もありますし、お願いしたいと思うんですが、いかがですか、それは。

【山形畜産課長】 具体的に確認しておりません。

【山田(博)委員】 ぜひしていただきたいと思っております。こういった背景でこういうふうになっているのか詳しく調査して、委員会に報告していただきたいと思っております。来年も、私、山田博司は当委員会に所属したいなという思いはあるということ、宣言させていただきたいと思っております。

そういうことで、川口室長、お答えできますか。

【川口農山村対策室長】 平成30年度の狩猟免許者の人数につきましては、3,539名の方が免許を所持されております。

また、この免許所持者のうち、2,170名の方が60歳以上ということで、約60%となっております。

【山田(博)委員】 そうすると、大体3,500人の狩猟免許者がいらっしゃって、その中で2,170人、大体60%の方が60歳以上ということでありまして、今後、5年、10年先を考えますと、こういった狩猟者の育成・確保というのは、やはりしっかりと取り組まないといかんと思うわけですね。それは、県当局としてはどういうふうに考えているかというのを、見解を聞かせていただきたいと思っております。

そもそもこの要望の内容というのは、川口室

長、聞いておりましたか。聞いている、聞いていない、どちらですか。

【川口農山村対策室長】 もちろん、お伺いしております。

【山田(博)委員】 畜産課は聞いてないけど、あなたは聞いていたわけね。川口さん、あなたは大事なもんたい。やる気満々、その調子で頑張っていたかと思ひます。

この支援拡充強化に関して、具体的に県当局が取り組む政策なりを説明いたしたいと思ひます。

【川口農山村対策室長】 狩猟者の育成・確保につきましては、現在、国庫事業、県単事業を活用いたしまして、事前講習会への受講料への支援、また、診断書料への助成等行いまして、狩猟免許所持者の確保を図っているところでございます。

また、育成につきましては、その年に免許を取られた方、経験が非常に少ない方も含めまして、猟友会の方を講師といたしまして、狩猟の研修会を実施いたしまして、狩猟者の育成のほうも努力をしております。

【山田(博)委員】 そうしますと、これは、今、60歳以上が60%とありますけれども、ただ、75歳とか高齢者もいらっしゃるわけね。そういった方々を踏まえると、例えば、今、高齢者になると車の免許の返納とうたわれている中に、そういったことも踏まえますと、今後は、長崎県は、今の野生鳥獣被害対策の上で、大体どれだけの狩猟免許者を確保して、そうすると、確保するに当たっては、新しくどれだけの方を確保しないといけないということを含んで計画的に取り組んでいるのかいないのか。

私は、川口室長のことだから、多分やっていると確信しているわけでございます。あなたの

顔を見たらわかる、確信しています、やっていますというふうに私は踏んでいるわけでございますが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【川口農山村対策室長】 具体的な免許者が何名というのはなかなか、どのくらい出猟されているとか、そういったデータはございませんので、現時点では、とにかく所持者を一定数、これまでどおり確保していこうと思っております。

また、それに加えて、免許を持たない方も捕獲行為に参加していただける「捕獲隊」の設置を、県といたしましては各市町にお願いして、狩猟者を中心に餌やりとか見回りに、免許がない方も加わっていただける制度がございますので、その設置をお願いしております。

この捕獲隊につきましては、昨年度は、県で3万5,000頭くらい捕獲しておりますが、その約1割は捕獲隊が捕獲するなど、成果を上げておりますので、今後も捕獲隊の設置について、市町を応援していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 農山村対策室長、私の質問に答えておりませんね。答えているようで、答えてない。答えてないようで答えているように、私はだまされませんからね、川口室長、いいですか。私は、危うくあなたからだまされるところだったよ。

私がお聞きしているのは、この狩猟免許者が、今、3,500人いらっしゃるわけでしょう。そうすると、高齢化になってくると、やっぱり免許を返納する方もいらっしゃる。そうすると、今後の野生鳥獣対策をする上で、最低でもこれだけの確保をしないといけない。そうすると、新規でどれだけの方をつくらないといけない、年間どれだけ、免許を返納する方がいらっしゃる、活動してない人もいらっしゃるわけだから



ら、実働部隊をどれだけせんといかんというのを考えないといかんでしょう。

そうすると、そういった計画の上でやっているか、やっていないかというのを私はお聞きしているんです。危うく、農山村対策室長の川口さんから、イノシシやシカと同じようにだまされるところでした。私はだまされない。ということをおあなたに言って質問しているわけでございますので、よろしくお願いします。

【川口農山村対策室長】平成25年度以降の免許所持者の推移を考えますと、ほとんど3,000名以上で推移しております。この3,000名以上あれば、近年、一番捕獲頭数が多かったのが平成28年でございます。これが3,439名で、この捕獲数を上げておりますので、これが一つの目安になるかと思うのですが、先ほど山田(博)委員の発言の中にもございましたが、一人が何頭捕っているのかというのも、やはり課題になってくると思いますので、県といたしましては、研修会等をしっかり行いまして、1人当たりの捕獲頭数もしっかり伸ばしていくことも重要と考えております。

【中村農林部長】実は、捕獲者の確保・育成につきましては、継続的に議論を進めている段階でございますので、まだ計画の策定までは至っておりません。

実際に3,000名前後の方がおられるんですけども、年齢構成についても、それから、経験のあるなしですね。免許を持っておられても、実際に捕獲に従事したことがない方もおられる。だから、そういう経験の状況とか、そこの実態についても、十分まだ把握できていなくて、そういったことも含めて、実態をまず把握させていただいて、今後、どういう動きをされている方々がどこに何人おれば、大体ちゃんとした対

応ができるんじゃないかといったことを詰めていきながら、各地域別の確保・育成目標をしっかりと議論させていただいて、それもまた、猟友会ともご相談させていただきながら、確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】農林部長、お見事です。さすがにその答弁は、林修先生じゃありませんけれど、お見事です。確かに、そのとおりだと私は思いますよ。そのようにしていただきたいと思っております。

農山村対策室長、よかったですね。農林部長は農山村対策室長も兼務しているぐらい、お見事な答弁でしたよ。すばらしい答弁でした。おっしゃるように、そういうことで、やっぱりすべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

陳情に関する質問は終わりたいと思います。

【大場委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(博)委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」におきまして、ページ数で言うと52ページに、これは島原振興局の発注で行われているんですが、諏訪地区の水源施設整備工事とあるんですね。この中で、指名の会社が10社あったんですかね。この中で8社が辞退とありまして、これはご存じですね。

今、人手不足とか、単価が合わないとかいう

いろいろありますけれども、各出先でも本庁でも、設計金額とかいろいろ、現状に合わせてやっていると思うんですが、2社とか3社の辞退というのは私もわかるんですが、8社の辞退というのは、尋常ではないんじゃないかと思うんですが、こういった現状というのは、今は時々、時期とか工事の内容とかいろいろあると思うんですが、この8社辞退というのが、なぜこういうふうになったのかということをお尋ねしたいと思います。

【土井農村整備課長】 委員ご質問の52ページの件でございますが、これが島原振興局での入札案件になっておりますが、入札時期が9月末と、一番入札の多い時期になっております。

辞退の理由とすれば、先ほど委員がおっしゃいましたように、技術者の不足とか、下請の不足とか、作業員の確保ができないとか、そういうような状態で辞退ということを聞いております。

発注時期を分散するとかそういうことをやっていかないと、こういう辞退が多くなってくるということがあると思っていますので、なるべく早期発注に努めてまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 これは、水源ですよ。農業にとって水源の確保というのは、水は農業にとって大切な施設の一つなんです、この水源の工事が、たまたま今回は落札があったわけですが、きちんとした研究をして、今後こういった辞退が起きないように取り組んでいただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問は

ありませんか。

【山田(朋)委員】 長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について、伺いたと思います。

午前中に説明をいただいたんですが、よく理解ができていなくて、解散の理由が人件費の件とかになっていたのかと思うんですが、もう一度内容を教えていただけますか。

【渋谷農産園芸課長】 長崎県茶業協会につきましては、東彼杵町が事務局になっていらっしゃったんですが、事務というのが、1町で持っているということで、職員数が減る中で、茶業協会の事務というのが、通常の行政事務に影響を及ぼすということで、こういった事務が大変になったということで、専任職員を雇えないかということで、会員である市町に会費負担増というものを検討されたんですが、ほかの市町が、負担増については難しいということで、新たに職員を雇うことができなかったということで、このままでは東彼杵町だけでは事務局を担うことができないということで、解散に至っております。

【山田(朋)委員】 ある程度の会費をとって運営をしていたということですが、ほかの9の市町が協力をいただけないということでこういった形になったという理解であって、今後のスケジュールを見た時に、令和2年3月31日に解散をして、すぐに新しい組織ができるという理解でよろしいのでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 今後のスケジュールにつきましては、1月の検討会をした後に、3月に設立総会をやりまして、この茶業協会というのが令和2年3月31日で終わりますので、4月1日以降については、後継組織をつくって対応していくということで考えております。

【山田(朋)委員】 じゃ、切れ目なくそのまま

きるという理解でよろしいでしょうか。ここに、解散による影響の中で、全国のお茶の品評会に出品ができずとありますが、この今のタイムスケジュールだったら、そういったことに影響なく、解散が令和2年3月ということでしたよね、解散自体が。だから、この解散による影響が心配されるということはないという理解でよろしいのでしょうか。

【渋谷農産園芸課長】 全国品評会への出品と、今までやっていた行事に対して影響はないということと考えております。

【山田(朋)委員】 影響はないけど、こういってことが解散による影響があるよということを紙に書いているということですね。今のスケジュールだったら切れ目なくできるから、影響はない。ただ、これがもしうまくいかなかったら、こういう影響が出ますよということで書いているという理解でいいんですかね。

そのめどというものは、今から年が明けて、いろいろまた検討会議等やっていただくようがありますが、その後の設立に向けた準備会の分の事務局を県が担うという理解ですか。それとも、ずっともう県がやるのか、どういうふうに考えているのかを教えてください。

【渋谷農産園芸課長】 後継組織の設立までの事務局、それから、設立後についても、農産園芸課のほうで担っていくということで説明しております。

【山田(朋)委員】 であれば、今まで東彼杵町に負担がかかっていたということであるので、県のほうでやっていただくということであれば、スムーズに後継組織もできるのかなと思っております。この件については、理解をいたしました。

次に、「なつほのか」について伺いたいと思

います。

先日いただきまして、とてもおいしかったです。今、これを推奨米として取り組まれているようですが、地元のほうでは、この「なつほのか」が自家採種できないということで、経済的な負担が大きいという話が出ております。

それで、これがそもそも鹿児島県のほうで開発されたものであるから、これは農家さんの意見ですけれども、長崎県に適したものを独自につくることができないのかと言われましたが、当然ながら、平成15年からずっとセンターのほうでさまざまなことをいただいて今日に至っている。この長崎においても生産、販売が進んでいるようですが、少し農家の方には、自家採種できないことに対しての不満とか、ちょっと規制が厳しいというような声を聞いておりますが、この件に関してどのように考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】 「なつほのか」につきましては、鹿児島県で育成された品種でありまして、これは、長崎県の米麦改良協会とこの品種をつくっていいという許諾を結んでおります。

鹿児島県との許諾契約の中で、この米麦改良協会がつくった種子を農家の方に販売をする場合については、勝手に増殖をして第三者に販売してはいけないという同意を書面でとることが義務づけられております。

その中で、今、県の方で推進しているのは、農家個人、あるいは「なつほのか」をつくられる団体の方と米麦改良協会が契約をされているんですけれども、その中で、まず勝手に転売してはいけないということを言っております。

それとあわせて、契約をしている団体、組織の中で、「なつほのか」という品種を均一にすることで早くブランドをとりたいというこ

とで、部会の申し合わせの中で、自家増殖はできるだけしないようにしようということにしているんですが、ただ、契約上は、できる限り品質をよくするために自家増殖はできるだけしないでくださいということで、これは絶対できないということには、契約上なっておりません。

【山田(朋)委員】 絶対ではないということですが、「にこまる」の時とかはここまで厳しくなかったというふうに聞いております。

それで、「ひのひかり」をほとんどの人がつくっているんですけど、「なつほのか」のほうが収量性が高い、すぐれているということを生産者の方にもしっかりアピールをしていただきたいと思うんですけど、なかなか理解ができていない部分があるようでありますので、農協を通じたりとか、そういった段階でもっと生産者の方に、この「なつほのか」が、このごろの高温障害とかさまざまな事を考えた時に、すごくいいものであるということをもっと伝えていただきたいと思うんですが、今後、どのようにこれを普及していくのか、「なつほのか」の今後の普及の計画とか、そのあたりも含めて教えてください。

【渋谷農産園芸課長】 「なつほのか」につきましては、例えば今年の大変異常な気象の中でも、一等米比率が3割を超えておりまして、それに対して「ひのひかり」は10%を切るという中で、大変いい品種というのは、現地の栽培の中で明らかになってきております。

今後とも、現地での普及指導員、それから営農指導員の講習等で実績等をアピールしながら、おいしくて、かつ収量がとれる品種というものをPRしていきたいと考えております。

【大場委員長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 何点かお尋ねしたいと思います。

まずは、この報告書の中で、森林・林業関係で、九州地区で大会が行われましたけれども、この文章の中で、下から2行目にありますけれども、木材の生産・加工・流通、利用の促進や森林の整備を担う人材の確保・育成だとか、そういったものに取り組んで推進しますということでもありますけれども、今、木材の建築物も大きく着目されておりまして、「杜のスタジアム」が完成して、大きく木材の需要が増えていると聞いていますけれども、山から出して、川上、川中、川下という木材の流通において、まずは川下のニーズが増えていかないと、マーケットは増えていきませんので、県としてはどのような対策をとろうとされているのか、そういう戦略があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】 木材の需要拡大についてのお尋ねですが、これまで県では、県産材の需要拡大ということで、公共建築物の木造化の推進方針をつくって、公共施設について取組を進めてまいりました。策定が平成23年ですので、それ以降昨年までの実績が135件。ただ、数は多いんですが、木造の規模が小さかったり、あるいは、県庁舎みたいに、規模は大きいんだけど内装材にしか使っていないとかということで、使用量がすごく少なくなっています。

これをどうやって拡大していくかということ、委員もご承知かと思いますが、建築基準法が、改定をされて、例えば、今まで高さ13メートル以上の建築物は全部耐火構造にしなければいけないという基準がありましたが、それが、高さ16mを越えなければ耐火構造にしないでいいということで、耐火構造としなくてよい木造建築物の範囲が拡大されており、需要拡大の方向へ国交省も動いてくれています。

県では、そういった低層階のオフィスビルだ

とか、あるいは商業施設を木造化できないかというところで、今、関係団体と連携しながら、こういった方向がいいかというのを検討している段階でございます。

【麻生委員】 今年の事業で、建築事務所協会の皆さんと連携して講習会を開いておられるということも聞いておりますけれども、先ほどお話がありましたように、建築基準法が改正されて、今まで軒先9メートルだったのが、16メートルまでできるということになりますと、4階建てぐらいですね。こういったものについて、県としてもぜひ、公共施設がなかなか進まなければ、民間の状況なんでしょうけれども、誘導して使う、そういうマーケットをつくってもらおうと。ないしは、県がモデルハウスじゃないけれども、できたらそういったものをつくって、関心を高めていくということを、ぜひ関係団体の皆さんと連携してできないのかというのが、まず1点であります。

あと1点は、私も公共施設の木質化ということで、市議会におる時に大分増やしてもらって、最終的に長崎が県内でも一番遅くできたという状況があるんですけれども、そして、認識が弱いと思いますよ。だから、もうちょっと公共施設に対して木質化の展開を図るべきだと思っていますので、この2点について、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】 やはり公共施設であれば、市町とか県庁の建築課だとか住宅課に照会し、建築物件の情報を入手できます。それで、木造化にしましょうとか、木質化にしましょうとかといって打ち合わせてやってきたんですけれども、民間のオフィスビルだとか商業施設というのは、全く我々に情報が入ってきません。

民間の施設については、やはり施主が建築士

に相談する、あるいはデザイナーに相談するということから始まります。その段階でRCとか、あるいは鉄骨構造にするとか決まってくると、木造化がなかなかできませんので、設計関係の相談を受ける建築士等と一緒に木造化が推進できないかというところを、今詰めております。こういった形でPRしていくかということも含めて、今検討中でございます。

【麻生委員】 そこは建築事務所協会と施主側の連携だと思うんですけども、今、もちろんヨーロッパあたりも含めて、構造物が石造りから木質に変わってきて、十分な状況になってきていると。もちろん民間でも、東京あたりでは、3階建ての木造が当たり前の状況になってきていますので、ぜひこの辺について、建築事務所協会ないし、デザインをやってくれる人たちとしっかりと講習会も展開していただきながらやってもらいたいと思うんですけども、今後のそういう講習会の実施だとか連携については、来年度もどういう形で予算があるのか。今後のことでしょうか、そういう方向があるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【内田林政課長】 県では、平成29年から平成30年までの2年間で、延べ9回の木造建築物の講習会、あるいはシンポジウム等を実施しまして、約600名の参加をいただいています。木造のよさをPRしてもらおうんですけども、なかなかそれが建築につながってこないというところがありますので、そこは大きな課題だと思っています。

これまでに木造の建築物に携わった方々だとか経験のある方を中心に連携をして、木造のアドバイザーみたいなどころをお手伝い願えればなということで考えているところですので、その育成方法について、今、建築事務所協会等

と詰めているところでございますので、しっかりと研修会、講習会を開いていきたいと思っております。

【麻生委員】最後に、今、木材の直交材と言われていますC L Tですね、これは加工するのが、九州でも1カ所ぐらいしかありませんので、ニーズが厳しいのかなと。あとは集成材ということになるんでしょうけれども、そういうことで、しっかりP Rをしながら、取組をお願いしたいと思えます。

あと一点、畜産関係についてお尋ねをしたいと思えます。

先ほど要望関係については、繁殖牛の価格が高いということで話が出ていますけれども、改めて今回、平成30年（2019年）の補正予算を含めて、国は和牛関係の生産を倍増させていこうという話をしているんですね。

そこで長崎が、もちろんJ A中央会を中心に、香港にいろんな形で和牛の出展をされていますけれども、長崎として、国が倍増計画と申しますか、極端に言えば、この10年で6.6倍伸びているということで、今後も、香港だとか台湾ブランドに和牛の人気の高いと言われておりますので、ニーズはあると思うんですけど、繁殖牛だとか肉牛がなかなか追いついてないというような状況だと思うんですけど、これについて、もっと底辺と申しますか、そういったものを広げていかなくちいけないんですけれども、今後の課題、そして方向性について、お尋ねしたいと思えます。

【山形畜産課長】日本の和牛は非常に品質がいいということで、海外輸出、それからインバウンドで国内に来られた観光客の方が日本で和牛を食べて帰られると。両方の面での消費拡大が今後期待されるということで、国としても、今、

繁殖農家が、やはり小規模で高齢化が進んでいく中で、長崎県クラスター等の取組の中で、平成27年以降で3,300頭ほど繁殖牛が増えております。そう言いながらも、今後、高齢化のことを考えていくと、生産をどこまで伸ばせるかというのは、やはり課題になってくると思います。

そういう中で、国において、まだ補正予算の具体的な中身は出ておりませんが、新聞報道等、T P Pの大綱等を見ますと、繁殖の増頭のところをてこ入れをして生産を拡大していこうということを聞いておりますので、この事業についても、しっかりと内容が出た段階で情報を取りながら、県においてどこまで活用できるか、最大限に活用して、生産拡大に取り組んでいきたいと。そのために、生産者団体とも十分に協議をしてまいりたいと考えております。

【麻生委員】県内の事業者も大変零細が多くて、明らかに高齢化もしているという状況であろうかと思いますし、繁殖牛については高いし、逆に肥育牛にしても、採算がどうなのかという課題もあるんですけど、この前、あるところでお尋ねしたら、大村で大型でやっている畜産の事業者さんですけども、石垣島あたりから200頭ぐらい入札でとってこられてやってらっしゃると。大々的にされているんでしょうけれども、コストも、サイレージあたりも相当安い単価で仕入れてらっしゃるということで、今、県内でも3,000頭ぐらい肥育されています。そういう大型でやっているところの状況も、独自のノウハウがあると思えますけれども、そういったものについても、きちんと県が調査しながら、何が課題なのか、そして、どうしたら皆さんに取り組んでもらえるのかということをもうちょっと詰めていかなくちいけないんじゃないかと思うんですね。

今、「出島ばらいろ」ということで、指定の飼料しか与えられないということで、相当コストが高いという話も出ていますよね。だから、そこら辺の課題をどうするかということと、早急に国が、今回、大幅に予算をつけようとしていますので、そういうTPP・EPAについて状況が好転してきているわけですから、もっと積極的な取組を促してやってもらうという考えはないのかどうか、部長どうでしょうかね。

ぜひ、JAの皆さんとも連携しながら、そういうことに取り組まなくちゃいけないと思いますけれども、ただ、待ちの状況じゃなくて、いかにしたらそういう和牛農家の皆さんも含めて展開できるかということも書いてあったと思いますけれども、部長の考えをお尋ねしたいと思います。

【中村農林部長】言うまでもなく、肉用牛というのは、本県の基幹産業でございますので、それをいかに伸ばしていくか。私どもでは、畜産600億円という目標を掲げて、その中で肉用牛については274億円という目標を掲げて、特に小規模の農家が多い、その中で高齢化が進んで飼養戸数が減っているという中で、いかに目標を達成するかといった面で考えていきますと、やっぱりある程度の規模で食える経営でないといかん。それから、同じ規模でも生産性をさらに上げて出荷頭数を増やしていく、こういったものを進めていくべきだというふうに思っています。

そういった意味で、今回、国のほうで検討されているのが、中小の家族経営の施設を整備して、それを次代に継承していくという事業を考えておられるようで、具体的な要件とかはまだわかっておりませんが、とにかくしっかりと、それである程度の経営の規模を確保して、次の

代に引き継いでいくようなことをやっていけば、安定的に、先ほどあった目標を達成できると思っていますので、国の情報を把握しながらしっかり取り込んで、積極的に進めてまいりたいと思っています。

【麻生委員】和牛については、国も新しい戦略としてやろうとされていますので、ぜひ取組をお願いしたいと。

それに伴って、家畜糞尿の関係の処理について、エネルギーに転換できないかということで、今お願いしてやっているんですけれども、こういったことも、1頭当たり2万5,000円から3万円の処理代がかかってくるということも言われていますし、長崎も、どっちかという都市型の中でやっている中で、糞尿のにおいがするとか、いろいろ課題があるわけですね。ですので、地域連携をしながら、新しい、片一方でエネルギーをとっていかうとか、今、消化液をセンター長のほうで研究してもらっておりますけれども、連携しながら何とか、長崎は農業が一つの基幹産業であるわけですが、もっと収益性の高い事業になるように展開してもらえればと思っていますので、この点についても、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、今、私がずっと進めておりますエコフィードについて、実は、今日午前中ありました豚コレラとアフリカ豚コレラ、家畜伝染病関係についての厳しい指摘があるということで伺っているんですけれども、もちろん、今対策が、今日はイノシシの柵だけであったんですけれども、これらも含めて、餌とか人の往来とか、長崎は今、中国からクルーズ船もいっぱい来るわけですね。ただ、対策がこのことだけでいいのかという感じもあるわけですね。

まだ豚コレラも、アフリカ豚コレラも出てい

ませんけれども、アフリカ豚コレラにおいてはワクチンが効かないという状況があるわけですから、絶対に侵入を許してはいけません。だけど、畜産農家の方たちも、自分たちの飼育で手いっぱい、細かなところまで手がなかなか回らないんじゃないかと思うんですね。もちろん、イノシシはいいでしょうけれども、ネズミだとか、鳥類だとかあるわけですね。そういうところで細かな指導に対してどのような対策を今とられようとしているのかが、1点。

あと一点は、さっき申し上げましたように、家畜伝染病で、今、環境省、農水省のほうで検討されていると聞いておりますけれども、そういうエコフィードに対して新たな流れが出てきているということもお伺いしているので、その点についての県の掌握と今後の対策についての取組をお尋ねしたいと思います。

【山形畜産課長】 委員ご指摘のとおり、ASF（アフリカ豚コレラ）についてはワクチンが効かないということで、国も日本には絶対入れないぞということで、農水省だけではなくて、外務省であるとか、そういう関係の省庁とも連携しながら、必死にまずは水際対策をやっていくと。

それから、CSF（豚コレラ）が広がっていく中で、飼養衛生管理基準というのを国が定めていますけれども、やはり農家は確実にやっているとはいいつつも、検証してみると、そこにやっぱり漏れが出てきていると。そういうところから侵入を許してしまっているということがあるので、国の今の見直しの方向としては、飼養衛生管理基準の徹底のところを、県、国も一緒に指導ができるような体制を見直していこうとか、そういう動きになっています。

ですから、まずは農家でしっかり守っていく

しかないところでありますけれども、そこに国、県もしっかり農家に入って技術指導なり、技術支援なりをしていくということになろうかと思っています。

ですから、すき間があれば、そこを塞いでいくと。また繰り返して、そこがまたどこかに漏れがあれば、もう一回そこを、繰り返し、繰り返し同じことにはなりますけれども、やっぱり漏れがないようにやっていくしかないなと思っています。

それから、エコフィードの流れにつきましては、現在も、餌の中に生肉等が混入しないようにということで、現在の飼料安全法であるとか、家畜伝染病予防法の中に規定がありますけれども、この規定を、さらに国際基準に合わせて厳しくしていこうということがあります。

具体的に申しますと、現在、生肉等が混入している可能性がある餌については、70℃で30分以上であるとか、80℃で3分以上の加熱処理というのがありますけれども、これを新たな見直しの案としては、攪拌をしながら90℃で60分以上、もしくは121℃で3気圧で10分以上というふうに、さらに厳しくなっているようです。

そうなってくると、エコフィードを製造している企業にとっては、新たな施設整備等も発生する可能性もありますし、また、栄養成分なんかも変わってくる可能性がありますから、そういったところについて、今後、情報が具体的に出てきた段階で、事業者等とも話をしながら、どのような支援ができるのか、今後、検討してまいりたいと思っています。

【麻生委員】 今、養豚農家の心配事は、一旦発生すれば、アフリカ豚コレラは5キロ圏内全部出荷停止ということで、改めて今回、関東のほうでは、養豚場が自己破産したという記事も載



っておりましたので、本当に1カ所も出さないという強い決意で、今回のイノシシの対策もありましたけれども、そういう指導をもっと強化してもらって、そういう危機管理を共有するということをされていると思いますけれども、その中で取組をさらにきめ細かくやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【大場委員長】 ほかありませんか。

【赤木委員】 お疲れさまです。何点かお伺いしたいと思います。

先ほど麻生委員のほうから少しお話があったんですけれども、畜産関係に関することを、まずお伺いしたいと思います。

畜産を行っていますと、副産物で堆肥が出てくるとは思いますが、その堆肥の状況ですね。県としてある程度把握はされていると思うんですが、現場の方に少しお話を伺うと、供給の過剰地域であったり、あと、不足している地域があるというふうに伺っているんですけれども、県としてどのような把握をされているか、お伺いしたいと思います。

【山形畜産課長】 家畜を飼養しておりますと、必ず糞尿が発生するというので、特に、地域的にいくと、例えば島原半島では、牛だけではなくて、豚、鶏も含めて、県の畜産の4割程度があります。当然、堆肥をどれくらい使う畑があるかというのにも関係はしてきますけれども、その中でも、島原半島地域においては、やはり過剰だということで、今やっている対策としては、島原半島から、例えば諫早地域に堆肥を広域流通させようとか、そのための運搬車の支援とか、そういったところを県でやっているところでございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。過剰な地域があって、不足している地域に運搬の支援、

そういうネットワークは既にあるということでよろしいですか。

【山形畜産課長】 畜産農家と耕種農家とを結びつけていくということで、各振興局あたりはその橋渡しをしている部分もあります。

ただ、最近、規模拡大が一方で進んでいますので、島原半島に限らず、やはり規模拡大しているところでは、堆肥の処理というのは非常に課題になっているということで間違いないと思います。

【赤木委員】 ありがとうございます。不足している地域もあるというふうに伺っていますので、需要と供給のバランスはとれると思いますので、しっかり把握をしてネットワークづくり、振興局同士の連携とかも進めていただければと思います。

あと、食肉関係のお話なんですけれども、これから県としてももっと長崎和牛の輸出等を推進していく立場だと思いますが、今後の制度に、TPPとかに対応した、輸出に対応する食肉加工場等、今、県の中でどういうふうな体制になっているのか、お伺いしたいです。

【長門農産加工流通課長】 県内の輸出に対応した食肉加工センターのと畜場の話ですけれども、現在、佐世保食肉センターが、ベトナム、マカオ、ミャンマーに対応した施設となっております。

また、これは系統外ですけれども、日本ハム系で日本フードパッカーというのがございますけれども、この日本フードパッカーの諫早工場はタイとベトナム、ミャンマー、台湾に送ることができたんですけれども、10月以降、台湾の基準が厳しくなったものですから、台湾については許可が外れたということでお聞きしております。

【赤木委員】佐世保のほうにあるということで、今、お伺いしましたけれども、それで、今後足りるという認識なのか。今後、もっともっと輸出をされていくと思うんですけれども、今の佐世保での体制で、県のこれからもっともっと輸出しようという体制、枠組みが佐世保だけの工場ですら足りるという認識なのか、お伺いします。

【長門農産加工流通課長】現在の長崎和牛の輸出の状況ですけれども、実態としましては、佐世保食肉センターから出ている分と、熊本のほうに送りまして、熊本のほうから香港、シンガポール等に輸出している現状がございます。

これにつきましては、佐世保から輸出できない国に対しては県外施設を利用することで、現状としては香港、シンガポールに向けた輸出に取り組んでいる状況でございます。

【赤木委員】現状は大丈夫ということで認識はしたんですけれども、畜産の現場の方にお伺いすると、諫早等にもそういった対応できるような施設が欲しいというようなご意見も承ったんですけれども、そういった考えが県のほうであるのかどうか。そこはまだ考えてないのか、これから検討されるのかどうか、お伺いしたいです。

【山形畜産課長】まず、県内のと畜の状況ですけれども、本土地区に4地区ございます。佐世保と島原半島地域の雲仙市、先ほどあった日本フードパッカーの諫早工場、それからあと、川棚のほうに日本フードパッカー川棚工場、これはもう豚だけのと畜場でございます。それからあと、離島では五島の食肉センターというのがございます。

その中で、現在輸出に対応しているのは、先ほど申しました佐世保食肉センターと日本フードパッカーの諫早工場のみということです。

今課題となっているのが、いずれの施設も老朽化してしまっていて、なおかつ、県内に4カ所、本土地区だけでも4カ所のと畜場があるということで、じゃあ、さらに新たなと畜場をまた整備するのかということ、要は、と畜の取り合いみたいな形になってしまいますので、ここについては、まだ十分な協議が、合意形成ができていないわけではないということです。

その一方で、佐世保食肉センターについては、現在も牛がメインの市場ですので、今後、新たな輸出国に向けて施設整備が必要になってくるとなると、相手国が求める衛生基準等いろいろなクリアしていく必要もありますので、県内でどのような体制をとっていくかということ、コンセンサスが得られている状況ではまだないということです。

【赤木委員】現状がわかりました。私もいろいろ現場の方からお話を伺って、そういう現場の声というものを県政から発信していかなければならないと思っておりますので、諫早のほうでは老朽化をしているということです、本当に現場の畜産の方が志を持って取り組めるような施設整備も、ぜひとも頑張りたいなど。いろいろ現場の声も伺って、県としても取り組んでいきたいと思っております。

話はまた別のほうに移りますが、私は今日35歳になったんですけれども、私の世代でも農業のほうに目を向ける方が、周辺で増えてきました。今まで全く別の仕事をしていても、農業をやってみたいという声を、少なくとも、今、5名ほど伺っているところなんですけれども、その中で課題に感じていることというのが、やはり今まで農業に携わっている方が私の周りには少なく、現場の声というか、知人・友人になかなか聞くことができない状況がございます。

もちろん、農業をやりたいということで、研修等の制度はしっかりあるとは認識しているんですけども、やはりゼロからのスタートをして、どれだけの期間でどれだけの収入があるのかというのがなかなか見えづらい、わかりづらいような状況があるんですが、例えばゼロから始めても、例えば何年後にはこれだけの収入があるというような統計的な資料、そういったものが、発信の仕方も含めてあるのかどうか、もしくは、今検討されているのか、お伺いしたいです。

【宮本農業経営課長】 委員お尋ねの件ですけれども、お話のとおり、特に農外から農業をされようという方にとっては、やはり農業というのは技術面もありますし、資金面も、いろいろハードルがあるということで、そのあたりは、私どもはしっかり認識しております。

我々としては、新規就農相談センターというのを前から立ち上げておりまして、ここを一本化窓口にして、新規の方もUターンの方もここを通して、例えば、今申し上げたようなハードルについてどう対応するかということも含めて、ご相談できる体制をとっております。

その中で、お話のありました、例えばどれぐらいかかるのかという話についても、一つは、先に新規就農された方の優良事例などをホームページに載せて、こういう品目ではこういう施設が必要で、どれぐらいのお金がかかって、どれぐらいで経営が黒字化するか、そういうことも品目ごとに、地域ごとにご紹介しているのが、まず一つあります。

それともう一つは、品目ごとにシミュレーションをつくっております。この地域でこういう作物をつくると、同じなんですけれども、どれぐらいの期間がかかる、どれぐらいの収入が出

る、こういうことも10数品目既にご用意して、提供できる体制にしております。

ホームページでも見られますし、また、地元のほうでそういう方がいらっしゃれば、普及センターの職員が、そのあたりも含めてご説明もしますし、しっかりと対応しますので、個別、具体的にあれば、ご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【赤木委員】 ありがとうございます。そういった情報が既に整っているということを認識しましたので、私も友人のほうにはそういったふうに伝えたいと思います。

こういうふうな声が上がるとするのは、まだまだ情報がうまく伝わっていない現状もあるのかなと思います。これは検討いただきたい部分であるかもしれませんが、やはり我々世代というものはSNS等で情報は見ますし、ホームページはもちろん大事なんですけれども、そこでつくったからといって、なかなかそこまで情報、こちらから行かないとなかなか見られない状況でございますので、そこをもっとSNSの活用であったり、例えば動画の作成であったり、今、個別の事案というものが、優良事例があるということですので、そこにフォーカスした、なぜその方が農業に従事してこういうふうになりましたというようなストーリー立てた動画とか、そういったものをわかりやすく、感情も込めてつくると、我々世代にすごく刺さるのかなと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

【宮本農業経営課長】 委員ご指摘の話は、まさにごもっともだと思ひまして、本県のホームページは、まだパソコン対応だけになっておりますので、スマホにも対応するようなことも含めて、しっかり検討していきたいと思ひます。

【大場委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 2時32分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 2時44分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほかありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、事前通告に沿って質問させていただきたいと思います。

まず最初に、佐世保食肉センターのあり方についてということでお話ししたいと思いますが、先ほど他の委員から質問がありましたけれども、具体的に私のほうから質問したいと思います。

まず、農産加工流通課長にお尋ねしたいんですが、今、農産物の輸出というのは、国の輸出戦略に基づいてされていると思うんですね。長崎県も和牛が中心となって輸出しているわけですが、国の輸出戦略に基づいて輸出しているのは、大体国全体の何%を輸出しているのか。じゃ、長崎県はどこの国にどれぐらいの輸出をしているというか、パーセントなり金額なり、お示しできますか。

時間がかかるようであれば、JA対馬の不祥事件についてお尋ねしたいと思います。

今、中間報告というのが出ているわけです。JA対馬の不祥事に関して、中間報告が出されているんですね。県当局は、再三再四、業務改善命令を出しているんですね。先ほど部長説明があったように、結果的には、これは来年の3月末までに最終報告とありますけど、県当局に対して中間報告というのは、報告があったのかなかったのか、まずそれをお答えいただけますか。

【村岡団体検査指導室長】 業務改善命令に関しましては、10月末まで一度延長しておりましたけれども、その段階で10月末に、その時点での中間報告ということで、臨時総代会での決算内

容の報告状況と、第三者委員会の調査が長引くということで、さらに延期してほしいという申し出がっております。

【山田(博)委員】 そうじゃなくて、団体検査室長、私がお尋ねしているのは、業務改善命令に関して、JAのほうから中間報告なり報告があったかどうかというのをお尋ねしているんです。

【村岡団体検査指導室長】 中間報告の段階で、その時点での不祥事の検証状況ですとか、内部牽制体制のその時点でのコンプライアンスの遵守状況等について報告をいただいております。

【山田(博)委員】 報告があるのであれば、大変厳しい指摘をさせていただきますけれども、マスコミの新聞では、これは農業組合の、いわゆる共済の第三者委員会の中間決算報告として、新聞等で報告がされているんですね。

だから、当初、県は、今年の7月5日に、改善報告を8月5日に出しなさいと。そうしたら、ちょっと時間がかかるということで、9月末まで要するというので、10月末までに出してくださいと言ったら、結果的には、来年の3月末になったということです。

つまり、私は何を言いたいかというと、こういった不祥事があって、改善の報告書を提出しなさいということで、ずうっと先延ばししているんですね、報告がね。最終報告は来年の3月になりますよと。しかし、一方で、第三者委員会は中間調査結果として、新聞等に出ているんです。

もっと言いますと、県当局はこういうふうに言いながら、この議会の委員会には全く報告がないということですよ。ましてや、県当局が中間調査報告を受け取っているのであれば、この委員会にも、どういった内容が来ているかというのを少なくとも報告すべきじゃないかと、私

は言っているんです。なぜそれを出さなかったのかと。

第三者委員会が中間報告でそこを出していると言いながら、県当局にも来てないかと思ったら、来ていますと。来ているんだったら、なぜ当委員会にそれを報告しなかったのかと、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

【村岡団体検査指導室長】この第三者調査委員会といいますのは、まだ継続調査中ということで、現時点での中間的な取りまとめということで、最終的な被害額も未確定でございます。さらに、責任の所在等について、今後詳細な調査がなされるというふうにお聞きしておりますので、最終的な報告があって事件の概要をつまびらかにできた段階でご報告できればというふうに考えておりました。

【山田(博)委員】じゃ、県当局としては、第三者委員会が中間調査結果として出されたことをマスコミが知って、少なくとも県のほうには来てなかったら、私もわかるけれども、県に来ているんだったら、本来であれば、マスコミでこうなっていますけど、こうですよということを部長説明なり、委員の皆さん方に説明すべきじゃなかったかと思うんです。

県当局としては、この中間決算報告というのは、第三者委員会がやっておりますけれども、これはいかななものかということで理解しているんですか。県当局は中間調査結果というのを、いろんなことがあっても、今までは報告をしたことがないということで理解しているんですか。

これは、次長、私は思うけど、不自然よ。議会軽視も甚だしいと私は思うよ。そこは、本来であれば、団体検査室長は、今まで上五島の土木事務所の所長をしていたから、いきなり来たから、よくわからなかったから、本当は次長、

あなた方がこうしなさい、あしなさいと言わないといかんかったと思うよ。

【岡本農林部次長】今、山田(博)委員の話があったんですけれども、第三者委員会の報告というのは、まず、農協のほうが委託した組織でありまして、当初6月に6億円程度の不正がありましたとご報告させていただいております。

その後、第三者委員会が入った中で、不正という額が、多分不正だろうということで広がって、マックスで考えたのが12億円ということで出ているんですけれども、それを今、1件1件、農協関係者で全部当たっています。ですので、先ほど室長が言ったように、確定した額ではない。新聞等で報道されておりますのは、その第三者委員会の報告を受けて、農協が決算、総代会へ報告したという情報で新聞等に載ったという経過でございます。

ですから、まだ不確定要素がございまして、正確なものではございませんので、実際の手口とか、1件1件詰めて確認した上で報告いただくようにしていますので、それが確定した中で、どういう具体的な不正があったのか、今後どうすべきなのかというのをうちでもしっかり確認した上で、ご報告させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】そうしたら、農林部次長、お尋ねしますけれども、この中間決算報告というのは、新聞やテレビで出されていますけれども、じゃ、これは不適切だと言いたいんですか。

今、あなたがおっしゃるのはそういうことですよ。少なくとも今の様な状況でございますけれども、したがって、こういった状況になっていますという報告はあってもしかるべきじゃないかと私は言っているんです。

いいですか、これは今年の7月5日付ですよ。

それを8月5日までにしなさいと。1カ月後にしなさいと、あなた方は言っているんですよ。それを再三再四、延ばしているんですよ。それで、中間調査結果報告というのは出ているんですよ。それを、私たちにはずうっと今まで、初めて当委員会で7月5日に出したとなっていて、来年の3月まで延ばすようになりましてということ初めて聞いたんです。その間、なしのつぶてというのはいかがなものかと、私は言っているんですよ。

【岡本農林部次長】なしのつぶてというお話なんですけれども、農協が説明される前、10月29日に委員のほうには、一応概要ペーパーを出しておるんですけれども。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、この中間決算報告というのを言いましたか、そうしたら。私は、中間決算報告の内容のことを言っているんですよ。

【岡本農林部次長】 文章の中には、「第三者委員会の調査にかかる最終報告が、令和2年3月末になったことから、その結果を踏まえて報告いたします」ということでして、委員ご指摘のように、第三者委員会の整理を踏まえて、現時点で整理したものをすべて計上しておりますと、その内容について説明していますけれども、第三者委員会から中間報告から出たということは、記載しておりません。その事実があります。

ただ、その第三者委員会の報告を受けて、実際に農協がこういう報告をしたということで、ちょっと説明が足らなかった部分はあると思います。そこはおわびいたします。

【山田(博)委員】 そこは、こういったことで報告が出ますということ、農林部の対応というのは、これはいたし方ないというのは、私はわ

かるんです。わかるけど、報告がなかなか出されないと私は思っていたんですよ。ところが、新聞やテレビで出ていたら、どういうことかなるんですよ。そこを私は言っているんです。以後気をつけていただきたいと思います。

これは、団体検査指導室も大変やりにくいところだと思うんですよ。私は、国のほうも一定の責任があると思っているんですよ。村岡室長、あなたの前の団体検査指導室長は大変な目に遭ったんです。それ以上は言いませんけど。

続きまして、わかりましたか。農産加工流通課長、よろしくお願いします。

【長門農産加工流通課長】 国の輸出戦略に基づきまして、牛肉は250億円を輸出することを目標に掲げておりまして、平成30年度の国の輸出の実績が247億円という状況になっております。

国別に見ますと、一番多く輸出されている国はカンボジアが23%、香港が17%、続きまして、台湾が17%という状況になっております。

あわせて、本県においての牛肉の輸出状況ですけれども、平成30年度の輸出実績は約1億3,000万円ございます。上位が、台湾で27%、香港で25%、続きまして、マレーシアで20%という状況になっています。

【山田(博)委員】 そうすると、今、長崎県は1億3,000万円で、これからどんどん牛肉を輸出していくというさなかに、長崎県内の佐世保の食肉センターで、台湾、香港、マレーシアに対応できるかできないか、そこだけお答えください。

【長門農産加工流通課長】 佐世保の食肉センターで対応することはできません。

【山田(博)委員】 この現状なんですね。赤木委員聞いているか。（「はい」と呼ぶ者あり）これなんだよ、君の質問することは。ここが大切なんだ。

そうすると、佐世保の食肉センターでは、これが対応できないというのであれば、ということは、現状はどんなしているかというのを教えてください。

【長門農産加工流通課長】台湾につきましては、日本フードパッカーの諫早工場から輸出することができましたので、ここを活用して輸出をしている状況でございます。

香港につきましては、熊本のと畜施設のほうに運びまして、そちらから香港へ輸出している状況でございます。

マレーシアにつきましては、長崎和牛というよりも、どちらかというとハラールの関係がありまして、熊本のハラール専用の施設に送って、系統外の団体が輸出しているような状況でございます。

【山田(博)委員】じゃ、今度また言いますけど、国はカンボジア、香港、台湾ですね。そうしたら、カンボジアはできるんですか、今の佐世保食肉センターで対応できますか。そこだけお答えいただけますか、できるかできないか。

【長門農産加工流通課長】佐世保食肉センターでは、カンボジアのほうは対応できません。

【山田(博)委員】そうしますと、国の和牛の戦略をやっている中で、カンボジア、香港、台湾が上位3者を占めて、我が長崎県は台湾、香港、マレーシアということですね。そうすると、国と長崎県の現状を踏まえてみますと、これから和牛の輸出戦略というのは、国の戦略の需要が高いカンボジアも視野に入れてせんといかんのじゃないとか、将来、どんどん需要が高まってくるとなると、この輸出戦略を、今、日本フードパッカーのほうがご理解とご協力をいただいていると、熊本もしていただいているという中で、そうすると、今後、佐世保食肉センタ

ーが外国に輸出できるような体制をどういうふうにとっていくかというのをやっぱり考えないといけないんですね。

これは、農産加工流通課長として、そこをしっかりと、どのように考えているかというのを聞かせていただきたいと思います。ここが、今から和牛をどんどん輸出していこうと、農家の方々の所得向上を踏まえて、佐世保食肉センターではそういった取り扱いができないと。この食肉センターをどんなに活用していくか、問題があるし、これから輸出戦略をする上で、この処理をどのように体制を考えていかないといかんかというのが、2つ大きな問題があるんですが、担当課としてどのように考えているか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【長門農産加工流通課長】長崎和牛の輸出につきましては、現在、香港、台湾を中心にとり行っているところでございまして、これにつきましては、資料を確認してよろしいですか。

【大場委員長】しばらく休憩します。

-----  
— 午後 3時 3分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 3分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】それでは、旧千綿女子高等学校の跡地の活用について、今後どのようにしていくかというか、委員の皆さん方にお配りできるような資料があるんだったら、今後のスケジュールとか、現状を踏まえたものがありましたら、お配りしていただければと思います。

委員長、よろしくお願ひしたいと思います。

【大場委員長】資料提出は可能でしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、提出をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時 4分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時 4分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

ほかありますでしょうか。

【麻生委員】 5ページの卸売市場法の改正についてのお尋ねをしたいんですけども、今回の条例改正ということで市場法が変わって、今まで中央市場を含めてありましたけれども、大きく今回、流通も変わりますので、それについてお尋ねしたいと思います。

私もよく青果市場に行きますけれども、中央市場でありまして、今、大半が相対だったり、流通機能がまさに、競りがなかなか行われないという状況もありまして、それと、小売業の方たちも大変少なくなっている。また、関連事業者のところも、はっきり言ってシャッター街になってきているというような状況もありまして、今までこういう流通業界が変わってきている中で、農家の皆さんとある一定の状況を市場が確保して回って、農家の人たちの野菜の暴落だとか高値をカバーしながら、県民の食材をある程度やっていただいたんですけども、今後、自由競争となってしまうと、ある意味ではメリットがあつていいんでしょうけれども、ただ、弱者だとか零細の皆さんのところには厳しい状況はあるのかなと思ひまして、今後、国が目指している流通の関係の卸売市場の条例の改正、目的、そして目指すものとあわせて、そういう実態の展開がどうなるのか、教えていただきたいと思ひます。

【長門農産加工流通課長】 今回の改正市場法の趣旨でございますけれども、まず、卸売市場を食品流通の核とするというのが前提になっております。

そういった中で、卸売市場を含めて、食品流通全体をいかに合理化していくかということ、それと、生鮮食料品の公正な取引環境をいかに保っていくかということが大きな課題になってまいります。

そういった形で、そういう環境を促進していくことで、やっぱり生産者の所得とか消費者ニーズ、そういったものに的確に対応していく必要があるという趣旨で法律の改正が行われるとお聞きしております。

その中で、主な改正点として、ある程度市場の自由度を高めようという中で、先ほど委員からご指摘がございましたように、今まで、例えば第三者販売を原則禁止したり、商物一致にしないよと法で一定縛られていたところがあるんですけども、そこを卸売市場の共通のルールとすることで、一定自由化することができるといふこと、いかに市場内での自由度を高めるかということで、今回、卸売市場法を改正するというふうにお聞きしております。

【麻生委員】 中央市場で、国の冠をもらって、世の中で一定の知名度があつて、物が集まってくるということが言われているけれども、さっき言われたように、自由度がなかなか厳しいのでということで、大分は中央市場から地方に変えてされたということで、なかなか物が集まってこないようになったと。今まで大分もマーケットはあつただけで、市場自体が本当に沈んでいるよという話を市場の方から聞くわけですよ。

一方、宮崎あたりは、中央市場を経由して全部野菜を関東、関西に出すもんだから、市場自体が活気づいていると言われているんですね。長崎は、中央市場はありますけれども、もちろん長崎市民の台所を担っている状況であるんで



すけれども、長崎は野菜が、実際、島原半島の状況で言えるんでしょうけれども、もう全部直通で、市場を経由せずに出ているという状況もあったりとかして、なかなか市場の活気がないということで、仲卸でやっているところ、もちろん卸が2社あるんですけど、大同さん、長果さんね。ここも今、相当格差が出てきて負けているという状況と、あわせて、仲卸の中に店舗があるんですけども、やっぱり赤字になっているところが結構あるという状況を聞いているんですよ。

だから、今回こういう改正法になった時に、自由競争だということで、もちろん消費者の状況とか、生産者の状況、つなぐ立場なんでしょうけれども、やっぱり丁寧に説明してもらわないと、なかなか現場の皆さん、不安があるんですね。そして、先ほど申し上げましたように、大半が相対ですよ。市場の競り自体が成り立っていない。後で、もちろん何%ということが入ってくるんでしょうけど、もう朝7時過ぎには、大体競りは終わっているんです。そういう実態が今あるということですよ。

だから、今後、中央市場という言い方の冠をするのか、地方におろして、もっと自由度を上げてやるのかという形があるんでしょうけれども、そうすると、今後、市場の方から聞いているのは、諫早とか大村も近距離になったから、長崎一本でやるべきじゃないかという声も上がっているところもあるんですよ。

そういう市場制度が変わる中で、昨日は、魚市の話がありましたけれども、特に青果物は、私も身近な皆さんから聞くところが多いものだから、やっぱり今回の法改正の趣旨を、もっと説明を現場までしてもらいたいなど。いいチャンス、ビジネスチャンスがあるという方もおら

れるでしょう。しかし、今、既存の中で縛られてやっている中で、相当マーケットを落とすところもあるんじゃないかと思っているところです。

そういう点について、今後改正した後、どのような形で、6月ぐらいから実施されるんでしょうけれども、動きとしてどうなっているのか、そのロードマップを教えてもらっているんですか。

【長門農産加工流通課長】 まず、改正法にどのように対応していくかという形になるかと思うんですけども、それにつきましては、市場法自体が変わって、手続関係が出てまいります。この手続関係につきましては、先般、開設者の方々をお集めしまして、どういった形の手続になっていくかというご説明をさせていただいたところでございます。

市場法の改正につきましては、一度、平成30年3月ごろに、市場の経営者とか競りの方々をお集めして、市場改正法がどういう形で変わりますよというご説明は差し上げてきたところですけれども、そういったあらゆる機会を捉えて、改正法の趣旨というものをしっかりと皆様方にもおつなぎしてまいりたいと考えているところでございます。

6月に法が改正されますので、それまでには開設者の手続を済ませていくという形になるのかと考えています。

【麻生委員】 施行されても、極端に大きく変わる話ではないと思うんですよ。多分、延長線上の中で、細かなところが一部改正されてやるという話もあるんでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、市場自体の機能がなかなか落ちてきているんじゃないかと思っているところなんですよ。

流通マーケットは、今、大きな、地場で言えばエレナさんとか、そういう事業がありますから、市場を頼らずに物が流れてくるという状況もあるかと思いますが、私は、やはり生産者が来られて、ある一定の条件の中でカバーしながら、市場の人たちもそういう厳しい状況をカバーしながら、ウィン・ウィンの形で取り組みながら、マーケットをとってもらおう。中央市場であるがゆえに、各地方の、例えば、北海道とか青森とか、北からいっぱい物が集まってきましたよね。そういうふうに集まってくる機能性もあると思うんですよ。

ですので、私ももうちょっと中身を見ながら、皆さんとどうやったら展開ができて、地域の市場が活性化するのか。そして、多くの皆さんが就労されていますから、そういう中では、一つの雇用の受け皿になっていますから、そういったものをしっかり取り組みながら、また説明をちゃんとしてもらいながら、この法改正を徹底して、さらに活性化するような施策をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【大場委員長】 資料は届きましたでしょうか。

では、資料の配付をお願いします。

〔資料配布〕

【大場委員長】 ほかありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山田(博)委員】 各委員の皆さん方には、委員長のほうから理事者を通じて資料をお配りしていると思いますので、その資料を見ながら、私の質問をご理解いただければと思います。

この資料は、ご覧のとおり、旧千綿女子高等学園の跡地活用に向けた活用策というのを、随分、今まで再三再四、今日まできたんですが、結果的に、本来であれば、平成31年3月31日に決まっていた会社が、現状としては、地元の理

解が得られなかったということで、今後は、東彼杵町と話をしながら、新たに活用策というのを検討していくということになったということでお聞きしています。幸いなことに、今回ここに進出を決めていた会社のほうは、東彼杵町のほうが別のところを町内でお手伝いしようという形になっているというふうにお聞きしておりますけれども、こういった経過というのは、それで間違いないかどうかというのを、改めてお尋ねしたいと思います。

【宮本農業経営課長】 まず、今回応募のあった事業者の後、具体的には、9月に東彼杵町長からお話がありまして、今回の選定については見送ってほしいという話、そのかわり、町のほうで新たな活用策を検討したいという話が、まづございました。それを受けて、11月19日に、町としても検討した結果、千綿跡地については、新たな活用策を検討したいと、具体的に意向を表明されました。その意向を、今後、具体的な活用の計画について、東彼杵町からお話を伺う予定としております。

それからもう一つ、応募のあった畜産事業者につきましては、今回、東彼杵町から断念してほしいという話がありましたが、町といたしましても、優良事業者であり、地域の活性化にもつながるということで、現在、町内でほかに確保できる場所がないか検討しているということで、事業者とも協議をしながら、今、どういったところが見出せるかということを協議している最中だというふう聞いております。

【山田(博)委員】 そうしますと、これは一番大切なところは、進出を予定しておりました企業のほうと県と、また東彼杵町とお互いに納得して話を進めていかないといけないということがポイントですけれども、その後どのような

ているかというのを聞かせてもらいたい。

あとは、千綿跡地を町民農園として活用したいという意向を11月19日に東彼杵町が県に対して表明したということでもありますけれども、これは具体的に言うと、いつからしたいとか、どのような形でしたいというのを県のほうに具体的な提案があっているのか、あっているんだったら、それを説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宮本農業経営課長】 委員お話しのとおり、東彼杵町、それから事業者がまずよく話し合うということがあるんですけれども、県といたしましても、両者にしっかり協力しながら、連携しながら、どのような場所を見出せるか協力していきたいと考えております。

それから、いつからというお話でございますけれども、実は、近く具体的な計画案ですとか、スケジュールについて町から何う予定としておりますので、その上で我々も話を伺って、また改めて、今後のスケジュールなども含めてご説明させていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ここはいずれにしたって、進出予定していた企業がいろいろと期待を持って準備もされていたわけですから、迷惑をかけないように、また、東彼杵町にうまく橋渡しをしながら、他の候補地を見つけてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、農林技術センターの茶業研究室についてお尋ねしたいと思います。

事前に、私はこの施設の状況の資料を提供いただきましたけれど、施設の、特に機器が耐用年数を過ぎているということでもあります。この現状を踏まえて、今後どのように、資料請求すると、また時間がかかるでしょうから、お尋ねしますけれども、概略で言うと、今、茶業研究

室の機器の全体の何%が耐用年数を過ぎて、本当だったら更新せんといかんということを、まずそこを明確にお答えいただけますか。

【荒木農林技術開発センター所長】 小さい機器がございますので、一応20万円以上の備品という形で整理をさせていただいておりますけれども、全体で43機ございます。そのうち、耐用年数を過ぎているものが35機ということでございますので、80%が耐用年数を過ぎているということでございます。

【山田(博)委員】 今、他の委員からも話がありまして、長崎県の茶業協会の解散に伴って後継組織をつくるということになって、先ほどセンターのほうも、人件費が、国の受託とか研究を受けながらやっているという中で、語るも涙、聞くも涙、いかに頑張っているかというのがひしひしとわかったわけで、その中で、茶業研究室の20万円以上の機器が43機あって、そのうちの35機が耐用年数を過ぎていると。つまり、80%はね。

つまり、こういった状況の中で、今、茶業の新たな組織を来年に向けて組織をしていると。名称等もどういうふうになるか明らかにしてもらいながら、じゃ、この茶業研究室を県当局としてはどのようにやっているのか。こういった耐用年数が過ぎた機器でありながらやっている。私も、実は行ったんです、ぷらっとね。行ったら、職員の皆さんが疲れ切ったような、頑張っておりました。「山田(博)先生、なんで来たんですか」と言うもんだから、「来たらだめですか」と言ったら、「いや、そんなことはありません」と言って、どうもありがとうございますと言いながら、玉緑茶か何かわかりませんが、おいしいお茶をいただいて、気持ちよく送っていただきまして、大変ご苦労しなが

らやっておりました。

あんな疲れた姿というのは、この老朽化した、耐用年数を過ぎた機器の中でやっているからこうなったんだと、私は確信したわけでごさいます。こういった状況を何とか改善せんといかんとは私は思うわけでごさいます。担当所長として、先ほど午前中も、聞くも涙、語るも涙でありましたけれども、また、そういった話を聞かせていただければと思うわけでごさいます。いかがでしょうか。

【荒木農林技術開発センター所長】視察をしていただいたということで、ありがとうございます。職員が非常に疲れ切っていたということで、多分、全力を出して試験・研究にいそしんでいる姿ではないかなと思っております。

ただ、古い機械であっても、当然動くものについては、県費でございますので、しっかり使うというようなことが前提でございますので、保守・点検・メンテナンスをしっかりとやりながら使っていくということが前提でございます。限られた予算でございますので、当然、更新についても優先順位をつけながらやるというようなことでごさいます。

そういう中でしっかり研究がやれているかという話でございますけれども、ご存じのとおり、ビワ発酵茶であるとか、あるいは全国の茶の品評会で上位を占めるというようなことで、お茶については非常に活発であるということで、その下支えにも、当然この研究室はなっておりますので、そういう中で、職員と一緒に頑張っていきたいと思っております。

【山田(博)委員】頑張っていきますと、気合いは入っていますけれども、整備の指針というか、見直すというか、指針なりをつくってやらないといけないと思います。確かに、頑張っ

ている姿はひしひしと伝わってきました。気合いだけでやれるものと、できないものがありますので、気合いで機械が動いたら、それにこしたことはないけれども、気合いだけで機械が動くわけではありませんで、人間に気合いが入って元気であっても、機械は老朽化してさびついていくわけですから、人間も似たようなところがありますけれどね。

もう一つ、荒木所長、茶業研究室の、いずれにしても80%が耐用年数を過ぎた機械の中でやっているというのはいかがなものかと思えますから、この整備指針なりをつくって、きちんと研究できる環境づくりをして、さらに、長崎県の茶業振興に取り組んでいただきたいと思うんですが、来年の3月に後継組織の設立総会を予定していますけれども、名前とか参加メンバーとか何かも、この記載どおり間違いはないかどうかを含めて、お答えいただきたいと思います。

【渋谷農産園芸課長】現在、先々月の検討会で、案の検討をしているところで、1月に名称、あるいは構成員のメンバー等が決まってきた、そして3月の総会を迎えるということで考えております。

【大場委員長】名称はまだ決まっていないということですね。

【渋谷農産園芸課長】はい。

【荒木農林技術開発センター所長】ありがとうございます。機器の更新については、先ほども言いましたように、当然県の予算が厳しいということでごさいますので、限られた予算の中で、古い機械についても、十分動くものについては整備をしながら、あるいはメンテナンスをしながら使うというのが前提でございますけれども、当然、どうしても更新をしなければならない機器が出てきますので、そこにつきましては、今

のところ緊急度、重要度等、あるいは周辺住民に迷惑をかけないというようなところも加味しまして、優先順位を一応、室の中でつけていただいております。

ただし、その室が、それぞれ部門もありますし、センター全体もありますので、センターの中で優先順位をつけながら更新をしていくというような形でございますので、指針というわけではありませんけれども、そういう中で優先順位をつけながら更新をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひお願いしたいと思っております。また近いうちに、この茶業研究室に、抜き打ちの視察ではありませんけど、ぱっとうちのスタッフと行って見ていきたいと思っております。そのときは、写真を撮ってやっていきたいと思うんですね。

続きまして、佐世保食肉センターですけれども、農産加工流通課長、十分な時間があつたと思うんですが、いかがですか。お答えできる状況になりましたでしょうか。

【長門農産加工流通課長】 大変失礼いたしました。国のほうは、カンボジアが第1位という状況でございます。

我々としましては、本県の輸出につきましては、まずは、信頼できるパートナーをしっかりと見つけていくことが重要かと考えている中で、実際長崎和牛では、香港とかシンガポール、台湾につきまして、輸出業者・輸入業者をしっかりとらまえて、輸出に取り組んでいるということでございます。

まず、向こう側の輸入業者、そこをしっかりとらまえた上で輸出の拡大に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 要は、今、台湾、香港、マレ

ーシアが占めておりますけれど、この台湾というのは、処理は日本フードパッカー、民間に委託というか、お願いしているわけですね。この状態で、果たしてずっといくのか、佐世保食肉センターで対応できるというのは限られているわけですね、国としては。今できるのは、お聞きしているのは、タイ、ベトナム、マカオ、ミャンマーなんですね。

それで、今、長崎県の輸出戦略で中心になっているのは、台湾、香港、マレーシア、今、佐世保でできるのは、タイ、ベトナム、マカオ、ミャンマーだから、なってない。ということは、この長崎県の和牛輸出は、今まで日本フードパッカーと一緒にやっていて、それでずっとやっていくのかと。そっちの方向でいくのかどうかというのを私はお尋ねしているんです。

いや、違うんですと、これからはタイもベトナムもマカオもミャンマーも行くからいいんですよと言われたらわかるけれども、今、輸出できるところが限られているわけでしょう。後は、県当局としては、ソフトでというか、輸出先を変えていくのか、それは、佐世保食肉センターでできるところがありますからね。じゃ、これからどんどん輸出できるところ、国のほうを中心にやっていくんだったら、日本フードパッカーとか、他県、熊本にいろいろとお願いしてやっていくのか、その方向性はどういうふうに考えているのかとお尋ねしているんです。

県当局としては、輸出戦略を考えているんでしょう。長崎県として、和牛の輸出を。それを見解というか、方向性を示していただきたいと思っています。

【長門農産加工流通課長】 先ほどご説明した3カ国ですね、香港、台湾、マレーシア、これは上位3カ国をご報告しただけで、実態としては、

ベトナムとタイも、一部、流れている状況でございます。量的には、若干少ない量にはなっていますけれども、ベトナム、タイにも流れている状況でございます。

こういった状況の中で、まず、佐世保食肉センターの中でしっかりと畜を進めていって、国内をはじめとして、国内の需要を担っていききたい。まず、長崎和牛の生産量、出荷頭数自体が1万頭に満たないという状況の中で、そこをしっかりと確保していって、国内、国外、そういった部分についても、長崎和牛の知名度を上げていながら、国内の戦略、国外の戦略も打ってまいりたいと考えている状況でございまして、実際、タイ、ベトナムにつきましても、現状としては、まだ横ばい状態ですけれども、そういった部分についてもしっかりと輸出を増やしてまいりたいと考えているところでございます。

【大場委員長】 同じ答弁なので、また同じ質問をされると思います。

【中村農林部長】 大変苦しい答弁をさせていただいているところですけど、実情を申し上げますと、長崎和牛の銘柄推進協議会という団体をつくって、輸出もですけれども、国内対策もあわせてやらせていただいています。

その協議会の中で、輸出に対する方針を決めてやっているんですけれども、今の主な方針というのが、県と全農と協議をしまして、月6頭を香港とかシンガポールとかに輸出をしているというところです。この6頭を増やせるのかというところです。

前々からここでご議論いただいているんですけれども、長崎和牛の頭数がまだ少ない、ロットが少ないといったところで、輸出の拡大ということに取り組みたいと思っていますけれども、現状の長崎和牛のロットでは、月6頭というの

が、まだ今のところ精いっぱいというところがあります。

ただ、輸出に対するノウハウとか、課題であるとか、そういったものをしっかりと今のうちから共有しておくということで、頭数が少のうございますし、まだまだ今のところ増やすところまでいけていませんけれども、そういう取組を行いながら、今、肥育の増頭にも取り組んでおりますので、長崎和牛のロットを増やしていきながら、徐々に輸出についても対応方針をまた変えていくといいますか、前進させていくというようなことを今後やらせていただきたいと考えております。

【山田(博)委員】 2巡目の時間がきたので、一旦終わりたいと思います。

【大場委員長】 ほかありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山田(博)委員】 10分以内に終わりたいと思いますので、委員の皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

私もいろんな要望をいただいているんですが、以前、諫早農業高校と大手製パン会社と販売・流通がありましたけれども、その経過というのはどのようになっていますか。

【長門農産加工流通課長】 諫早農業高校と山崎製パン、大手食品企業との取組でございますけれども、先般、7月、9月と山崎製パンと諫早農業高校と意見交換をしたところでございまして、諫早農業高校のほうから、生徒側から企画書が持ち込まれたという状況でございます。

この企画書をもとに、山崎製パンのほうで検討を重ねまして、実際、4商品ほどのサンプルができ上がったというふうなことで、12月6日に、今度また諫早農業高校の生徒さんと一緒に試食と意見交換を実施した中でまた、改良部分

の意見もございましたので、そういったところの改良を加えて、また、パッケージについても生徒さんの意見を取り入れながら、商品化を目指してまいりたいというふうに聞いております。

【山田(博)委員】 それは大体いつごろ商品販売を検討されるかというのをお答えいただきたいと思っております。

最後に、もう一つ、先般の委員会で、飲食店等を守る食品衛生法の改正について、県当局から関係機関のほうに働きかけをお願いしたいということでもしてございましたけれども、何か進展がありましたら、ご報告いただきたいと思えます。

【長門農産加工流通課長】 商品化につきましては、来年の3月までに、どの商品でやるかということを決定しまして、それからは、原料調達先の選定、流通するための各種の手続を踏まえた上で、7月に発売を予定しているというふうにお聞きしております。

もう一点、食品衛生法の改正につきましては、まだ農水省のほうにはご訪問できておりません。できるだけ早い時期に訪問させていただいて、意見交換させていただければと考えております。

【山田(博)委員】 この農林部におきましては、先ほど食肉処理センターの問題とか、旧千綿女子高等学園とか、茶業研究室のお話をいろいろとさせていただきましたが、やはり関係機関の調整とか、ハード面とかいろいろあって、大変ご苦労があると思えます。その中で、これから長崎県の農業者の所得向上にしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。農業者の所得向上には、随分貢献しているわけがございますから。

農林部長の答弁を聞いたら、部長がほとんど

の課を把握して、お見事な答弁をこれからも引き続きしっかりやっていただいて、農林行政を引っ張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。終わります。

【大場委員長】 ほかありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、次に、意見書審査に移ります。

公明党より「スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案を配付します。

〔意見書案配付〕

【大場委員長】 それでは、麻生委員より、意見書提出についての提案趣旨説明をお願いいたします。

【麻生委員】 今回、「スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）」を提出させていただきました。

今、国もスマート農業については力を入れておりますので、皆様もご存じだと思いますし、長崎県も、改めて本年度は、農業生産が、平成29年ですけれども1,632億円ということで、50億円近く伸びたということでありますけれども、ここに書いておりますけれども、離島だとか中山間地域については、大型のスマート農業関係についての機器がまだまだ不足しているんじゃないかと思っております。改めて、農業人材の不足化、そしてあわせて、省力化をもっと進めるべきだと。あわせて、国に要望していきたいのは、ここに書いておりますように、長崎が持つ離島・中山間地域の生産状況を上げていただきたい。そして、こういうことについても、今、大規模農場の中でスマート農場がされてお

りますけれども、そういったものをきめ細かなところまでやってもらうような取組ができないでしょうかということをしていただきました。

2点目には、技術ごとにそれぞれ細かなロードマップをつくっていただいて、長崎モデルではありませんけれども、こういうことをすると取組ができるよというのを、長崎から発信できないだろうかと。そういうことで、国は、今、加速的にスマート農場をやっていかうとされておりますけれども、長崎からのそういう新たな流れをぜひ起こしていきたいと思っておりますので、今回、そういう角度で出させていただきました。

どうか委員の皆さんにも、この農業が大きく1兆円台を超える輸出を目指してやっていかうとしておりますけれども、片方では、高齢化して就労人口が大変厳しいということでもありますので、ぜひ最先端技術が、スマート農場の取組ができるように後押しをしてまいりたいと思いますので、どうかこの意見書に対してご賛同賜りますことを心からお願いしたいと思います。

【大場委員長】 ただいま説明がありました「スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書（案）」について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 これは総体的に、大変結構なことだと思うんですが、一つだけ麻生委員にお尋ねしたいんですが、「離島・中山間地など地域の生産条件や営農類型をよく把握した上で先進的な農業経営の将来像を提示すること」とありますが、具体的にどういった将来像を想定されているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

【麻生委員】 長崎は広い平野がなかなか少なく、中山間地域の皆さん、大変な中でやって、

基盤整備も、今進めていかうとされておりますけれども、できたら、私たちは基盤整備が全部されない状況の中でも生産性を上げてもらいたいという思いもあるわけでありまして、こういう厳しい状況の中で、今、ドローンだとか、新しいロボットで走行型のタイプがありますけれども、こういったものを活用して、ある一定の草刈りの問題だとか、また、そういう運搬の機械があると。昔は、中山間地域で、実はゴンドラじゃありませんけれども、レールを設置して物を運んでおりましたんですよ。今はなかなかこういうものをやるところもなく、ありませんので、今、中山間地域の荷物の運搬だとかということも、簡単にドローンで、GPSを使って動かしていけるような、そういったこともできるんじゃないかと思います。

そういったものを、ぜひ、この長崎の状況に合ったものをしっかりと構築をしていただきたいという意味で、今回、ここに書かせていただきました。

【山田(博)委員】 麻生委員の言っていることは、なるほどなと思うわけですね。そうしますと、これは1番と2番は逆にしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。予算を確保し、それに基づいて、そういった農業経営を離島や中山間地域で先進的な農業経営を実現できるということにしたほうがよろしいんじゃないかと。順番を逆にしたほうがいいんじゃないかなと私は思ったわけです、趣旨としてはですね。

実際は、離島や中山間地域でそういったことをするのであれば、やはり農村整備もしっかりやらないといけないわけですから、そういったものを含めた上での話だと思いますので、逆にされたらどうかなと私は思ったわけでございます。



【大場委員長】提案がっておりますが、提出者としては、いかがでしょうか。

【麻生委員】先に予算がありきじゃなくて、現状がこうなんだということを述べさせていただいて、それがゆえにあるから、こういう課題の中で、国は予算を確保してくださいという形で立場でまとめさせていただきました。

先に予算をつけてくれということでありますがけれども、今、国も具体的にはスマート農業を展開していこうという機運は高まっておりますので、それはそれでありますが、長崎の実情がこういう実情だということをまず明確に述べさせていただいて、そして、予算をつけてくださいという形のほうがいいんじゃないかということで、協議しながら、こういう形にさせていただいたところでございます。

【大場委員長】よろしいですか。

ほか質問はありませんか。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時45分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時45分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】意見書につきましては、否定することはいたしませんけれども、積極的賛成とも言えません。

農業は国の基幹的な生産部門の一つであり、食料自給率は早期に50%台へ引き上げることが何より求められています。しかし、根本には、食料の外国依存、農産物輸入の自由化、国内生産を切り捨ててきた歴代自民党政治があります。

国連が、2019年から2028年を家族農業の10年に設定し、家族農業、小規模農業への本格的な支援を呼びかけました。家族農業の10年への方へ、国の農業政策も見直してほしいことを、この機会に申し上げ、意見書へは消極的賛成といたします。

【大場委員長】ほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時46分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時46分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

意見書案の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書案を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】では、そのようにいたします。

それでは、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時47分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時47分 再開 —  
-----

【大場委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取

りまとめを行う委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時48分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時49分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果につきまして、12月18日水曜日の予算決算委員会における農水経済分科会長報告及び12月20日金曜日の本会議における農水経済委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、協議会に切り替えて行うことといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、そのようにいたします。委員会を協議会に切り替えます。

-----  
— 午後 3時50分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時51分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

農水経済委分科会長報告及び農水経済委員長報告については、協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時51分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時51分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【大場委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

-----  
— 午後 3時52分 休憩 —  
-----

-----  
— 午後 3時52分 再開 —  
-----

【大場委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会はこれが最後となりますので、閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

5月に農水経済委員会の委員長を仰せつかりまして、これまで約7カ月間にわたり委員会審査、決算審査及び現地調査などを実施してまいりました。

この間、浦川副委員長をはじめ委員の皆様には、ご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様には誠意あるご対応をいただきました。おかげをもちまして、委員長としての重責を果たすことができましたことを、心からお礼を申し上げます。

本委員会では、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管しております。

産業労働の分野におきましては、地域経済を支える産業の強化を図るための航空機関連産業の振興や新産業の創出、良質な雇用を創出するための海洋エネルギー関連産業の創出促進などについて、水産業の分野では、漁業の経営強化を図るための水産業所得向上の支援や、付加価値の向上を図るための水産加工品等の販売対策などについて、農林業の分野では、労働力不足等の課題の解決を図るための農業分野における外国人材の受け入れや、担い手確保のための農

業基盤整備の促進等についてなど、活発な論議を重ねてまいりました。

本県の景気は緩やかな回復が続けているとされているものの、人口減少や1人当たりの県民所得の低迷、地域活力の低下など構造的な課題を抱えております。

しかしながら、理事者のご努力もありまして、人口減少、特に若年層の流出防止などの取組については、企業誘致をはじめ、少しずつ実績が伴い、光が見えてきているところであり、今後ともご努力を続けていただきたいと考えております。

理事者の皆様におかれましては、来年度は長崎県総合計画や各計画の最終年度であり、総仕上げとなる大事な1年となります。厳しい財政状況の中ではありますが、さまざまな産業で所得が向上し、良質な雇用の場が創出され、若者が定着する長崎県の実現に向けて、なお一層のご尽力をお願いいたします。

最後になりますが、県政の今後ますますのご発展と、委員及び理事者の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

次に、理事者を代表しまして、廣田産業労働部長からごあいさつを受けることといたします。

【廣田産業労働部長】 関係部局を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

大場委員長、浦川副委員長をはじめ委員の皆様方には、各部局が抱える重要な諸課題に対しまして、さまざまな観点からご意見、ご提言をいただき、厚く御礼申し上げます。

県におきましては、人口減少や地域活力の低下など、構造的な課題の解決に向けて、県総合計画であります「長崎県総合計画 チャレンジ2020」や各部門別計画に基づき、課題、問題点

を解決するための施策を補強の上、目標達成を目指し、積極的に取り組むことといたしております。

具体的には、産業労働分野では、製造業、サービス業における企業の競争力強化、戦略的な企業誘致、新産業の創出育成、産業人材の育成や若者の県内定着促進、水産業分野におきましては、漁業者への経営指導や新規漁業就業者の確保・育成対策の強化、定置網漁業者の漁具改良や省力化の取組への支援、輸出拡大に向けた海外でのPRや新たな輸送ルートの開拓など、水産業の成長産業化の推進、農林業分野では、新技術導入による生産性向上、コスト縮減対策、ハウス、牛舎、農地などの基盤整備や外国人材の労力支援による規模拡大対策、さらには、農産物の流通・販売対策、農山村地域における移住・定住の促進対策など、今後とも力強い産業を創造する長崎県を目指し、より効果的な施策に取り組んでまいります。

また、本定例会において、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案をお示ししたところであり、本委員会でもいただいたご意見、ご提言を踏まえながら、具体的な成果につなげる戦略の策定を目指してまいります。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙とは存じますが、お体に十分ご留意いただき、今後とも県政の発展のためご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

まことにありがとうございました。

【大場委員長】 ありがとうございました。

これもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
— 午後 3時55分 閉会 —  
-----

# 農 水 経 済 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年 12 月 12 日

農水経済委員会委員長 大場 博文

議長 瀬川 光之 様

## 記

### 1 議 案

| 番 号         | 件 名                         | 審査結果 |
|-------------|-----------------------------|------|
| 第 131 号 議 案 | 長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 137 号 議 案 | 公の施設の指定管理者の指定について           | 原案可決 |

計 2 件（原案可決 2 件）

委員長（分科会長）                    大場博文

副委員長（副会長）                    浦川基継

署名委員                    田中愛国

署名委員                    山田博司

---

書記            松村賢太郎

書記            田渕正樹

速記            (有)長崎速記センター

# 配 付 資 料

令和元年 1 1 月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会  
関係議案説明資料

産業労働部



産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第119号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」

のうち関係部分

第123号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（歳 出）

|   |   |   |        |       |
|---|---|---|--------|-------|
| 総 | 務 | 費 | 411万   | 円の増   |
| 労 | 働 | 費 | 795万   | 7千円の減 |
| 商 | 工 | 費 | 1,183万 | 1千円の減 |
| 合 |   | 計 | 1,567万 | 8千円の減 |

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、1,567万8千円の減を計上いたしております。

（債務負担行為について）

債務負担行為の主な内容についてご説明いたします。

「長崎県ビジネス支援プラザ管理運営負担金」は、対象施設の管理運営に要する経

費について、令和6年度までの債務負担として、4,620万1千円を措置しようとするものであります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

（歳 出）

|   |   |   |      |       |
|---|---|---|------|-------|
| 総 | 務 | 費 | 22万  | 9千円の増 |
| 労 | 働 | 費 | 225万 | 円の増   |
| 商 | 工 | 費 | 336万 | 5千円の増 |
| 合 | 計 |   | 584万 | 4千円の増 |

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 11 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

産 業 労 働 部

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第131号議案 「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」

のうち関係部分

第137号議案 「公の施設の指定管理者の指定について」

であります。

条例議案についてご説明いたします。

第131号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に規定されていた「基盤施設事業」が削除されたため、当該事業にかかる関係市への移譲事務の根拠条項を削除しようとするものであります。

事件議案についてご説明いたします。

第137号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、長崎県ビジネス支援プラザ条例に基づき、「長崎県ビジネス支援プラザ」の管理運営を行う指定管理者を公募した結果、1者から申請があり、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経済・雇用の動向について)

我が国の景気は、政府が10月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を

中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」とされております。

また、本県の景気については、日銀長崎支店が11月に公表した県内金融経済概況によると、「生産面で弱めの動きがみられるものの、緩やかな回復が続けている。」とされております。

まず、生産面をみると、全体としては、このところ弱含んでおります。業界別では、大手・中堅造船においては、厳しい受注環境が続くもとで、操業度を引き下げておりますが、地場中小造船では、更新需要等を背景に高水準の受注残となっており、高操業が続いております。また、原動機においても国内外向けともに受注減のため、操業度をやや引き下げており、冷熱機器では国内向けを中心に横ばい圏内で推移しております。大・中型モーターは国内設備投資需用が堅調なため、振れを伴いつつも高めの水準を維持していますが、電子部品等は海外需要の減速から増勢が鈍化しております。

一方、需要面をみると、公共投資は、高水準で推移しており、個人消費は、底堅く推移しております。

なお、令和元年7月から令和元年9月まで、直近3月間の企業倒産件数は9件で、昨年同期に比べて1件の増加となっております。

また、9月の全国の有効求人倍率が、1.57倍と前月に比べて0.02ポイント下回る中、本県においても、前月を0.02ポイント下回る1.19倍と24か月ぶりに1.2倍を下回りましたが、43か月連続で1.1倍以上となっております。雇用情勢は、堅調に推移していますが、一部に弱さがみられます。

#### (基幹産業の振興について)

地場企業の支援については、今後成長が見込まれる分野における事業拡大や生産性向上に向けた企業間連携の取組を支援しており、去る10月9日には、波佐見焼を製作する県内企業が持つ陶磁器の大量生産技術と、県外企業が開発した、半導体の製造工程でウェハー等の材料を傷つけずに正確な位置に保持できるセラミックス製品の製

造技術を融合して、半導体製造装置分野への新規参入を目指す計画や、プラント関連事業において、県内企業各社が得意とする技術を持ち寄って受注体制を強化し、県外大手メーカーからの受注拡大を目指す計画など、4グループの事業計画を認定いたしました。

また、スマートフォンのカメラ等に使用されている半導体画像センサーの分野で世界トップシェアを誇るソニー株式会社から、去る10月30日、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社長崎テクノロジーセンターに新棟を建設するとの発表がありました。

ソニーの半導体画像センサーは、美しい画像の記録を可能とする高性能技術によって、多くの世界的IT企業に採用されており、メイドインナガサキの製品が世界中の人達の生活をより豊かに彩っていくことは、本県の若い方々にとって誇らしく、また、魅力的なことであることから、県においても、理工系を中心に、このような県内企業の存在を積極的にPRすることで、県内外の大学生やUIターン希望者に対し、人材確保の取組を強化してまいります。

今後とも、成長分野における企業間連携や規模拡大の取組を支援し、本県の経済・雇用をしっかりと下支えすることのできる新たな基幹産業の創出に全力を注いでまいります。

#### (長崎県工業技術センター大村開設30周年について)

工業技術センターが、平成元年の大村市での開設から今年で30年を迎えたことから、去る10月30日、工業技術センター及びミライオン図書館を会場として、30周年記念式典を開催いたしました。

式典では、東京大学大学院の石川教授に「知能システムが創るミライ社会」をテーマにした講演をいただくとともに、共同で研究・開発を進めてこられた関係企業による成果発表などを行い、県内企業や国の関係機関、地元高校等から190名の皆様に

ご参加いただきました。

工業技術センターでは、今後とも、精密加工や電子機器、食品加工等の各分野において、県内企業の具体的な成果に結びつく効果的な技術支援や、新しい技術の導入に向けた先導的な研究開発に全力を注ぎ、県内企業の発展に技術面から積極的に支援してまいります。

#### (事業承継の推進について)

県内での円滑な事業承継を支援する「長崎県事業承継ネットワーク」では、商工団体の経営指導員等が経営者と面談してニーズを掘り起こす事業承継診断を行うとともに、地域の専門家や支援機関と連携して事業承継計画書の策定等の個別支援を進めており、今年度においては、診断の年間目標600件に対して9月末までに430件の進捗となっております。

また、診断の結果を踏まえながら、廃業が懸念される事業者に対して、今年度から新たに県が費用を負担し、事業価値の簡易査定を実施することにより、第三者への事業承継を促すなど、県内企業の事業承継の促進に向け注力してまいります。

#### (再エネ海域利用法に基づく長崎県五島市沖における協議会について)

国の再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に向け、「長崎県五島市沖における協議会」について、初回の10月10日に引き続き、2回目を11月25日に五島市において開催いたしました。

当協議会は、国・県と、五島市、漁業関係者等の海域利用者及び学識経験者で構成しており、地元五島市における洋上風力発電と漁業との共生に係るこれまでの実績を背景に、地元の理解が進んでいることから、県としても、年内に開催予定の第3回協議会において、促進区域における洋上風力発電事業の実施について合意形成が図られるよう取り組んでまいります。

(企業誘致の推進について)

去る10月29日、楽天の保険グループである、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、楽天少額短期保険株式会社、楽天インシュアランスプランニング株式会社の4社が、長崎市への立地とクレインハーバー長崎ビルへの入居を決定され、11月25日に立地協定を締結しました。これら4社においては、3年間で120人を雇用して、保険金支払いや契約関連事務等を行うこととされております。

なお、今回の立地決定により、クレインハーバー長崎ビルの入居率は90パーセントに達し、入居企業8社の雇用計画数の合計は724人となります。

さらに、11月15日には、山梨県に本社を置く株式会社電溶工業が、大村市への立地を決定されました。同社は、5年間で12名を雇用して、自動車メーカー向けスポット溶接ロボットの設計・開発を行うこととされております。

このほか、大村市への立地が決定しておりましたマコー株式会社と10月10日に、長崎市への立地が決定しておりました株式会社デンソーウェーブと10月15日に、同じく長崎市への立地が決定しておりました株式会社セイノー情報サービスと11月7日に、それぞれ立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

(県内定着の促進について)

来春卒業の高校生の県内就職促進については、10月以降も未内定の高校生がいることから、10月上旬から中旬にかけて経済団体を通し、予定通りに高校生の採用ができていない企業に対し高校への求人を改めて行なうよう働きかけるとともに、このような企業の情報を県で取りまとめて学校へ情報提供いたしました。

併せて、10月中旬には、新規高卒者を対象とした合同企業面談会を、121名の生徒と146の企業・団体に参加いただき、長崎、佐世保の2地域で開催するなど、



高校生の県内就職の促進に向け、フォローアップの強化に努めているところであります。

一方、大学生については、今年度から新たに、1、2年生を対象として、就職活動の基礎知識等を学び、県内企業や社会人と交流する「就職スタートアップセミナー」を開催することとしており、去る10月に実施した県立大学シーボルト校を皮切りに、7大学等で実施することとしております。

また、去る10月5日には、東京の日本大学において「長崎県業界研究セミナー」を開催し、県内企業11社、学生28名に参加いただいたところです。

さらに、県内企業に就職する大学生等の奨学金の返済を支援する「長崎県産業人材育成奨学金アシスト事業」について、各分野の技術職等に限定していた支援対象の職種を、管理、サービス・販売等の職種にも拡大したところであり、今後とも、県内企業を支える優秀な人材の確保・定着に向け取り組んでまいります。

#### (外国人材の受入れについて)

これまで、ベトナム社会主義共和国クアンナム省と人材の受入に関して協議を行ってきたところですが、去る10月8日に長崎県庁において、同省労働・傷病兵・社会問題局との間で、双方協力して受入れを進めていくことで合意し、人材交流に関する覚書を締結いたしました。

また、11月18日には、産業労働部政策監等がクアンナム省等を訪問し、人材受入等に関する意見交換を行なったところです。

今後は、同省と来年度からの人材受入に向けて、より具体的、実務的な協議を行うとともに、本県における受入体制の整備を図るなど、県内企業を支える外国人材の安定的な受入に取り組んでまいります。

#### (研究事業評価に関する意見書について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関

が行う研究事業について、去る11月12日に委員会から知事へ意見書が提出されました。

研究事業48件をご審議いただき、全体的意見として、「研究事業を効率的に進めていくには、十分な調査を踏まえて研究計画を策定することが重要」などのご意見をいただきました。

審議対象のうち、産業労働部関係については、工業技術センターが企画立案した令和2年度開始予定の新規研究5件、工業技術センターおよび窯業技術センターが平成30年で終了した研究10件の計15件をご審議いただき、うち5件が「積極的に推進すべきである」等のS評価、10件が「概ね妥当である」等のA評価との評価を受けました。

評価結果については、ホームページを通じ、県民の皆様にも広く公表するとともに、委員会からのご意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、産業労働部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

産業労働部関係分の数値目標25項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、平成30年度目標値を設定していないものなど13項目を除く12項目の平成30年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが9項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが2項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが1項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

#### (事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。産業労働部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、21の事業群評価調書により、84件の事業を評価いたしましたが、そのうち49件の事業について、令和2年度に向けて、「改善」「統合」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

#### (長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について)

地方創生に向けた平成27年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成30年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

産業労働部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域に根ざした製造業を育てる」、「本県の強みを活かした戦略的、効果的な企業誘致を推進する」、「「人財県長崎」の実現により「ひと」と「しごと」の好循環を生み出す」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「地域に根ざした製造業を育てる」につきましましては、地場企業の新規雇用を伴う事業拡大支援等に取り組んだ結果、設備投資などに対する県の支援を受けた企業

の新規雇用計画数は目標を上回る170人となっております。

今後の方向性としては、県内企業の付加価値向上や若者の県内定着、産業人材の確保などに取り組んでいくこととしております。

(地方創生の推進について)

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに産業労働部関係分の具体的取組をご説明しますと、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」では、若者の県内定着や人材の育成・確保など、また、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」では、成長分野における新産業創出・育成や地場企業の成長促進などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月を目処に策定してまいります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 1 1 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 1)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1 頁 2 3 行目の次に、次のように挿入する。】

（令和 2 年度の重点施策について）

令和 2 年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ 2 0 2 0 に掲げる目標の実現に向けて、令和 2 年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

産業労働部では、総合計画の部門別計画である「ながさき産業振興プラン」に定める「生産性／競争力を高める」「新たな需要を発掘／創出する」「働く場を創る／改善する」「有能な人材を育成／確保する」という 4 つの基本指針に沿って、引き続き各種施策を推進します。

このうち、「成長産業の育成・創出」に関しては、海洋エネルギー関連産業、A I ・ I o T ・ ロボット関連産業、航空機関連産業について、企業間連携の促進、専門人材育成などの施策を進め、引き続き新たな基幹産業への成長を目指してまいります。特に、世界的な市場拡大が見込まれ、本県企業の技術力が生かせる航空機関連産業については、同分野への新規参入や関連事業者の事業拡大への後押しなどにより、県内での強固なサプライチェーン形成を推進してまいります。

また、今後成長が見込まれる、ヘルスケア関連産業及び宿泊、飲食、小売等の観光関連産業については、県内事業者の経営力の向上を後押しするとともに、引き続き地域や事業者グループの生産性向上に向けた戦略の立案・実践等を支援します。

この他、スタートアップの創出・育成について、首都圏の人材との交流など新たな取組を進めるほか、事業承継に係る個別支援体制の充実、県外からの移住創業等への支援を強化してまいります。

次に、「県内産業の人材確保、若者の県内定着」については、「県内企業の魅力向上」「学生と企業の交流強化」「県外進学者等のUターン就職」の3つの切り口から引き続き施策を推進してまいります。

特に、新卒、既卒含めた若者と県内企業とのマッチングを更にきめ細かく推進するとともに、人材確保へ向けた民間の主体的な取組を促進するため、業界団体・事業者等への働きかけを強化してまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 1頁25行目から2頁1行目までを削除し、次のように挿入する。】

我が国の景気は、政府が11月に発表した月例経済報告によると、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」とされております。



令和元年 11 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

(追加 2)

産 業 労 働 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 2頁16行目から19行目まで  
を削除し、次のように挿入する。】

また、10月の全国の有効求人倍率は、1.57倍と前月と同水準の中、本県においては、前月を0.01ポイント下回る1.18倍と44か月連続で1.1倍以上となっております。雇用情勢は、堅調に推移していますが、一部に弱さがみられます。

【農水経済委員会関係議案説明資料（産業労働部） 4頁21行目から25行目まで  
を削除し、次のように挿入する。】

当協議会は、国・県と、五島市、漁業関係者等の海域利用者及び学識経験者で構成しており、地元五島市における洋上風力発電と漁業との共生に係るこれまでの実績を背景に、地元の理解が進んでいることから、第2回協議会において、全国に先駆け、促進区域における洋上風力発電事業の実施について合意形成が図られました。

現在、全国第1号の促進区域の指定に向け、国において手続きが進められているところであります。

# 令和元年 11 月 定例 県議会

## 予算決算委員会農水経済分科会 関係議案説明資料

水 産 部

水産部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第119号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第122号議案 令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）のうち関係部分

第123号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

第125号議案 令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第119号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

|       |         |
|-------|---------|
| 国庫支出金 | 9万3千円の増 |
| 合計    | 9万3千円の増 |

歳出予算は、

|             |             |
|-------------|-------------|
| 水産業費        | 1,286万5千円の増 |
| 公共土木施設災害復旧費 | 1,150万円の増   |
| 合計          | 2,436万5千円の増 |

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

（国庫支出金について）

水産業改良普及事業交付金の増に伴い

国 庫 補 助 金 9万3千円の増  
を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(職員給与費について)

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、

水 産 業 総 務 費 1, 2 8 6 万 5 千 円 の 増  
を計上いたしております。

(漁港災害復旧費について)

本年9月の台風17号により被害を受けた漁港施設の復旧に要する経費として、

漁 港 災 害 復 旧 費 1, 1 5 0 万 円 の 増  
を計上いたしております。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

繰越明許費については、計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、

|                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| 漁 場 水 産 基 盤 整 備 費         | 2 億 7, 7 8 0 万 円       |
| 県 営 漁 港 水 産 基 盤 整 備 費     | 2 1 億 6, 4 2 3 万 7 千 円 |
| 市 町 村 営 漁 港 水 産 基 盤 整 備 費 | 3 億 3, 4 2 5 万 1 千 円   |
| 合 計                       | 2 7 億 7, 6 2 8 万 8 千 円 |

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第122号議案 令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第1号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、  
収益的支出で、52万2千円の減  
となっております。

これは職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、  
水産業費847万8千円の増  
合計847万8千円の増  
となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

次に、第125号議案 令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第2号）のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的支出で、3万2千円の増  
となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和元年 11 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

水 産 部

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和元年7月2日、対馬振興局管内佐賀漁港内道路で発生した県の管理瑕疵により車両に損傷を与えた事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、佐賀漁港内道路において、トラックが走行していた際、側溝グレーチングの受枠が破損していたことから、通過中のトラックの車輪がグレーチングを跳ね上げて、当該車両に損傷を与えたもので、82,543円を賠償金としたものです。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(日中・日韓水産関係交流について)

本県は東シナ海等の水産資源及び漁場を中国・韓国との間で共有しており、水産資源の保持・資源管理の確立、安全操業の確保等を図る上で、日中・日韓との相互理解は益々重要になっております。

このような中、昭和60年から中国福建省、平成12年から浙江省と代表団の相互派遣などの交流を行っており、去る10月8日から4日間の日程で、水産部長を団長とする6名の漁業代表団を福建省に派遣し、水産物の需要や養殖振興、赤潮対策などにかかる意見交換、漁業交流に関する備忘録の署名及び養殖場の視察を行いました。

また、10月14日から16日までの日程で、浙江省漁業代表団6名を長崎県に受け入れ、水産行政全般についての意見交換を行い、資源管理や養殖振興等について認識を深めました。

平成5年から実施している「日韓海峡沿岸水産関係交流会議」については、釜



山広域市は参加を取りやめたものの、日本側の長崎、山口、福岡及び佐賀の4県と韓国側の全羅南道、慶尚南道及び済州特別自治道の3道の水産行政担当者並びに研究者が参加し、去る10月24日に佐賀県唐津市において、開催されました。

両国間で、種苗放流の実施状況や温暖化に対応した海藻類の増養殖技術開発などについて、情報交換を行うとともに、トラフグ2千尾を共同放流するなど漁場を共有する東シナ海等における国際的資源管理の重要性の共有を図りました。

今後とも、引き続き中国・韓国との交流を通して相互理解の促進に努めてまいります。

#### (長崎県水産業就業支援フェアについて)

本県ではこれまで新規漁業就業者の確保に向け、県外の漁業就業支援フェア等へ出展し、IUターン者の獲得や、技術習得支援等により就業者の確保に取り組んでまいりましたが、依然として水産業全体で深刻な人手不足の状況が続いております。

このため、県内の高校生や求職者の地元水産業界への就業を更に促進することを目的に、去る10月12日、県庁1階エントランスにおいて県主催の水産業就業支援フェアを初めて開催いたしました。

台風19号による欠航が相次ぐ中でしたが、沿岸漁業、遠洋沖合漁業、卸売業、加工業の35団体に出展いただき、県内高校生19名、県外からの4名を含む合計41名が来場されました。

フェアでは、延べ140件の面談が行われ、27名に対して13団体から具体的な就業の交渉があり、離島の魚類養殖業者では職場体験の受入れが決まるなど、地元就業の促進に効果があるものと考えております。

出展業者のアンケートでは開催の継続を期待する声も多く、今後も定期的に関係することによって水産業界における就業者の確保に努めてまいります。

(卸売市場法改正に伴う長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の改正等について)

平成30年6月に「卸売市場法」が、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的に改正され、令和2年6月より施行されます。

主な改正点といたしましては、市場の開設が許可制から認定制となること、小規模卸売市場の区分がなくなり地方卸売市場となること、売買取引の方法の公表が開設者に求められることなどであります。

このため、県としましては、2月議会における「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」の改正や、「長崎県魚市場条例」の廃止のための関係議案の上程に向け、関係者への説明と意見交換を行っているところであり、市場関係の皆様方の事業運営に支障のないよう、関係者の意見を踏まえ、条例改廃手続きを進めてまいります。

(さかな祭りについて)

去る10月5日、松浦魚市場において、「第23回松浦おさかなまつり」が開催され、約1万人が来場し、魚のつかみどりや模擬競り、アジ・サバの試食会、海鮮鍋の無料配布などで賑わいました。

10月20日には、長崎魚市場において、「第38回長崎さかな祭り」が開催され、約3万5千人が来場されました。会場では模擬セリ大会、鯨雑煮のふるまい、長崎県産の養殖トラフグや養殖クロマグロの解体実演・即売会など、さまざまなイベントで賑わいました。

また、同日には、佐世保魚市場においても、「第22回佐世保漁港お魚まつり」が開催され、約2万8千人が来場し、模擬セリやお魚バーベキュー、お魚つかみどり、佐世保市の水産ブランド品紹介、海鮮汁の無料配布などで賑わいました。

今後とも、より多くの消費者に本県水産物を紹介する機会を設け、魚食普及や地産地消を推進してまいります。

(第17回ながさき水産科学フェアについて)

総合水産試験場では、毎年開催される「長崎さかな祭り」に合わせて、隣接する国立研究開発法人 水産研究・教育機構 西海区水産研究所と長崎大学 海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センターとの3機関合同で「ながさき水産科学フェア」を開催しました。

第17回目となる今年度は、「海にふれよう、海をのぞこう」をテーマに掲げて10月20日に開催したところ、好天にも恵まれ、3機関で合計1,025名もの来場がありました。

当日は、海の生物に実際に触れ合うタッチプール、赤潮プランクトンの観察、海藻押し花づくり、蒲鉾づくりなどの体験型イベントのほか、調査船の公開、海や魚に関する話をわかりやすく紹介する「サイエンスカフェ」等を開催し、多くの来場者の方々に本県水産産業を理解していただくとともに、未来を担う子供達に水産と海洋の科学を学んでもらうことができました。

(研究事業評価について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、11月12日に評価委員会から知事へ意見書が提出されました。

審議対象である研究事業48件のうち、水産部関係については、戦略プロジェクト研究1件、経常研究8件、計9件を審議していただき、事前評価として「積極的に推進すべきである」、途中評価として「計画以上の成果をあげており、継続すべきである」、事後評価として「概ね計画を達成した」などの評価を受け、その結果については、県ホームページなどを通じて、県民の皆様にも広く公表しております。

今後、評価委員会からの意見を踏まえて、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、水産部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

水産部関係分の数値目標22項目のうち、施策と事業群の指標が同じもの、平成30年度目標値を設定していないものなど6項目を除く16項目の平成30年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが12項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが2項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが2項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価及び指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。水産部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、8件の事業群評価調書により、44件の事業を評価いたしました。そのうち13件の事業について、令和2年度に向けて、「拡充」「改善」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について)

地方創生に向けた平成27年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI(重要業績評価指標)の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成30年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

水産部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「地域の柱となる水産業を育成し、後継者を確保する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、市場ニーズに対応した流通対策・加工品の開発、輸出促進等につきましては、県と関係団体が連携し東アジアを中心に輸出促進の取組を進めており、商談会やフェアの開催、相手国での産地PR等を積極的に取り組んだ結果、平成30年度の水産物輸出額は目標金額の20億円に対し33億円となり、本県水産物の輸出促進が図られております。

今後の方向性と致しましては、水産物のさらなる輸出拡大に向け、海外でのPRと併せた新たな輸送ルートの開拓などに取り組んでいくこととしております。

(地方創生の推進について)

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、

第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに水産部関係分の具体的取組をご説明しますと、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、地域に密着した産業の担い手の確保・育成や、外国人材の活用による産業、地域の活性化、施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備や、養殖業の成長産業化と加工・流通体制の強化などの施策を積極的に推進してまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月を目処に策定してまいります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 11 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 1)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料（水産部）の1頁9行目の次に、次のとおり挿入する。】

（令和2年度の重点施策）

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、長崎県水産業振興基本計画における4つの基本目標「収益性の高い魅力ある経営体の育成」、「浜・地域の魅力を活かした水産業の活性化と就業者確保」、「国内外での販路拡大と価格向上」、「漁業生産を支える豊かな漁場・安全で快適な漁村の環境整備」を柱とし、経営力強化に向けた指導・支援、浜の活力再生プランに基づく活動推進、就業者確保対策の充実・強化、海外や大消費地への販路拡大を目指した流通加工対策、資源管理の高度化、藻場回復等による漁場づくり、漁港整備や浜の環境整備などを総合的に推進します。

特に、令和2年度は、漁業経営体や漁業就業者の減少抑制の課題解決に向け、就業相談から定着まで切れ目ない支援による新規漁業就業者の確保・育成対策を強化するとともに、漁業者の所得向上や雇用確保に向けた漁業者の経営力強化を推進するため、定置網漁業者の気象変化に備えた漁具改良や省力化の取組を支援するほか、水産物のさらなる輸出拡大に向け、海外でのPRと併せた新たな輸送ルートの開拓などに取り組んでまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。



令和元年 11 月定例県議会

農水経済委員会関係説明資料

(追加 2)

水 産 部

【農水経済委員会関係説明資料追加1（水産部）の1頁21行目の次に、次のとおり挿入する。】

（有明漁協について）

有明漁協につきましては、平成29年度及び30年度決算の確定を最優先とし、県漁連と県が協力しながら作業を進めてまいりましたが、一定の目処が立ったことから、通常総会に付議すべき事項等を協議する理事会が12月16日に開催される予定になっております。

また、一部窓口業務の再開、事務所に設置されている信漁連ATMの再稼動など、徐々にではありますが、漁協機能の正常化に向けた取組が進められております。

県といたしましては、漁協の再建に向け、引き続き、市及び漁協系統団体と連携し、支援してまいります。

令和元年 1 1 月定例県議会

予算決算委員会農水経済分科会  
関係議案説明資料

農 林 部

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第119号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

第123号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分  
であります。

それでは、まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」  
のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 国庫支出金 | 6億 8,778万 3千円の増 |
| 諸収入   | 209万 6千円の減      |
| 合 計   | 6億 8,568万 7千円の増 |

歳出予算は、

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 農業費         | 4,797万 4千円の増    |
| 畜産業費        | 3,535万 5千円の増    |
| 農地費         | 5,261万 2千円の減    |
| 林業費         | 2億 5,442万 5千円の増 |
| 農林水産施設災害復旧費 | 1億 6,192万 円の増   |
| 公共土木施設災害復旧費 | 3億 7,812万 円の増   |
| 合 計         | 8億 2,518万 2千円の増 |

となっております。

まず、歳入予算についてご説明いたします。

(国庫支出金について)

林地荒廃防止施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、緊急治山費等に係る国庫負担金及び国庫補助金の増、職員給与費にかかる国庫負担金及び国庫補助金の増減に伴い、

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 国庫支出金 | 6億 8,778万 3千円の増 |
|-------|-----------------|

を計上いたしております。

(諸収入について)

職員給与費にかかる受託事業収入の減に伴い、

|     |            |
|-----|------------|
| 諸収入 | 209万 6千円の減 |
|-----|------------|

を計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

(台風17号等による被災への対応について)

台風17号等により被災したハウス、農業共同利用施設、畜産関係施設、治山施設等の復旧に要する経費として、

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 農村地域定住促進対策費   | 5,941万 4千円の増    |
| 農業協同組合振興対策費   | 644万 2千円の増      |
| 畜産経営対策費       | 1,072万 1千円の増    |
| 緊急治山費         | 1億 5,336万 3千円の増 |
| 林地崩壊防止費       | 1億 77万 1千円の増    |
| 林業施設災害復旧費     | 1億 6,192万 円の増   |
| 林地荒廃防止施設災害復旧費 | 3億 7,812万 円の増   |

を計上いたしております。

(家畜伝染病予防対策費について)

家畜伝染病「ASF（アフリカ豚コレラ）」の感染を予防するため、野生動物侵入防止用の柵を設置するための支援に要する経費として、

|            |         |     |
|------------|---------|-----|
| 家畜伝染病予防対策費 | 2, 134万 | 円の増 |
|------------|---------|-----|

を計上いたしております。

(職員給与費について)

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足の調整として、

|   |   |   |         |       |       |
|---|---|---|---------|-------|-------|
| 農 | 業 | 費 | 1, 788万 | 2千円の減 |       |
| 畜 | 産 | 業 | 費       | 329万  | 4千円の増 |
| 農 | 地 | 費 | 5, 261万 | 2千円の減 |       |
| 林 | 業 | 費 | 29万     | 1千円の増 |       |
| 合 |   | 計 | 6, 690万 | 9千円の減 |       |

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

繰越明許費については、災害復旧にかかる国の交付決定の遅れや計画、設計及び工法の変更による工事の遅延等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、

|             |   |   |     |         |     |
|-------------|---|---|-----|---------|-----|
| 農           | 地 | 費 | 1億  | 3, 410万 | 円   |
| 林           | 業 | 費 | 9億  | 5, 547万 | 9千円 |
| 公共土木施設災害復旧費 |   |   | 3億  | 8, 000万 | 円   |
| 合           |   | 計 | 14億 | 6, 957万 | 9千円 |

の繰越明許費を設定するものであります。

(債務負担行為について)

農林行政機器等保守業務に要する経費の債務負担について、農業農村整備関連工事・委託費用を積算するシステム等の保守改良業務の委託費用を追加するため、  
708万 5千円の増  
を措置するものであります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は合計で、  
2,356万 7千円の増  
となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

令和元年 11 月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料

農

林

部



農林部関係の議案外の主な報告事項について、ご説明いたします。

(令和元年度第58回農林水産祭天皇杯等の受賞について)

令和元年度第58回農林水産祭園芸部門において、雲仙市の「島原雲仙農協雲仙ブロッコリー部会」が、栄えある「天皇杯」を受賞されました。

令和元年度農林水産祭では、平成30年8月から令和元年6月までに行われた農林水産祭参加行事277件において、農林水産大臣賞を受賞した466点のうち、農産・蚕糸、園芸、畜産、林産、水産、多角化経営及びむらづくりの7部門並びに女性の活躍において、その性質・内容が抜群で広く社会の賞賛に値するものから、「天皇杯」、「内閣総理大臣賞」、「日本農林漁業振興会会長賞」が各部門1点ずつ授与されております。

今回の「天皇杯」受賞は、「島原雲仙農協雲仙ブロッコリー部会」が基盤整備事業とともに栽培の機械化体系を確立し、全量共同選別出荷体制の整備など、部会が一丸となって規模拡大に取り組み、高品質・長期安定出荷を実現したことや、後継者育成にも力を注ぎ、若手農業者の定着・育成を行うことで部会を発展させてきたことが高く評価されたものであります。

また、第47回毎日農業記録賞において、島原市の松本綾子氏が最高位となる「中央審査委員長賞」を受賞されました。この賞は、「農」や「食」、「農に関わる環境」への思い、体験等を募集するもので、農外から嫁いで就農した松本氏の生姜生産における販路拡大や6次産業化などの意欲的な取組が高く評価されたものであります。

県といたしましては、こうした全国に通じるトップクラスの取組を県内全域へ波及させることで、産地の強化と担い手の育成につなげてまいります。

(長崎県多面的機能支払活動組織の集いの開催について)

去る10月23日、多面的機能支払活動のさらなる取組推進及び県内農山村地域の

活性化を図るための「長崎県多面的機能支払活動組織の集い」が、大場農水経済委員長をはじめ各委員、九州農政局長、県内の活動組織及び関係機関の方々約700名の参加のもと、諫早市で開催されました。

当日は、地域での優良事例の発表や、国に対して予算の確保と地域の実情を反映した制度構築を求めていくことの決議を採択し、盛会のうちに終了いたしました。

県といたしましては、農村地域における過疎化や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用施設の管理に支障を来すなど、農村の有する多面的機能維持が困難となっている地域が増加していることから、これを支える地域ぐるみでの多面的機能支払活動の取組を推進しているところであり、今後とも、活動組織の広域化などの取組を推進し、農地や農村環境の保全管理、集落機能の維持強化を図ってまいります。

#### （森林・林業・林産業活性化九州大会について）

去る10月29日、森林・林業活性化促進議員連盟九州連絡会議及び長崎県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟の主催により、森林・林業・林産業の活性化と山村地域の振興を図ることを目的として、「森林・林業・林産業活性化九州大会」が、九州各県の議員の皆さまや林業関係者など、約950名の参加のもと、長崎市民会館において開催されました。

当日は、太田猛彦東京大学名誉教授による基調講演や、県内の先進的な取組事例の発表が行われた後、「林野公共予算の確保や災害に強い森林づくりによる緑の国土強靱化の推進」などの大会決議が採択され、盛会のうちに終了いたしました。

県といたしましては、本格的な利用期を迎えた豊富な森林資源の循環利用による、林業・林産業の成長産業化を実現し、山村地域の活性化につなげることが重要であると考えており、引き続き関係機関と一体となって木材の生産・加工・流通、利用の促進や森林の整備を担う人材の確保・育成に向けた取組を推進してまいります。

(長崎四季畑の認証商品の決定について)

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」については、県産農産物の活用促進並びに、農林業者、食品事業者の所得向上・農山村地域の活性化を目的として平成24年度から県産農産物を原材料として製造・販売している優れた農産加工品を県が認証し、商品のPRや販売支援に取り組んでいるところです。

令和元年度におきましては、新規の34商品及び認証期間3年を経過する更新分10商品の申請があり、去る11月8日に学識経験者等で構成する総合審査会を開催し、味覚、長崎県らしさ、商品力等の視点から厳正な審査を実施した結果、新規分11商品及び更新分10商品が選定され、来年1月に認証式を行うこととしております。これにより、「長崎四季畑」の認証数は既認証数と合わせて計115商品となります。

認証商品については、県内の道の駅等におけるフェアの開催、首都圏での商談会への出展等の支援を行うほか、12月7日から来年1月26日までの期間、常設販売コーナー設置店等で「長崎四季畑」をお買い上げいただいた方へのプレゼントキャンペーンを実施するなど、「長崎四季畑」のさらなる認知度向上や、販売店への常設コーナー設置の働きかけ等による販売促進に取り組んでまいります。

(長崎県茶業協会の解散に伴う後継組織の設立について)

長崎県茶業協会につきましては、昭和38年に設立され、品評会や共進会の開催、長崎玉緑茶のPRなどにより、本県茶業の振興に寄与してきたところではありますが、去る7月18日の通常総会において、令和2年3月31日での解散が議決されました。

県としましては、近年、「長崎玉緑茶」が全国茶品評会で3年連続日本一を獲得するなど品質が向上し、認知度も高まっているところであり、今後とも生産技術向上やPR対策など生産者、団体、行政が一体となった取組が不可欠であると考えております。

そのため、去る10月28日に、従来の生産者代表、市町、JA等関係団体に加え茶商関係者の出席のもと、長崎県茶業協会の後継組織設立検討会を開催し、後継組織の設立及び県が事務局を担うことが決定されたところであります。

県としましては、生産者、関係団体等とさらに協議を行い、令和2年3月を目途に後継組織の設立を進め、関係者一体となった「長崎玉緑茶」の振興を通じ生産者の所得向上につながるよう取り組んでまいります。

#### (野生鳥獣による被害の状況について)

去る10月16日に農林水産省が平成30年度の野生鳥獣による農作物被害額を公表し、本県の農作物被害額は、2億8百万円と前年度と比べ8百万円の減少となっており、ピーク時の平成16年度と比較して4分の1程度に減少しております。

このうちイノシシによる農作物の被害額については、1億4千2百万円と前年度の1億4千4百万円とほぼ同額となっておりますが、ピーク時から3分の1以下に減少しております。

県では、これまで、被害対策の知識や技術を身に付け地域で指導する「イノシシ対策A級インストラクター」を450名育成するとともに、「防護対策」として延べ1万4千キロメートルを超える防護柵の設置、「すみ分け対策」としてヤギの放牧等による緩衝帯整備、「捕獲対策」として集落単位での捕獲隊の設置や安全で捕獲者への負担が少ない捕獲後の止め刺し方法の研究開発など、「防護・すみ分け・捕獲」の3対策を総合的に展開し、一定の成果がみられているところです。

しかしながら、イノシシ被害は依然、地域の深刻な課題であることから、県や市町、農協等の関係機関が連携し、日本型直接支払制度等を活用した防護柵の維持管理の徹底や、従来のすみ分け対策と環境保全林緊急整備事業との組み合わせによるバッファゾーンの拡大、品質管理の徹底による捕獲個体の有効活用への支援等に取り組むとともに、捕獲情報をリアルタイムでマップ化し、防護・捕獲対策を効果的・

効率的に実施するための情報システムを構築するなど、さらなる被害軽減を図ってまいります。

また、イノシシに次いで被害が大きいカモによる被害額は3千6百万円となっており、諫早湾周辺地域での被害が多くみられていることから、県ではカモによる農作物被害の軽減に向け、本年5月に営農者代表、農業団体、市、県、県農業振興公社を構成員とする諫早湾周辺カモ被害防止対策連絡会議を立ち上げ、営農者を対象とした研修会の開催、他県の被害対策事例の調査、吹流しによる防護対策の実証等を行うとともに、県下に波及するなど被害防止対策の充実強化に努めてまいります。

#### （卸売市場法改正に伴う長崎県卸売市場条例等の廃止について）

平成30年6月に「卸売市場法」が、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的に改正され、令和2年6月から施行されます。

主な改正点といたしましては、市場の開設が国又は都道府県の許可制から認定制になること、市場は売買取引の方法や取引条件、結果の公表、代金決済ルールなどを業務規程に定めることなどであります。

このため、県といたしましては、2月議会において「長崎県卸売市場条例」及び「長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例」の廃止議案の提出を予定しており、法改正に伴う県内地方卸売市場開設者等の行う事務手続が円滑に行えるよう、関係者を対象とした説明会の開催や指導等を行うことで、市場関係の皆様方の事業運営に支障のないよう対応してまいります。

#### （諫早湾干拓事業の開門問題について）

去る10月2日、江藤農林水産大臣が来県され、諫早湾干拓事業に係る現地視察及び長崎県関係者との意見交換が行われました。

諫早市役所で行われた諫早湾干拓事業の開門問題についての意見交換においては、県選出国會議員ご同席のもと、知事から、平成29年4月に国は開門しない方針を明確に示しており、江藤大臣におかれても、就任会見において、「開門することなく基金による和解を目指す」との考えを示されたことについて、「開門問題の早期解決に引き続きご尽力をいただきたいこと」、「開門することなく真の有明海再生に向けてご尽力いただきたいこと」、「調整池の環境対策に取り組んでいただきたいこと」などを要望いたしました。

併せて、諫早湾干拓事業の経緯や、農業、漁業等の現状を説明するとともに、調整池や干陸地等、諫早湾干拓事業で創出された新たな地域資源の積極的な利活用が進められていることを報告したところであります。

また、地元関係者の方々からも、「諫早湾干拓事業によって、安全で安心した生活、営農が続けられるようになった」、「引き続き開門しない方向で、問題を解決していただきたい」等の意見が直接大臣に伝えられ、大臣からは、「人の生命と財産を守ること、国民に対して果たすべき国の義務である」、「営農に影響が生じるような判断は、国としては行わない」、「基金による解決が最善である」旨の回答がありました。

次に、国が、福岡高裁判決（確定）の勝訴原告に対して、その執行力の排除を求めて提訴した請求異議訴訟につきましては、去る9月13日、最高裁判所において、国の請求を認めた福岡高等裁判所の判決を破棄し、差し戻す旨の判決が出され、同高裁での口頭弁論期日が来年2月21日に行われることとなっております。

県としましては、引き続き、訴訟の推移を見極めるとともに、開門しない方向で真の有明海再生に向けた取組が進むよう、県議会や関係者の皆様とともに、適切に対処してまいります。

（諫早湾干拓農地の排水対策等について）

諫早湾干拓農地の排水対策につきましては、公益財団法人長崎県農業振興公社に

において策定した排水対策実施方針に基づき取組を進めているところであり、営農者による適正な農地管理が行われているにも関わらず排水に問題が生じている12圃場73.4ヘクタールのうち、昨年度は4圃場23.5ヘクタールの暗渠排水事業を実施しており、今年度は5圃場31.8ヘクタールを実施することとし、11月下旬までに工事が完了することとなっております。

なお、残り3圃場、18.1ヘクタールについては、来年度実施することとしております。

併せて、畑面平均勾配が逆勾配となっており、新たに排水不良の申し入れがあった4圃場18.1ヘクタールについては、10月までに勾配修正作業が完了しております。

次に、諫早湾干拓農地から撤退された元営農者の2者が、県、農業振興公社、国に対し、干拓地の欠陥から生じた排水不良、冷害・熱害等により、撤退を余儀なくされたこと等を理由として、損害賠償を求めて提訴されております。現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る11月12日に行われました。

また、諫早湾干拓農地の利用権設定の更新が認められなかった2者が、県、農業振興公社、国に対し、潮受堤防内側の調整池から飛来するカモによる食害等を理由として、損害賠償と排水門の開門を求めた訴訟につきましても、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、口頭弁論期日が去る11月12日に行われました。

この2件の訴訟につきましては、審理を併合することが決定され、次回、口頭弁論期日が来年1月27日に行われることとなっております。

なお、この利用権設定の更新が認められなかった2者に対し、公益財団法人長崎県農業振興公社が農地の明け渡しを求めて提訴した土地明渡請求事件につきましては、現在、長崎地方裁判所で審理中であり、弁論準備期日が去る11月12日に行われ、次回、弁論準備期日が来年1月27日に行われることとなっております。

県としましては、弁護士、国、公社と連携しながら適切に対処してまいります。

(対馬農業協同組合の不祥事件と県の対応について)

本年7月に当委員会でご報告いたしました対馬農業協同組合の元職員による共済金の不正流用事件につきましては、同組合が調査のために設置した第三者委員会の中間報告を受け、去る10月29日に開催した臨時総代会において、未収金を11億1千1百万円、回収可能見込額を差し引いた貸倒引当金繰入を1億4千9百万円、当期損失を1億5百万円とする決算内容とともに、不正流用額が12億2千8百万円となることが報告されたところです。

県においては、本年7月5日付けで、当該事件について、農業協同組合法第94条の2第2項の規定に基づき、同組合に対して、その全容解明、原因及び責任の所在の明確化、法令等遵守態勢の確立及び速やかな決算報告等を求める業務改善命令を発出し、8月5日までの改善報告を求めておりましたが、決算報告に必要な全国監査機構の監査が本年9月末まで期間を要する等の理由により、同組合から報告期限の延長申請があったため、期限を10月末まで延長していたところです。

その後、同組合から10月30日付けで、臨時総代会へ報告した決算内容とあわせて、第三者委員会の最終報告予定が令和2年3月末となり、報告期限を同年4月末までとする再延長申請が提出され、県としては、期限の再延長を承認するとともに、引き続き徹底した調査を行うよう指示したところです。

県としましては、引き続き調査の進捗を確認するとともに、今後提出される業務改善命令に対する報告の内容を精査したうえで適切に対応してまいります。

(研究事業評価について)

外部有識者からなる長崎県研究事業評価委員会へ諮問しておりました県の研究機関が行う研究事業について、11月12日に委員会から知事へ意見書が提出されました。

審議対象であった研究事業48件のうち、農林部関係については、農林技術開発



センターが企画立案しました20件をご審議いただき、いちご「ゆめのか」の花芽分化の早進化、出荷平準化及び収穫延長による増収技術を開発した「単収日本一を目指したイチゴ「ゆめのか」の増収技術開発」など4件が「計画以上の成果をあげている」等のS評価を受け、黒毛和種雌牛における肥育期間の短縮技術と飼料米を用いた低コスト生産技術を開発した「低コスト生産を目指した黒毛和種雌牛肥育技術の確立」など16件が「概ね妥当である」「概ね計画を達成した」等のA評価を受け、全課題が妥当と評価されたところであります。

なお、評価結果については、県ホームページ等を通じ県民の皆様にも広く公表するとともに、評価を踏まえて研究内容等について所要の見直しを行い、研究事業の効果的、効率的な実施を図ってまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、農林部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

農林部関係分の数値目標14項目のうち、平成30年度目標値を設定していないものなど5項目を除く9項目の平成30年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが6項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが3項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが0項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価及び指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。農林部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

事務事業評価については、21件の事業群評価調書により、103件の事業を評価しましたが、そのうち42件の事業について、令和2年度に向けて、「拡充」「改善」「縮小」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について)

地方創生に向けた平成27年度から平成31年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成29年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

農林部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「農林業でしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農山村に人を呼び込む」施策や「総合的な移住対策を推進する」施策に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用しながら取り組んでいる「農林業でしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農山村に人を呼び込む」施策につきましては、農業・林業産出額をKPIの一つとして掲げ、地域別・品目別の産地

計画に基づき、新品種・新技術の導入や規模拡大、増頭などを一体的に支援し、産地の収益力向上に取り組むとともに、路網整備や高性能林業機械の導入による生産性向上や川上から川下までが連携した流通体制の構築等に取り組んだ結果、公表されている直近の実績である平成29年の農業・林業産出額は、1,712億円と前年と比較して50億円の増となっております。

今後の方向性として、**「産地計画」**を基軸として、スマート農業の導入拡大や水田の畑地化・汎用化対策、農地中間管理事業を活用した農地条件整備などの生産性向上対策、国内流通の新たな連携先となる地域中核量販店の開拓や輸出拡大など流通・販売対策の強化、産地が主体となった担い手の受入態勢の強化等新規就農・就業者の確保を図るとともに、農山村地域における移住・定住の促進、地域ビジネス化などによる集落の維持・活性化対策に取り組むなど、農林業でしっかり稼ぐ仕組みづくりを目指してまいります。

#### （地方創生の推進について）

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに農林部関係分の具体的取組をご説明しますと、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」では、「新規就農・就業者の増大」や「個別経営体の経営力強化」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」では、「生産性の高い農林業産地の育成」や「産地の維持拡大を支える加工・流通・販売対策の強化」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」では、「農山村集落の維持」や「農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり」などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月を目処に策定してまいります。

令和元年11月定例県議会

農水経済委員会関係議案説明資料  
(追加1)

農 林 部

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の1頁2行目に、次のとおり挿入する。】

（令和2年度の重点施策）

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示したものであります。このうち、農林部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、農林業で「儲かる姿を見せ、若者から選ばれる産業」、農山村で「地域で稼ぐ仕組みをつくり、若者から選ばれる集落」を目指すため、品目別・地域別の「産地計画」を基軸とし、生産・流通・販売対策の強化、担い手への農地集積、労力支援、新規就農者・就業者の確保、新たな森林管理システムに基づく森林整備などを進めるとともに、農山村地域における移住・定住の促進、地域ビジネス化などによる集落の維持・活性化に取り組むこととしており、令和2年度においては、以下の取組を強化してまいります。

まず、「儲かる経営の実現、新規自営就農者・雇用就業者の増大」として、認定農業者の世代・後継者状況別の経営改善支援や、きめ細かな新規自営就農者の確保対策、県内外の若者への情報発信、産地が主体となった担い手の受入態勢の強化、雇用型経営体との就業マッチング等に取り組んでまいります。

次に、「担い手の規模拡大と産地の維持・拡大」として、地域の話し合いにより策定した人・農地・産地プランに基づき、水田の畑地化・汎用化等による園芸団地

の育成や農地中間管理事業を活用した農地の条件整備とともに、外国人材や農福連携等による多様な労力の支援体制を整備してまいります。

また、「生産性向上・コスト縮減対策の更なる強化」として、環境制御技術などのスマート農業の導入拡大や施設整備、肉用牛の増頭対策のほか、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた出品候補牛の確保・育成などに取り組むとともに、「農産物等の流通・販売対策」として、国内流通の新たな連携先となる地域中核量販店の開拓、花き・茶の輸出拡大、輸出を見据えた産地の育成、新たな分野での県産材の利用促進を図ってまいります。

さらに、「農山村地域での人口減少対策」として、集落自らが農地付空き家やお試し移住などの情報発信等による移住・定住の促進に加え、中山間地域に対応した営農体系の確立、加工販売による雇用の創出、都市部の住民や企業等と農山村集落が連携した保全活動などに取り組み、集落の維持・活性化を進めてまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【農水経済委員会関係議案説明資料（農林部）の１頁２３行目に、次のとおり挿入する。】

（農業分野における外国人材（特定技能）の受入れについて）

外国人材の受入れにつきましては、去る１１月１４日に福岡出入国在留管理局長からカンボジア国の２名に対し、在留資格「特定技能」の認定証明書が交付され、「エヌ」において現在、日本への入国手続を行っており、１２月中旬頃に入国できる見込みとのことであり、入国後、「エヌ」による研修を経て１２月下旬頃にＪＡ島原雲仙に派遣され、農家から請負ったブロッコリー、にんじん等の収穫、選果作業に従事する予定となっております。

県といたしましては、農業現場へ派遣する外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに向け、１０月１日に、最初の受入れ先となる島原地域において、ＪＡ・地元３市とともに地域受入市町連絡協議会を設置したところであり、入居先等の受入に向けた準備状況など情報の共有化を図るとともに、レタス、ブロッコリー栽培等の作業マニュアルを外国語に翻訳するなどの取組を進めております。

なお、外国人材につきましては、県内各ＪＡ等から株式会社「エヌ」に対して現在約６０名の特定技能外国人材の派遣要望があっており、現在、上記２名のほかにカンボジア国の１３名の在留資格を出入国在留管理局に申請中であります。

また、受入れを予定しているベトナム国に対しましては、去る１１月２８日に、農業農村開発省ナム副大臣が来県された際に、知事から、ベトナム国内の送出し態勢の整備に向けたガイドラインの策定等を早急に進め、ベトナム国の技能実習生



OBを一日も早く本県の農業現場に送り出していただくよう要望したところであります。

県といたしましては、まずは、島原地域をモデルとして受入れを進め、外国人材の要望を踏まえて、各地域に受入れ態勢を順次整備していくことで、外国人材が安全に安心して暮らし、就労できる環境づくりに取り組んでまいります。